

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19



KODAK Color Control Patches

© 2001 Kodak. All rights reserved. TM Kodak. KP27081B

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black

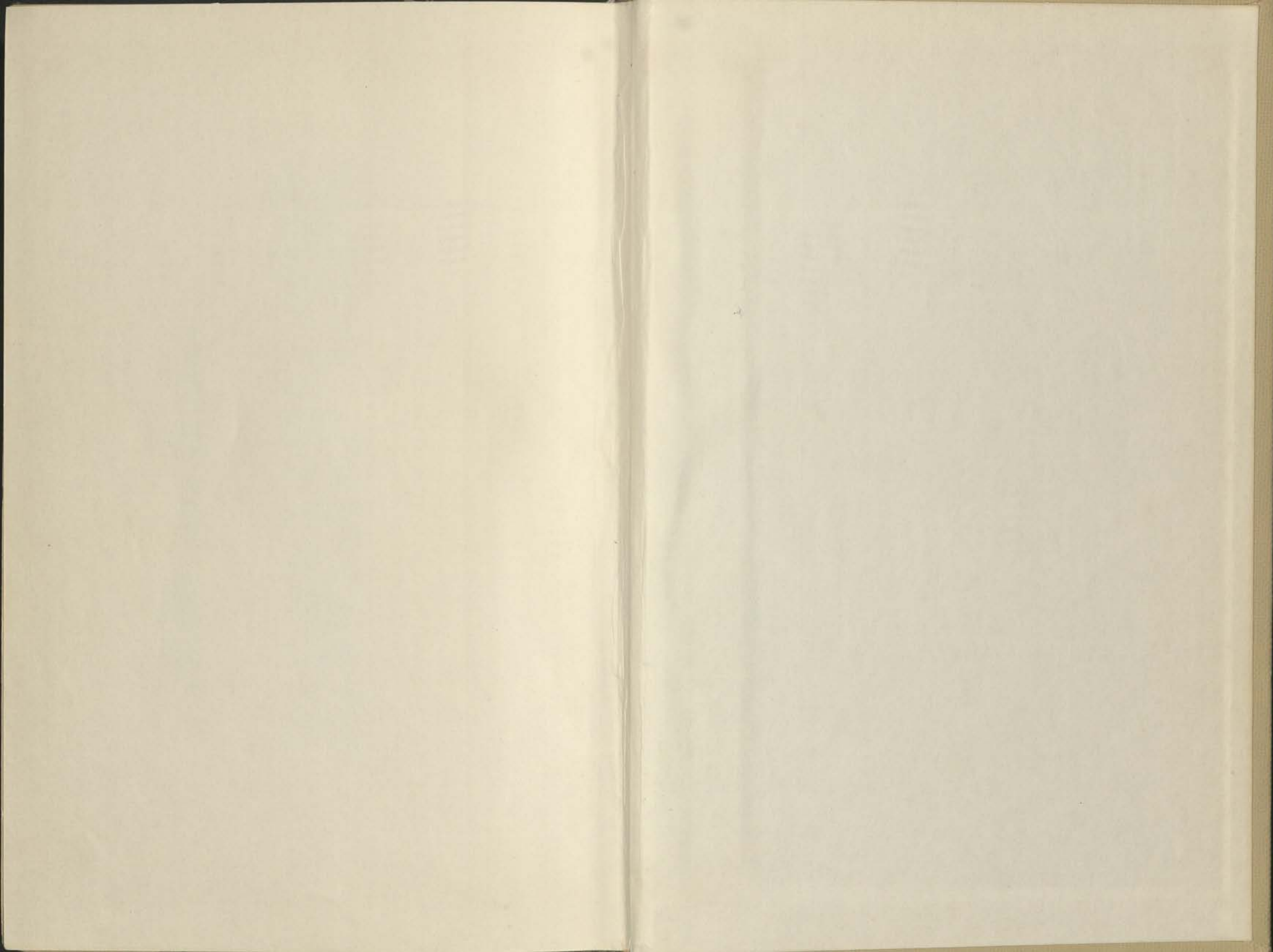


KODAK Gray Scale

© 2001 Kodak. All rights reserved. TM Kodak. KP27081B

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19





L453 / ㄗ (5)

埼
五
縣
大
立
郡
大
正
震
災
誌



邑
陵
佐
木
守
庸
題



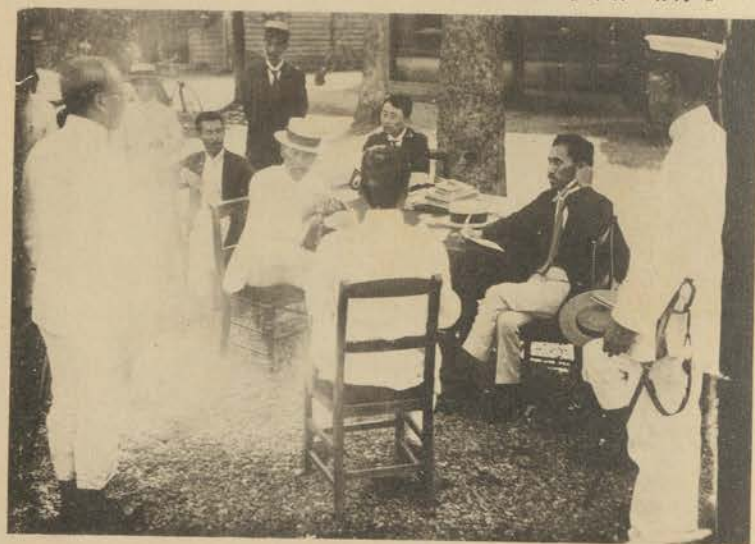
第
538

8 90

349



從侍佐岩使勅の遣差御に特りより邊きこ畏てしと舞見御災震下縣玉埼
てに關玄廳縣時四後午日一廿月九



(帽葉麥方左てつ向)事知内堀の時く聴か告報害災に庭廣前關玄廳縣
日一月九 森(央中)長課木土水清(服黒の方右てつ向)長部務内坂香
てに前關玄廳縣半時零後午



てに前堂事議會縣時一後午日一 雲怪たつ起に空の都帝中災火震大



分五時零後午日一月九 者難避の路道前廳縣



午正日一り通門表町和浦 状 惨 の 潰 全 家 民



午正月一 道仙仲り富突り通場車停町和浦 状 惨 の 潰 全 家 民



時六前午日二月九 者難避すか明を夜に内院藏玉和浦



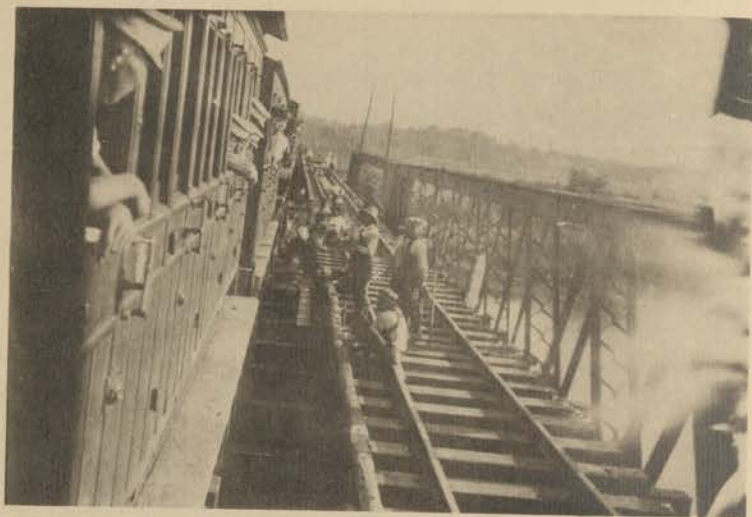
時三後午日一 長部務内坂香の察視況状害災状慘の屋家潰倒の村辻六



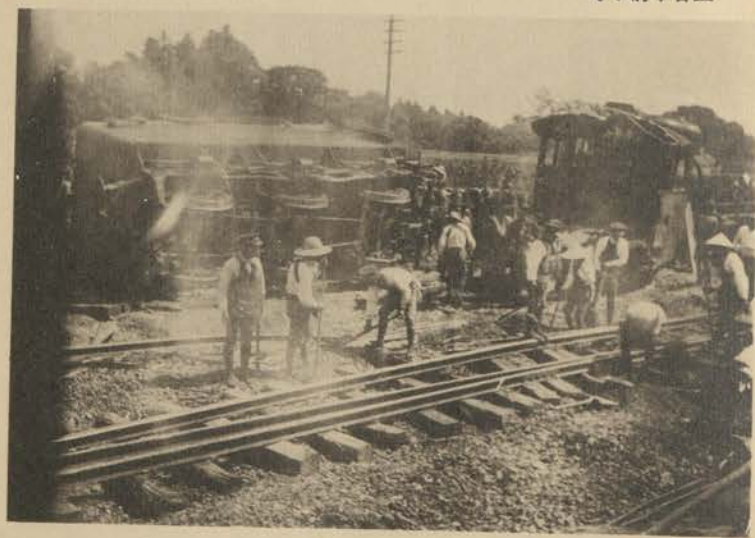
時一後午日一てに下坂米焼村辻六 状惨の潰全家民



様有のこも車汽のども車汽のどで者難避るれがのを都帝
で驛和浦時八前午日二



同時一と理修急應の夫工數多や隊兵工は橋鐵羽赤たし類に險危時一
たつとを絡聯のへ面方西關らか越信北東てじう辛でと行除最の哩五
時十前午日三



事塔覆顛繰脱車列ノ内構所號信間巢ノ鴻川橋後直災震

序

世界戰ノ創痕ハ實ニ峻烈ニシテ交戰諸國ハ何レモ之カ回復ニ汲々タルモノアリ今ヤ著々其効果ヲ收メツ、アルノ時靜カニ我國ノ情勢ヲ省察スレハ戰時經濟界ノ好況ニ酔ヒ春花ト綠陰トニ眠リテ紅葉ノ秋ト氷雪ノ冬トヲ想ハサルカ如キ觀アリシカ忽チニシテ來レル反動ハ經濟界ノ不振トナリ産業ハ萎靡シ前途洵ニ寒心スルモノアルノ際偶々有史以來空前ノ大震災ニ遇ヒ復興頗ル容易ナラサルモノアリ

古語ニ曰ク「天ノ將ニ大任ヲ此人ニ降サントスルヤ先ツ其心志ヲ苦シメ筋骨ヲ勞セシム」ト蓋シ我カ國民ヲシテ更ニ大ニ爲スアラシメントスルニ先チ所謂天ノ大試鍊ニ遭道セル

二
モノニアラサルカ其慘其悽眞ニ言語ニ絶シ當時ヲ回想スル
毎ニ膚ニ粟ヲ生ズルト共ニ一大勇躍ノ意氣ヲ促スモノナク
ンハアラス。

俚諺アリ咽元過クレバ熱サチ忘ル下指チ屈スルコト僅々
三ニシテ深刻ナリシ記憶ハ今ヤ朦朧トシテ雲散霧消ノ狀ヲ
呈セントシ或ハ彼ノ淫蕩享樂ノ惡夢ニ襲ハレントスルモノ
ナキニアラス。詎ゾ憂慮ニ禁ヘン時ニ警鐘ヲ撞ツノ要ナシ
トセンヤ。抑モ精神的復興ト物質的復興トハ互ニ相竝進ス
ヘク猥リニ退嬰的消極的ナルヲ許サスト雖モ時ニ慘烈無比
ノ震災當時ヲ偲ヒ深刻ナリシ記憶ヲ髣髴セシメテ益々困苦
ト戰ヒ缺乏ニ耐エ鼓勵緊張大ニ努ムルトコロアランヲ希望

シ茲ニ本郡大正震災誌ヲ編ミ汎ク頒ツテ發奮激勵ノ資ニ供
シ以テ

上ハ精神作興ニ關スル御詔書ノ

聖旨ニ副ヒ奉リ下ハ不慮ノ災禍ニ殉セル庶衆ノ冥福ヲ禱
リ一ハ以テ質實剛健ノ精神ヲ涵養シ勤儉力行ノ美風ヲ馴致
センコトヲ切望シテ止マサルナリ冀クハ讀者之ヲ諒セヨ

大正十四年九月一日

大震災三週年記念日ニ當リテ

埼玉縣北足立郡長從六位勳六等小川與之助

一、本書は大正十二年九月一日の震災によりて本郡の被りたる災害に對し北足立郡役所として執りたる應急の處置並に善後の處置等の概要を記録せり

一、本書は執務日誌を分類整理し尙ほ町村長の提出に係る諸種の材料中より採録し而して記述は事實を表はすに努め文飾を避けたり

一、本郡の被害を表現するに際り其の背景として一府六縣に於ける罹災世帯及人口表を掲げ尙本縣の執りたる方法並に調査事項を採録せり

一、關東大地震概圖は當時關東戒嚴司令部に於て作製したるものを掲ぐ

一、震災美談は本縣に於て表彰せられたる本郡内の者並に北足立郡教育會編纂に係る震災火災と教育と題する冊子及朝鮮京城の人中島司氏の編纂に係る震災美談及本縣に於て編纂せられたる震災被害

二、建物及工作物の被害

- (イ) 小學校舎の被害 (ロ) 官廳及縣有建物の被害 (ハ) 町村役場の被害
(ニ) 工場の被害

三、縣費支辨に屬する道路等の被害

三、縣内罹災者に對する應急救濟罹災救助

四、京濱方面よりの避難者に對する救護

一、現地救護

二、避難者の救護

(縣設救護所に於ける救護の成績)

- (イ) 使用物資調 (ロ) 救護人員日計表 (ハ) 各救護所別救護人員調

五、市町村其の他各種團體の活動

- 一、市町村に於ける救護所の設置 (震災避難民救護成績調) 二、財團法人埼玉
共濟會の活動 三、愛國婦人會埼玉支會の活動 四、日本赤十字埼玉縣支部の
活動 五、埼玉縣醫師會の活動 六、埼玉縣產婆會の活動

六、縣内に滞在する京濱避難民の救護

七、震災傷病者救療狀況

- 一、各救護所醫療救護調 二、傷病者の種類 三、醫療藥品及衛生材料の輸送
四、縣内防疫 五、縣内醫療藥品及衛生材料の補給

八、罹災救援隊の派遣

九、罹災失業者の職業紹介

十、義損金計算書

十一、東京市に對する食糧品其の他の物資供給狀況

十二、警備の狀況

- 一、鮮人保護の狀況 二、通信機關復舊の狀況 三、消防組活動の狀況

十三、縣有工作物に對する措置

十四、金融に關する措置

十五、小學校々舍及其の教育に關する措置 附中等學校狀況

十六、被害者其の他に對する減稅并に徴收猶豫措置	五〇
十七、御下賜金品の傳達	五二
十八、侍從御差遣	五三
十九、震災善後會長慰問	五四
二十、北足立郡震災狀況	五四
一、北足立郡長命令	
二、廳員勤務に關する主幹の依命通牒	
三、震災被害概況調	
二十一、交通運輸の狀況	九四
二十二、震災救助并に救護の狀況	一〇三
一、震災激甚地川口町に於ける救護施設の狀況	
二、震災避難民救護	
三、御下賜金分配狀況	
四、御下賜品配給狀況	
五、災害罹災傷病者調	
六、被服其の他給與狀況	
七、愛國婦人會北足立郡幹事部の活動	
八、埼玉縣神職會北足立郡支會主催地震遭難者慰靈祭	
九、佛教各宗聯合埼玉支部の御務	
二十三、震災被害狀況并に善後策概況	一〇〇

一、被害概況	
二、被害善後策及生産物價格變動并に取引狀況	
三、商業者の金融狀況	
四、農業者金融狀況	
五、銀行臨時休業の狀況	
六、善後策概況	
七、復舊資金供給狀況	
八、小學校應急施設費借入并に小學校以外の復舊費借入	
九、義捐金募集狀況	
一〇、産業組合設置成績	
一一、郡内罹災町村へ供給斡旋したる復舊材料	
一二、震災農村復興共同作業場設置成績	
一三、震災地肥料(大豆粕)配供狀況	
一四、罹災避難兒童教育狀況	
一五、財團法人埼玉共濟會震災罹災者家屋復興資金貸付狀況	
一六、災害減稅免除表	
一七、震災に要する北足立郡役所經費調	
一八、震災被害會員に對する共和會の舉措	
一九、東東市に供給したる物資調	
二〇、米検査に關する陳情	
二一、肥料配給に關し農商務大臣へ陳情	
二二、人糞尿鐵道輸送に關する陳情狀況	
二三、東京鐵道局長より北足立郡農會長の陳情に對する通牒	
二十四、震災日誌(自大正十二年九月一日至同年十月十五日)	一九〇
二十五、震災美談及逸話	三九

一、命の親	
二、被害者無料輸送	
三、少女の愛	
四、青年團活動	
五、身を以て鮮人を救ふ	
六、骨肉も及ばぬ温き同情	
七、手製の下駄十足	
八、主家の幼兒を救ふ	
九、沈着なりし大久保村の自警團	
一〇、罹災兒童へ	
一一、親を探す川口小學校教員	
一二、助け合ふ五人の兄妹	
一三、同胞相愛	

- の人情美 一四、主人のために 一五、草加町的美談 一六、命の親を助けて下さい 一七、一家擧つて救護に盡す 一八、避難者を輸送した二青年 一九、尊き情 二〇、智と勇 二一、見知らぬ人の情 二二、忠實な關根岩作君 二三、自己を捨て、 二四、小林師の意義 二五、人の情 二六、青年團員的美舉 二七、惻愍の心 二八、白子青年團第一支部の活動 二九、保護幹旋者 三〇、師範學校職員生徒の活動 三一、鴻巣町消防組 三二、同胞相愛 三三、鮮人の保護に努む 三四、義俠 三五、鮮人保護に奔走 三六、消防組、部長の美舉 三七、救護所開設迄獨力奮闘 三八、滿腔の同情 三九、意氣相投合 四〇、南平柳村青年團前村支部活動 四一、浦和消防聯合會の活動 四二、乳兒と金庫を渡すまで 四三、吹上村の混雜 四四、飯塚刑事の頓智 四五、涙が流れて來ます 四六、同情の結晶 四七、犠牲的精神の發露 四八、我を殺せ 四九、猛火に飛込んで友を救ふ 五〇、勇敢の一群 五一、國手の美舉 五二、奇特の美俠 五三、浦和高等女學校の同情 五四、日進村、青年少女の同情 五五、浦和中學校職員生徒の活動 五六、埼玉縣女子師範學校附屬小學校訓導細田正平君 五七、流石平素の訓練 五八、風説だ鎮まれッ 五九、北足立郡内在郷軍人分會の活動狀況

二十六、震火災に對する避難の心得

一、避難の方法

- 一、屋内から逃出る時の心得 二、屋内に其の儘留まる時の心得 三、階上に居た時の心得 四、夜間に於ける場合の心得 五、庭園へ避難した時の心得

二、他所へ避難する時の心得

- 一、避難の時機 二、避難時の携帶品 三、避難時の服裝 四、避難の方向 五、避難の順序 六、避難の途中 七、猛火に對する心得 八、旋風に對する心得

二十七、震災に關する法令其他訓告示

縣會議員總選舉北足立郡選舉會期日ノ件

大正十二年九月一日

北足立郡告示第十二號

非常徵發令

同

年九月二日

勅令第三九六號

關東戒嚴司令官命令

同

年九月五日

第一號 第二號 第三號

安寧秩序紊亂防止并に治安維持ニ關スル件

同

年九月七日

勅令第四〇三號

支拂延期令

同

年九月七日

勅令第四〇四號

暴利取締令

同

年九月七日

勅令第四〇五號

罹災民ノ救護民心ノ安定及善後策ノ措置ニ關スル件

大正十二年九月九日 北足立郡訓令第三號

罹災地學生生徒兒童修學ニ關スル件

同 年九月九日 文部省告諭臨第一號

縣會議員選舉延期令

同 年九月十二日 勅令第四〇九號

納稅免除并ニ輕減ニ關スル件

同 年九月十二日 勅令第四一〇號

建築材料器具機械輸入稅低減又ハ免除ノ件

同 年九月十二日 勅令第四一一號

罹災地ノ行政廳ノ權限ニ屬スル處分ニ關スル件

同 年九月十二日 勅令第四一二號

罹災地警備ノ爲臨時職員増加増設ノ件

同 年九月十二日 勅令第四一三號

震災應急善後策ニ關スル件

同 年九月十二日 北足立郡長訓示

東京府、神奈川縣市街地建築物法適用ノ件

同 年九月十五日 勅令第四一四號

罹災地ノ行政廳及權利利益ニ關スル件

同 年九月十五日 勅令第四一五號

罹災同胞救護ニ關スル件

同 年九月十六日 內閣告示

縣會議員總選舉期日延期ノ件

大正十二年九月十八日 埼玉縣告示第三一八號

帝都復興審議會官制

同 年九月十九日 勅令第四一八號

縣會議員總選舉區選舉會期日取消ノ件

同 年九月十七日 北足立郡告示第一三號

警察賞與ニ關スル件

同 年九月廿一日 內務省令第三十四號

臨時物資供給令

同 年九月廿二日 勅令第四二〇號

臨時物資供與特別會計令

同 年九月廿二日 勅令第四二一號

震災救護ノ爲恩賜金及寄附金取扱ノ件

同 年九月廿二日 勅令第四二二號

震災地郵便切手葉書引換ノ件

同 年九月廿五日 遞信省令第六八號

貨車貸切託送ノ件

同 年九月廿六日 鐵道省告示第一八八號

震災救護義捐金出納事務規程

同 年九月廿七日 大藏省令第一八號

帝都復興院官制

同 年九月廿九日 勅令第四二五號

大詔煥燦ニ對スル訓示

同 年九月三十日 北足立郡長訓示

震災地被燬者規定

同 年九月三十日 勅令第四三三號

埼玉縣會議員選舉人名簿調製期間制定

同 年十月八日 內務省令第三九號

陸軍服裝規則中除外令

同 年十月十八日 軍令第六號

郵便規則適用特例	大正十二年十月十九日	遞信省令第七八號
郵便切手發行	同 年十月十九日	同 第七九號
震災地電話加入其他ノ件	同 年十月十九日	同 第八〇號
遞信省告示第一四二號抄錄	同 年十月十九日	遞信省告示第一五二三號
會計規則特例ノ件	同 年十月廿二日	大藏省令第二四號
恩給退隱料及遺族扶助料ノ件	同 年十月廿二日	閣令第八號
震災後ノ監獄警備ニ關スル件	同 年十月廿四日	勅令第四五三號
供託物ノ還付又ハ取戻請求ニ關スル件	同 年十月廿六日	勅令第五四九號
縣會議員總選舉北足立郡選舉會期日ノ件	同 年十二月廿日	北足立郡告示第二二號
詔書ニ對スル訓示	大正十三年一月十九日	北足立郡長

埼玉縣北足立郡大正震災誌目次終

詔書

御沙汰書

告諭

詔書

朕神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ光輝アル國史ノ成跡ニ鑑ミ皇考中興ノ宏謨ヲ繼承シテ肯テ愆ヲサラム
コトヲ庶幾シ夙夜競業トシテ治ヲ圖リ幸ニ祖宗ノ神祐ト國民ノ協力トニ賴リ世界空前ノ大戰ニ處シ尙
克ク小康ヲ保ツヲ得タリ奚ソ圖ラム九月一日ノ激震ハ事咄嗟ニ起リ其ノ震動極メテ峻烈ニシテ家屋ノ
潰倒男女ノ慘死幾萬ナルヲ知ラス剩ヘ火災四方ニ起リテ炎燄天ニ冲リ京濱其ノ他ノ市邑一夜ニシテ焦
土ト化ス此ノ間交通機關杜絶シ爲ニ流言飛語盛ニ傳ハリ人心洶々トシテ倍其ノ慘害ヲ大ナラシム之ヲ
安政當時ノ震災ニ較フレハ寧ロ凄愴ナルヲ想知セシム朕深ク自ラ戒愼シテ己マサルモ惟フニ天災地變
ハ人力ヲ以テ豫防シ難ク只速ニ人事ヲ盡シテ民心ヲ安定スルノ一途アルノミ凡ソ非常ノ秋ニ際シテハ
非常ノ果斷ナカルヘカラス若シ夫レ平時ノ條規ニ膠柱シテ活用スルコトヲ悟ラス緩急其ノ宜ヲ失シテ
前後ヲ誤リ或ハ個人若ハ一會社ノ利益保障ノ爲ニ多衆災民ノ安固ヲ脅スカ如キアラハ人心動搖シテ抵
止スル所ヲ知ラス朕深ク之ヲ憂惕シ既ニ在朝有司ニ命シ臨機救濟ノ道ヲ講セシメ先ツ焦眉ノ急ヲ拯フ
テ以テ惠撫慈養ノ實ヲ舉ケムト欲ス

抑モ東京ハ帝國ノ首都ニシテ政治經濟ノ樞軸トナリ國民文化ノ源泉トナリテ民衆一般ノ瞻仰スル所

ナリ一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ其ノ舊形ヲ留メスト雖依然トシテ我國都タルノ地位ヲ失ハス是ヲ以
テ其ノ善後策ハ獨リ舊態ヲ回復スルニ止マラス進ンテ將來ノ發展ヲ圖リ以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサル
ヘカラス惟フニ我忠良ナル國民ハ義勇奉公朕ト共ニ其ノ慶ニ賴ラムコトヲ切望スヘシ之ヲ慮リテ朕ハ
宰臣ニ命シ速ニ特殊ノ機關ヲ設定シテ帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ其ノ成案ハ或ハ之ヲ至高顧問ノ
府ニ諮ヒ或ハ之ヲ立法ノ府ニ謀リ簿書經營萬遺算ナキヲ期セムトス

在朝有司能ク朕カ心ヲ心トシ迅ニ災民ノ救護ニ從事シ嚴ニ流言ヲ禁遏シ民心ヲ安定シ一般國民亦能
ク政府ノ施設ヲ翼ケテ奉公ノ誠悃ヲ致シ以テ興國ノ基ヲ固ムヘシ朕前古無比ノ天映ニ際會シテ卹民ノ
心愈々切ニ寢食爲ニ安カラス爾臣民其レ克ク朕カ意ヲ體セヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年九月十二日

內閣總理大臣兼外務大臣 伯爵 山本權兵衛

詔書

四

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカ
ラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示
シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊
重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來鉅向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興
隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ

輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時
弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ンヤ今次ノ災禍甚々大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興
ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪
遵シテ其實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜シク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡
勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趣キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公
德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉
勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テハ一己ノ利害ニ偏セスシテカヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ

安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セシムトヲ冀
フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

攝政宮御沙汰（大正十二年九月三日）

今回稀有ノ大地震東京及近縣ヲ襲ヒ之ニ加フルニ大火ヲ以テシテ其ノ慘害甚々大ナルハ實ニ國家生
民ノ不幸ナリ予ハ其ノ實況ヲ見聞シテ日夜憂戚シ殊ニ罹災者ノ境遇ニ對シテハ心深ク之ヲ傷ム茲ニ内
帑ヲ頒チテ其ノ苦痛ノ情ヲ慰メント欲ス官民其レ協力シテ適宜應急ノ處置ヲ爲シ以テ遺憾ナキヲ期
セヨ

内閣告諭第一號

東京及近縣ニ互レル今次ノ震災ハ伴フニ大火災ヲ以テシ慘害ノ甚シキ言語ニ絶シ日常ノ設備蕩然一空ニ歸シ焦眉ノ措置最モ急ヲ要ス

政府ハ先ツ秩序ヲ保チ安定ヲ得シムルニ勉メ食糧物資ノ補給建築材料ノ準備其ノ他應急百般ノ施設ヲ爲スニ於テ最善ノ努力ヲ竭クシツ、アリ

攝政殿下深ク御憂慮アラセラレ親シク優渥ナル御沙汰ヲ賜ヒ内帑ノ資ヲ發セラル、旨ヲ傳ヘラレ適宜應急ノ處置ヲ爲シ遺憾ナキヲ望マセラル生民ノ休戚ニ就キ御軫念アラセラル、ノ深キ同胞ト俱ニ本大臣ノ恐懼感激ニ勝ヘサル所ナリ茲ニ盛旨ヲ奉シテ應急ノ處置ヲ執リ復舊ヲ圖ルハ政府ノ全力ヲ擧ゲテ事ニ從フ所ナルモ亦舉國一致ノ奮起協力ニ待ツコト切ナリ

冀クハ罹災者ハ固ヨリ一般ノ國民皆能ク盛旨ノ渥キヲ奉體シ官民戮力以テ仁慈ナル御沙汰ノ貫徹ヲ期シ各自相激勵シテ適應ノ處置ヲ誤ラス此ノ異常ノ災害ニ對シテ絶大ノ努力ヲ致サレムコトヲ是レ本大臣ノ切望ニ堪ヘサル所ナリ

大正十二年九月四日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛

内閣告諭第二號

今次ノ震災ニ乘シ一部不逞鮮人ノ妄動アリトシテ鮮人ニ對スル頗フル不快ノ感ヲ抱ク者アリト聞ク鮮人ノ所爲若シ不穩ニ亘ルニ於テハ速カニ取締ノ軍隊又ハ警察官ニ通告シテ其ノ處置ニ俟ツヘキモノナルニ民衆自ラ濫ニ鮮人ニ迫害ヲ加フルカ如キコトハ固ヨリ日鮮同化ノ根本主義ニ背戾スルノミナラス又諸外國ニ報セラレテ決シテ好マシキコトニ非ス事ハ今次ノ唐突ニシテ困難ナル事態ニ際會シタルニ基因スト認メラル、モ刻下ノ非常時ニ當リ克ク平素ノ冷靜ヲ失ハス慎重前後ノ措置ヲ誤ラス以テ我國民ノ節制ト平和ノ精神ヲ發揮セムコトハ本大臣ノ此際特ニ望ム所ニシテ民衆各自ノ切ニ自重ヲ求ムル次第ナリ

大正十二年九月五日

内閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛

内閣告諭號外

八

我至仁至慈ナル

天皇陛下ニハ今回震災ノ被害極メテ慘烈ナルヲ深ク軫念アラセラレ曩ニ内帑ノ資一千萬圓ヲ下シ賜ヒ今亦

大詔ヲ煥發シテ惠撫慈養ノ道ヲ示シ給フ不肖就任後日淺ク此ノ

風命ヲ拜シテ恐懼措ク所ヲ知ラス敢テ帝都復興ノ計ヲ立テ以テ上ハ

宸襟ヲ安シ奉リ下數百萬罹災者ヲシテ生活ノ安定ヲ得シメンコトヲ期ス

今回ノ震災ハ其ノ區域一府四縣ニ跨リ東京ヲ始メトシテ橫濱其ノ他湘南房總ノ地特ニ被害ノ劇シキモノアリ家屋ヲ燒盡シ父母骨肉ヲ喪ヒタル幾百萬ノ災民ハ殘壁燬瓦ノ間ニ竝ミテ食フニ糧ナク著ルニ衣ナク焦髮爛身命旦夕ニ迫ル者比々皆然リ在留外國官民遭難者亦甚タ多シ是レ不肖ノ共ニ心痛已マサル所ナリ此ノ時ニ際シ友邦ノ元首ヲ始メ各國官民ノ今次事變ニ對シ至大ナル救援ノ厚情ヲ表セラレタルハ不肖同胞ト共ニ感謝措ク能ハス但夫レ多數罹災民ハ概ネ能ク危急ヲ冒シ艱苦ニ耐ヘ沈著ノ態度ヲ失ハサリシモ此間多少常軌ヲ逸シタル者アルヲ免カレス此ノ如キハ一時ノ誤解ニ外ナラサリシヲ以テ

今ヤ全ク其ノ迹ヲ絶テリ固ヨリ今次ノ變災ニ方リ政府ハ夙ニ臨機ノ措置ヲ取り戒嚴令ヲ布キ糧食ノ供給假令ノ急築ニ著手極力流言飛語ヲ禁遏シ非違ヲ警メ民間亦政府ト相呼應シテ賑恤救護ノ義舉ニ出ツル者多ク爲ニ焦眉ノ急ヲ拯フコトヲ得タリト雖一時ノ救恤ハ以テ災民持久ノ生活ヲ保障スルニ足ラス是ヲ以テ政府ハ銳意水陸交通ノ復活ヲ圖リ財政ノ許ス限リニ於テ金融機關ノ圓滑ヲ期シ衣食住ニ關スル必需品ヲ調達シテ遭難地方ニ提供シツ、アリ此ノ場合ニ際シテハ官民俱ニ平時ノ條規ニ膠柱セス公道ニ基キ人情ニ酌ミ便宜責任ヲ負ヒテ變通ノ道ヲ開カムコトヲ切望ス

憂フ所ハ此ノ稀有ノ天災ヲ奇貨トシ個人又ハ會社ノ生活必需品ヲ運用シ機ヲ見テ暴利ヲ征セムトスルニ在リ此ノ如キハ最モ戒飾セサルヘカラサル所ニシテ聖慮ヲ注カセ給フ所亦此ニ存ス各自能ク其ノ公德心ニ訴ヘテ私利ヲ後ニシ以テ多數同胞ト苦樂ヲ共ニスルノ覺悟アルヲ要ス例ヘハ保險事業ノ如キハ其ノ性質上社會公衆ノ安固ヲ目的トスルモノナルヲ以テ此ノ重大ナル事變ニ顧ミ幾十萬ノ信賴ニ負カサルヤウ犧牲ノ精神ヲ發揮シテ慎重ノ考慮ヲ盡シ當業者終局ノ利益ヲ期スヘク其ノ他米穀木材船舶等ノ當業者亦俱ニ營利ノ目的ヲ離レテ物資ノ配給ニ勉メ以テ同胞共榮ノ美ヲ濟ササルヘカラス

政府ハ今ヤ極力物資ヲ豊富ニシテ之ヲ震災地ニ急送セシメ都鄙ノ別ナク之カ公平ナル分配ニ勉メツ、アリ局ニ當ルノ所在官公吏ハ益々物資供給ノ敏活ヲ期シテ之カ普及ニ努力スヘク一般官公吏亦此ノ非

常ノ場合ニ處シ心身ノ許ス限リ職務ニ執筆スヘシ殊ニ職ニ治安ノ任ニ在ル者ニ至リテハ懇切ニ民衆ヲ勞ハルト共ニ嚴密ニ非違ヲ警メ以テ其ノ責務ヲ完ウスヘシ

顧フニ東京ハ

先帝登極ノ初特ニ車駕東幸シテ親シク宮城ヲ定メサセ給ヒシ所爾來五十有六年ノ星霜ヲ閱シテ國都ノ規模既ニ備ハリ政治經濟ノ樞軸トナリ文教風化ノ淵藪トナリ中外ノ具ニ瞻望スル所ナリ之ヲ復興スルノ努力如何ハ世界列國ノ環視スル所我邦ノ實力如何ヲ知ルノ試金石亦此ニ在リ是ノ故ニ帝都ノ復興ハ單ナル一市府ノ問題ニ非スシテ實ニ帝國ノ隆運ヲ進揚スル國家重要ノ事業タリ隨テ其ノ方策ハ聖旨ヲ奉戴シ當ニ舊時ノ盛觀ヲ回復スルノミニ止マラス更ニ進ンテ將來ノ發展ヲ豫想シ之カ計畫ヲ立テサルヘカラス之カ爲政府ハ先ツ帝都復興審議會ヲ特設シ朝野ノ衆智ヲ集メテ重要ノ案件ヲ審議シ別ニ適當ノ機關ヲ設ケ緩急序ヲ遂フテ著々其ノ成案ヲ實施セシメ以テ國都タルノ實ヲ完ウセシメンコトヲ期ス茲ニ恭シク大詔ヲ奉讀シテ仁慈ノ渥キニ感激シ恐懼己ム無シ熟々考フルニ昌平日久シク人心漸ク浮華ニ流レ放縱ニ走り歷代ノ内閣累次ニ訓示策勵スレトモ積弊ノ馴致スル所容易ニ頽風ノ一轉ヲ見ス今ヤ非常ノ難局ニ際會シテ宸襟ヲ惱シ奉ルコト此ノ如シ是レ朝野一般悚然トシテ大ニ覺醒スヘキノ秋ナリ顧ミレハ罹災府縣數百萬ノ同胞ハ骨肉ニ別レ住家ニ離レ今尙短褐雨露ニ暴サレ一掬ノ玄米ニ縷

命ヲ繫クノ情態ニ沈論セリ苟モ之ニ同情セハ人々相戒メテ華ヲ去リ實ニ就キ質素勤儉依テ得ル所ノ餘力ヲ以テ罹災同胞ノ救護ニ應シ同心協力進ンテ帝都復興ノ難事業ニ至大ノ援助ヲ與ヘ興國ノ基ヲ固ウシ以テ聖慮ニ副ヒ奉ルハ不肖ノ切望シテ己マサル所ナリ

大正十二年九月十六日

內閣總理大臣 伯爵 山本權兵衛

關東戒嚴司令官告諭

今般勅令第四〇一號戒嚴令ヲ以テ本職ニ關東地方ノ治安ヲ維持スルノ權ヲ委セラレタリ本職隸下ノ軍隊及諸機關(在京部隊外各地方ヨリ招致セラレタルモノ)ハ全力ヲ盡シ警備、救護、救恤ニ從事シツ、アルモ此際地方諸軍隊及一般人士モ極力自衛協同ノ實ヲ發揮シテ被害ヲ防止ニ努メラレシコトヲ望ム

現在ノ狀況ニ鑑ミ特ニ左ノ諸件ニ注意スルヲ要ス

一、不逞團體蜂起ノ事實ヲ誇大流言シ却テ紛亂ヲ増加スルノ不利ヲ招カサルコト

帝都ノ警備ハ軍隊及各目衛團ニ依リ既ニ安泰ニ近ツキツ、アリ

二、糧水缺乏ノ爲不穩破廉恥ノ行動ニ出テ若クハ其ノ分別ニ方リ秩序ヲ紊亂スル等ノコトナカルヘキコト

右告諭ス

大正十二年九月三日

關東戒嚴司令官 福田雅太郎

關東戒嚴司令官告諭（於大正十二年九月六日）

一、今回ノ震害ニ就キ救護ヲ容易ニシ治安ヲ維持スル爲東京府及神奈川ニ戒嚴ヲ令セラレタカ此度之ヲ千葉縣及埼玉縣ニ擴張セラレタ此擴張ハ別ニ新ニ恐ルヘキ事柄カ起ツタ爲テハナイ罹災者カ次第ニ此地方ニ入り込ムニ從ヒ色々ノ虛報流言カ行ハレ人心ヲ不安ニスルコトカアルヲ取締ルノト必要ノ場合ニハ軍隊ヲ以テ治安ヲ維持シ救護ニ從事スルニ便ナル爲テアル地方民ハ決シテ流言ニ迷ハサル、コトナク避難民ハ地方民ニ對シ不都合ノ行動ヲ執ルコトナク何レモ地方官公吏警察

官ニ信賴シテ平時ノ如ク落付イテ居ツテ軍隊ノ厄介ニナル様ナコトヲシテハイケナイ

二、戒嚴ヲ令セラレテモ直接ノ取締ハ地方警察官力之ニ任スルノテアルコトヲ忘レテハイケナイ

東京參謀本部内ニ於テ

關東戒嚴司令官 福田雅太郎

埼玉縣告諭第一號

這時ノ震災ハ稀有ノ大慘事ニシテ東京神奈川ヲ始メ本縣亦此慘害ヲ被リ人畜ノ死傷家屋ノ倒壞頗ル多キノミナラス殊ニ火災ノ之ニ伴ヒテ起ルヤ帝都ノ大半横濱等烏有ニ歸シタルハ洵ニ痛歎ニ堪エサルナリ

攝政殿下深ク御憂慮アラセラレ親シク優渥ナル御沙汰ヲ賜ヒ内帑ノ資ヲ賜ル旨ヲ傳ヘラル適宜應急ノ處置ヲ爲シ遺憾ナキヲ望マセラル國民ノ休戚ニ就キ御軫念アラセラルハ、ノ深キ同胞ト俱ニ本官ノ恐懼感激ニ勝ヘサル所ナリ茲ニ聖旨ヲ奉シテ官民協力應急ノ處置ヲ執リ縣内罹災民ノ救助ハ勿論帝都ノ救済ニ全力ヲ傾注セサルヘカラス

災害ノ起ルヤ次テ流言蜚語頻リニ行ハレ人心ヲ不安ナラシメ徒ニ妄動スル者ナキニアラサリシモ奮ニ努メ經濟上ニ蒙レル損害ノ回復ニ精勵スルト同時ニ一面罹災者ニ對シ滿腔ノ同情ヲ以テ救護ニ努メシコトヲ望ム若シ夫レ物資ノ移動急激ニ行ハル、カ爲地方ニ依リテハ之カ缺乏ト價格ノ暴騰トヲ恐ルルモノモアルモ食料其ノ他ノ生活必需品ハ今尙潤澤ニシテ之カ價格ノ如キモ暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ買占賣惜等ヲ爲ス者ナキニ於テハ著シク昂騰スルコトナカルヘク而カモ縣民ノ德義心ニ依レハ如斯不正ヲ敢テスルカ如キモノ萬之ナキヲ信シテ疑ハサル所ナリ希クハ縣民相警メ此異常ノ事變ニ際シテ絶大ノ努力ヲ以テ機宜ノ増置ヲ誤ラサランコトヲ之本官ノ切望ニ堪サル所ナリ

大正十二年九月八日

埼玉縣知事 堀内秀太郎

埼玉縣告諭第二號

今次ノ大震災ニ際リ各種ノ流言蜚語頻リニ行ハレ就中一部不逞鮮人ノ妄動アリトシテ一般鮮人ニ對シ不快ノ感ヲ抱キ迫害ヲ加フルモノアリト聞ク而カモ其ノ多キハ荒唐無稽ノ浮説ニ非スンハ針小棒大

ノ風評ニシテ事實不穩ノ所爲アル者ニ對シテハ軍隊又ハ警察官憲ニ於テ機宜ノ處置ヲ講スヘキヲ以テ徒ラニ此種ノ流言ニ惑ヒ妄動ヲ敢テシテ爲ニ日鮮同化ノ根本主義ニ背戾シ諸外國ノ侮ヲ受クルカ如キコト有ランカ禍ヲ將來ニ貽シ國家ノ體面ヲ汚スコト甚大ナルヘキモノアリ此ノ際克ク大國民ノ襟度ヲ持シ平靜自重前後ノ處置ヲ誤ラサランコトヲ要ス

大正十二年九月八日

埼玉縣知事 堀内秀太郎

埼玉縣告諭第三號

我カ仁慈ナル天皇陛下ニハ震火ノ災映甚タ峻烈ナルヲ深く軫念アラセラレ内帑ノ資一千萬圓ヲ下シ賜ヒ今亦大詔ヲ煥發シテ人心趨向ノ規準ヲ垂レ惠撫慈養ノ方途ヲ示シ給ヘルハ誠ニ恐懼ニ堪ヘサル處ナリ更ニ内閣總理大臣ハ告諭シテ當面ニ處セル内閣施政ノ一般ヲ示シ且官民俱ニ非常ノ時ニ處シ緩急愆マラス平時ノ條規ニ膠柱セスシテ公道ニ基キ人情ヲ酌ミ便宜責任ヲ負ヒテ變通ノ道ヲ開カンコトヲ望ミ又帝都ノ復興ハ單ナル一市府ノ問題ニアラスシテ實ニ帝國ノ隆運ヲ進暢スル國家重要ノ事業タル

ヲ示サレ聖旨ヲ奉シテ新ニ帝都復興審議會ヲ設置セラレタリ

東京横濱兩市ニ於テハ震災ハ更ニ火災ヲ誘發シ死傷算ナク全市ノ大半殆ント舊態ヲ止メサルニ至リ慘狀實ニ云フニ忍ヒス骨肉ニ別レ居ルニ家ナク纏フニ衣ナキニ至レル罹災者困憊ノ狀ヲ見聞シテハ同情ノ涙禁セントシテ禁スルニ能ハサルモノアリ更ニ本縣ニ於ケル被害ノ狀ヲ見ルニ幸ヒニシテ火災ノ害ヲ免レタリト雖モ死傷七百參拾餘名家屋ノ倒潰實ニ一萬參千餘戶學校工場堤防橋梁道路等ノ破壞多數ニシテ慘禍亦極メテ大ナルモノアリ此ノ災禍ニ對シテ縣民ハ誠惻ヲ披歷シテ縣内罹災者ノ救濟ト東京ニ對シ食料其ノ他ノ物資ノ供給ト又一時雲霞ノ如ク殺到セル京濱避難民ノ救護トニ任シ一般官吏敎職員農業ヲ始メトシ各種產業ニ從事スル者在郷軍人青年團員消防組合員處女會員學生生徒其ノ他各方面ノ人士皆其ノ分ニ應シ協心戮力シテ人情ノ至美ヲ發露シ得タルコトハ縣民諸子ト共ニ余ノ深ク喜フ所ニシテ感謝措ク能ハサル所ナリトス

災時流言蜚語切リニ至リ一時人心ノ安定ヲ欠キ中ニハ常規ヲ逸セル行動ニ出ツル者アルニ至リシハ洵ニ遺憾ニ堪ヘサル所ナリシモ斯クノ如キハ一時ノ誤解ニ外ナラサリシヲ以テ其ノ後全ク跡ヲ絶ツニ至レリ本縣ハ今ヤ戒嚴ノ地區ニ在リテ軍隊ノ駐屯スルアリト雖軍隊ハ固ヨリ永ク此ノ地ニ駐スヘキニアラサルヲ以テ近ク其ノ任務ヲ終リ縣外ニ去ルノ日アルヘシ而シテ其ノ後ハ全ク平常ノ狀態ニ復シテ

警察官憲全責任ヲ以テ治安ノ維持ノ任ニ當ルヘク決シテ不安ナルコトナシ縣民諸子ハ宜シク此ノ際ニ處スルニ沈着ニシテ自重自信濫リニ道途ノ言ニ耳ヲ籍スコトナク深ク省シテ事物ニ正視シ以テ惑フ處ナカラシムコトヲ要ス今次ノ災害ヲ奇貨トシテ物資ノ供給ニ際シ暴利ヲ征セントスルモノ、如キハ最モ戒飾セサルヘカラス政府曩ニ暴利取締令ヲ發布シテ專ラ之カ匡紘ニ勉ムト雖今日ノ如キ非常ノ時ニ在リテハ獨リ商賈ニ止マラス各人各團體各地方何レモ偏見の私心ヲ去リテ一意専心帝國ノ大被害ト本縣ノ災映トヲ濟フノ念慮ニ發足シ多數同胞ト苦樂ヲ共ニスルノ覺悟アルニアラサレハ克ク此ノ難局ヲ拔ク能ハス然カモ今後諸般ノ復興ニ要スル費額ニ至リテハ其ノ巨大ナルコト想察ニ難カラサルヲ以テ之ヲ變理シテ籌畫經營ヲ遺憾ナカラシメンニハ非常ノ決心ヲ要ス今ヤ眞ニ臥薪嘗膽ノ秋ニ在リ各人ハ何レモ災後ノ衛生ニ留意シ心身ノ壯建ヲ圖リ刻苦シテ各其ノ業ヲ勵ムト共ニ理義透徹セル消費ノ節約ヲ加ヘ以テ民力ノ充實ヲ計リ之ニ應スル所ナカルヘカラス

惟フニ東京市ト本縣トハ諸般ノコト極メテ密接ナル關係在ルヲ以テ東京ノ復興ハ即チ本縣ノ復興トモ見ルヲ得ヘシ從ツテ帝都ノ復興ハ其ノ緒ニ就カンカ本縣產業ノ振興ニ影響スル所甚大ニシテ好景氣ヲ馳致スヘキハ之ヲ看取スルニ難カラス此ヲ以テ縣民ハ銳意本縣ノ復興ヲ圖ルト共ニ直接間接ニ帝都ノ復興ニ關シテモ出來得ル限リノ力ヲ致シ以テ一日モ速カニ之カ完成ヲ念トセサルヘカラス

茲ニ恭シク大詔ヲ奉戴シテ仁慈ノ厚キニ感激シ恐懼己ム無シ縣民ハ宜シク此ノ非常ノ時ニ際シ天映ヲ戒畏シテ頽風ヲ一轉シ安康日久シクテ人心漸ク浮華ニ流レ放縱ニ走リシ積弊ヲ洗除ノ節制アル行動ヲ以テ舊態ヲ回復シ更ニ進ンテ面目ヲ一新スルノ狀ヲ創建センコトヲ要ス而シテ此ヲ爲ス固ヨリ同胞ノ協力ニ委セサルヘカラス夫レ差別觀ヲ樹立シテ反目スルカ如キハ常時ニアリテモ相戒ムヘコトニ屬スト雖這次非常ノ難局ニ處スルニ當リテハ特ニ協調ヲ必要トス此ノ際宜シク融合諧和ノ道義ニ遵由シテ本縣ノ慘害ト帝國ノ大災映トヲ恢興スルノ舉ヲ扶翼シ以テ優渥ナル聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ寔ニ余ノ切望シテ己マサル所ナリ

大正十二年九月二十一日

埼玉縣知事 堀内秀太郎

北足立郡告諭第一號

今回ノ震害ハ安政以來ノ強震ニシテ其慘害亦實ニ名狀スル能ハス民間ノ秩序俄カニ亂レ人心ヲ動搖セシメ安寧ヲ害セムトス殊ニ本郡ハ縣内ノ激甚地タルト共ニ東京府下罹災者避難ノ要衝ニ當リ軍隊ノ出

動ヲ見ルニ至レリト雖モ是レ獨リ警戒ノミニ備フルニアラスシテ一ニ同胞ノ慘苦ヲ救護シ併セテ安寧秩序ヲ維持セントスルニアルヲ以テ此ノ際幾多ノ流言風説ニ惑ハサル、コトナク意ヲ安ンシ專ラ被害復舊ニ努メ特ニ衛生ニ留意シ更ニ夫々生業ニ力ヲ致シ物資供給ノ計ヲ樹テ經濟上ニ蒙ル損害ノ回復ニ精勵スルト同時ニ一面罹災者ニ對シ滿腔ノ同情ヲ以テ救援ヲ與ヘ隣保相助ノ實ヲ舉ケ以テ地方ノ振興ニ努メラレムコトヲ望ム

大正十二年九月六日

埼玉縣北足立郡長 小川與之助

聲 明

大戰終結ノ後既ニ七年、歐米列強ハ夙ニ財政經濟ノ整理緊縮ヲ斷行シ其ノ國民亦能ク翕然トシテ力ヲ勤儉ニ致シ、戰後ノ經濟國力ノ充實兩ツナカラ既ニ見ルヘキモノアリ、翻テ内ニ顧ミルニ帝國ハ戰時經濟界ノ好況ニ溺惑シテ人心一タヒ度ヲ失ヒ、輕佻浮華ノ風隨テ生シタル以來節制ノ加ヘ難キモノ茲ニ年アリ、一面戰後ノ反動ヲ經テ經濟界ノ不況ヲ來シ其ノ整理安定未タ成ラサルニ際シ慘烈無比ノ

災禍ニ遭遇ス、財政上ノ負擔ハ歲計累年ノ膨脹ト相俟テ頓ニ重キヲ加ヘ一般ノ消費亦爲ニ繁キヲ致ス
産業ノ萎靡貿易ノ逆勢愈々著シク邦家ノ前途憂慮ニ堪ヘサルモノアリ、是レ正ニ朝野悚然トシテ戒愼
シ決然起テ國運ノ發展ヲ期圖シ戮力一致民風ヲ作興シ勇斷以テ難局ノ打開ヲ策スヘキノ秋ナリ、畏ク
モ 九重ニ於カセラレテハ深ク世局ヲ軫念アラセラレ客年十一月國民精神ノ作興ニ關スル 詔書ヲ煥
發セラレ國家興隆ノ本ヲ固クスルノ道ヲ示サセ給フ、然レトモ積年ノ頽風ハ今尙ホ之ヲ一轉スルニ難
ク奢侈浪費ノ習未タ改マルニ至ラサルハ洵ニ寒心ニ堪ヘサル所ナリ、不肖就任以來銳意聖旨ニ副ハム
トシ先ツ庶僚ヲ督勵シテ官紀ノ振肅ヲ遂行シ由テ以テ一般綱紀ノ肅正ニ資スルヲ念トシ、中央地方ヲ
通シテ行政及財政ヲ釐革シ冗費ヲ節シ餘資ヲ捻出シテ財界ノ安定國力ノ振興ヲ圖リ更ニ贅澤品等ノ輸
入税ニ關スル法律ノ制定其ノ他各般ノ施設ニ依リ現下ノ難境ニ對スル國民ノ自覺ヲ促シ奢侈安逸ノ陋
習ヲ一洗シテ勤儉力行ノ美風ヲ振起セムコトヲ期シタリ

茲ニ震災一周年ノ日到ルニ方リテ當時ヲ回想スルニ百年拮据ノ都邑一朝ニシテ大半廢墟ニ歸シ光景
悽愴人ヲシテ今尙膚ニ粟スルヲ覺ヘシム、爾來一年復興ノ事業前途固ヨリ遼遠ナリト雖而カモ暮年ナ
ラスシテ生業ノ回復見ルヘキモノアルヲ認ム艱苦ニ耐ヘ窮乏ヲ忍ヒ鼓勵緊張大ニ自ラ任スル者ニシテ
初メテ能ク斯ノ如クナルヲ得ヘシ既ニ此猛然タル努力ノ體驗ヲ經タリ、今乃チ當時以來ノ記憶ヲ新ニ

シテ意ヲ決スル所アラハ克己自制以テ陋習ヲ打破スル蓋シ至難ノ業ニ非サルナリ顧フニ深刻ナル印象
永ク拭フヘカラサル是ノ日ヲ出發點トシテ勤勞ヲ尙ヒ業務ヲ樂ミ無爲徒食ヲ斥ケ年來ノ惰風ヲ一轉シ
テ齊シク紀律節制アル生活ニ入ルハ當サニ爲ササルヘカラサルノコトタリ、不肖ハ國民力深ク自ラ當
時ノ心ヲ喚起シ相率キテ質實剛健ノ風ヲ興シ進ンテ世局匡救ノ負擔ヲ分チ以テ 聖旨ヲ對揚スルニ於
テ遺憾ナカルヘキヲ信ス而シテ是レ實ニ不肖ノ切ニ期待スル所ナリ

大正十三年九月一日

內閣總理大臣 子爵 加 藤 高 明

埼玉縣北足立郡大正震災誌

況

震災被害區域の概況

大正十二年九月一日の大震災は東京、神奈川、千葉、静岡、埼玉、山梨、茨城の一府六縣の廣きに亘り其被害は激甚にして悽慘を極め就中東京、横濱の兩市は之れに火災を伴ひ滿目荒涼たる焦土に化し人畜の死傷累々として算なく親を喪ひ妻子に離れ其の甚だしきは一家を擧げて全滅の悲運に遭遇せるもの尠からず又九死に一生を得辛ふじて難を避けたるも飢えて食する物なく渴して口を濕す水とてもなく交通機關は全く杜絶して行くべき所もあらず老幼は疲れて最早身動きもならず上野の山に相抱いて露に打たれて夜を徹す正午過ぎより燃え出でたる火は時の移るに従つて四方に延焼し黒烟天に漲り紅蓮の火焔は大厦高樓を舐め宛ながら火の海となれり一面流言蜚語連りに各所に傳はり四顧の物情騒然人心恟々として極度の不安に陥り九月二日止むなく戒嚴令を發布せらる

今一府六縣に於ける被害世帯實數罹災人口を示せば左の如し

(1) 罹災世帯の實數 (臨時震災救護事務局調査轉載)

府縣名	大正十二年九月一日現在推計世帯數	全潰	半潰	全燒	半燒	全流失	半流失	計
東京府	八二七、〇〇〇	一六、四一八	二二、四六六	三二〇、三二一	七五八			三五〇、七九二
東京市	四八三、〇〇〇	三、九一六	四、二二〇	三〇〇、〇五九	六八			三〇八、二七三
其他	三四四、〇〇〇	三、五〇二	一九、〇〇六	一〇、三三三	六九〇			三三、五二〇
神奈川縣	二七四、三〇〇	六六、八五三	六一、五二一	六五、〇二九	一九			一九三、八四九
横濱市	九八、九〇〇	一八、一四九	一九、八六五	五五、八二六				九三、八四〇
其他	一七五、四〇〇	四八、七〇四	四一、六五六	九、二〇三	一九			一〇〇、〇〇九
千葉縣	二六二、六〇〇	一四、三八五	七、五二五	四四九				二二、四〇七
埼玉縣	二四四、九〇〇	四、八五三	三、八八〇					八、七三三
静岡縣	一一七、〇〇〇	五八八	二、二五〇					二、八三八
山梨縣	一二七、四〇〇	二、一九七	一〇、二一九	五		六六二		一三、一八二

茨城縣

總計	二六九、七〇〇	一三〇	三三一					四六一
	二、一二三、九〇〇	一〇五、五三四	一〇八、九七二	三七五、八五五	七七七	一、〇九四	四二	五九二、二六四

備考 東京府静岡縣の現在世帯數は被害なき郡市を除く

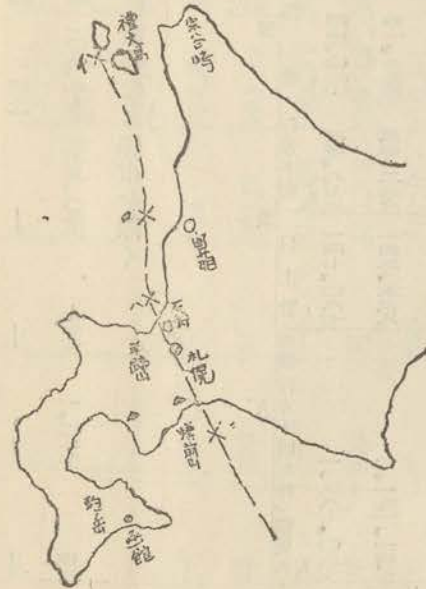
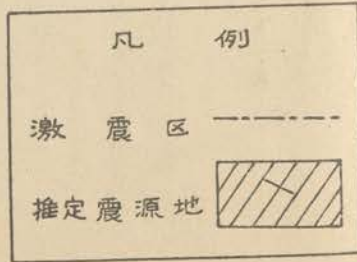
(2) 罹災人口の實數

府縣名	九月一日現在推計人口	死者	傷者	行方不明	以上計	死傷行方不明以外罹災者	罹災者總數
東京府	四、〇五、七〇〇	六八、一八四	四四、〇二〇	三四、八七三	一四七、〇八七	一、三八七、〇三七	一、五三四、一二四
東京市	二、三〇九、六〇〇	六七、一〇六	四一、二九六	三四、二三六	一四二、六三八	一、一九一、一四七	一、三三三、七八五
其他	一、七二六、一〇〇	一、〇七八	二、七三四	六三七	四、四四九	一九五、八九〇	二〇〇、三三九
神奈川縣	一、三七九、〇〇〇	二九、四一二	五四、二二二	三、八二八	八七、四六二	八六八、七七〇	九五六、二三二
横濱市	四四六、六〇〇	二二、四四〇	四二、〇五三	三、一八三	六八、六七六	三四四、一三〇	四二一、八〇六
其他	九三二、四〇〇	五、九七二	一一、一六九	六四五	一八、七八六	二二四、五五〇	五四三、三三六
千葉縣	一、三四七、二〇〇	一、三四五	二、七八四	一三	四、一四二	一〇六、〇九五	一一〇、二三七
埼玉縣	一、三五五、八〇〇	二二八	五二二		七四〇	四七、六三八	四八、三七八

震災被害區域の概況

大正十二年九月一日

關東大地震概圖



北海道西部ノ地震帯
イ、明治四十一年 禮文島鳴動
ロ、同四十二年六月十六日及九月八日地震
ハ、同四十七年二月二十八日ノ地震
ニ、天保五年ノ石狩地震
三、安政三年七月二十三日ノ勇拂地震

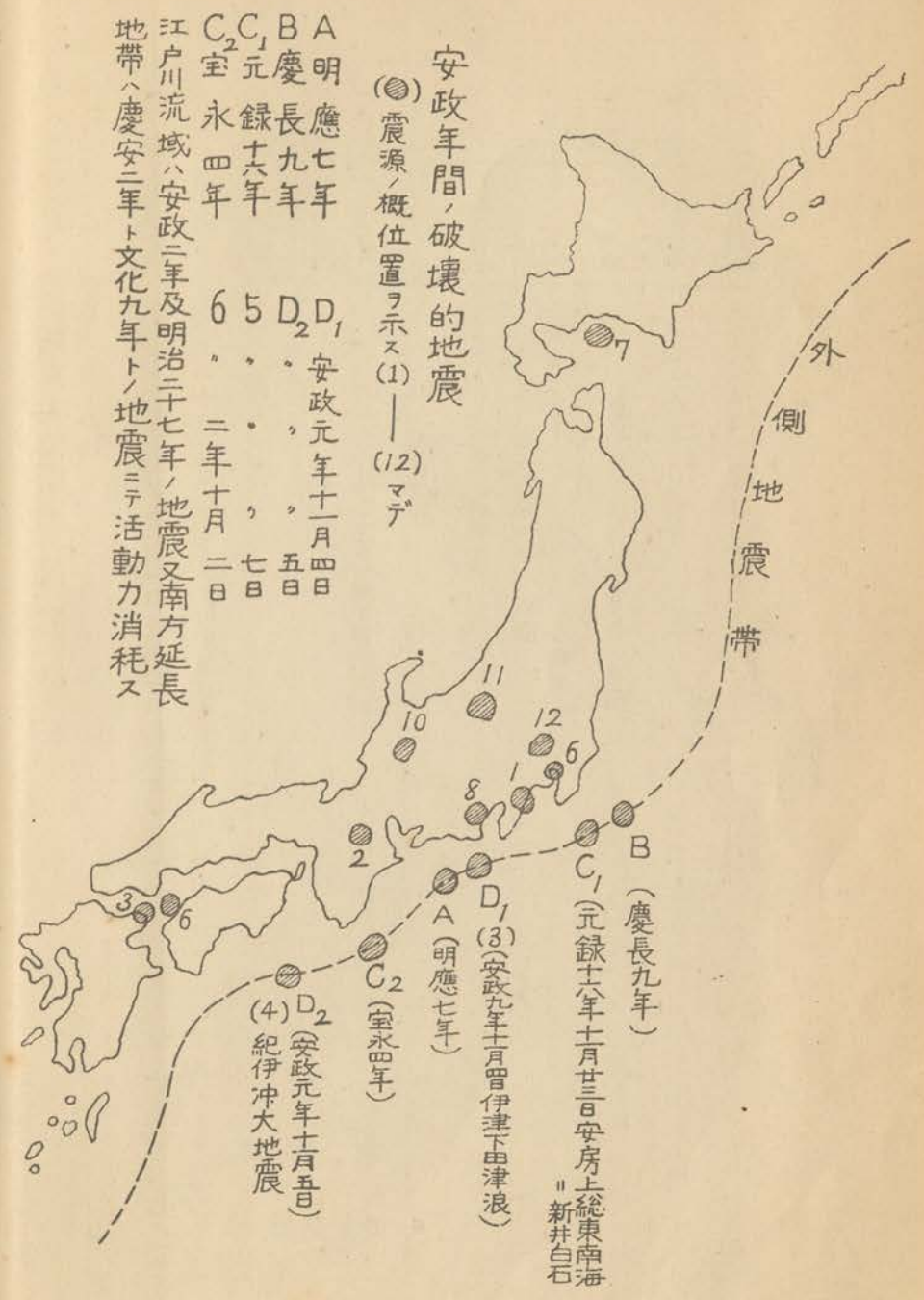
駒ヶ岳 安政三年八月二十六日
樽前山 明治七年二月八日
同 同四十二年一月乃至四月
駒ヶ岳 同三十八年八月
有珠山 同四十二年七月廿五日ヨリ

噴 火

關東戒嚴司令部ニ於テ調査セラレタルモノヲ左ニ掲ク
東京府靜岡縣ノ現在推計人口ハ罹災ナキ郡市ヲ除ク

總計	靜岡縣	山梨縣	茨城縣
一〇、八六、三〇〇	六〇、〇〇〇	六九七、四〇〇	一、三九、一〇〇
九九、四七四	二〇	二七五	一〇
一〇、二、九六二	一、二六	一、二四三	五四
三八、七八三	一、一六	六八	六四
二四、一、三七	一、一六	一、六八六	六四
二、四九八、六八五	一四、五三五	七二、四八	二、三六二
二、七四〇、〇〇一	一四、六七一	七三、九三四	二、四二六

埼玉縣北足立郡大正震災誌



安政年間、破壊的地震

(●) 震源ノ概位置ヲ示ス (1) — (12) マデ

A 明應七年
 B 慶長九年
 C₁ 元禄十六年
 C₂ 宝永四年
 D₁ 安政元年十一月四日
 D₂ 安政元年十一月五日
 江戸川流域ハ安政二年及明治二十七年ノ地震又南方延長地帯ハ慶安二年ト文化九年トノ地震ニテ活動力消耗ス

關東大地震調査概要

一、發 震

大正十二年九月一日午前十一時五十八分四十五秒

一、震 源

(相模武藏を主とし房總伊豆東部の中地盤弱き地方被害多し)

一、震 幅

東京の南二十六里即ち伊豆大島の東四方五里の海底ならん

一、餘 震

四 寸

第一半日(十二時間)一一四回以上

第二半日(同) 八八回

第三半日(同) 六〇回

第四半日(同) 四七回

之に由つて見れば衰退の景況明瞭なり

一、過去に於て東京に起れる大地震

慶安二年 元禄十六年 安政二年 午後十時

地震の發生せることとなる

又今回の大地震を安政の大地震と比較すれば被害區域に於て廣大にして振力に於て相伯

關東大地震調査概要

仲せり

一、重なる餘震狀況

1、一日午後〇時四十分	(震源地迄ノ距離)	(全震幅)	(震源ノ測定)
十八里	一寸三分	推定困難	↑ 北方境界ヲ指示ス
2、同 午後〇時四十八分	二十三里	九分	同
3、同 午後二時三十二分	二十三里	七分	南々西
4、二日午前十一時五十八分	三十一里	二寸三分(週期緩慢ナル故割合ニ弱)	南微東
5、同 午後二時十二分	十里	三分	南東
6、同 午後六時二十七分	二十一里	一寸七分	東南東
7、同 午後十時三十九分	四十一里	一寸六分	火山性式 三宅島附近

起震帶は大地震の震源を中心とし概ね房州の南端より伊豆の南東岸近く迄擴大せる細長き地帯にして正に元録地震の續きと見做すべきものなり

中村清二博士の發表によれば地震帶地層より獨立せる熔岩の丘を爲せる伊豆大島の如きは一枚の岩盤故震動少かりしならん

津浪は最初北と南より次第に押寄せ元村(伊豆に面せる位置)の前面にて衝突せりとの事故この衝突

線に沿ひ略東西に走れる海底地帯の沈降を暗示せるにはあらざるか

一般に地盤強固なる部分は震害少く東京に於ける地盤軟弱なる下町の如き所は震力は重力の三分の一にも達せるならん

一、地震と地盤

湘南一帯の砂地は起震帶に正面するを以て震動殊に甚し

小田原は三方堅固なる地盤にて圍まるゝを以て震動の焦點になり易し

安房に於ては北條、館山等地盤殊に弱し被害最も甚し其他の町村はよし

三浦半島は震源地に近きも震度次位にあり伊豆の東部亦同じ

最激震區域は

安房の鴨川、木更津、東京の東北方を東境とし東京の北方より酒匂川、流域に到る線を北境とし其

より伊豆の東部を以て西境とす其區域は略元録の大震に似たり、然れども其相違するは安房、天津以東勝浦に至る部分輕かりしによる之れ元録地震が今回の東北東の續きに起れることに歸着する所以なり

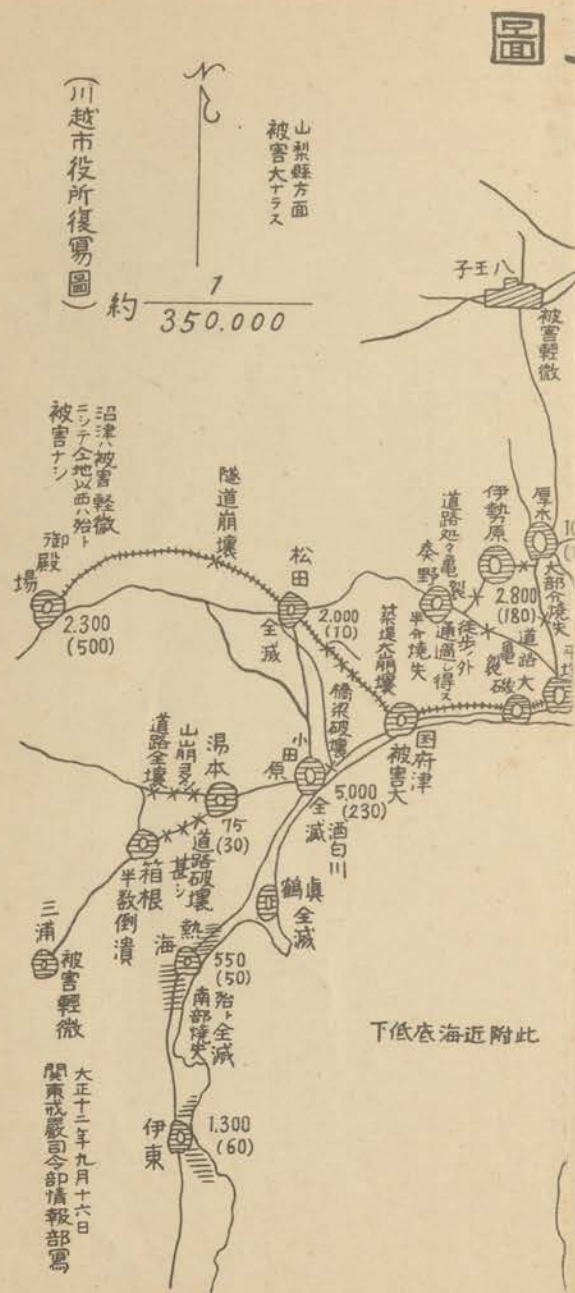
一、各大地震比較表

關東大地震調査概要

大 震 略 名		地震區域	死者	負傷者	震 幅	焼失區域
安政年間	安政元年十一月五日	南海道	三、〇〇〇			
安政年間	安政二年十月二日	江戸附近	六、七七	一四、三四六		
濃尾地方	明治二十四年十月二十八日	七〇方里	七、二三	一七、一七		
サンシスコ	明治三十九年四月十八日	二〇方里	四〇〇		二寸五分	六四方里
關東大地震	大正十二年九月一日 午前十一時五十八分四十五秒	一府六縣	七、四七四	二〇、九六一	四寸	東京(山ノ手) 横濱(ヲ除ク)

二 埼玉縣内被害の狀況

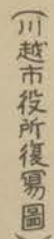
大正十二年九月一日の大震災に因る本縣の被害は其の南部及東部に甚しく西部及北部に至るに従ひ漸次減少の傾向あり而して其の被害程度の概況を表示すれば左の如し尙今回の震災後本縣の最も困難を感じ且つ最も混雜を來したるは九月二日以後十日前後迄の期間にして縣内の被害相當激甚なるに加へて東海道線、中央線、總武線等何れも不通の爲東京、横濱方面の避難者は一齊に本縣に殺到せるの



(川越市役所復寫圖)

大正十二年九月十六日
關東地震司令部情報部寫

(ル タシ 明 判 二 迄 日 三 十 月 九)



埼玉縣北足立郡大正震災誌

二 埼玉縣内被害の状況

大震略名		地震區域	死者	負傷者	震幅	燒失區域
安政年間	安政元年十一月五日午後	南海道	三、〇〇〇			
安政年間	安政二年十月二日午後	江戶附近	六、七五七	一四、三四六		
濃尾地方	明治二十四年十月二十八日午前六時三十七分	七〇方里	七、二七三	一七、一七二		
シシスコラ	一、八〇六年(明治三十九年)四月十八日午前五時十一分	二〇方里	四〇〇		二寸五分	
關東大地震	大正十二年九月一日午前十一時五十八分四十五秒	一府六縣	九七、四七四	一〇、九六一	四寸	東京(山ノ手) 橫濱(ラヂク)

大正十二年九月一日の大震災に因る本縣の被害は其の南部及東部に甚しく西部及北部に至るに従ひ漸次減少の傾向あり而して其の被害程度の概況を表示すれば左の如し尙今回の震災後本縣の最も困難を感じ且つ最も混雜を來したるは九月二日以後十日前後迄の期間にして縣内の被害相當激甚なるに加へて東海道線、中央線、總武線等何れも不通の爲東京、横濱方面の避難者は一齊に本縣に殺到せるの

みならず各府縣よりの物資の送付其の他に關する斡旋の依頼を受けるの外救護事務局東京府市、其の
 他各官廳團體等より食糧其の他物資買入方の依頼を受ける等其の混雜名狀すべからざるものあり

一人畜死傷

川越市	北足立郡	入間郡	比企郡	秩父郡	児玉郡	大里郡	北埼玉郡	南埼玉郡	北葛飾郡	合計
死	10	3	1	1	1	1	8	6	3	33
傷	35	17	6	1	1	4	4	24	28	106
計	45	20	7	2	2	5	12	30	31	139
死	5	1	1	1	1	1	2	1	1	13
傷	2	1	1	1	1	1	4	6	1	17
計	7	2	2	2	2	2	6	7	2	30
備考	7	1	2	1	1	1	6	7	3	30

埼玉縣内の被害状況

二 建物及工作物被害

郡市別	種別	建物			石垣塀	電柱	山崩	備考
		全潰	半潰	破損				
川越市	北足立郡	二〇六	二	七九	二四	一〇		
入間郡	比企郡	二六三	一四二	三、四八五	五九			
秩父郡	児玉郡	一三三	一八二	一、九四二	九三			
大里郡	北埼玉郡	九	一六	二、五五四	八			
北埼玉郡	南埼玉郡	三〇	七	九六二	七			
北葛飾郡	北葛飾郡	一、三二四	七六	一八、九一四	三三			
合 計		四、八四六	二、〇〇六	五六、三三三	一、九八	元	五	

一、右の内重なるものを摘録すれば

(イ) 小學校舎の被害

郡市別	種別	被害校數			全潰	半潰	破損	大傾斜	大破	計數
		全潰	半潰	破損						
川越市	北足立郡	元	一	一						
入間郡	比企郡	二	一	一						
秩父郡	児玉郡	一	一	一						
大里郡	北埼玉郡	一	一	一						
北埼玉郡	南埼玉郡	一	一	一						
北葛飾郡	北葛飾郡	三	五	二〇						
合 計		三	八	二〇	元	六	五	七	一	一〇三

(ロ) 官廳及縣有建物の被害

浦和刑務所工作場

一棟

全潰

埼玉縣内の被害状況

(ハ) 町村役場の被害

葛 埼
飾 玉
企

計郡郡郡名

全

潰

半

潰

計

備

考

(二) 工場の被害

浦署

計	非適用	適用	別適用
---	-----	----	-----

被 害
工場數

全建潰

半物
潰

損煙突の
壊の

損害見積高

男	死
女	亡
計	
男	頁
女	傷
計	

11

11

174

二五、二六

1

35

24

所 川 鴻 大 鳩 川

ケ

澤		越		巢		宮		谷		口	
計	非適用	計	非適用	計	非適用	計	非適用	計	非適用	計	非適用
適用		適用		適用		適用		適用		適用	

埼玉縣内の被害状況

二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇

燒失

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

一 | 一 | | | 二 | 二 九 四 五 二 四 七 六 | 六

六二四九三六六五—八八〇六五一七四三

三三

四二、五五〇	五五、六五〇
一、四七五、九〇〇	
八二、五四〇	
一、〇二五、〇〇〇	
一、〇九七、五八〇	
一〇八、六六七	
三八、八九九	
一四七、五五六	
四、五〇〇	
一〇、五〇〇	
一五、〇〇〇	
二六、一〇〇	
一、一〇〇	
二七、二五〇	
六、八〇〇	
一、七〇〇	
八、五〇〇	

[illegible][illegible][illegible]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

[illegible]

[illegible]

三、縣費支辨に屬する道路等の被害

種別	個所	數	延	長	備考
道路	一	一二		二、三四二	
橋梁	五	五九		二、三六九	
河堤	二	二三		一七、八四三	
合計		一九九		二二、五五四	

三 縣内羅災者に對する應急救濟

縣内羅災者に對しては縣羅災救助基金を以て不取敢一週間以内の焚出救助を爲すとし之を郡市長に委任して施行の任に膺らしめ且焚出救助期間經過後は食品救助として白米及副食物の配給を爲せり右食品救助は郡市長委任に依るものを一週間とし更に必要あるものに付ては知事の指揮を俟つて郡市長をして之を施行せしめたり其の日數平均七日にして焚出と併せて前後約二十日間の救助となれり

其の支出額合計四萬八千五百三十四圓除にして内譯左の如し

種別	町村數	救助人員	救助戶數	救助日數	救助米石數	給與額	雜費	合計金額
焚出救助	空	二〇、二八三	三、九四五	八六、九二	二、五八七	一、九三三	五〇	二、八五五
食品救助	一五四	三、六八五	四七六	一五、二四五	四、五〇六	三八七三	八	三、六五五
同	(指揮に依る分)	一一〇	一、七九〇	一、二八一	一、〇一一	一、五九三	二、四六六	一五、〇六三

震災に依り家屋倒潰の厄に逢ひたるものに對しては同じく羅災救助基金を以て小屋掛を爲さしめたり小屋掛は倒潰家屋の材料にして使用に堪ゆるものを利用せしむる方針を以て一戸に對し四圓乃至八圓の程度に於て材料若くは現金を給與する方法に依り之を施行せり其の概況左の如し

種別	町村數	救助戶數	小屋掛材料價格	一戸平均額	雜費	合計金額
小屋掛救助	一五五	三、七三二	二六、三〇七	七、〇五一	一七二	二六、三七九

尙羅災救助基金を以て傷病者の治療を爲せるもの左の如し本救助支出比較的尠少なは醫療救護班若くは最寄の醫師團等に於て治療を受けたる者多きを以てなり

縣内羅災者に對する應急救濟

種別	町村數	救助人員	治療費	治療日數	雜費	合計金額
治療救助	三	八	二四 ^四 四五	最長 一五 最短 四	一	二四 ^四 四五

以上縣内罹災者に對する救助の爲基金より支出せる金額を通算するに七萬四千九百三十七圓餘に達す

四 京濱方面よりの避難者に對する救護

東京市及横濱市は震災に加ふるに火災を起し兩市殆ど全滅に至らんとするの情報を聞くに及び九月一日夜半緊急之が善後策を協議したる結果縣内罹災者の救護は固より急を要するも京濱罹災者に對する應急救護は焦眉の急務なりと認め直に臨時救護部を縣廳内に設け救護の事務を開始したり其の救護概況左の如し

一 現地救護

不取敢罹災現地に於ける老幼病者等を救護せんが爲九月二日早朝より握飯六千個及飲料水四斗入五樽を用意し之を自働車に積載して本郷區役所に送致し同區長を経て東京市に引渡し適當に其の配給方

を依頼せり

二 避難者救護

疲弊困憊の極に達したる京濱方面罹災者は九月二日以來本縣内に殺到し其の混雜名狀すべからざるの狀況なりしを以て千住方面よりの避難者に對しては奥州街道草加町に上野方面よりの避難者に對しては東北本線川口町に板橋方面よりの避難者に對しては仲仙道蕨町に夫々救護所を設置し次で翌三日より更に避難者の通路に當れる主要地、浦和町、大宮町、熊谷町及深谷町に救護所を増設し町村吏員、在郷軍人、青年團員、處女會員、學生、生徒其の他一般篤志家等の援助に依り握飯、パン、甘薯、馬鈴薯、梅干、氷、西瓜、湯茶等食料の供給無料宿泊、傷病者の救療等應急救護に全力を傾注せり其の救護の成績左表の如くして罹災者何れも慈雨に蘇生するの思ひを爲し其の後感激に満ちたる禮狀を寄するもの少からず尙九月二日より右救護に要したる白米馬鈴薯等別表の通にして他に縣内町村各種團體篤志者及他縣より寄贈に係るもの尠からず

右食品の外各救護所に於て要したる雜費概算左の如し

五〇六、七五 ^四	浦和救護所
一五五、七五	蕨救護所

京濱方面よりの避難者に對する救護

大宮救護所	一、二二二、〇〇
川口救護所	一、〇四九、三七
草加救護所	四五七、五九
熊谷救護所	一、〇〇一、六八
深谷救護所	六八一、八〇
浦和師範學校焚出部	五六〇、七一
計	五、六二六、〇二

縣設救護所に於ける救護の成績

		(イ) 使用物資調			
品名	數量	單價	價格	品名	數量
白米	一〇、四〇 _石	三八、三〇 _円	三九八、三二 _円	甘薯	二五三、〇〇 _貫
白米	二八、八〇	四一、四九	一、一九四、九一	馬鈴薯	一、一四四、〇〇
					二、三三
					二六三、一二

計押麥

一、八〇

一七、〇〇

一、九六二、八五

二〇、六〇

(口) 救護人員日計表

月	日	救護總人員	宿泊人員	加療人員	備考
九月	二日	二、二〇人	七人	三人	縣直轄ノ分ノミヲ掲ク
同日	三日	六、三七	五、四〇〇	二、五三	
同日	四日	二、二二	六、六七	二、五三	
同日	五日	八、〇〇	三、八〇	二、一一	
同日	六日	八、七〇	二、六三	三	
同日	七日	一〇、三三	一、八〇	〇	
同日	八日	五、六〇〇	一、三三	九	
同日	九日	六、四六	二〇	三	
同日	十日	二、〇六〇	一、八一	三	
同日	十一日	一、一八	一〇	〇	
同日	十二日	七、三三	四	〇	

京濱方面よりの避難者に對する救護

計	十六日	十五日	十四日	十三日
---	-----	-----	-----	-----

七三三
三三八
二四〇
二四四
二九九、五四四

二七
六二
〇〇
三、六八

八
九
六

349

附 加療人員は當日醫療に於て斡旋したるものを掲ぐ

(ハ) 各救護所別救護人員調

同 同 同 九 月

五 四 三 二 一
日 日 日 日 日

救護總 宿泊人 內醫療人 <u> </u> 員員員	種別
---	----

川口

蕨
浦

和大

宮草

加熊

谷深

谷

十

川口	二五 一〇 二〇	一〇、〇〇〇 一、〇〇〇 一〇	八〇、〇〇〇 五〇〇 四〇	六〇、〇〇〇 一、〇〇〇 五〇
----	----------------	-----------------------	---------------------	-----------------------

一、八〇〇
二、六〇〇
一、八〇〇
五〇〇
九〇〇
二〇〇
八〇〇
五〇〇
五〇〇
七〇〇
五〇〇
五〇〇

和

二〇〇〇	六五〇〇	八、一五〇〇	四九〇〇	五〇〇〇
二〇〇〇	一七〇〇	一〇〇〇	二九〇〇	五〇〇〇

宮	五〇〇	〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	四
井	二九	〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	三
田	二〇	〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	二
伊	二〇	〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	一
呂	二〇	〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇	一,〇〇〇	〇〇,〇〇〇	〇

五七〇四	一七七四	一、八二七	六四〇	六四〇	加能
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	
		一三			

	谷深
0	0
1,000	1,000
100	100
10	10
1,000	1,000
7三	7三
一	一
1,000	1,000
100	100
10	10

谷 〇 五〇〇 二五〇 一〇〇〇 〇

[illegible]

同 同 同 同 同 同 同 同

十四日	十三日	十二日	十一日	十日	九日	八日	七日	六日
-----	-----	-----	-----	----	----	----	----	----

同 同 同 同 同 同 同 同

直督中止

直營中止

直營中止

[illegible]

直營中止

直營中止同

上 〇〇¹⁰⁰ 〇〇¹⁰⁰ 〇〇¹⁰⁰

八、七三〇
二、六六一
三〇
一〇、三二二
一、八七〇
〇
五、六〇〇
一、三四五
九
六、四六七
〇
二五
二
二、〇六一
一、六一一
三
一、一六三
〇
七
〇
四
七
〇

京濱方面よりの避難者に對する救護

十一

同	同	合
十五日	十六日	計
同	同	人員
救護總人員	右ノ内宿泊セシメタル人員	同醫療ヲ加ヘタル人員
二九、九五〇	七、四〇〇	二九、九五〇
四、〇六〇	一、八三二	四、〇六〇
三、三六〇	三、九一二	三、三六〇
三、六七三	九、三〇〇	三、六七三
五、四四〇	三、一二三	五、四四〇
二〇、九六一	五、四二	二〇、九六一
七、一〇〇	二、三三	七、一〇〇
二九七、八八八	三、〇九	二九七、八八八

五 市町村其他各種團體の活動

一 市町村に於ける救護所の設置

縣は市町村其の他各團體に對し土地の狀況に應じ救護所を設け避難民の救護に膺り若くは篤志者の寄附に依り救助を爲す等適當なる措置を講ずべき旨の通牒を發したるに避難民の通過する沿道鐵道沿線等の諸團體に於ては何れも救護所を設置し食料を給與し治療を受けしむる等の活動に任じたり其の成績左の通り

◎震災避難民救護成績調

北足立郡

町名	浦和町	戸田村	横曾根村	川口町	谷塚村	草加町	鳩ヶ谷町	野田村
食料ノ給與ヲ受ケタル者ノ數	六、二五五	五〇〇	一、五〇〇	—	一八〇	四、三四三	七六〇	四五
醫療救護ヲ受ケタル者ノ數	七、三三二	五〇〇	一、五五五	—	一八〇	一一、三五六	八〇〇	七六
宿泊救護ヲ受ケタル者ノ數	二六	—	五	七	二三	一一〇	四	—
麥湯其他ノ救護ヲ受ケタル者	一八二	—	八	二五	二三	—	八	—
實人員	六、五四二	—	二八四	二、元六	二三五	—	八〇	四五
延人員	七、〇三三	—	三七	一五、四六六	三三	—	八〇	四五
實人員	—	—	二五〇	—	—	—	—	—
延人員	—	—	二五〇	—	—	—	—	—
備考	縣、浦和町、同町青年團在郷軍人分會、消防組	戸田村青年團	横曾根村青年團 同村處女會	川口町、町醫師團 縣實施ノ食料救護ヲ除ク	谷塚村青年團 同村青年團	縣、草加町青年團 同草加町青年團 同處女會	鳩ヶ谷町青年團 同町青年團 同在郷軍人分會	野田村

木崎村	二、五〇〇	二、五〇〇	四	一〇	一	七			木崎村、消防組 在郷軍人分會 青年團、處女會
與野町	六〇〇	六〇〇	八	二					與野町 青年團 在郷軍人分會
三橋村	二	五五							三橋村
大宮町	元、八〇〇	四〇、〇〇〇	一、五〇	一、二〇〇	一、四、二〇〇	一、三、〇〇〇			縣、大宮町 同、青年團 同、處女會、學生團
上尾町	二、一五〇	二、二〇〇							同上 同、青年團 同、處女會
桶川町	三、八七〇	三、八七〇	二五	五	一、四、五〇	一、三、〇〇			桶川町、在郷軍人分會 同、青年團 同、處女會
石戸村	五五〇	五五〇					四、〇〇〇		石戸村 同、青年團
中丸村	一、八〇〇	一、八〇〇							中丸村 青年團、在郷軍人分會 消防組
鴻巣町	五、〇〇〇	九、五〇〇	一〇〇	一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	鴻巣町

吹上村	一、五〇〇	八、五〇〇	三五	六	八	一五			吹上村 在郷軍人分會 青年團
膝折村	二二〇	二二〇							膝折村
片山村	九〇	九〇							片山村
谷田村							三、〇〇〇	三、〇〇〇	谷田村
新郷村	二六	五六							新郷村

他郡市の分を省く尚蔵町は縣直接救護したるを以て略す

二 財團法人埼玉共濟會の活動

埼玉共濟會は九月十二日より川口及大宮救護所に於ける病弱者及乳不足の幼兒に對し牛乳を配給せり尙此事業擴張の要否に關し各郡市支部長をして其の狀況を調査せしめ必要なる場所に對しては廣く之を配給する方法を採れり罹災者中家屋の倒潰に對し之が復興すべく新に罹災家屋復興資金貸付規

市町村其の他各種團體の活動

程を作製し資金の内約三十五萬圓を貸出す計畫を以て各支部長（郡市長）分區長（町村長）及び福利委員をして資金借受を要する者の調査を爲さしめたるに貸付申請金額五十萬圓に達し内二十萬二千餘圓の貸出を了せり其の郡市別調査表の如し尙罹災者中生活の資を得る能はざる者に對しては救護金を給與する計畫にして既に當時其の救護を受けたる者あり

◎家屋復興資金申請及貸付調（大正十三年三月三十一日）

郡市名	申請件數	同上金額	貸付通知件數	同上金額
北足立郡	二四三	九、二五〇	一九二	五、〇〇〇
入間郡	九	六、二〇〇	四	一、〇〇〇
比企郡	六	二、三〇〇	五	一、五〇〇
大里郡	一	五〇〇	一	五〇〇
北埼玉郡	六	三、五〇〇	七	一、〇〇〇
南埼玉郡	五三	二四、四五五	元	一、五〇〇
北葛飾郡	三三	九、八〇〇	二七	四、七〇〇
川越市	一	六〇〇	一	五〇〇
計	一、八五	五〇、七五五	七五	二〇、七〇〇

三、愛國婦人會埼玉支部の活動

愛國婦人會埼玉支部に於ては今回の罹災者にして衣類に窮する者に對し之を配給するの目的を以て縣内幹事部の盡力を得て衣服、帽子、足袋、毛布、布團、手拭、等の寄贈義捐を得て其の數二萬五千餘點及衣類代料として金額の寄贈を受けたるもの竝に運搬費として指定せられたる金額三百六十圓九十九錢に達す

四、日本赤十字社埼玉支部の活動

本支部に於ては九月三日より縣衛生課及埼玉縣醫師會と協力して救療を施行し當初東京府に隣接せる北足立郡川口町尋常高等小學校及東京府下瀧ノ川町役場に設置せる救護所に於て繼續救護しつゝありしが九月十日日本社の招集に依り救護醫二名看護婦十一名書記一名を以て組織せる救護班を派遣し九月十二日より府下日暮里元金杉第五尋常小學校内に配置せられ同處に救護所を開設し救護に従事せり一日取扱患者約百五十人にして其の出動人員左の如し

醫師	二〇人	看護婦	一六八人
事務員	六〇人		

（自九月三日至九月二十日）

五、埼玉縣醫師會の活動

市町村其の他各種團體の活動

埼玉縣醫師會は日本赤十字社埼玉支部と合同し縣下及東京并に横濱方面より避難せる罹災傷病者の救護の爲直に左の箇所に救護所を設け應急救護を實施せり

北足立郡川口町救護所

川口尋常高等小學校内

川口停車場

同 郡大宮町救護所

大宮尋常高等小學校内

同 郡戸田村救護所

戸田村橋際

同 郡浦和町救護所

浦和町公會堂

同 郡蕨町救護所

同 町停車場

同 郡蕨町救護所

蕨町中央路傍

最初縣内に於てのみ避難傷病者の救護を爲せるも震災地遭難者は極度の飢餓と疲勞とに依り路傍に倒れ昏睡するものあるにより府下王子町警察署内瀧ノ川町役場内日暮里停車場内に救護所を設け九月五日より救護に従事せり而して其の後王子日暮里停車場は漸次患者減少せるを以て九日救護所を撤廢し瀧ノ川町に設置せる救護所は十月五日迄繼續せり

醫師 二四名

看護婦 二二名

看護婦助手 二〇名

事務員 一一名

(自九月五日至九月二十日)

又同會員たる各醫院は自宅診斷所を開放し救護に従事し多數の救護を爲したり加之罹災窮民の施療を議決し各警察官署に施療券一千枚を託し救護の途なき罹災窮民に醫藥の途を得せしむることとせり此の延人員實に五千人に達す

六、埼玉縣產婆會の活動

縣產婆會に於いて震災と同時に縣内罹災者は勿論京濱方面よりの避難者中妊産婦、褥婦、乳幼兒の保護施療に従事し其の取扱件數妊婦一〇二人産婦六五人に及べり又乳兒に對しコンデンス、ミルク百十三個其の他産婦幼兒に對し單衣九百枚雜品千餘點を給與せり

六 縣内に滞在する京濱避難民の救護

震災以來東京横濱方面の罹災者にして親戚故舊を便り縣内に避難滞在せる者當初數十萬の多きに達し其の後漸次減少の傾向ありと雖も九月十九日現在に於て尙男四萬四千三百四十六人女四萬七千八百九十八人合計九萬二千二百四十四人を算し其の最も多きは戸數僅かに六十八戸の部落に對し三百餘人の避難滞在者を見るが如きものあり而して避難者の多くは僅かに身を以て免れたる者に屬し且收容者

縣内に滞在する京濱避難民の救護

中には資産に乏しき者少からず爲に共に生活上困難を感ずるの狀に在りしを以て不取敢市町村其の他公益團體若くは隣保をして救助せしめしも縣は是等罹災者に對する食糧及衣服の供給、兒童教育の方法、職業紹介等に關し考究の上夫々相當の力を盡せり而して食糧及衣服の供給に關しては九月二十三日、二十六日の兩日付を以て臨時震災救護事務局に國庫支辨の方法を採られんことを申請し幸ひ其の認諾を得て食費一四七、六〇〇圓を九月二十日より二十日間生計困難なる者に對し一人一圓二十錢の割合にて配給し衣服蒲團料として配給を受けたる四萬五千圓を以て衣服一人（表裏一反宛）一枚宛一萬五千人分の給與を爲せり又事務局より分與せられたる慰問品は前後二回に亘り夫々避難民に配給を了したり

七 震災傷病者救療狀況（四の(4)(5)參照）

縣内罹災者に加ふるに東京方面よりの避難者一時に殺到し多數の傷病者ありたるを以て之が救療の爲衛生課は日本赤十字社埼玉支部及縣醫師會と聯合して九月一日より先づ最も樞要地點たる北足立郡大宮町、戸田村、川口町、に救護所を設置し専ら避難傷病者の應急救療に努め翌二日に至りては更に浦和町に救護所を開設し重傷者は一時公會堂に收容して治療を施したり

又一方縣醫師會長と議り縣下開業醫に對しては各自の診療所を以て救護所とし避難民の無料救療を爲さしめたり

其の他避難民集散の狀況に鑑み各地に於て便宜救護所を設け救療に従事したり而して九月四日に至り東京方面に救護班を出動せしめ府下瀧の川町役場内及日暮里驛の二ヶ所に救護所を設け罹災民の救療に努めたり其の救療成績次の如し

一、各救護所醫療救護調

救護所名	開設日數	従事醫師數	從事看護數	取扱人員	取扱人員平均	備考
川口	二	三人	三人	一七五	八七五	九月三十日閉鎖
大宮	二	三人	三人	一七三	八六五	十一月一日閉鎖
戸田	四	八	六	五三	一三三	五日閉鎖
浦和	三	三	四	二七六	九二	十四日閉鎖
日暮	六	六	六	八六	一四	九日閉鎖
瀧野	三	六	六	二、三〇	七	十月五日閉鎖
計	九七	三三	三三	八、八六	九二	人員ハ何レモ延人員ヲ計上ス

其の他各醫師團に依り開設せられたる各地救護所に於ける救護人員並に各醫師自宅に於て救護した

る人員亦尠からず

二、傷病者の種類

震災當時に於ける傷病の種類は主として火傷骨折擦過裂創打撲及胃腸病分娩等なりしが其の後に至り内科的疾病殊に下痢(赤痢を含む)有熱(腸チブスを含む)結核等を見るに至れり

三、醫療藥品及衛生材料の輸送

醫療藥品及衛生材料輸送に關しては内務省及警視廳と打合せの上縣下藥業者より右材料を蒐集して九月三日より十一日迄毎日貨物自働車を以て警視廳及東京市に供給し以て東京市に於ける救療援助に努めたり而して送付せる藥品及衛生材料は六千五百七十圓餘に達し之が輸送及蒐集用として自働車十七臺を借用し其の費用千四百四十五圓を要したり

四、縣内の防疫

災害後に於ける各種傳染病患者の多發を見るは豫期し得る處なるを以て之が豫防に關し訓達を發して市町村及衛生組合を督勵し且つ檢疫委員を増置して罹災避難民は勿論一般民の健康狀態を視察せしめ患者の早期發見に努むると同時に二十萬枚の宣傳びらを印刷して縣下に配布し極力豫防に努めし結果幸に好成績を收め得たり

九月二十日現在縣下傳染病患者數左の如し

赤痢	八〇
同上疑似	三〇
腸チブス	一五四
バラチブス	六六
デフテリア	一一
流行性腦脊髄膜炎	一
合計	三四二

五、縣内醫療藥品及衛生材料の補給

縣内に於ける醫療藥品及衛生材料は東京市内の藥品問屋全滅の爲大影響を受け應て其の缺乏を來すべきに於ては縣民保健上憂慮に堪へざるものあるを慮り縣は縣藥劑師會及縣醫師會と協議の上代表者を大阪方面に派し之が購入の手配を爲し補給の方法を講じたり

八 罹災救援隊の派遣

東京に於ける災害地復興の爲に要する勞務の提供を目的とし縣下に於ける青年團員を派し之に當らしめんことを策し之を臨時震災救護事務局に申牒せるに十日間以上滞在の見込を以て百名上京方を依頼し來れるを以て縣は豫て右希望を有する大里兒玉、秩父、等各郡青年團員を派するの計畫を樹て不取敢大里郡青年團員六十三名を上京せしめ縣、郡、吏員指導の下に九月十六日より東京市内焼跡整理の勞務に服せしめたり委員の何れも勞務其のものを目的とせるを以て頗る眞面目に作業を了し相當満足を以て同月二十日歸團せり

其の他派遣救護部隊左の如し

◎東京府派遣救護部隊調

名	種	類	代表者	人員	出發	發歸	郷滞在作業	作業場及種類	備考
所澤町救護隊	青年團	三上鐵太郎	二六	九月六日	九月九日	四日	日	四谷區に至り各避難所につき人命救助、食糧給與、傳言、物品傳達	再召即日
所澤町救護隊	青年團	三上鐵太郎	二〇	九月十日	九月十日	二日	日	本所深川區避難所にて衣類、食品給與	同
所澤町救護隊	青年團	三上鐵太郎	三	同	上同	上同	上	本所區深川月島にて醫療患者四〇〇人を取扱ふ	同
所澤町救護隊	青年團	三上鐵太郎	四	九月十二日	九月十三日	同	上	千葉方面にて前記救護隊と同様の作業をなす	同

郡	玉	埼	南	郡	玉	埼	北	郡	里	大	郡
同	同	救大	救山	救田	救井	救豊	救深	分大	分大	分大	災吾
同	同	護山	護山	護谷	護泉	護野	護谷	會里	會里	會里	救野
同	同	班村	班村	班村	班村	班村	班村	班村	班村	班村	班村
同	同	在郷	在郷	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防	消防
同	同	軍人	軍人	軍人	軍人	軍人	軍人	軍人	軍人	軍人	軍人
同	同	進藤	進藤	小川	渡邊	眞中	藤森	荒木	荒木	荒木	荒木
同	同	傳次郎	傳次郎	徳太郎	文三郎	麟	誠	辰雄	辰雄	辰雄	辰雄
同	同	九月九日	九月九日	九月三日	九月四日	九月十日	九月三日	九月十二日	九月十二日	九月十二日	九月十二日
同	同	九月九日	九月九日	九月六日	九月八日	九月十三日	九月六日	九月十五日	九月十五日	九月十五日	九月十七日
同	同	九月九日	九月九日	九月四日	九月三日	九月三日	九月三日	九月二日	九月二日	九月二日	九月四日
同	同	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
同	同	本郷區役所に於て糧食運搬及配給患者輸送夜警に任ず	本郷區役所に於て糧食運搬及配給患者輸送夜警に任ず	本郷、深川、本所、淺草其他各區震災者へ食品配給	本郷、深川、本所、淺草其他各區震災者へ食品配給	牛込區署町ホテル自動車商會に事務所を設け白米六石五斗震災者に給與す	牛込區署町ホテル自動車商會に事務所を設け白米六石五斗震災者に給與す	芝浦にて食糧運搬及荷積	芝浦にて食糧運搬及荷積	芝浦にて食糧運搬及荷積	市役所司令部の指揮により天幕、食品其の他の運搬

九 罹災失業者の職業紹介

罹災失業者の職業紹介

罹災失業者の就職に對し縣は縣内既設の町村人事相談所を督して就職の斡旋に關し職業紹介所と連絡を採りて便宜を與へしめんと共に川越市熊谷町兩職業紹介所に對しては専ら求人口の開拓に盡瘁し之に應ずる所あるべき旨指示したる外縣は此の種の機關を通じて罹災者の就職を斡旋せり

十 義捐金計算書

一金貳拾四萬壹千四百五拾四圓貳拾壹錢五厘也

右は大正十二年十一月八日現在縣下より寄附申込額

内 譯

金拾五萬參千參百七拾六圓

縣内罹災者及縣外に於て罹災の縣民に對する配付額

金參萬五千圓

東京府へ寄贈額

金壹萬五千圓

神奈川縣へ寄贈額

金壹千圓

千葉縣へ寄贈額

金參萬七拾八圓貳拾壹錢五厘

財團 埼玉共濟會震災罹災家屋復興資金罹災者小資融通事業資金罹災貧困者

救護資金として配付額

金七千圓

東京罹災埼玉縣人救護事業助成金として配付額

十一 東京市に對する食糧品其の他物資供給狀況

避難者に對する直接救護の外九月三日以來縣下各種團體等より東京市、府及臨時震災救護事務局に對し食糧品其の他物資供給をなせるもの頗る多く其の供給計畫及實施狀況並に種類數量等左の如し

◎食糧供給の計畫並に實施

一、計畫

東京市に對する食糧品其の他物資供給狀況

一、米

端境期迄の本縣殘存米見込數量約六萬石の内四萬石を東京市に供給すること但東京市に於て必要の程度に依り猶貳萬石を供給すること

二、甘藷馬鈴薯

甘藷を主とし百萬貫を供給すること

三、其の他の蔬菜

本縣の餘力を舉げて供給すること

四、押

麥

市の要求に應じ供給すること

五、餛

餛

一萬貫を供給すること

六、味噌醬油漬物

本縣の餘力を舉げて供給すること

二、實

施

九月一日計畫樹立と共に實行に著手したるも食糧品價格の決定と代金支出の方法に付不明の點ありたるも同二日非常徵發令發布の情報に接したるを以て其の發布を豫定し物資調達に著手せしも一方輸送機關に於て鐵道荒川鐵橋の破壊、國道戸田橋の破損（後直に修繕）自動車の不足、水路船舶の燒失等の爲極めて短時間内の輸送は不能に陥り曩に救護事務局宛報告したる數量のみに止りたり

之より先九月一日の東京市火災の爲避難民續々本縣に押し寄せ日々十萬二十萬を算し最高四、五十萬に上り全國より救護見舞の爲上京する者何れも本縣に下車して數萬十數萬となり俄かに食糧計畫に

一新革を要するに至れり

一方本縣以北の各縣より來れる食糧品は殆んど全部本縣内各停車場に停滯したるを以て本縣は是等諸縣の運送を援助しつゝ食糧品の一部は本縣内に在る東京避難民に給與し得べき協調を遂げたと救護事務局食糧部長の救援承諾とに依り一時縣内二、三郡に起らんとせる食糧不足の聲は鎮聲に歸し又東京市に對しては本縣の食糧豊富にして避難民の來縣を歡迎する旨の宣傳を行ふを得たり

救護事務局關係以外の事項

一、關東廳出張所、臺灣總督府出張所、東京市内警察署稅務監督局並稅務署、東京府廳、中央氣象臺等の廳員の食糧購入を斡旋せり

二、陸軍糧秣廠より大麥十萬貫購入方依頼に付斡旋したり

三、東京市より農商務省の紹介を以て蔬菜供給方依頼に付斡旋したり

イ、品目、甘藷、人參、馬鈴薯、里芋、葱、薑、大根、茄子、胡瓜、牛蒡、菜、菜豆、玉葱
ロ、數量 六千八十貫八百匁

ハ、價格 千五百四拾五圓七拾五錢

田島東京市助役より『右斡旋に依り他府縣より東京市に蔬菜供給の可能なることを證明

東京市に對する食糧品其の他物資供給狀況

したる結果著しく市價を低落せしめたり』との報に接す

四、警視廳より救護事務局を経て擔肥桶、天秤棒、柄杓の供給方依頼に依り速達せり

イ、數量 肥桶 一、三二四ヶ 天秤棒 一三〇本 柄杓 二二〇ヶ

ロ、價額 七千五百九拾五圓八拾錢

食糧品其の他物資供給調

品名	本縣より供給數量		各縣團體及個人等よりの供給數量		計
	數	價	數	價	量
玄米	八、〇七四石	三〇九、二九、〇〇	—	—	八、〇七四石
白米	四、〇一〇石	一七、四三、八〇	—	—	四、〇一〇石
甘藷	三、五二五〇貫	九二五、〇〇	—	—	三、五二五〇貫
馬鈴薯	一、三三三、〇〇貫	三三三、〇〇	—	—	一、三三三、〇〇貫
抑麥	一〇、一〇石	一、二、二〇	—	—	一〇、一〇石
餛飩	一、三三三、〇〇貫	二、一八、〇〇	—	—	一、三三三、〇〇貫
松薪	一六、六四二束	四、一四、二五	—	—	一六、六四二束

品名	本縣より供給數量		各縣團體及個人等よりの供給數量		計
	數	價	數	價	量
藁草履	三、〇〇〇足	二六、一五	—	—	三、〇〇〇足
蠟燭	五、〇〇〇斤 (三八、六〇〇)	二、四九六、八〇	—	—	五、〇〇〇斤
燭臺	二〇ヶ	五、二〇	—	—	二〇ヶ
茶吞茶碗	二〇〇ヶ	二、四〇〇	—	—	二〇〇ヶ
箸	三〇〇打	三、〇〇	—	—	三〇〇打
スツブ	一本	二、〇〇	—	—	一本
スタンプ インキ(大)	三冊	二、〇〇	—	—	三冊
膳寫インキ	三冊	二、〇〇	—	—	三冊
膳寫版	三冊	八九、〇〇	—	—	三冊
同原紙	一、〇〇〇枚	四八、九〇	—	—	一、〇〇〇枚
梅干	—	—	—	—	—
大根	—	—	—	—	—
ラッキョウ	—	—	—	—	—

東京市に對する食糧品其の他物資供給狀況

澤庵
味噌漬
合計

三、七、五〇、二六

三、同
二、同
二、同

100
二、同

三、七、五〇、二六

十二 警備の状況

九月一日震災後は各警察署配属の警察官吏を以て交通整理、倒潰家屋の處置人命の救助、火災警防等に膺らしめ避難民の北上と共に漸次警察力が北方に集中したり越えて四日戒嚴令を施行せられ翌五日歩兵第三十二聯隊の一個大隊を派遣せられ翌七日林少將の率ゆる歩兵第七聯隊及近衛騎兵聯隊の一個中隊と交替し中仙道警備隊司令部を浦和町に置き各方面兵力の増加と共に漸次民心の安定を得たり警備隊司令部及本部所在地左の如し

中仙道警備隊司令部

北足立郡浦和町

第七聯隊本部

同

- 第一大隊本部 同 大宮町
- 第二大隊本部 兒玉郡本庄町
- 第三大隊本部 大里郡熊谷町

一、鮮人保護の状況

震災前に於ける管内鮮人の分布状況は一市九郡に於て男二百九十八名女二十六名にして男子は主として不穩の言動を認めざるのみならず内地人との融和の狀亦日を逐ふて良好に趣かんとしつゝありたり然るに一度帝都災害の報傳はるや其の間無稽の流言行はれ民衆は爲に熱狂して危險漸く切迫したるに依り避難鮮人は勿論在住鮮人の一部をも最寄警察署に收容保護を加へ一面軍隊と協力して一般民衆を輕舉盲動を警むべく所置方法を講したる結果民衆は時日の経過と共に漸次冷靜に復り各地共平穩に歸したるを以て從來縣下に雇傭關係ある者及疾病者約百名を除き未就職者四百一名を九月廿日栃木縣下金丸ヶ原に輸送したり

二、通信機關復舊状況

震災と同時に通信機關全く拒絶し警察電話亦北足立郡の内二三警察官署の通信を爲し得るに過ぎず仍て警視廳板橋警察署より栃木縣に通ずる幹線の復舊に全力を注ぎ九月三日午前中之を完成し板橋警

察署に自動車を携帶せしめて巡查部長四名を派遣し電話の接受並に中央各省との連絡を圖り越えて群馬縣に通する回線及縣内各警察署間の復舊を急ぎ翌四日全部開通を見るに至れり

三、消防組活動の状況

縣下を通し震災の爲全半潰の家屋壹萬參千百餘棟を算したるに不拘之に基く火災纔に一件に過ぎざりしは消防組員の活動に俟つ所極めて多く尙引續き警備の任に膺たり効果特に著しかりしを認めらる

十三 縣有工作物に對する措置

震災後縣内罹災者及東京方面よりの避難民救護並東京救援に關する應急措置を講ずると共に九月二日より道路橋梁堤塘其の他の工作物に對する被害の状況を調査したるに別表の如く其の被害頗る甚大にして橋梁の破損せるもの五十九ヶ所堤塘の崩壊若くは龜裂を生じたるもの百九ヶ所の多きに及び物資供給其の他交通上支障尠からざると出水期を目前に控へ水防上危険甚だしきを以て差當り應急修理の方策を定め知事の専決處分を以て救護費の外金七萬九千五百四拾壹圓を支出し十日間に工事の執行を終りたり尙縣有建物の被害亦著しく之が復舊費は相當多額を要するも不取敢其の保存上緊急なる

措置就中屋根の修理を爲すため九月二十五日定例參事會に於て此の經費金三萬三千四百拾四圓の議決を經直に工事に著手せり而して之等破損工作物の復舊に要する經費は約百萬圓を要する見込にして既に政府に對し之が支出方を申請したり

十四 金融に關する措置

震災に依り本縣銀行は常時密接なる關係ある中央諸銀行との聯絡を絶たれ當分の内全く金融上後援を受けるの見込なく營業を繼續すること至難なる状況に立至り是等に伴ふ民心の不安より取付等を惹起することなきやを憂ひ各銀行共期せずして臨時休業を爲すことに定めたり

縣下重なる銀行代表者數名九月二日夜急遽出縣して前項の情を具し臨時休業の止むなき旨を陳情し承認を乞へり縣に於ては臨時休業の民心に及ぼすべき惡影響に鑑み資力の續く限り營業を續行すべき旨を極力德憑し銀行業者亦反省し業務繼續に決心し右に關し諸種の後援方を懇請して引取れり縣に於ては金融關係に依る地方の動搖を未然に防止せんが爲即刻各郡市長に對し預金者妄動の徴候を察知せば機を遣せず町村長に急命し又は其の他の機宜の方法に依り各々所在の預金者に對し妄動は單に地方を紛亂せしむるのみならず結局預金者自身に於ても不測の損害を招くべき所以を懇示し金融

界の動搖に備へしむることゝせり

翌三日直ちに大藏省に旨を報し此の察政府に於て災害地方金融に對し應急の方途を講し且つ日本銀行をして災害地の銀行に對して極力特殊の後援を爲さしむるにあらざれば地方の動搖測り知るへからざる旨を上申し大藏當局に於ても充分考慮し且つ日本銀行をして極力後援の實を盡さしむべき旨の表明ありたるを以て直に此旨を關係者に傳へたるに金融業者初めて稍や安堵したるものゝ如し、然れども縣下四十三銀行中比較的微力なる銀行二十三行は止を得ず一時休業するに至り自餘の銀行に於ても預金者と懇談諒解の上預金の制限拂を爲せり此の諒解は極めて圓滿に行はれ何等の動搖を見ざりき

斯くする内支拂延期令の發布並に日本銀行の態度表明ありたるを以て本縣銀行界代表者及重なる銀行業者は大藏省日本銀行並日本勸業銀行に出頭し夫々後援を受けるに決し漸次安定に向ひ九月十七、八日頃に至りて銀行中店舗を閉せるもの全く無きに至れり他面縣下產業組合にありても金融の準備機關たる銀行に於て營業を休止し又は支拂を躊躇せるもの出でしを以て餘儀なく組合員に對し貯金支拂の猶豫を求め新規貸出の如きは一齋に中止するに至れり然るに支拂延期令の發布に伴ひ資金に餘裕ある組合に於ては金額を制限して貯金の拂戻を爲す等應急の手段を講じたるも組合員は經濟界の前途に

不安を感ずると共に組合に對し其の積極的活動を要望する者頻出するに至り組合中融資の懇請を縣に陳情するものあるに至れり

縣は產業組合金融機關の中樞たる信用組合聯合會に對し政府の金融對策の趣旨を傳へ同會をして日本勸業銀行に對し資金の融通を求めしに同行亦極力後援を與ふべき旨を諾したり

管内組合關係者にして震災に罹り被害を蒙りたるもの尠からざるものあり之が復舊を圖らんには勢ひ償還の長期に涉り比較的低利の資金を必要とするを以て組合及組合員の被害狀態を調査し低利資金の供給を其の筋に申請中なり右資金の供給を得ば組合をして以上の衝に當らしめんとす

十五 小學校々舍及其の教育に關する措置

附中等學校の狀況

管下小學校中大修繕を要する程度以上の被害ありたるもの七十校を算し全潰三十三棟半潰十九棟大傾斜二十八棟、大破二十四棟、計百四棟、あり之が損害の復舊に就ては相當困難を感せしも或は無被害校舎の利用方を工夫し或は寺院其の他を假校舎として使用し或は二部教授等の方法に依り何れも始業するに至りたるも尙町村内に假教場につつべき適當の個所なき爲に部教授すら完全に行ひ難きもの

あり右小學校の應急的復舊費は約三十七萬九千圓を要し正常の復興を爲さんには尙約六十萬圓を要すべき見込にして之が對策に關しては縣は非常の苦心を拂ひたり

小學兒童にして他府縣より父兄と共に避難せるもの甚だ多數に及び一時は約九千名に達したりしも漸次舊居住地其の他移轉し目下其の數約六千餘名殘留せり是等兒童は何れも其の市町村の小學校に收容し一般兒童と共に授業を爲し居れり之等兒童の學用品等は市町村其の市町村に於ける教育團體又は有志者より之を補給し支障なく教授を受けしめたり

縣立中等學校二十校中大修繕を要する程度以上の被害ありたるもの十三校にして全潰二棟大傾斜六棟大破二十一棟あり其の損害額多大にして之が復舊工事費約七萬六千圓を要する見込なり而して目下應急的修理に就ては着々之を進行中なり而して右被害學校に於ける授業は九月中旬迄に全部之を開始し尙避難民子弟の轉學希望者には可成志望を達せしむることとし中學校に七十五名高等女學校に五十四名を收容し各々既設の學級中のに編入し一般生徒と同様の教授を爲せり縣立以外の中等學校の被害は極めて少かりしも中には小學校に併設したる學校にして被害を受けたるもの若干あり

十六 被害者其他に對する減免稅並に徵收猶豫措置

縣稅中九月の徵收期に屬する戸數割第二期分は應急處置として其の納期を一ヶ月繰下げたる外被害者に對しては別紙記載の標準に依り減免並に徵收猶豫處置を爲したり

震災被害者の縣稅減免及徵收猶豫に關する調査標準

一、震災被害者の納付すべき大正十二年度分の戸數割營業稅雜種稅（雜種稅は料理屋、待合、茶屋、飲食店、湯屋、理髮人、遊藝師匠、遊藝稼人、相撲、俳優、藝妓、代書人、市遊技場、人寄席、水車、劇場、建物賃貸、法人建物、工場、倉庫に限る）は左の標準に依り納稅義務者の出願せるものに限り減免又は徵收猶豫の證議を爲すものとす。

但し雜種稅中市場、遊技場、人寄席、水車、劇場、建物賃貸、法人建物、工場倉庫に付ては直接課稅物件の被害を蒙りたるものに限る

1、震災被害者にして罹災救助基金法に依る食品救助を受けたるもの今後納付すべき大正十二年度分の戸數割、營業稅、雜種稅は之を免除す

2、前號に該當せざる者と雖も被害の程度著しき者に對しては損害の程度に依り免除又は相當輕減することを得

3、震災被害者にして家屋の倒潰又は之に準すべき慘害を蒙り被害復舊の爲資力減耗し一時に納

被害者其他に對する減免稅並徵收猶豫措置

税し得られざるに至りし者の今後納付すべき大正十二年度分の戸數割、營業稅、雜種稅は左記各號に依り徵收を猶豫す

- (イ) 年度内の徵收猶豫は郡市長限り適宜の措置を濟すること
- (ロ) 年度經過後迄徵收猶豫の必要あるものに對しては被害の程度若くは資力減耗の程度に應じ適當の時期迄徵收猶豫の詮議を爲すものとする
- 4、震災地に於ては震災被害者の大正十二年度に納付すべき地租割、所得稅、附加稅、營業稅の減免又は徵收猶豫に付ては勅令第四百十號適用の結果に依り更に通牒する筈
- 5、第一項の減免又は徵收猶豫を請はんとする者に對しては大正十二年十月末日以前に願書を提出せしむるものとす但し郡市長限り措置するものに付ては此限りにあらず
- 6、前項の期日後五日以内に縣廳に到達せざる願書は之を採用せず

十七 御下賜金品傳達

曩に一千萬圓の御内幣金御下賜ありたる内本縣に對しては六萬五千五百十九圓の配布ありたるを以て十一月七日午後一時より被害地郡市長を參集せしめ指定の標準に依り左記の通り各郡市長に傳達せり

北足立郡	二六、〇三二圓	入間郡	一、九八八圓
比企郡	一、八二〇圓	大里郡	一一六圓
北埼玉郡	四、二四〇圓	南埼玉郡	一五、四七二圓
北葛飾郡	一〇、五二二圓	川越市	三〇〇圓

猶調査濟其他の理由に依り今回の傳達に漏れたる者は大正十四年三月末日迄に相當證據を具し市町村長に申立しむる方法を講じ更に之を傳達することとせり

御下賜品の傳達は縣内在住罹災傷病者に對し皇后陛下並に各宮殿下の思召に依り衣類二十三枚の御下賜ありたるを以て李柱裕外二十二人に對し優渥なる思召を傳達せり

十八 侍從御差遣

天皇皇后兩陛下には縣下の被害を御軫念あらせられ畏くも岩佐侍從を九月二十一日御差遣あらせらる同侍從は堀内知事以下縣官帶同浦和町を發し北足立郡川口町、南埼玉郡越ヶ谷町、同郡粕壁町、北葛飾郡幸手町、南埼玉郡岩槻町、北足立郡大宮町の各地を経て途上の被害狀況を親しく視察慰問し

同日夜刻東京に歸還せられたることは本縣官民の齊しく恐懼感激して措かざる所なり

十九 震災善後會長慰問

震災善後會長徳川家達公は十月十四日一行十四名帶同北足立郡川口町震災狀況を視察慰問せらる當日本縣知事は社會課長を從へ北足立郡長西堂郡書記を從へ出迎へらる

二十 北足立郡震災狀況

大正十二年九月一日突如として曠古稀有の大慘禍に遭遇せり此日朝來降雨ありて其の鬱陶しさは常になき感じを懷かしむ

午前十一時前雨齊れ上り輕快なる日光が洗ひ流された千戸の軒を照せり此日古來の慣習にて月の初めの休息日に當り近郷近在より人出多く然かも平和に且つ幸福に此一日を送らんとす何ぞ知らん午前十一時五十八分突如として鳴動上空に震撼すると同時に怖るべき地震の襲來とならむとは

震動激しく執務に堪へざるを以て倉皇前庭に難を避く本郡廳舎は幸ひ大正九年に新築し且つ堅牢なるを以て倒潰の虞れなきも屋根瓦墜落し壁に龜裂を生ず倉庫は四圍の壁落ち内部を露出し如何に激震

なりしかを想到せしむるに難から此時に際り罹災者救助の必要を認め即時之が調査に着手すると同時に前庭に郡農會備付の大天幕を張り事務所を移し門戸に高張提灯を掲げ別記の部署により専ら震災事務に従事せり

一、北足立郡長命令

北足立郡役所員

本年九月一日震災救濟事務處理方に關しては當分の間大要左の方法に依り取扱ふべし

大正十二年 九月二日

北足立郡長 小川 與之助

記

一、通常事務と震災事務とを區別し取扱ふこと

二、震災事務は孰れも緊急を要するに付通常事務に先ち處理すること

但し通常事務にして事の緊急を要するものは此の限りにあらず

三、震災救助事務を處理する爲臨時救濟係を設け左の委員を置き主幹を係長に充つ

震災事務分擔

北足立郡震災狀況

庶務委員長 北足立郡書記

佐藤新太夫

委員 北足立郡書記

西畑二郎

同

河野旭

同

磯部知孝

同

吉田憲勝

同

中村茂

委員 北足立郡屠

石井周壽

同

宇野秋助

同

田北豊城

同

星野安

救助委員長 北足立郡書記

吉田小五郎

委員 同

鈴木泰治郎

同

西堂信一郎

同

長澤藤五郎

同

佐藤新太夫

同

西畑二郎

同

森田正平

同

關口丑太郎

同

大武邦治

同

大熊定吉

同

望月正一

同

長島利作

同

磯部知孝

同

河野旭

同

武正己之助

物資委員長 北足立郡書記

澁谷周藏

委員 北足立郡產業技師

何本重治

北足立郡產業主事補

伊原正雄

北足立郡書記	坂	東	保	爾
北足立郡産業技手	金子	聰		
同	島田	保	男	
同	馬場	茂		
同	高山	安	衛	
同	須澤	忠	治	
會計委員長	北足立郡書記	武正	己之助	
委員	同	大熊	定吉	
同	同	矢作	晴雄	
同	同	坂本	寅男	
同	同	根岸	茂英	

庶務委員は文書收受發送並に整理諸記録及他委員の主管に屬せざる一切の事務を處理す
救助委員は郡内罹災民の救助及郡外罹災民救助に關する事務を處理す
物資委員は物資に關する其の筋よりの命令及各所よりの依頼事務を處理す

會計委員は人夫特使の雇上其の他一切の經理事務を處理す

四、震災に關する日誌を記録すること

二、廳員勤務に關する主幹の依命通牒

今回の震災に際し一般處務及警戒の必要により當分の内左記方法により勤務相成べく候條依命此段及通牒候也

大正十二年九月三日

北足立郡 柳 主 幹

廳 員 各 位

記

- 一、一般廳員は午後六時迄勤務に服すること
- 二、病氣其の他事故に依り退職せんとするときは郡長の許可を受くべきこと
- 三、宿直は毎夜十人とし之に相當する者は協定の上五名宛半夜交代の方法によること
- 四、宿直勤務は午後六時より翌日午前八時迄とす
- 五、宿直勤務割は別表により指定す

六、小使の宿直は毎夜二名とし順番に服務すること

六〇

三、震災被害概況調

郡吏員を急派し調査せしめたるに川口町最も被害激甚にして住宅工場其他建造物の倒潰甚だ多く加ふるに死者十數名を出し六辻村、新田村、蕨町、草加町、安行村、戸田村、尾間木村等之に次ぎ殊に大宮町に於ては鐵道省煙突山丸製系工場の倒潰により死者二十六名負傷三十餘名の悲惨事を出し其の他各町村に於ても鴻巣町を除くの外悉く震害を被れり然れども火災の之に伴はざるは洵に不幸中の幸なりと謂ふべし

要するに郡の東南に屬する低濕の地に被害著しく北部及高燥なる地帯に被害尠かりき
今左に被害の狀況を示さん

震災被害概況調

町村名	住家		死亡	負傷	學校	役場	神社	社寺	醫院	隔離病舎	工場
	全潰	半潰			全潰	半潰	全潰	半潰	全潰	半潰	全潰
浦和	三九	一七	一三	三〇		有					三
六辻	二七	一七	三	〇							
町村名	全潰	半潰	死亡	負傷	學校	役場	神社	社寺	醫院	隔離病舎	工場

土合	六	三	二			有					二
美谷本	六	三	二			有					二
笹目	六	三	二			有					二
戸田	一六	一三	一	一							七
蕨	八二	七	六	三							三
芝	三三	三六		二		有					二
青木	三三	六		五		有					八
横曾根	七	六		五							二
川口	四一	三三	一〇	五							二
南柳	三〇	七		五							二
新郷	一〇	三		二							二
谷塚	九	四	一	一		有					三
草加	二五	一五		二		有					二
新田	五〇	三三	八	三		有					二
安行	九	七	六	二							一
鳩ヶ谷	三	七		二		有					二
神根	五九	三	五	一〇							二

北足立郡震災狀況

六三

埼玉縣北足立郡大正震災誌

六二

[illegible]

土木工事被害表

町村名	堤	塘	通管	堰	水	路	橋	梁	損失額計
浦和町	三	四	一	五、二四三	七	三〇	六	五八〇	七、四〇〇
芝木村	三	二八	一	五、二四三	七	三〇	六	五八〇	七、四〇〇
青木村	三	二八	一	五、二四三	七	三〇	六	五八〇	七、四〇〇
新郷村	三	二八	一	五、二四三	七	三〇	六	五八〇	七、四〇〇
新田村	三	二八	一	五、二四三	七	三〇	六	五八〇	七、四〇〇
神根村	三	二八	一	五、二四三	七	三〇	六	五八〇	七、四〇〇
戸塚村	三	二八	一	五、二四三	七	三〇	六	五八〇	七、四〇〇
大門村	三	二八	一	五、二四三	七	三〇	六	五八〇	七、四〇〇
尾間木村	三	二八	一	五、二四三	七	三〇	六	五八〇	七、四〇〇
谷田村	三	二八	一	五、二四三	七	三〇	六	五八〇	七、四〇〇
三室村	三	二八	一	五、二四三	七	三〇	六	五八〇	七、四〇〇
片柳村	三	二八	一	五、二四三	七	三〇	六	五八〇	七、四〇〇
木崎村	三	二八	一	五、二四三	七	三〇	六	五八〇	七、四〇〇
三橋村	三	二八	一	五、二四三	七	三〇	六	五八〇	七、四〇〇
大宮町	三	二八	一	五、二四三	七	三〇	六	五八〇	七、四〇〇

浦和町、大宮町	三	一八	三	翌	同	柳	玉	置
春岡村	二	九	一	一	同	磯部	知	孝
計	二、五八五	二、五八八	一〇〇	二、六				

備考 當時調査頗る困難調査の町村重複の嫌あれども當時の復命を其儘掲げたり詳細なる被害状況調は別表の通り

震災食品救助事務の爲左記町村へ吏員を派遣す

町村名	出張月日	出張員職氏名
町村	九月廿四日	郡書記 長澤藤五郎
六辻村	廿五日	同 武正巳之助
美谷本村	廿五日	同 長島利作
芝村、蕨町	廿五日	同 西堂信一
尾間木村、神加根村	廿五日	同
安行村、草加町	廿七日	同
鳩ヶ谷町、新田村	廿七日	同

樋管堤塘震害調査並に災害工事調査の爲左記町村へ吏員を特派す

町村名	出張月日	出張員職氏名
土合村、美谷本村	九月二日	郡書記 代 勘 吉
笹目村、戸田村	三	同
横曾根村、川口町	二	同
土合村、大久保村	二	同
植水村、馬室村	二	同
指扇村	二	同
馬室村	二	同
尾間木村、大門村	十月十一日	同
戸塚村	二	同
神根村、青木村	十月十一日	同
白子村	十月十二日	同
春岡村、原市町	十月十一日	同
大砂土村	十月十一日	同
尾間木村、大門村	十月十二日	同
野田村	十月十二日	同

罹災救助事務指導の爲左記町村へ吏員を特派す

出	張	員	職	氏	名
郡書記	西	堂	信	一	
磯	部	知	孝		
大	武	邦	治		
關	口	丑	太	郎	
森	田	正	平		
吉	田	憲	勝		
西	堂	信	一		
長	島	利	作		
吉	田	小	五	郎	
矢	作	晴	雄		
坂	東	保	爾		
同	同	同	同	同	同

同	同	同	郡書記	同	產業主事補伊	同	同	郡書記
磯	關	西	武	伊	原	西	澁	坂
部	口	畑	正	原		堂	谷	本
知	丑	二	巳	正	正	信	周	寅
孝	太	郎	之	雄	雄	一	藏	男
	郎	郎	助					

河	吉	中	長	中	森	柳	河	吉	大	坂	鈴
			澤								木
野	田	村	藤	村	田		野	田	武	本	泰
	憲		五		正	玉		憲	邦	寅	治
旭	勝	茂	郎	茂	平	置	旭	勝	治	男	郎

吉	鈴	長	望	森	關	鈴	武	吉
田	木	澤	月	田	口	木	正	田
小	泰	藤			丑	泰	巳	小
五	治	五	政	正	太	治	之	五
郎	郎	郎	一	平	郎	郎	助	郎

谷田村、尾間木村	南平柳村	安行村、戸塚村	六辻村	新田村	草加町	新郷村、谷塚村	浦和町	戸田村、蕨町	芝村	川口町	横會根村
八	九	八	九	九	八	八	八	八	八	八	八
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
西畑二郎	河野旭	西堂信一	武正巳之助	望月政一	關口丑太郎	大熊定吉	森田正平	佐藤新太夫	同	同	同

上尾町、春岡村	尾間木村、木崎村	谷田村	神根村	神根村	鳩ヶ谷町、神根村	六辻村	美谷本村	美谷本村	美谷本村
八	八	九	九	九	十	十	十	十	十
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
坂本寅男	中村茂	矢作晴雄	長島利作	長澤藤五郎	武正巳之助	武正巳之助	武正巳之助	武正巳之助	武正巳之助

震災事務に關し左記町村へ吏員を派遣す

町村名	出張員職氏名
上尾町、春岡村	坂本寅男
尾間木村、木崎村	中村茂
谷田村	矢作晴雄
神根村	長島利作
鳩ヶ谷町、神根村	長澤藤五郎
六辻村	武正巳之助
美谷本村	武正巳之助
美谷本村	武正巳之助
美谷本村	武正巳之助
六辻村、美谷本村	郡書記 長澤藤五郎
戸田村、蕨町	同 關口丑太郎

神根村、鳩ヶ谷町
尾間木村、南平柳村
安行村、戸塚村
新田村
草加町
川口町
芝村、青木村
横曾根村
川口町
芝村、青木村
田間宮村
蔵町、芝村
六辻村、美谷本村

廿二
廿五
廿五
廿二
二十一
二十
二十
二十
二十
二十
二十
二十

同日
同日
同日
同日
同日
同日
同日
同日
同日
同日
同日
同日

長島利作
鈴木泰治
河野旭
西堂信一
武正巳之助
森田正
吉田小五郎
佐藤新太夫
森田正平
大熊定吉
澁谷周藏
武正巳之助
中村茂

大宮町
大宮町
大石村
浦和町、蔵ヶ谷町
川口町、鳩ヶ谷町
横曾根村
志間郡宗岡村
蔵ヶ谷町、芝門村
鳩ヶ谷町、大門村
尾間木村
川口町
植水村、平方村
芝村、川口町
神根村、戸塚村
東京市

十月

廿七
廿八
三十
三
三
四
四
四
四
四
四
五
五
五
五
十

同日
同日
同日
同日
同日
同日
同日
同日
同日
同日
同日
同日
同日
同日
同日

吉田小五郎
關口丑太郎
長島利作
吉田小五郎
佐藤新太夫
吉田小五郎
大武邦治
柳野玉置
河野旭
武正巳之助
長澤藤五郎
澁谷周藏

神根村、芝村	川口町、大宮町	大門村、戸塚村	川口	大宮町、浦和町	桶川町、鳩ヶ谷町	大宮町、浦和町	鳩ヶ谷	大宮	鳩ヶ谷	東京府下田端町	川口	大宮
--------	---------	---------	----	---------	----------	---------	-----	----	-----	---------	----	----

十一月
自五
至九

十	十	廿	三	五	六	八	八	五	四	五
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

長澤藤五郎	西堂信一	西堂信一	西堂信一	長澤藤五郎	鈴木泰次郎	大武邦治	長澤藤五郎	柳玉置
-------	------	------	------	-------	-------	------	-------	-----

藤析村、桶川町	川口	草加	川口	鳩ヶ谷	戸田	大久保村、馬宮村	植木村、大宮村	尾間村、戸塚村	大門村、戸塚村	與野村、指扇村	平方村、桶川町	志木村、白間木村	新倉村、白間木村	土合村、美谷本村	笹目村、六辻村	七里村、上尾町	小室村、上尾町
---------	----	----	----	-----	----	----------	---------	---------	---------	---------	---------	----------	----------	----------	---------	---------	---------

七	九	九	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

吉田小五郎	瀧谷周藏	西堂信一	長澤藤五郎	西堂信一	坂東保爾	根岸茂英	望月政一
-------	------	------	-------	------	------	------	------

宮原村	與野村	大間木村	尾谷村	美谷村	南平柳村	片山和村	大和村	鴻巣村	加納村	神根村	芝田村	土田村	戸田村	草加村	新郷村	鳩ヶ谷村	川口村	安行村	谷田村	戸田村	芝田村
原市	野村	木村	谷村	谷村	柳村	山和村	大和村	鴻巣村	加納村	神根村	芝田村	土田村	戸田村	草加村	新郷村	鳩ヶ谷村	川口村	安行村	谷田村	戸田村	芝田村
進村	野村	木村	谷村	谷村	柳村	山和村	大和村	鴻巣村	加納村	神根村	芝田村	土田村	戸田村	草加村	新郷村	鳩ヶ谷村	川口村	安行村	谷田村	戸田村	芝田村

二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
長	西	西	磯	柳	西	長	西	西	磯	柳	西	長	西	西	磯	柳	西	長	西	西	磯
澤	堂	堂	部	玉	堂	澤	堂	堂	部	玉	堂	澤	堂	堂	部	玉	堂	澤	堂	堂	部
藤	信	信	知		信	藤	信	信	知		信	藤	信	信	知		信	藤	信	信	知
五	一	一	孝	置	一	五	一	一	孝	置	一	五	一	一	孝	置	一	五	一	一	孝
郎						郎						郎						郎			

新田村	大間木村	鳩ヶ谷村	大宮町	蕨町	與野町	美谷村	桶川町	鳩ヶ谷町	蕨町	膝折村	與野町	桶川町
草加町	野村	谷村	宮町	町	大宮町	谷村	川町	谷町	町	村	町	町

八	七	八	五	四	三	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大	西	西	坂	柳	鈴	柳	鈴	吉	大	西	西	坂
武	畑	畑	東	木	木	木	木	田	武	畑	畑	東
邦	二	二	保	玉	泰	玉	泰	小	邦	二	二	保
治	郎	郎	爾	置	郎	置	郎	五	治	郎	郎	爾

指扇村	鴻巣町	膝折村	尾間木村	六辻村	土合村、新倉村	芝村、安行村	草加村	横曾根村、南平柳村	鳩ヶ谷村	戸田村、蕨村	志木町	日進村、指扇村	大石村、馬室村
-----	-----	-----	------	-----	---------	--------	-----	-----------	------	--------	-----	---------	---------

六	十	十	廿	廿	廿	七	八	九	十	十	十	十	十
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
柳	佐藤	佐藤	吉田	鈴木	吉田	吉田	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	吉田	吉田	吉田
玉	新太	新太	小五	小五	小五	小五	小五	小五	小五	小五	小五	小五	小五
置	夫	夫	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎

與野町、小室村	大宮町	原市町	木崎村	南平柳村	美谷本村、神根村	青木村	大門村、新郷村	大宮町	蕨町	南平柳村、小室村	上尾町、桶川町	大谷村、中九村	横曾根村、川口町
---------	-----	-----	-----	------	----------	-----	---------	-----	----	----------	---------	---------	----------

十	十	十	十	十	十	十	十	十	十	廿	廿	二	二
六	七	六	五	四	八	八	八	七	七	三	二	三	一
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中村	吉田	吉田	鈴木	鈴木	鈴木	鈴木	吉田	西畑	磯部	大武	吉田	鈴木	鈴木
憲	小五	小五	小五	小五	小五	小五	小五	小五	小五	小五	小五	小五	小五
勝	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎

石	馬	鳩	大	田	草	野	上	大	片	石	戸	野	大	大
戸	室	ヶ	門	間	加	田	尾	谷	山	戸	塚	田	石	石
村	村	谷	村	木	町	村	町	村	村	村	村	村	村	村
十	十	十	十	十	二	十	十	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿
九	九	九	九	九	十	九	一	四	七	七	七	八	九	九
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
磯	吉	中	吉	長	鈴	鈴	佐	大	吉	佐	大	武	大	吉
部	田	村	小	澤	木	木	藤	武	田	藤	武	田	武	田
知	憲	五	五	藤	泰	泰	新	邦	憲	憲	邦	邦	邦	憲
孝	勝	茂	郎	郎	郎	郎	夫	治	勝	治	治	浩	治	勝

大	美	野	戸	植	白	石	加	常	志	大	平	中	田	鴻
谷	谷	田	塚	水	子	戸	納	納	木	石	方	丸	間	巢
上	本	大	大	江	村	村	村	村	大	宮	里	馬	宮	田
平	村	門	門	進	村	村	村	村	和	光	村	室	村	村
廿	廿	廿	廿	一	二	三	七	八	八	八	八	九	九	九
九	七	八	八	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中	鈴	吉	安	吉	安	中	中	澁	吉	坂	關	吉	吉	中
村	木	田	部	田	部	村	村	谷	田	東	口	田	田	田
泰	小	小	常	小	小	常	常	周	憲	保	丑	小	小	小
治	五	五	五	五	五	五	五	周	憲	保	丑	小	小	小
茂	郎	郎	郎	郎	郎	郎	郎	藏	勝	爾	郎	郎	郎	郎

上尾町、大谷村	大和田町、片山村	桶川町、加納村	常光	吹上村、石戸村	鳩ヶ谷町、谷塚町	草加	桶川町、戸塚村	植水村、春岡村	指扇	川田谷町、石戸村	馬室	木崎村	箕田村
九	九	九	九	十	十	十	十	十	十	十	十	十	十
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
西	磯	安	吉	西	磯	中	磯	中	中	安	吉	吉	吉
堂	部	部	田	堂	部	村	部	村	村	部	田	田	田
信	知	常	小	信	知	村	知	村	村	常	憲	憲	小
一	孝	介	郎	一	孝	茂	孝	茂	茂	介	勝	勝	郎

炭 町 十
物資供給韓旋の爲技術員を左記町村へ派遣す

町	村	名	出	張	月	日	出	張	員	職	氏	名
大石村	大谷村	二	大正十二年	九月	日	郡農會技手	中西巳之助					
日進村	宮原村	二			日	同	田幡義秋					
三橋村	志木村	二			日	同	田幡義秋					
田間木	村	二			日	同	加藤守司					
川口	町	二			日	同	加藤守司					
日進村	宮原村	三			日	同	田幡義秋					
三橋	村	三			日	同	青鹿四郎					
與野町	小室村	三			日	同	技師					
大砂土村	原市町	三			日	同	同					
平方村	與野町	三			日	同	同					
小谷村	吹上村	三			日	同	加藤守司					

戸	谷	上	常	上	吹	大	吹	箕	宮	三	片	大	三	日
田	田	尾	光	尾	上	谷	上	田	橋	橋	柳	谷	橋	進
村	村	町	村	町	村	村	村	村	村	村	村	村	村	村

七 七 六 七 六 六 五 五 五 四 三 四

日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

書記

小	同	加	田	同	中	加	田	同	中	田
林	藤	守	幡	西	西	藤	幡	西	西	幡
六	守	義	義	巳	巳	守	義	巳	巳	義
郎	人	秋	秋	人	助	司	秋	人	助	秋

新	安	與	戸	大	蕨	川	大	鳩	鳩	笹	蕨	新	戸	大	膝	大
行	行	野	田	町	町	門	門	ヶ	ヶ	目	町	倉	田	村	村	村
郷	郷	三	村	大	大	口	口	安	安	芝	二	村	村	村	村	村
村	村	橋	村	谷	谷	安	安	行	行	村	回	村	村	村	村	村

十 十 十 九 十 九 九 九 八 八 八 七

一

日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

書記

技手

技師

書記

技師

中	田	小	加	中	田	青	小	中	青
西	幡	林	藤	西	幡	鹿	林	西	鹿
巳	義	六	守	巳	義	四	六	巳	四
之	秋	郎	引	之	秋	郎	郎	之	郎
助	秋	郎	引	助	秋	郎	郎	助	郎

草加町	戸田村	川口町	野根村、戸塚村、尾間木村	神田村	新鳩ヶ谷町、草加村	戸田村	戸田村	東京市	國府村	千葉縣、東葛飾郡	戸田村	安行村	鳩ヶ谷町、新郷村
-----	-----	-----	--------------	-----	-----------	-----	-----	-----	-----	----------	-----	-----	----------

廿五日	廿四日	廿三日	廿一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十五日	十三日	十二日	十一日
泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
技手	技師	書記	技師	書記	技師	技師	技師	技師	書記	書記	同
田幡	何木	小林	青鹿	田幡	坂東	青鹿	澁谷	同	小林	小林	田幡
義秋	重治	六郎	四郎	義秋	保爾	四郎	周藏	同	六郎	六郎	義秋

三室村	東京市	東京市	東京市	東京市	新倉村、膝析市	東京市	與野町、東京市	東京市	與野町、東京市	戸田村	上尾町	鴻巣町、桶川町	大久保村、植水村	與野町
-----	-----	-----	-----	-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	-----	---------	----------	-----

十月

十一日	八日	九日	八日	七日	六日	五日	四日	三日	二日	二十日	十九日	十八日	二十日	廿四日
泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊	泊

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
技師	技師	技手	技手	技師	技手	技師	技手	技師	技手	技師	技手	技手	書記	技師
青鹿	何木	島田	同	青鹿	島田	何木	田幡	小林	何木	田幡	青鹿	田幡	小林	何木
四郎	重治	保男	同	四郎	保男	重治	義秋	六郎	重治	義秋	四郎	保男	六郎	重治

吹上驛	與野驛	上尾驛	鴻巣驛	東京市	東京市	東京市	東京市	新郷村	新郷村	東京市	東京市	東京市	東京市	三室村
十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月	十一月
廿五日	廿三日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
幹事	幹事	幹事	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師	技師
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷
周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

東京市	東京市	東京市	東京市	東京市	東京市	東京市	東京市	東京市	東京市	東京市	東京市	東京市	東京市	東京市
十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月
廿七日	廿五日	廿九日	廿七日	廿六日	廿六日	廿四日	廿三日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
幹事	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手	技手
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷	瀧谷
周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏	周藏
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

二十一 交通運輸の状況

東京市四圍の各府縣震災激甚にして交通機關の破壊を來し東北地方へ避難する者は勿論關西方面への避難者も亦本縣經由中仙道を迂回せざれば歸郷するに能はざる状態に陥りたりしも唯一の交通機關たる東北本線は赤羽、川口間荒川鐵橋の破損に依り不通となり東武線亦運轉不能となりたるを以て避難者は主として四號及九號國道鳩ヶ谷岩淵線に依り雲霞の如く殺到せるのみならず罹災者救護の爲車馬の往來頻繁にして所謂肩摩轂擊道路の狹隘を感せしめ其の混雑名狀すべからざる状態なりき九號國道中東京府と本縣との縣界荒川に架設せる戸田橋は震災の爲左右兩岸缺崩し交通杜絶の恐れありたるを以て急速之が修理を加ひ翌二日午後應急修理工事を了し以て罹災者の避難及物資の輸送に何等障害なからしめたり

震災以來退京せる避難民は連日本郡下に殺到するのみならず一面帝都の慘狀視察或は見舞等の上京者相錯綜し其の混雑甚だしき殊に鐵道の連絡充分ならざりし爲中仙道筋を始め東京府下に連接せる各街道筋は上下共に人を以て織るが如し其の間自動車、荷馬車等絡繹として來往し危險名狀すべからざる之れが整理に就ては警察力のみによる能はざるを以て地方青年團在郷軍人分會消防組等後援の下に

左側通行を勵行せしむ左に浦和驛震災直後よりの状況左の如し

九日一日 震災上り二五四列車十一分遅れにて發車出發信號機約十鎖へ進行したるに前方線路破損の爲め運轉する能はず引返し以南運轉休止となれる結果乗車券の拂戻其他應接及飲用水の給與等頗る混雑を極む後少時にして第一五六號列車十六分延着當驛打切りとし上り一番線に收容し田端驛へ回送せり尙當日乗車券拂戻件數六十三件此金五十六圓二十四錢

九月二日 浦和、川口町間上り本線試運轉の爲め試運轉列車を運轉す

九月三日 前日同様上下列車旅客を滿載し驛員、警察官、學生、青年團、在郷軍人等にて救護を爲す東京市内混雑の爲め引率者を有する團體、救護班の外乗車券の發賣を中止し入京者を制限する秩父宮殿下には御避難の爲め第二一二號列車にて浦和驛に御降車あらせらる

當日當驛より折返し列車六回あり

九月四日 前日同様入京者制限さる東京横濱に戒嚴令施行せられ左に該當するもの、外入京を禁止せらる

一、公務を有するもの

二、自ら給與の道あるもの

交通運輸の状況

三、震災地域に家族を有し不得已もの

四、救護事務の爲め往復するものにして官廳及公共團體の相當の證明あるもの

尙本日より罹災民に對し無賃の取扱を爲す本日より川口町赤羽間開通し大宮、田端、日暮里間運轉を開始す

九月五日 上り旅客制限の結果幾分緩和せられたるも下り列車は前日同様驛員及各救護團體、學生にて列車の屋上に満載の旅客に對し跨線橋危險を注意し居たるに遂に旅客二名頭部を強打し一名即死一名重傷せり依て即時驛前に設けある救護所に收容し手当を加へたるも一名は蘇生せず同伴者に引渡し一名は横山病院に入院せしむ

本日より罹災民無賃取扱方左の如く變更す

一、震災地域各驛發當局管内着客に對しては無賃乗車券を發行せず其の儘乗車せしむること

二、震災地發局管内行客に對しては罹災民と記入したる紙片に驛名を捺印し乗車券に代用のこと
九月六日 旅客列車は罹災者及救護團體等にて満載し浦和町救護班よりの食料飲用水等を給與せらるるや屋上及列車内外各救護團體は萬歳を連呼し出征軍人を送迎するの感あり本日より列車折返運轉及臨時列車取扱方を改正し従前通り東北、高崎、信越線旅客列車は總て大宮驛を終着

始發として打切り運轉することとなり尙本日より左の通り物品の輸送を改正す

一、東京附近震災の爲め發送する救助品は田端驛宛發送すること

二、震災地罹災民救助の爲め當分の内震災地域各驛發の罹災民並に同地域各驛着（行政官廳公共團體）宛食料救護品及復舊材料は行路共無賃扱となすこと

九月七日 上下各旅客幾分減少すると雖も各列車の滿員にて東京市内は益々混雜の爲め入京者の制限を左の通改正す

一、官公務者

二、直接罹災者

九月八日 上り旅客制限の結果旅客日毎に減少し旅客取扱に付ては前日と變化なく本日より旅客貨物

列車運轉時刻を變更す

九月九日 十日 前日同様なり

九月十一日 本日より當分の内列車折返し及臨時列車運轉其他取扱方改正す

上り旅客列車	
大宮	田端間 一〇回
大宮	日暮里間 一〇回
計二〇回	

交通運輸の狀況

下り旅客列車 田端 大宮間 一〇回
日暮里 大宮間 一〇回 計二〇回

貨物列車は上下共十四回 計二十八回

尚ほ上り行旅客取扱方左の通改正す

- 一、救護の爲め往復するものにして縣廳の證明あるもの及在郷軍人にして聯隊區司令官の證明を有し且部隊よりの現役兵附添のものは無賃
- 二、公吏にして當該官署の證明あるものに限り有賃
- 三、直接罹災者にして警察署の證明あるものは有賃扱但し途中下車のものにして驛長の證明あるものに限り無賃扱とす

以上具備するものは着驛迄直通乗車券發賣差支なし

九月十二日 本日より震災地域に向ふ旅客は官用及在郷軍人に關せず全部有賃扱となる又震災地に入するもの、所持する官廳の證明は一回限りとし乗車券發賣の際回收することとなる

九月十三日より二十一日迄前同様混雜中に列車運轉を爲す

九月二十二日 本日より列車時刻改正し東北線、高崎線、信越線、直通運轉を爲す列車運轉時刻左の

如し

上り客車 二六回 下り客車 二六回 上り貨物 二五回 下り貨物 二五回

上野驛にては客扱設備不完定の爲め上野、日暮里間空車回送として運轉し上野驛にては明二十三日より旅客の取扱を爲す

本日より自動信號機の使用を開始す

因に東武鐵道株式會社線本日全線開通し旅客貨物の取扱を開始す

十月に入り東京方面各驛徐々到着の取扱を開始し漸次平常に復したりと雖も建築材料の到着依然旺盛なるは震後自然の歸結なるべく思料す

列車運轉狀況

月	日	上下別客運	車貨回	數	乗車人員	降車人員	備考
九月	一日	上り 二六 下り 二〇		一五五	二七八	二、四三三	
九月	二日	上り 三三 下り 三〇		一	二、二一五	一、〇三九	

九月三日	下り	上り	三二	三一	六三	二、一〇八	五四七
九月四日	下り	上り	二五	二五	三三	六三二	二一六
九月五日	下り	上り	一九	一八	一三	一二八	一〇八
九月六日	下り	上り	一七	一六	五六	六三二	四〇
九月七日	下り	上り	一六	一五	四一	七二二	九五
九月八日	下り	上り	一七	一八	〇三	三六四	二〇
九月十一日	下り	上り	〇〇	〇〇	四四	三〇九	二七〇
九月十二日	下り	上り	〇〇	〇〇	三一	九三八	六一八
九月廿二日	下り	上り	六六	二六	九五	一、八二八	一、四〇九

参照 浦和驛平時列車運轉回数上り下り共三十六回乗降人員上り下り共一日平均七千五百人なり

尚浦和驛以外大宮驛には震災翌日より吏員を派遣し乗降客の整理應援を爲すと共に救護事務に當らしめたり

郡内に開設せらるゝ停車場中全潰したるは蕨驛にして川口町驛は西側ホームの屋根倒潰し外各驛共に被害尠からず

罹災者避難の光景

大正十二年九月一日の大震災に遭ひ親を喪ひ妻子に離れ九死に一生を得たる避難者は仲仙道及鐵道線路を辿り晝夜の嫌なく織るが如く北に遁る

鐵道は此間避難者の輸送の爲め列車を運轉し救護に努む

荒川の鐵橋は震災の爲め一部の橋脚床陥没し假工事を施して辛ふして列車を徐行せしめ運轉を續行し又蕨、浦和驛間の線四ヶ所屈曲陥没したるも直ちに修繕を加ひ開通せり避難者は各停車場に人波打ちて集まり其の混雜名狀すべからず爲に整然と車内に收容し輸送すること能はず強者は先を爭ふて列車を見掛けて室内に飛込み更に屋上に攀登りて重々立錫の餘席なく恰も明治十五年北海道に飛蝗襲來し地上の草木を埋めたるが如く殆んど列車を包み其の危険なる光景實に言語に絶す

各停車場には食事飲料水を備ひ篤志者出で、之れに饗すれども實際或は屋上の一部のもの僅かに其の恩恵に浴するも他は悉く押詰められ行動するを得ず飢渴せる儘にて運搬せられ中に人事不省となりたるもの或は屋上に乗りてガードに衝當りて即死するものなどありて實に其狀凄慘を極め當時の光景を想到し轉た暗涙に咽まざるを得ず噫何たる人生の悲哀ぞや

浦和停車場の混雑

九月二日より十日に亘り浦和驛構内には浦和高等學校、埼玉縣立師範學校、浦和中學校、職員生徒并に浦和町青年團、浦和町在郷軍人分會員出場避難者に對し停車時間中、食料、飲料水、救急劑及菓子類の給與に盡力す其の光景宛燃戰時に似て混雑言はん方なし

静岡縣杵掛驛公認運送店主◎土屋萬作の寄附に係る水一車到着し恰も二日より五日に亘り炎熱甚だしく飲料水の補給に困惑せるとき學生諸氏の斡旋により乗車の避難者に分配し渴を凌がしむ

浦和區内醫師會并に日本赤十字社埼玉支部は停車場構内に臨時救護所を開設して救護に努め靜養を要すべきものは鐵道囑託醫浦和町好生堂主小川義之醫院に入院加療せしむ

遠藤浦和驛長以下驛員協力一致應援の學生其の他の團體と共に輸送并に救護に懸命の努力を致し殆

んど間然する所なく避難者を滿載したる列車の驛に近づかんとなれば避難者一齊にホームにて飢渴を慰せむとて鶴首するの風情今更ながら其の當時の心情同情の涙に咽はざるを得ず而してガード或はホームの屋根に列車屋上の避難者に危害あらむことを慮り乗降場に旗、棒、傳聲器、電燈等を用ひ最善の注意をなしたるも九月五日第一一五列車進行に際し男子二名ガードに頭部を打付け墜落して重傷を負ひ内一名は手當中途に死亡したるは頗る遺憾なりき

二十二 震災救助并に救護の状況

本郡は帝都に接近し本縣内に於て最も震害激甚なると共に東京府下罹災者避難の要衝に當り沿道町村の混雑實に名狀し能はざるものあり

震災の突發するや家屋の倒潰と同時に壓死者又は重輕傷者を出したるを以て各町村に於ては先づ應急の處置として死者の收容と共に負傷者に對し醫療救助の方法を施したるも町村吏員中往々住宅の全潰或は半潰の厄に遭ひ之が爲め救助の上に於て頗る困難を感じたるものあり殊に被害激甚の町村にありては家屋倒潰と共に多數の罹災者を出し罹災者悉く辛ふじて身を以て遁れたるものなれば孰れも着のみ着の儘にして而も食ふに糧なく住むに家なく又炊くに器なき可憐なる情況なるを以て町村を

して之れに對し罹災救助法に依り食料の救助を命じ時を移さず炊出救助をなさしむ其の範圍は郡長委任權限内に於て震災の實情を査定し二日乃至五日間之を行はしめ次に其の資力又は資力微弱にして震災に因り生活困難なるものに對しては更に食品救助を施すの必要を認め之亦郡長委任權限内に於て四日乃至七日間之れを續行す尙特に被害激甚の程度により全潰又は半潰に區別し之に等差を設け即ち全潰を甲、乙、丙に半潰を甲、乙、丙に分ち最低四日最高十一日間増給を行はした又住宅に對しては小屋材料救助として全潰一戸に付金八圓半潰一戸に付金四圓を給與し専ら罹災者救助の目的を達せむと努む

今茲に罹災者に對する救助の狀況を舉示するに概略左表の如し

食品救助精算書(大正十二年九月一日震災救助)

町村名	救助人員	救助米數量	同上價格	加給品數量	味噌加給品	價額	救助延日數	雜費支出額
浦和	九人	一、四〇〇	一、八五二	七、七〇〇	八、五〇〇	一、四〇〇	六日	六、七〇
六辻	七人	一、四〇〇	一、八五二	七、七〇〇	八、五〇〇	一、四〇〇	六日	六、七〇
土合	七人	一、四〇〇	一、八五二	七、七〇〇	八、五〇〇	一、四〇〇	六日	六、七〇

義谷本	笹目	戸田	蕨	芝	青木	横曾根	川口	南平柳	新郷	谷塚	草加	新田	安行	鳩ヶ谷	神根	戸塚
四七	八四	八四	四四	八三	三六	五五	三六	二六	五	四三	六九	八三	一九	一〇三	一〇三	一〇三
一三一九	二六四七	二六四七	二六四七	二六四七	二六四七	二六四七	二六四七	二六四七	二六四七	二六四七	二六四七	二六四七	二六四七	二六四七	二六四七	二六四七
五、〇九〇	一、二四九六〇	一、二四九六〇	一、二四九六〇	一、二四九六〇	一、二四九六〇	一、二四九六〇	一、二四九六〇	一、二四九六〇	一、二四九六〇	一、二四九六〇	一、二四九六〇	一、二四九六〇	一、二四九六〇	一、二四九六〇	一、二四九六〇	一、二四九六〇
一三、二〇〇	二、六七〇	二、六七〇	二、六七〇	二、六七〇	二、六七〇	二、六七〇	二、六七〇	二、六七〇	二、六七〇	二、六七〇	二、六七〇	二、六七〇	二、六七〇	二、六七〇	二、六七〇	二、六七〇
九、八〇〇	一、八五八〇	一、八五八〇	一、八五八〇	一、八五八〇	一、八五八〇	一、八五八〇	一、八五八〇	一、八五八〇	一、八五八〇	一、八五八〇	一、八五八〇	一、八五八〇	一、八五八〇	一、八五八〇	一、八五八〇	一、八五八〇
四、七三	八、八四九	八、八四九	四、五〇三	七、二六三	二、一五八	四、四六九	五、五、六四	一、三九九	三、五	二、六三	八、〇五六	八、〇五六	二、八〇九	一、一、六七	四、六六九	二、五三
三、九四	四、五〇三	四、五〇三	七、二六三	二、一五八	四、四六九	五、五、六四	一、三九九	三、五	二、六三	八、〇五六	八、〇五六	二、八〇九	一、一、六七	四、六六九	二、五三	二、五三

一〇六

五	一〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇
四	一〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇
三	一〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇
二	一〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇
一	一〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇	五〇〇	一〇〇〇

三	二四
〇・七	二七・八
二・三二〇	一一・九八〇
三・四〇	二・七二〇
三・一〇	一九・八〇
二	九

一〇七

小谷	吹上	七里	春岡	原市	志木	大和田	膝折	内間木	新倉	白子	片山	計
二	八	八	五	五	八	七	五	二	一	一	一	三〇八
三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	四六六
一〇、五八〇	五、二九〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	二七、二四五
二、五二〇	二、七六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	一、〇六〇	四、一八〇
一、七〇	八〇〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	三、〇〇九
八	四	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	一八、七六三
二、九四〇												二、九四〇

以上の如く罹災者に對し食品救助をなしたるも日増秋冷の襲ふ所となり衣類の給與を行ふの必要を慮り大方特志の寄贈を仰ぎ之を給與すべく一面愛國婦人會の助力を得て着々之が實行の緒に就けり

一、震災激甚地川口町に於ける救護施醫の状況

九月一日大震災の襲來に依り町内家屋の倒潰人畜の死傷多數に上れり其の慘狀實に言語に絶す

震災直後川口町役場門前に焚出場を開設し罹災民に對し當日夜食より三日間焚出救助を行ふ其の戸數三百八十六戸人員一千七十八人續て食品救助、小屋掛救助を施行す一面本縣に於て九月一日より七日間本町に焚出場を二ヶ所設けて京濱罹災民の救助を行ふ役場吏員は罹災者の救護事務に忙殺中特に二名を縣の焚出場に派遣して應援せしめ物資の供給を始め各般の用務を處辨し又焚出の外に罹災民救護の爲川口劇場外六ヶ所に避難所を設けて罹災民を收容し救助并に救護事務を遺憾なく遂行せり此間に於て鮮人問題起りて人心恟々として不安の念日一日と高まり何時如何なる變事を惹起するやも計り難きを慮り同町在郷軍人分會并に消防組員と協力して治安維持に努め且赤羽工兵隊兵員の派遣を請ひ續て戒嚴令を布かれて軍隊の出動に依り稍や鎮靜を見るに至れりと雖も京濱地方の罹災民は晝夜の別なく陸續として押寄せ來り是等に對し焚出救助給水醫療避難所の收容等役場吏員は町内區長代理者又は町會議員等と共に徹宵三週間に亘り懸命の活動を繼續せり而して本町の震災に因る住家の倒潰一千百三十九戸非住家三百八十二戸に及び又死者十一名負傷者四十四名を算する慘狀を呈す食品救助を爲したる者二千二百八十戸人員九千七百七十一人小屋掛救助を爲したるもの八百四十戸人員三千五百九十二人避難所七ヶ所に收容したる人員一萬二千六百三十五人當町縁故者に避難したる京濱避難者一萬

七千四百人にして本縣に於て焚出救助を行ひたる人員實に十五萬人の多きに達せり

又本町の生命たる鑄物工場は震災の爲め倒潰せるもの三百十七棟の多きに上りしを以て當路者と協議し一日も速かに之れが復舊を圖り生業者の救済を爲すに非ざれば由々敷大事を醸すに至るべきを虞れ直に復舊材料を蒐集する方法を講じ東京府并に大阪方面に役場吏員を簡遣し極力奔走の結果復舊材料たる浪板平板（亞鉛引鐵板）は豫期以上に速達し爲に當業者をして事業休止の期日を少なからしめ且つ縣より低利資金貳拾萬圓の融通を得て鑄物工業を復舊せしめ従つて失業者の救済を速かならしめ得たる等震災直後より五十日間には於ける役場吏員の活動盡力容易ならざるものあり左に町内在郷軍人分會並に消防組員の活動状態を紹介せむ

二、震災避難民救護

本郡は東京府と接續の關係上東京市中の罹災民避難の要衝に當り之に對する救護、要最も緊切なるものあるを以て中仙道筋陸羽街道其の他沿道町村をして縣廳所在地たる浦和町を始め各地に避難民救護所を設置せしめ焚出、麥湯、食料、の給與其の他宿泊救護を爲したるも其の期間三、乃至十數日に亘り其の救護を爲したるもの無慮十數萬人に達せり

京濱震災罹民にして郡内陸路を通じ避難民に對し救護を爲したるの外汽車便に依り避難する者に對し等しく救護の必要を認め郡内に於ける停車場所在町村に於ては青年團、在郷軍人團、消防組、處女會員等停車場に出張握飯飲料水、麥湯、甘藷、其の他必需品を給與せしめたり其の救護者數實に多數に上れり左に避難民救護の状況を示さん

震災避難民調

町村名	一日滞在者數	三日以内滞在者數	五日以内滞在者數	七日以内滞在者數	八日以上滞在者數
浦和	六、四八〇	五、二七〇	三、三〇〇	二、五五〇	一、一〇〇
六辻	一、五〇〇	八〇〇	九〇〇	六〇〇	五〇〇
土合	一、五〇〇	三〇〇	二〇〇	四〇〇	三〇〇
美谷	一	一	一	一	一
笹目	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七	一〇七
戸田	一、七〇〇	二、五〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、〇〇〇
蕨	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇	一、〇〇〇
芝	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

震災救護并に救護の状況

四八三
二二四
一、七三四
二、三七二
五八二
八四二
一、四三三
三四九
五五五
一、〇六七
一四一
一〇二
一二一
一二一
二五三
二八八
一五四

1111

三九三
三八五
六六一
一七二
一六八
一九九
二六六
二、七、三〇
一八九
二四三
二〇六
二〇
一〇五
二六二
二五〇
七六四
二二五

1 2 III

二九

大砂土宮
大石室
日進原
指扇方
平谷
大大石
上上尾
小小室
加納針
桶川
川田谷
石戶
馬室

埼玉縣北足立郡大正震災誌

一一八

計

1,234	△	11,000	1,000	1,000	△	1,000	7,000	100	1,000	100	△	1,000	△	1,000	△	1,000
-------	---	--------	-------	-------	---	-------	-------	-----	-------	-----	---	-------	---	-------	---	-------

備考

浦和町に於ける死傷は浦和刑務所の被害を記入せるもの而して負傷二人輕傷にして之より金額の分に記入せざるものとす死者實際一〇九人なるに本縣の故を以て新田村分一人蒲生村に於て支給せるを以て此金返納差引支付に付結局安行村に於て二十圓の殘額生せるのみなり

四、御下賜品配給狀況

各宮殿下の思召に依り郡内罹災傷病者に對し衣類御下賜相成りたるを以て直に優渥なる思召を傳へ夫々傳達したるに孰れも感激し居れり今其の拜受者を記するに左の如し

五、震害罹災傷病者調

本籍	籍住	所職業氏	名年	齡備	考
埼玉縣北足立郡六辻村大字辻九五戸主安太郎妻	北足立郡川口町一六五七番地	日雇業高野	ね文久三年生骨	折	
東京市深川區洲崎町一丁目十番地	北足立郡蕨町大字塚越八八七荒井源吉方	貸座敷黒澤	秋子二十四歳腎臟炎		

東京府南葛飾郡吾嬬町請地五三	北足立郡戸田村大字新源一六七熊木仁太郎方	女工林	ひ	さ三十六歳	心臟內膜炎
東京市深川區南元町一	北足立郡浦和町關根病院入院中	洋服商松崎	き	よ三十四歳	腸チブス
横濱市花崎町五丁目七三番地	北足立郡浦和町二三八石井福太郎方	マツ石井	ふ	さ四十九歳	盲腸周圍炎
横濱市扇町三丁目一二九番地	北足立郡浦和町關根病院入院中	漬物商平田	し	ん四十四歳	腸チブス
埼玉縣北足立郡浦和町一三七	本籍地ニ同ジ	店員羽部	與四郎	十	六歳腸加答兒
東京市神田區岩本町二二	北足立郡土合村大字田島中村柳二方	同	吉田	榮治二十一歳	同
東京市日本橋濱町三丁目十一番地	北足立郡浦和町横山病院入院中	無職石井	サ	イ三十八歳	妊娠にして腸加答兒

六、被服其の他給與狀況

一、京濱避難民に對しては救護用被服を町村の申出と實情とにより不取敢愛國婦人會寄贈品を配給し置きたり本縣より更に被服用として反物送付せられたるに依り町村内の避難民の數と實情とに依り配給の狀況を左に表示す

一、長襦袢は東京市麴町區山下町華旅會館内の震災同情會より寄贈に係る綿ネル長襦袢を郡内罹災者にして罹災救助法に依り食品救助を受たる者及之れと同程度の者に配給したるに其狀況左表の

埼玉縣北足立郡大正震災誌

1111

震災同情會寄贈長襦袢配給調(華族會館內)

町村名	避難者數	給地畝數	量地戶數	食品救助戶數	人員數	長襦袢配給數
浦和	1,209	104	107	256	1,410	702
六辻	130	13	3	3	73	35
土合	120	10	10	3	73	35
美谷	38	5	5	7	47	106
笹目	100	3	3	1	1	1
戸田	109	9	9	15	845	410
蕨	56	6	6	9	440	218
芝	111	9	9	18	832	413
青木	31	1	1	15	36	7
横曾根	211	8	8	16	566	276
川口	543	35	35	86	3,766	1,815
南平柳	15	4	4	6	26	6

大 與 木 片 三 谷 尾 野 大 戸 神 鳩 安 新 草 谷 新
久 間 ケ
保 野 崎 柳 室 田 木 田 門 塚 根 谷 行 田 加 塚 郷

震災救護并に救護の状況

一一一

六〇	一四四	六二四	四三	六〇	三三	二四	一七	五五	七二	一五	五〇	四六	七九	一七	二五	五四
五	二	五	三	五	二	二	四	六	三	三	三	六	三	三	四	四
五	二	五	三	五	二	二	四	六	三	三	三	六	三	三	四	四
一	八	一四四	二五四	三八	二六	七三	三八	二五	二五	三三	六三	八	三	三	三	三
五	四	六五九	八三	九九	一〇一	四〇四	二五三	六四	七二	三八〇	四二	三	三	三	三	八二
二	元	三二	四〇九	九七	四九	二〇	三〇	四	八八	元	三	三	三	三	三	天

埼州縣北是立郡大正震災誌

二二四

震災救護并に救護の状況

一二五

114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

九 六 二 | | | 二 二 四 五 | 三 五 | 二 八

九	六	四〇				二	二	四	五		三	五		二	八
---	---	----	--	--	--	---	---	---	---	--	---	---	--	---	---

1000	1000	1000	1000	1000
1000	1000	1000	1000	1000

七五八四三

11
 11
 11
 11
 11

二六四	一二四	四四	九六	六三	一九五	三八	八八	三五	四	一〇七	六	五	一、六九〇	四	四	四
-----	-----	----	----	----	-----	----	----	----	---	-----	---	---	-------	---	---	---

三九三七五 | | 四四 | | 一 | | 二六三三

三九三七五 | 三 | 四 | | | | | CM | 三 | 三 | 三

四 三 七 二 八

10 8 11 1

計 片 白 新

山 子 倉

10,120 二六 七三 〇

六五 〇

六五 〇

二,七三 〇

三,〇二〇

五,九五〇

備考 本表中救護配給を除きたる食料給支を請求せざる町村なるを以てなり

各府縣篤志者寄贈品配分調

町村名	食品救護災避難民	行平	鍋慰問	焼寸	茶	巻紙封筒	筒蠟燭	蠟燭	雨傘	ガズ	麻裏	茶碗	慰問	陶器	雨傘	ル入	同	上
-----	----------	----	-----	----	---	------	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---

浦和	九二	一、五九九	一、四〇〇	二、八	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
----	----	-------	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

六辻	七三	一、四〇〇	二、八	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
----	----	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

土合	七三	一、四〇〇	二、八	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
----	----	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

美谷本	四二七	一、四〇〇	二、八	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
-----	-----	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

笹目	八四五	一、四〇〇	二、八	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
----	-----	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

戸田	八四五	一、四〇〇	二、八	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
----	-----	-------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

蕨	芝	青木	横會根	川口	南平柳	新郷	谷塚	草加	新田	安行	鳩ヶ谷	神根	戸塚	大門	野田	尾間木
---	---	----	-----	----	-----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	-----

四〇〇	八二	一、三六	五、五	三、七六	二、六	五	四二	六元	八三	一九	一〇	四〇	二二	六	七	八〇
-----	----	------	-----	------	-----	---	----	----	----	----	----	----	----	---	---	----

三〇	七三	九三	二八	一、〇五五	一五〇	四〇	二五	五元	一四	四	五	五	五	五	五	九五
----	----	----	----	-------	-----	----	----	----	----	---	---	---	---	---	---	----

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

二二九

人凡

日指平太大上上小小加桶川石馬中常鴻
田
進扇方谷石尾平室針納川谷戶室丸光巢

震災救護井に救護の状況

一 一 三 | | | | | 九 | | | | | 三 一

二 一 四 | 二 四 六 | 八 三 九 九 九 | 二 四 三 六

九 六 | 四 | 九 九 四 | 六 八 四 九 二 | 一 五 三 七

三 | 二 | 三 三 五 | 二 六 五 一 六 四 | 五 三 八

一三三

神戶大野尾山谷三片木與大馬植三大大宮
間
根塚門田木田室柳崎野保宮水橋宮土原

埼玉縣北足立郡大正震災誌

| 九 一 二 一 七 三 二 | 五 | | 四 五 三 四 一 八 三 八

一〇 四 九 一 五 一 五 九 八 九 三 三 四 二 一 二 六 一〇〇 一〇〇 一八 二六 三六 三七 五七 八

二 三 三 三 一 七 二 二 二 九 三 三 七 一 三 一〇 二 二 二 六 七 二 三 四 六 八

一三二

八 七 七 五 八 五 九 〇 三 四 三 三 八 三 六 八 三 二 八

田宮	箕谷	小上	吹上	七里	春岡	原市	志木	大和	膝折	内木	新倉	白子	計
----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	---

三	六	六	八	三	三	七	七	七	七	七	七	七	七
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

一	四	四	四	四	二	六	二	八	一〇	五	六	二	一六
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	----

二	五	二	六	五	八	三	四	三	二	六	三	九	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

二	七	一	六	二	二	五	一	八	八	一〇	六	六	五
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---

備考 本郡内罹災者及災後京濱間より本郡内に轉住現に居住し居る人員にも配給す

七、愛國婦人會北足立郡幹事部の活動

大正十二年九月一日空前の大震災勃發し東京横濱の兩市大部は忽ちにして修羅の巷と變じ焦土と化し去り家を失ひ、饑饉に頻し其慘狀見るに忍びず是を以て當幹事部は急遽各町村委員に通牒し罹災者救護金品の募集を行ひたるに町村委員に於ては東奔西走洽なく有志に訴ひ盡力の結果熱誠燃ゆるが如き同情を以て篤志者又は團體員より多額の金品を寄贈せらる依て其の募集したる衣類雜品の内町村に於て直接罹災者へ配給したるものを除き町村委員より當幹事部へ送付ありたる金員全部は十月廿九日迄に衣類雜品の大部分は十二月十八日迄に逐次埼玉支部を経て東京本會本部へ送致して罹災者へ贈與し其の餘の部分は東京横濱方面より北足立郡内へ避難し來れる罹災者へ配給し以て寄贈者の篤志を徹底せしめたり今其應募したる金品の總額を擧ぐれば寄贈金七百二十一圓四十九錢衣類雜品一萬五百九點なりとす 左記町村別明細表參照

震災罹災者救護寄附金調

町村篤志者	團體者	寄附金額	町村篤志者	團體者	寄附金額
大久保村篤志者		二、〇〇〇	小谷村篤志者		四、三〇〇

大門村愛國婦人會
谷田村愛國婦人會
川田谷村愛國婦人會
七里村愛國婦人會
上尾町愛國婦人會
野田村愛國婦人會
志木町愛國婦人會
上平村愛國婦人會
中丸村愛國婦人會
桶川町愛國婦人會

一二、四〇〇
五〇〇
一二、〇〇〇
六五、二四〇
五八、四〇〇
五一、九五〇
二四、七〇〇
二〇、〇〇〇
四九、七五〇
四八、五〇〇
合

一、〇〇〇
六、〇〇〇
二〇、〇〇〇
二六、七〇〇
七、〇〇〇
五、五〇〇
二二九、五〇〇
一八、九〇〇
六八、一五〇
七二一、四九〇

震災罹災者救護寄贈品調

町村團篤志者

衣類雜品

町村團篤志者

衣類雜品

小谷村篤志者
戸田村篤志者
植水村篤志者
片柳村篤志者
片柳村篤志者
膝折村篤志者
指扇村篤志者
平方村篤志者
木崎村篤志者
大砂土村篤志者

九二
三七
三六〇
二四九
三五五
二、五一五
二〇〇
一二七
七四二
六三三
合

一、一二五
五〇七
四九七
三〇
一、〇六四
二〇
一、一三七
二一三
六〇六
一〇、五〇九

八、埼玉縣神職會北足立郡支會主催地震遭難者慰靈祭

大正十二年十一月十一日埼玉縣神職會北足立郡支會に於て本年九月一日の震災に於ける本郡内遭難横死者の慰靈祭を本郡役所會議堂内に開催神職五十名相集り遺族二百又餘名参列壯嚴なる舉式あり追

悼詞左の如し

阿波禮なり靜岡千葉と神奈川や埼玉かけて鳥が啼く東都の大地震にゆられ／＼て潰されし皆家ごと
に逃げ出て焼野の跡の亡き人の其數多くはなしより皆家ごと逃げ出て焼野の跡の亡き人の其
數多くはなしより聞くもかなしき見れ婆猶あはれ也けりむさし野の北足立なる町むらの家々ご
とに其地震にゆりつぶされて亡き人の男女等刺竹の大宮町は眞鐵路を走る車の工場の煙りたつま
き高やぐら崩れ落てや職工人したに消ゆらむ玉爾の糸製工場工女や賤の男迄も數多く國民達の家
々の倒潰れし人の亡き神靈あはれと思ふ北足立郡内なる神職寄り集ひてや眞心を共に合せて亡き
人の親族家族等集ひてや此神靈舍に招き奉る數多神靈の大前に備へ奉れる種々の心盡しの珍物捧
げて今日は告げ奉り仕奉りて玉串を皆とり／＼に參拜みて此あり狀を阿な嬉し阿な悦ばしとや如
斯までに聞食すらむ悲しくも悔しきろかもかぎりなき人の命は言むす倍爲せ須べしらに此御靈
慰め奉り現世の親族家族と諸共に思召すらむ神靈代奇き御靈は其家の守護の神と無窮に鎮り坐せ
といや遠永に

短歌

大地震にゆりつぶされて亡き神靈あらあらはれし思ひこそすれ

亡き人の親族家族等嬉しくもかなしくも也し御靈祭りは

北足立郡支會副長 正八位 磯部重浪 八十五翁

九、佛教各宗聯合會埼玉支部の御務

震災に際し各宗寺院被害を蒙りたるも顧みず横死者遺族に對し夫々慰安に勉め懇々に菩提を弔ひ
一面檀下喜捨する義捐金を取り纏め之を本山に送る本山は又各宗寺院被害の程度に應じて見舞金を贈
り越さる

十月十八日當支部主催を以て横死者追弔會を浦和町國義院に行ふ弔辭左の如し

維時大正十有二年十月十八日大日本佛教聯合會埼玉縣支郡會員等恭しく香華を具し謹で大震火災
横死者群萌の靈位に告ぐ夫れ花咲く者必ず落つるの期有り生あるもの誰か死なからん然れども
天變地異に際し非業の死を遂ぐるより哀きは無し今次の災厄は實に有史以來の大慘事たり之を内
にしては閻國の不幸恐怖慟哭するところ之れを外にしては列國の驚異同情救援するところ阿鼻
叫喚の聲天地を動かし悽慘悲痛の涙四海を漂はせり
聖上畏くも大詔を喚發せられ惠撫慈養の實を舉げしめ給ひ國民舉つて精力を傾注し賑恤給貸の績
を著はせり群萌の靈位亦以て安慰する所あるべし

惟ふに天災地妖は人力を以て如何ともすべからず唯人事を盡して佛天の冥祐を仰ぐ可きのみ
抑も今次の遭難者幾十萬なるを知らず或は父母兄弟を失ひ或は愛兒愛孫に分れ甚しきは一家全滅
の厄に遇ひ慘害言語に絶する者舉て算ふべからずと雖も其の不幸横死せる者より大なるはなし鳴
呼悲哉

是を以て忌明の前日に當り納等弔祭を厚くし哀悼の誠を捧ぐ願くは早く火宅の三界を捨て速かに
勝妙の佛土を建立せんことを

讀經諷哭功德無量にして利益周遍ならん善哉群萌の靈冀くは饗けよ

此の後一周年三回忌に於て追悼を行はる

二十三、震災被害狀況并に善後策概況

一、被害概況

一、被害町村數 八町三十五ヶ村

一、死者 一〇七人

一、負傷者 二一五人

一、小學校々舎被害 全潰 一二校 損害額 三六八、七五四圓

半潰 九校

其他 三八棟

一、工場被害

鑄物 全潰 二四九棟

半潰 二三棟

織物 全潰 一二六棟

半潰 二五棟

損害額 三、二一六、三二七圓
製品及機械の損害額をも含む

一、家

屋

住宅 全潰 二、〇三八戸

其他 一、七七一戸

損害額 四、三九三、八〇〇圓

一、役場被害 一七ヶ所 損害額

一、神社被害 二三ヶ所 同

一、寺院佛閣被害 二七ヶ所 同

一、道路橋梁被害 六七ヶ所 同

一五、〇〇〇圓

震災被害狀況并に善後策概況

一、樋管堤防被害

五六ヶ所

同

一八、〇〇〇圓

一、其他被害

各種工場被害状況

今回の震災に際し郡内工場及生産物の被害を調査すれば左の如し

鑄物工場	全潰	二四九棟	坪數	一六、四五三坪	損害	一、六四五、三八〇圓
同	半潰	二三棟	坪數	一、〇八七坪	損害	五四、三五〇圓
織物工場	全潰	一二六棟	坪數	六、〇六三坪	損害	九〇〇、五六二圓
同	半潰	二五棟	坪數	二、一〇六坪	損害	二一〇、六〇〇圓
同	機械類			一、七三九臺	損害	三九七、四三五圓
鑄物原料				一〇、〇〇〇貫	損害	八、〇〇〇圓
味噌製品				五〇樽	損害	五、〇〇〇圓
煉瓦					損害	一〇、〇〇〇圓
清酒				八〇石	損害	八、〇〇〇圓
醬油(諸味)				一五〇石	損害	八、二五〇圓

因に酒類味噌醸造工場其の他雜工業者中工場の破壊せるものなきにあらざるも調査困難なるを以て前記に止め計上せり

二、被害善後策及生産物價格變動并に取引状況

埼玉織物同業組合は郡内四十七ヶ町村を地區とし内十八ヶ村の介在せる當業者は其の取引先たる京濱地方既成品の被害あると一面工場破壊の爲一時休機を餘儀なくせるも同業組合幹部の復舊策に努力せると縣郡當局の救済策に依り本縣低利資金の供給を受けることとなりたるを以て頓に組合員元氣回復専心復舊に務め僅か二旬を出でずして業務を開始するに至りたる情況に在り價格に就ては震災後頓に需用増嵩する關係上二三割餘の昇騰を來たせり轉て一般需要旺盛期に向ふを以て益々事業に活氣を呈せむとす

川口町地方鑄物業に在りては震災前生産物の價格較や低廉にして收支相償はざる爲漸次業務縮少しつゝありしが震災後遽かに需用増嵩したる之れに應ずるの供給力なかりき價格は頓に二三割昇騰し注文殺到沈靜の工業俄に興り従つて震災復興氣分町内に横溢す膝折村地方針線業の主たる原料は東京市問屋より供給を受け加工料に依り事業經營を爲しつゝあるが爲差したる影響なきも原料薄の關係上幾分高値の取引となり居れり

其の他酒類味噌醸造業及雜小工業に於ても震災前に比し幾分高値を以て取引せられ居るもの之亦輸送機關の影響を受け居るもの多く之が恢復と共に相場平準せらるべし

三、商業者の金融狀況

震災以來一時休業を爲したる銀行を除き各銀行并に支店共に九月二日浦和町に縣下銀行者會合鳩首凝議を爲したる結果九月四日より十四日迄に一口一日金五拾圓を限度とし十五日以後は一口一日金百圓と制限し拂戻しに應じたるも大多數なる中には震災後一口金五十圓乃至百圓を一回限り拂戻したるのみのものあり如斯銀行に關係を有する町村商工業者の打撃頗る甚大なり又一面東京市の震災は商工業の起動力と謂ふべき物資の供給杜絶し一面供給地に於ても多くは震災前の契約取消となりて渾て前金又は現金引換に取引となり爲に各種商工業者は資金調達に尠からず困憊し居るの狀況にして遽かに政府支拂延期令の撤廢と共に金融機關の復舊堯望するの情況に在り

郡内産業組合の金融狀況に就ては浦和町組合は九月二日役員會の決議を以て一日一名拂戻最高限度三十圓とし特種の事情ある者に限り五十圓迄拂戻しに應ずることとし其の他郡内南部所在の組合亦之と同様の方法を探りたるもの二三あるも一週間を出ずして復舊し既に常時の如く業務を執り居るも一般預金者は差や減少する情勢に在り

四、農業者の金融狀況

一般農業者金融狀況は前記商工業者と同様銀行金融機關の杜絶と共に需用資金の調達に困難し居るのみならず當時麥蒔肥料購入の時期に際會し資金を用すること急なる狀なるに不拘銀行の拂出滑からざる爲現金取引肥料購入に由なく本意なくも無肥料耕種するの餘儀なきに至りたるもの、小鮮一面肥料賣買營業者は震災前の取引先との契約は解除せられ更に若干値上を以て然かも前金取引となりたる銀行拂出制限あると荷爲替の取組不能なる爲不尠困憊し兩者共に大打撃を受く

五、銀行臨時休業の狀況

震災の爲仕拂延期令發布となり一時財界恐慌を來したるが爲營業者中左記の如く臨時休業を爲したり

九月三日より十二日迄休業	大宮町	株式會社	大宮商業銀行
同	同	同	第三十六銀行大宮支店
同	同	同	總武銀行大宮支店
同	同	同	武州銀行大宮支店
同	同	同	水川商業銀行

九月三日より十二日迄休業

蕨 町

株式會社 大宮商業銀行蕨支店

同

與野 町

同 大宮商業銀行與野支店

九月五日より十日迄休業

平方 村

同 中 武 銀 行

六、善 後 策 概 況

炊 出 救 助 延日數 五、八七五 延人員 五〇、八七六 炊出石數 一五〇、四六石

一、救 助 食 品 救 助 延日數 一三、七五五 延人員 一三、七五五 救助石數 四二六、三五石

小屋掛材料救助 戸 數 一、九六戸 金 額 一三、五三圓

一、住 宅 復 舊

イ、低利資金借入 戸數 二一六 金額 七八、三一〇圓（共濟會資金借入）

ロ、住宅建築組合設置奨勵

ハ、建築木材共同購入斡旋 數量約五百石 申込町村十二ヶ町村

一、小學校々舎復舊 無利子又は低資借入希望額二四六、〇〇〇圓

一、町 村 財 政

歳入缺陷に伴ふ低資借入希望町村數及其額

一、工 場 復 舊

縣より川口鑄物工業に對し低資四十萬圓

一、建築材料亞鉛板共同購入斡旋 數約二萬枚

二、肥料共同購買斡旋

埼玉縣農會并に農商務省の仲介にて鈴鹿商店の手により神戸地方より移入の見込

一、産業組合設置奨勵

日下手續中のもの

埼玉織物大宮區信用販賣購買組合 鳩ヶ谷 信用 組合

六辻信用販賣購買組合 美谷本信用販賣購買組合

谷田信用販賣購買組合

七、復舊資金供給狀況

町 村 名	借 入 金	附 記
川 口 町	二〇〇、〇〇〇	鑄物業復舊資金

震災被害狀況并に善後策概況

計	横	新	蕨	笹	青	鳩	芝	大	六	神	土
	曾	郷		目	木	ヶ		宮	辻	根	合
	根					谷					
	村	村	町	村	村	町	村	村	村	村	村

一、〇〇〇	五五、九〇〇	三〇、〇二三	一〇、七〇〇	四六、七〇〇	三、六二三	一六、四〇〇	〇、五〇〇	七、四〇〇	六、二〇〇	三七九、五九六
織物業復舊資金	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

八、小學校應急施設費借入

町村名
新田村
川口町
横曾根村
青木村
戸田村
美谷本村
芝村
計

小學校應急施設費大正十二年度
借入額
九、三〇〇_円
二三、〇〇〇
一三、七〇〇
五、七〇〇
九、六〇〇
五、六〇〇
七、九〇〇
七四、八〇〇

小學校(備品文具)復舊費大正十三年
借入額
一〇、九〇〇_円
一八、九〇〇
一九、三〇〇
七、四〇〇
一一、八〇〇
四、三〇〇
九、八〇〇
八二、四〇〇

小學校以外の復舊費借入(大正十二年度借入金)

町村名
川口町

復舊其の他施設費借入額
一、五〇〇_円

歳入
一四九

陥
二二、四〇〇_円

芝 堀用水路村
赤堀用水路組合
普通水利組合

一、一〇〇〇
〇、四〇〇

〇、四〇〇

九、義捐金應募狀況

罹災者の救助并に慰問に就ては充分の努力を竭したるが如きも到底満足すべきにあらざれば郡内有志の同情に俟ち救済するの資れるを覺へ別紙趣意書により義捐金の募集を爲し別紙の如き成績を收む

震災義捐金募集

今會震災は我國稀有の大慘事にして其の區域頗る廣汎に涉り埼玉縣亦其の被害の激甚なる事死傷實に六百を算し倒壊家屋一萬の多きに達したるを見ても知るべし之が罹災者の救助に關しては公の力に依り出來得る限り應急の處置を講せられたるも而も家を失ひ家族を亡ひ茫然自失爲す所を知らざるものあるに至りては其の悲惨なること到底筆舌の盡す所にあらざるなり斯る悲惨事に對し我等一同一刻も默過すること能はざるものあり即ち大方縣民の義心に訴へ義金を集め此慘害を蒙りたる者に對して慰問の意を表する爲左記の方法に依り義金の募集を爲さんとす

一、義捐金は其の金額を制限せざるも小額のものも可成取纏め釀出のこと

一、義捐金は埼玉縣廳内務部地方課及各郡市役所に於て之を取扱ふ

一、義捐金は罹災者救恤並に慰問の資に充つ

一、義捐金は縣内震災者に對する分と縣外震災者に對する分とに區分せられ度特に區分なきものは發起人に於て適宜取扱ふこと

發起人

石坂	養平	飯村	正三	郎	秦	豐	助
池田	保次	飯野	喜四	郎	長谷	川	宗吉
石川	欣一郎	市村	高彦		本	多	茂雄
堀内	秀太郎	堤	新六		山	崎	猛
加藤	徳平	角田	保次		矢島	唯之	助
粕谷	義三	永島	英智		松本	金太	部
神谷	彌平	名倉	光之助		松本	萬之	助
門井	東一	野呂	丈太郎		駒崎	幸右衛門	
横川	禎一	岡野	近三		小林	太一	郎

震災義捐金應募狀況

高田良平	龍野國一郎	田中千代松	田口菊太郎	武田藍太郎	武田熊藏	阿原謙三	秋葉保雄	齋藤仙治郎	道祖士幸藏	齋藤小十郎	指田義雄
大熊新平	小川與之助	岡利和	栗原利三郎	日下伊三郎	黒澤義雄	阪本喜平	佐藤庄助	齋藤善八	岸彌吉	宮崎一	峰川平左衛門
小林辰義	小松政雄	江原房庫	出井兵吉	綾部惣兵衛	新井九十郎	澁澤治太郎	田野俊平	持田哲三郎	關口類作	鈴木康太郎	須警太郎

町村名	浦和町	南平柳村	安行村	戸塚村	大門村	谷田村	三室村	片柳村	木崎村	與野町	馬宮村	土手村
-----	-----	------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

醜

出額	四、六五二、五〇	一〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	一四、〇〇〇	一〇二、七〇〇	一五七、九〇〇	三三八、六〇〇	三〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、五〇二、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	二〇八、〇〇〇
町村名	植水村	三橋村	大宮町	大砂土村	宮原村	日進村	指扇村	平方村	大谷村	大石村	上尾町	小谷村

醜

出額	一〇〇、〇〇〇	四五、一三一	三、五五四、七〇〇	三〇三、五〇〇	一五〇、五〇〇	三三〇、〇〇〇	一九二、二五〇	一二〇、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一四〇、〇五〇	一五〇、〇〇〇	一八二、四〇〇
----	---------	--------	-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

小室村	二〇八、一五	吹上村	二〇一、〇〇
小針村	一九〇、八〇	七里村	一八六、三〇
加納村	二五七、〇〇	青岡村	一一五、〇〇
桶川町	二〇八、四〇	志木町	三、五六二、一五
川田谷村	二五七、〇〇	大和田村	二三〇、〇〇
石戸村	三二二、〇五	膝折村	四三八、一〇
馬室村	二二三、二一	内間木村	二七四、六〇
中丸村	二〇〇、〇〇	新倉村	八七、〇〇
常光村	一九八、〇〇	白子村	一七四、〇〇
鴻巣町	六五八、六〇	片山村	二〇五、五〇
田間宮村	三二三、〇〇	北足立郡役所	三五四、八〇
箕田村	二二一、三〇	合應計	二三、七五二、三七

埼玉縣下公立學校并北足立郡各小學校職員生徒釀出義捐金調

校名

職氏名

職氏名

職氏名

職氏名

職氏名

職氏名

職氏名

北足立郡浦和尋常高等小學校	校長 馬場 驥	一外二五名	一〇六、五〇
同 六辻尋常高等小學校	校長 松島 福次郎	外六名	一九、四〇
同 土合尋常高等小學校	校長 竹内 糸藏	外一二名	六二、六〇
同 美谷本尋常高等小學校	校長 藤波 德三	外七名	三八、四〇
同 笹目尋常高等小學校	校長 録木 藤之助	外六名	二六、二〇
同 戸田尋常高等小學校	校長 秋庭 嘉三	外一二名	六九、五〇
同 第一蕨尋常高等小學校	校長 大石 勝治	外一二名	四二、五五
同 第二蕨尋常小學校	校長 内田 欣作	外三名	一一、〇〇
同 芝尋常高等小學校	校長 渡邊 俊外	八名	二四、三五
同 青木尋常高等小學校	校長 岩林 義門	外六名	三七、九〇
同 青木尋常小學校	校長 内田 要外	三名	一一、一五
同 横曾根尋常高等小學校	校長 矢作 太一	外七名	二二、四〇

震災被害状況并に暴後策概況

北足立郡川口尋常高等小學校	校長	佐久間得三	外三六名	二二四、七〇
同 南平柳尋常高等小學校	校長	吉田欽亮	外八名	四八、二〇
同 新郷尋常高等小學校	校長	小川保平	外九名	二八、五〇
同 谷塚尋常高等小學校	校長	横田利平	外六名	一九、三五
同 戸塚尋常高等小學校	校長	中島重藏	外七名	一九、八五
同 大門尋常高等小學校	校長	早船宗吉	外五名	一四、四五
同 草加尋常高等小學校	校長	野口仁三郎	外一名	三二、七〇
同 新田尋常高等小學校	校長	池田己之吉	外五名	二一、八〇
同 宗行尋常高等小學校	校長	三上重德	外一名	三三、五八
同 鳩ヶ谷尋常高等小學校	校長	小澤宗四郎	外一七名	五二、二〇
同 神根尋常高等小學校	校長	竹内喜三郎	外一三名	四四、〇〇
同 野田尋常高等小學校	校長	淺子藤太郎	外六名	一九、〇〇
同 尾間木尋常高等小學校	校長	星野仲太郎	外七名	三七、九二

北足立郡谷田尋常高等小學校	校長	鹽原泰助	外一名	四三、八八
同 三室尋常高等小學校	校長	星野勝一	外八名	四五、五〇
同 片柳尋常高等小學校	校長	吉田正治	外一四名	八二、九〇
同 木崎尋常高等小學校	校長	並木直吉	外一三名	七一、二〇
同 與野第一第二小學校	校長	秋松芳兵衛	外一七名	九五、二〇
同 大久保第一第二小學校	校長	山下鶴吉	外一二名	六三、六〇
同 馬宮第一第二小學校	校長	大久保三五郎	外八名	四七、五〇
同 植水尋常高等小學校	校長	森三之助	外七名	四三、五〇
同 三橋尋常高等小學校	校長	黒須六郎	外一名	六〇、〇〇
同 大宮尋常高等小學校	校長	丸山近美	外五一名	二九、六〇
同 大砂土尋常高等小學校	校長	岸慶次郎	外七名	四七、六〇
同 大和田尋常高等小學校	校長	小熊季吉	外三名	二四、五〇
同 宮原尋常高等小學校	校長	大隅權次郎	外九名	五一、七〇

北足立郡日進尋常高等小學校	校長	町田 武太郎	外一名	六一、五〇
同 指扇 第一第二小學校	校長	田口 勇太郎	外九名	五三、五〇
同 平方尋常高等小學校	校長	松本 盛重	外二三名	七〇、〇〇
同 大谷尋常高等小學校	校長	高山 由太郎	外六名	三九、四〇
同 大石尋常高等小學校	校長	矢部 又四郎	外一四名	七一、二〇
同 上尾尋常高等小學校	校長	新井 信太郎	外十二名	四九、〇〇
同 上平尋常高等小學校	校長	金井 塚好松	外七名	四一、五〇
同 小室尋常高等小學校	校長	石川 佐市	外八名	五二、〇〇
同 加納尋常小學校	校長	石井 利兵衛	外二名	四一、六〇
同 小針尋常小學校	校長	岡田 四郎兵衛	外七名	四二、〇〇
同 桶川 小學校	校長	小林 常重	外二名	七三、〇〇
同 川田尋常高等小學校	校長	市川 耕道	外二名	六九、二〇

北足立郡石戸尋常高等小學校	校長	藤井 照	外一四名	七三、三〇
同 馬室尋常高等小學校	校長	原 重助	外七名	三七、三〇
同 中丸尋常高等小學校	校長	宮原 庭三郎	外一名	三七、二〇
同 常光尋常高等小學校	校長	長島 柳助	外六名	二四、二〇
同 鴻巣尋常高等小學校	校長	紀陸 芳郎	外一七名	一〇〇、八〇
同 田間宮尋常高等小學校	校長	河野 桂一郎	外六名	二三、六〇
同 箕田尋常高等小學校	校長	佐藤 啓次郎	外六名	二七、三〇
同 小谷尋常高等小學校	校長	鶴間 彌太郎	外五名	一九、三〇
同 吹上尋常高等小學校	校長	須田 代五郎	外四名	三三、二〇
同 七里尋常高等小學校	校長	田中 喜代七	外七名	三九、二〇
同 春岡尋常高等小學校	校長	松島 福次郎	外六名	一二、九〇
同 原市尋常高等小學校	校長	家 里二	郎外五名	三六、四〇
同 志木尋常高等小學校	校長	小沼 佐吉	外一四名	七八、八〇

北足立郡膝折第一第二小學校	校長 比留間 包 親外一三名	六七、九〇
同 内間木尋常高等小學校	校長 大畑 愛 一外四名	三三、二〇
同 新倉尋常高等小學校	校長 織田 正 治外六名	三四、七〇
同 白子尋常高等小學校	校長 安田 權次郎 外七名	四五、四〇
同 片山尋常高等小學校	校長 横田 竹藏 外六名	三九、七〇
同 大和田第一第二小學校	校長 石田 林藏 外一名	六五、一〇
合計 七 校	校長 以下職員七五五名	三、五四三、二二

各郡共立學校の部

北足立郡武陽實業學校	校長 文屋 教 晋外八名	五〇、〇〇
同 指扇實業補習學校	校長 小熊 喜三郎 外職員	五六、九三
入間郡壽多館蠶業學校	校長 須田 甚 作外三名	三三、〇〇
同 豐岡農業學校	校長 木村 良雄 外職員生徒	五三、五〇

入間郡所澤實業學校	校長 河野 長敏 外八名	二三、三五
同 所澤實科高等女學校	校長 菅谷 平 六外一名	一四、五〇
同 飯能實科高等女學校	校長 佐藤 晴男 外一名	一八、〇〇
南埼玉郡岩槻中郡實業學校	校長 鈴木 多吉 外九名	七四、二〇
同 越ヶ谷町東武實業學校	校長 峰岸 二一 外五名	三五、〇〇
同 粕壁實科高等女學校	校長 高橋 徹三郎 外二名	八〇、〇〇
兒玉郡兒玉實科高等女學校	校長 中島 保子 外五名	四七、七〇
同 本庄實科高等女學校	校長 田中 フユ 外四名	四二、〇〇
同 競進社蠶業學校	校長 宮川 潜藏 外六名	五五、六〇
北埼玉郡北埼玉實業學校	校長 圖師 圓外六名	六〇、五〇
秩父郡秩父實科高等女學校	校長 守屋 武 一外二名	一五、五〇
大里郡熊谷商業學校	校長 馬場 信外四名	四二、三〇
合計 一 六 校		七〇二、〇八

總計九二校

四、二四五、三〇

一〇、産業組合設置成績

今次の震災に際り其の被害甚からず左なきたに被弊したる農村は其復舊に困じ洵に同情に堪へざるものあるを覺ゆ然るに産業組合を既設し活動する町村にありては案外其の復舊甚だ容易にして人心荒むことなく順然として步調亂れず更に向上の域に進まんとするの情勢にあるを以て此際極力組合設立の必要を力説勸奨し震災左の八組合を新設するに至る既設組合五十二會計六十組合を數ふるに至る

一、安行村	有限責任 安行信用販賣購買組合
一、六辻村	同 六辻信用販賣購買組合
一、土合村	同 土合信用販賣購買組合
一、大宮町	同 埼玉織物大宮區信用販賣購買組合
一、鳩ヶ谷町	同 鳩ヶ谷信用組合
一、美谷本村	同 美谷本信用販賣購買組合

一、谷田村	有限責任 谷田信用販賣購買組合
一、草加町	同 草加建築購買利用組合

一一、郡内罹災町村へ供給斡旋したる復舊材料

這回の震災應急策として本縣山林會より建築用材の購入斡旋すべく照會ありたるを以て郡地方委員部は之が町村の希望を取纏め左の如く申込夫々分配す

村町名	角材板	材町村名	角材板	材
浦和町	二六〇 _枚	九六 _枚 野田村	二二四 _枚	一〇〇 _枚
六辻村	六五	鳩ヶ谷町	六一九	一〇〇 _枚
蕨町	一、五二二 杉皮	八四六 大門村	三二九	二〇〇 _枚
美谷本村	一五〇 新田村	一、六七六 杉皮	一、九一〇	一〇〇 _枚
芝田村	九二七 杉皮	一三〇 草加町	八五〇	一、五〇〇
谷田村	一五〇	六〇 合計	六、九五七 杉皮	五、三三三
尾間木村	四九五			二八五

震災復舊材料亞鉛板配給明細表

町村名	種類	數量	價	額	單價	備考
新田村	浪形亞鉛板	六五七	一、〇六四	三四〇	一六二〇	
谷塚横	同	三五〇	五六七	〇〇〇	一六二〇	
横曾根村	同	一、〇〇〇	一、六二〇	〇〇〇	一六二〇	
新田村	平形亞鉛板	一三五	二六五	九五〇	一九七〇	
安行村	浪形亞鉛板	一、五八〇	三、一一二	六〇〇	一九七〇	
美谷本村	同	二、五五〇	三、六九七	五〇〇	一四五〇	
大門村	同	六一八	八九六	一〇〇	一四五〇	
尾間木村	同	一、三〇八	一、八九六	六〇〇	一四五〇	
計		八、一九八	一三、一二〇	〇九〇		

一二、震災農村復興共同作業場設置成績

經由主體	補助額	建設其他
神根村信用、販賣、購買組合	七〇〇 圓	共同倉庫營繕費
同	三三三	共同作業場營繕費
美谷本村農會	五五六	共同作業場（農具附設）營繕費
同村養蠶組合	一、七五〇	稚蠶共同飼育所營繕費補助
新田村農會	五六六	共同作業場（農具附設）營繕費
同村養蠶組合	一、七五〇	稚蠶共同飼育所營繕費補助
横曾根信用、販賣、購買、利用組合	七〇〇	共同倉庫營繕費補助
同	五九一	共同作業場（農具附設）營繕費補助
南平柳村農會	六一三	共同作業場（農具附設）營繕費補助
計	七、五五九	九ヶ所

一三、震災地肥料（大豆粕）配給状況

九月三十日付を以て北足立郡農會長より農商務大臣宛提出したる肥料配給陣情書に副申し本縣知事

震災被害状況并に暴後策概況

へ提出したるも荏苒農商務省より沙汰なく日に麥の播種期切迫し農村より連りに督促せられ爲に本郡産業技師何木金治をして本縣農會幹事高井二郎池上技師藤崎技手と共に十月八日農商務省へ交渉の爲出向せしめ同省の斡旋に依り鈴鹿肥料商と大豆粕五千枚を契約し當業者に配給せんと主力を竭したるも當時罹災者に對する食糧被服其の他の復舊材料等船舶并に汽車に滿載配給に主力を盡き爲に當時肥料の如きは贅澤視せられて容易に移送配給し能はざる情況にて乍遺憾日に移したるが當業者には配給を待ち兼ね無肥料耕種したるもの不鮮漸く左記により配給し了れり

震災地肥料(大豆粕)配給一覽表

町 村 名	購 入 數 量	同 上 代 金	受 渡 場 所 及 期 日	摘 要
野 田 村 農 會	五五 ^枚	一四三、〇〇	浦和驛	十月三十一日
大 門 村 農 會	九九	二五七、四〇	同	
谷 田 村 農 會	六〇	一五六、〇〇	同	
大久保村 農 會	七七一	二、〇〇四、六〇	大宮驛	十月二十九日
笹 目 村 農 會	六六	一七一、六〇	浦和驛	十月三十一日

大 宮 町 農 會	一〇	二六、〇〇	大宮驛	十月二十九日
鳩ヶ谷町 農 會	三〇	七八、〇〇	浦和驛	十月三十一日
與 野 町 農 會	二〇	五二、〇〇	大宮驛	十月二十九日
宮 原 村 農 會	四五	一一七、〇〇	同	
小 室 村 農 會	六五	一六九、〇〇	同	
鴻 巣 町 農 會	三七〇	九六二、〇〇	鴻巣驛	十月三十日
合 計	一五、九一	四、一三六、六〇		

備考 購入單價貳圓六十錢とす

一四、罹災避難兒童教育狀況

本郡は本縣内に於て震災被害激甚にして而して南部地方更に被害甚だし小學校の倒潰するもの多く兒童收容教養すること能はざる狀況に在り然るに震災當時東京より避難し本郡に居住を移すもの夥しく左なきに狹隘なる教室に收容すること能はざる教授の時間を短縮し避難兒童の愛護に努め二部教授により就學せしむる機宜の方法を講じ國民教育上遺憾なからしめたり

震災被害狀況并に善後策概況

本郡各小學校に收容したる避難兒童并に被害狀況別紙の通り

震災避難收容兒童數

種別	自九月一日至九月廿日		九月廿一日至九月三十日		十月一日至十月十五日		十月十六日至十月三十一日		十一月一日至十一月十五日		十一月十六日至十一月三十一日		十二月一日至十二月十五日		十二月十六日至十二月三十一日		大正十三年一月一日至一月三十一日		二月一日至二月廿八日		三月一日至三月三十一日	
	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	
計	一、〇三三	一、〇九五	一、七九	一、六三七	一、三七八	一、二六〇	一、二三八	一、二三八	一、二三八	九	九三	三二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
男	五七三	七九	八七五	八七三	七三	六五二	五八五	六九	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	七二	
女	四六〇	七二六	八三四	七八四	六六六	六〇九	五五三	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	六九	

居住地別震災避難者數

種別	自九月一日至九月廿日		九月廿一日至九月三十日		十月一日至十月十五日		十月十六日至十月三十一日		十一月一日至十一月十五日		十一月十六日至十一月三十一日		十二月一日至十二月十五日		十二月十六日至十二月三十一日		大正十三年一月一日至一月三十一日		二月一日至二月廿八日		三月一日至三月三十一日	
	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	在現	
東京市	八七	一、三七〇	一、五六八	一、五〇六	一、〇八五	九六九	九六二	九七三	一四三	八七	三											
府下	二二六	二二五	一四一	一五一	二八三	二九一	一七七	二二五	八	六												
其他	一、〇三三	一、五九三	一、七九四	一、六四七	一、六六七	一、二六〇	一、二三八	一、二三八	一、五〇	九三	三											
計																						

小學校震災罹災者調

罹災者別	死亡者		重傷者		輕傷者		全潰		半潰		大傾斜大破損		備考	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
教職員													(イ) 重傷者私立聖教員二〇 (ロ) 小學校教員住宅全潰三半潰二七 (ハ) 其他大傾斜等三四	
生徒兒童													(ニ) 死傷者ハ小學校兒童 (ホ) 小學校兒童全潰一、二二六 半潰九〇大小傾斜一、二〇五八	
小使其他													(ト) 小使其他ハ小學校使丁等ナリ	
計														

小學校々舎震災被害調

種別	一、校舎の部		別棟	數	建物坪數	教室數
	男	女				
倒潰				二六	一、九七八、七	七〇

震災被害狀況并に善後策概況

傾斜其他相當修繕を要するもの

一〇七
一三三

九、三七七、七
一一、三五六、四

三八九
四五九

一、教 具 の 部

種 別	破 損 點 數
教室用備品	二、四〇八點
教授用器具器械	一、三二九
其他	九六三
計	四、七〇〇

一五、財團 埼玉縣共濟會震災罹災者家屋復興資金貸付狀況

這般の大震災に依り家屋倒潰罹災者にして其の復興資金に困難する小産者に對し別紙規程の下に貸付することとなりたるより本部支部内の一災者にして之が貸付の申請を爲したるもの別表の通り

財團 埼玉縣共濟會震災罹災者家屋復興資金貸付規程

町村名	申請人員	貸付申請金額	町村名	申請人員	貸付申請金額
六辻村	二二	六、六〇〇〇〇〇	安行村	四	二、二〇〇〇〇〇
土合村	七	一、〇〇〇〇〇〇〇	神根村	六	二、三〇〇〇〇〇
美谷本村	一	六〇〇〇〇〇〇〇	戸塚村	二二	一〇、八四〇〇〇〇
笹目村	四	一、四〇〇〇〇〇〇	大門村	一三	三、四五〇〇〇〇
戸田村	一五	七、一〇〇〇〇〇〇	野田村	七	二、六五〇〇〇〇
芝村	一六	四、〇五〇〇〇〇〇	尾間木村	九	二、七〇〇〇〇〇
横曾根村	一一	五、六五〇〇〇〇〇	木崎村	一	四〇〇〇〇〇〇
川口町	二七	一六、〇〇〇〇〇〇〇	大久保村	七	一、六〇〇〇〇〇〇
新郷村	一	五〇〇〇〇〇〇〇	馬宮村	三	一、〇一〇〇〇〇〇
谷塚村	五	一、〇〇〇〇〇〇〇	吹上村	一	五〇〇〇〇〇〇〇
草加村	三四	一四、六五〇〇〇〇〇			
新田村	六三	二二、八〇〇〇〇〇〇	合 計	二七九	一〇八、〇一〇〇〇〇〇

財團法人 埼玉縣共濟會震災罹災者家屋復興資金貸付規定

第一條 本會ハ本規程ニ依リ大正十二年九月一日ノ震災ニ依ル倒潰住家ノ復興ニ要スル建築資金ヲ貸付ス

前項ノ貸付ヲ受クルコトヲ得ル者ハ左ノ要件ヲ具備スルコトヲ要ス

一、着實勤勉ナル小産者ニシテ二年以來現住地ニ居住スル者ナルコト

二、家屋建築費ノ五分ノ一以上ヲ自己ノ貯金ヨリ支出シ得ルモノナルコト但シ貯金ナキモノト雖事情ニ依リ貸付スルコトアルヘシ

三、以上ノ外本會々長ノ必要ト認ムル事項ニ適合スルモノナルコト

第二條 貸付金ハ一人金六百圓ヲ以テ最高限度トス

第三條 資金借受人ハ當該家屋ヲ擔保トシテ提供スヘシ但シ家屋建築前ニ資金ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ土地ノ擔保トシテ之カ借入ヲ爲スコトヲ得土地ヲ擔保トシテ提供シ得サル場合ハ當該家屋ノ竣工期マテ福利委員分區長若ハ本會ニ於テ適當ト認ムル保證人ヲ立テ借入ヲ爲スコトヲ得此ノ場合借主ハ家屋竣工後遲滯ナク當該家屋ヲ擔保トシテ提供スヘシ

第四條 貸付金ハ初年据置トシ翌年ヨリ十箇年以内ニ年賦償還スヘシ

第五條 借受人償還ヲ怠リ最終ノ償過ストキハ擔保ヲ賣シテ之カ還償費ニ充ツルモノトス但シ災害其他ノ事情上本會々長ニ於テ特ニ必要ト認メタル場合ニハ償還年限ヲ延長スルコトアルヘシ

第六條 貸付金ノ利率ハ年四歩トシ一箇年毎ニ收納ス

第七條 家屋建築資金ノ貸付ヲ受ケントスル者ハ左記申請書ヲ住所地復利委員分區長支部長ヲ經テ本會々長ニ提出スヘシ

家屋建築資金貸付申請書

私儀今回ノ震災ニ依リ家屋倒壊致シ候ニ付テハ右建築資金貸付相成度左記各號ヲ具シ此段申請候也

大正十二年 月 日

氏 名印

財團法人 埼玉共濟會會長 堀内 秀太郎殿

震災被害狀況并ニ善後策概況

記

- 一、住所氏名年齢
 - 二、負債ノ有無
 - 三、家屋建築地番建坪構造ノ大要及建築價格
 - 四、貸付ヲ受ケントスル金額
 - 五、自己ノ貯蓄ヨリ支出シ得ヘキ金額
 - 六、貸付金額償還方法及償還期限
- 第八條 福利委員又ハ分區長ニ於テ第七條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ速ニ事實ノ審査ヲ遂ケ意見竝ニ左記内報書ヲ添付シテ進達スヘシ

調查內報書

年 齡	氏 名	住 所
教育程度	職 業	

[illegible]

備考 家族勤惰ノ狀況欄ニハ家族男女別年齡別其ノ心身ノ健否及家業ニ對スル勤惰ノ詳細ヲ記スルコト

一六、大正十二年九月一日震災に依る縣稅減免表

科 目	免 除		町 稅		減 額		町 稅		計 額	町 村 數	人 員
	稅 額	町 村 數	稅 額	町 村 數	稅 額	町 村 數	稅 額	町 村 數			
戶 數	六、五五九〇	三	三、九六六	二	三、五九六	二	二、九八	二	一〇、〇一四	三	四、九四
商 業 稅	五〇、五五〇	二〇	二、八四	三	六、四〇	三	五、一八九〇	三	五、一八九〇	三	二、九
工 業 稅	六、七四〇	二	三、三	三	三、四一〇	三	七、三三〇	二	七、三三〇	二	三、七
料 理 屋 稅	一五、〇〇〇	一	三、三	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一	一
飲 食 店 稅	五、三三〇	五	一、七	一	一、七	一	五、三三〇	五	五、三三〇	五	一、七
湯 屋 稅	一四、〇〇	二	二	一	三、九〇	一	一、八五〇	二	一、八五〇	二	三
理 髮 人 稅	八、三三〇	六	三〇	三	一、八五〇	一	八、三三〇	六	八、三三〇	六	三
代 書 人 稅	三、六〇	一	二	一	三、六〇	一	三、六〇	一	三、六〇	一	一
法 人 建 物 稅	五、三三〇	一	一	一	一	一	五、三三〇	一	五、三三〇	一	一
合 計	七、九六六	一	四、六四	一	三、五九六	一	三、五九六	一	一、一七九	一	四、九四

一七、震災ニ要スル足立郡役場經費調

科 目 豫 算 高 備 考

第 八 款 郡 役 所 費	一、八三二圓	
第一項俸給及諸給	一、六七八	○震災救護旅費
第二目旅 費	一、二九〇	○傭人料金參百八拾八圓
第四目諸 雇 給	三、八八	○紙類金七拾七圓維品金貳拾參圓
第二項廳 費	一、五四	○印刷費金
第二目消耗品費	一〇〇	○通信資金○運搬費金
第三目圖書及印刷費	〇	○宿直賄料金 七 圓
第四目通信運搬費	〇	○臨時賄料金參拾九圓
第五目賄 費		○電燈料金八圓
第六目雜 費	八	

一八、震災被害會員に對する共和會の舉措

北足立郡役所廳員并郡農會、見沼代用水路普通水利組合職員申合組合は左の會員に對し今次震災被

震災被害狀況并に善後策概況

三宮木片與三合
室原崎柳野橋
村村村村村計

八〇六二二五二七

八〇八二〇六

〇〇〇一五二〇

浦上浦同同同

和尾和
驛驛驛

蔬菜類 農商務省の斡旋により東京市公設市場へ供給す

品名	本村	尾間	木村	谷田	大久保	三橋	村片	柳村	新倉	村外	六ヶ	三	室	村山	崎	與野	町青	物大	谷村	戸崎	計
甘藷	三五	七	七	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
馬鈴薯	七	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
葱	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
里芋	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
葉藷	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
牛蒡	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

肥料 汲 擔 桶

合計	胡蘿蔔	菜菔	茄	胡瓜	漬菜	菜豆
九七	二	二	二	二	二	二
三三	二	二	二	二	二	二
三三	二	二	二	二	二	二
三三	二	二	二	二	二	二
一〇五	二	二	二	二	二	二
二七	二	二	二	二	二	二
三九	二	二	二	二	二	二
七五	二	二	二	二	二	二
二〇	二	二	二	二	二	二
六二	二	二	二	二	二	二
二二	二	二	二	二	二	二
二二	二	二	二	二	二	二
六六	二	二	二	二	二	二
八八	二	二	二	二	二	二

右三百二個代金一千六百二十一圓にて草加方面農家より購入し東京市へ供給す

一、郡内罹災町村供給斡旋復舊材料調

二〇、米検査に關する陳情

一、九月二十九日付を以て北足立郡農會長名を以て知事宛左記陳情書提出に付副申の上翌日進達す

震災被害状況并に善後策規況

産米検査期間延長の儀に付陳情

這般の震災前古未曾有の慘害にして直接間接我農村に莫大なる被害を與へ未だ之が復舊事業に日も亦足らざる狀況に有し殊に現時農村は漸く繁忙の期に入りたるに不拘勞力の上に將た經濟の上に蒙る損害甚大なるものあるを以て之が調節の方途を講せむと考慮罷在候處圖らざりき單俵検査期間を延長せられ産米の配給と勞力緩和に御高配を賜はり候段寔に時宜に適したるの御配計に有之當業者齊しく敬迎歡喜罷在候次第に候へ共災害復舊に至りては天候不良なりしと物資の供給滑かならざる爲目下懸命の努力中に有し目前に迫る秋收并に播種の作業を顧みるの餘裕なき情況にして自然稻の刈取乾燥調製等に至る迄順次手遅れと相成惹ひて小作米授受に影響することゝ被爲存候に就ては事情御諒察被下特別の御詮議を以て此際特に罹災地域中被害劇甚の町村を限定し單俵検査の期間を更に十月三十日迄延長せられ勞力緩和調節せしめられ候様此際特に閣下の御賢慮を煩はし上度奉懇願候
右謹で陳情候也

産米検査期間延長の儀に付副申

這般震災により本郡の被害夥しく之れが復舊に關しては各自日夜懸命の努力を致し丹精致居候へ共

農村收獲の作業と麥播種の時期に入り左なきだに震害復舊は天候の支配に制せられて捗々しからず勞力の分配の策に窮し殆んど秋納并に播種の作業を顧みる遑なき情況に有之候米穀検査法に於ける單俵検査期間を更に被害劇甚なる町村に限り特に十月三十日迄延長せられ候様御詮議相成度此段及副申候也

二、肥料配給に關する陳情

肥料配給の儀に付陳情

這般の大震災は京濱に於ける在庫肥料の大半を烏有に歸し爲に主要肥料移入の途杜絶し本秋麥作に要する肥料供給の圓滑を缺き農家皆蔭付期を目前に控へて殆んど途方に暮れ人心安からざるの情況に沈淪罷在候此際過かに之が供給の方途を講せざれば爲に農村の安定を破壊し竟に由々しき問題を惹起するの虞なきを保し難く洵に農村經營上寒心憂慮に禁えざる次第に覺え候

情報に依れば關西方面に多量の供給力あるが如く承知仕候に就ては之が供給方法に關し種々腐心焦慮罷在候得へ共何分其範圍運輸金融等に關聯し甚だ廣汎にして到底一郡の良くする所に無之轉た亡羊に堪えず候今や國家の損失巨億の財貨恢興に全力を濫くべきの秋にして特に此際土地生産に努むるは

此の根源を培養する所以にして又以て急務なりと存じ候冀くば刻下農村の情況篇と御伺察の上關西方面に豊富なる主要肥料の配給并に價格の調節に關し特に御賢慮を煩し農村の急を拯はれむことを右陳情候也

大正十二年九月廿九日

埼玉縣北足立郡農會長 飯島 雄之助

農商大臣 男爵 田 健次郎殿

右提出せしめ左記副申の上本縣知事へ進達す

産收第八九二號二

埼玉縣北足立郡長 小川 與之助

大正十二年九月三十日

埼玉縣知事 堀内 秀太郎殿

肥料配給の儀に付副申

這般の震災により京濱に於ける在庫肥料焼失し目前に迫る麥作に要する肥料供給の途を失ひ當業者

齊しく困惑し途方へ暮れ居る情況に有し候處萬一此際之れが供給の途を講せざれば獨り農家經濟を攪亂するのみならず惹ひて小作料授受の問題を招來し將來洵に憂慮に堪えず候に就ては此際至急主要肥料の配給方并に價格の調節に御配計相成度此段及副申候也

二、人糞尿鐵道輸送に關する陳情狀況

這般の震災に傷む農村の渾ては容易に之れを復舊し能はざる情況にして當時多作の如きも無肥料耕種するの止なきに至り、左なきたに人心荒み農村の將來甚だ憂慮に堪へざるものなるを覺え生産費輕減の一助とし人糞鐵道輸送により農村の經濟を拯ひ農村問題を招來することを虞れて未然に之を防がんと考慮を費したるに會々本縣農會より人糞配給に關し田端驛前木村正なる者を紹介する彼は田端驛内生産に係る糞尿汲取請負者にて無料にて指定の停車場に輸送し配給すべきにより容器を準備せられしとの申出に付數次交渉協議の末希望町村を募り仲仙道蕨驛より端末を吹上停車場に至る各驛に於て所要數量配給するの計畫を樹て一面鐵道局長宛左記陳情書を本郡農會長名にて提出せしめ郡長副申の上更に本縣農會及本縣を經由し夫に副申を請ひ十二月二十七日特に本郡農會副會長藤井襄同會幹事澁谷周藏本縣農會技手藤崎軍次等東京鐵道局へ出向陳情せしめ目的達成に對し主力を竭さしむ大正十

三年四月廿日鐵道局長より左記通牒に接す

因に震災前水運により東京市より人糞尿配給するの計畫にて夫々調査研究を遂げ再三に及び稍や熟したる道程に入り俄然震災の爲計畫反古となり如上の計畫を樹つるに至る

二三、東運貨子第九六號の三(上野運輸事務所經由)

大正十三年四月二十二日

東京鐵道局長 笈 正 太 郎

埼玉縣北足立郡農會長 飯島雄之助殿

曩に御申出相成候田端驛構内厠の糞尿汲取人に對し之が運送特約締結に關する件了承右は別紙記載の級外品第六種汚穢なる物運送取扱手續の外左記に依り承諾可致候間異議無之候はゞ本人をして上野運輸事務所經由願書提出せしめられ度

左 記

一、發 驛 田 端

一、著 驛 大 宮

一、本特約期間は本年四月以降向ふ一ケ年とす

一、本貨物は田端驛構内厠汲取のものに限る

一、發驛積込來には臭氣を波動せしめざる様立塀を設け塀内作業場には「假ホーム」を設くること

一、着驛取卸場には「假ホーム」を設け且つ構外道路に通する省有地の境界に渴渠あるを以て橋を架設すること

一、前二項の施設は總て當局の指揮監督に従ふこと

一、本特約は期間中と雖當局の都合に依り何時にても改廢することあるべし

一、期間滿了又は前項に依り輸送を停止若は禁止したるとき并當省に於て田端驛構内土工假線を移轉又は變更したる場合は出願者の費用を以て直に施設物を撤去し又は變更すること

達第一四三號(大正十三年三月十五日)

級外品第六種中汚穢なる物運送取扱手續左の通定む

明治四十二年十月達第八四四號糞尿其他汚穢なる肥料運送手續は之を廢止す

級外品第六種中汚穢なる物運送取扱手續

震災被害狀況并に善後策概況

第一條 級外品第六種中汚穢なる物の運送は鐵道局長に於て本手續に依り必要なる事項を特約せる場合に限り取扱ふものとす

第二條 本貨物の運送に付ては左の各號の條件を具備することを要す

一、糞尿に付ては少なくとも六ヶ月以上引續き託送を爲すものなること

二、本貨物積卸のため旅客乗降場と隔離したる箇所にて其の取扱に適する側線又は専用線の設備を有すること但し糞尿以外の貨物に付ては發著驛に於て其の取扱に適する設備を有する場合は此の限にあらず

三、容器外部清潔構造堅固にして毫も臭氣汚物等漏出の虞なきものたること但し糞尿以外の貨物に在りては貨主に於て貨車床周圍の羽目板に亘り覆布防水布の類を以て覆ひ毫も液汁汚物等の漏出する虞なき様施設したるときは他の容器を使用し又は他の荷造を爲すことを得

第三條 本貨物の扱種別は貸切扱とす但し糞尿以外の貨物にして己むを得ざる事由あるものは前條第三號文の荷造を爲さしめ小口扱となすことを得

第四條 本貨物は有蓋貨車に積載し貨物列車に連結するものとす

第五條 糞尿運送に充當する貨車は専用とし糞尿又は返送空容器の外他の貨物を積載することを得ず

前項の貨車には「何々驛間肥料専用車」と記載したる木札を附するものとす

第六條 本貨物の運賃は左の如し

一、五級品運賃の二倍但し一ヶ月毎に専用貨車一車日當り運賃収入が八圓に充たざるとき又は契約期間に糞尿の發送なき月あるときは一ヶ月毎に一車一日當り八圓の割合に依り計算す此の場合不可抗力又は鐵道の都合に依り受記せざりし日あるときは其の日數は之を控除するものとす

二、生骨 五級運賃

三、生蛹 乾燥せざる内臓類 四級品運賃

四、衣類 三級品運賃

の空容器は前條の専用事に積載の原發驛に返送する場合に限り之を無賃とす

第七條 前條第一項第一號但書に依り徴收すべき金額は一ヶ月毎に之を計算收受するものとす

鐵道局長に於て必要ありと認むるときは前項の金額の收受に對し相當擔保を提供せしむるものとす

第八條

本貨物の積卸及貨車の手押入換は小口扱及貸切扱共貨主の負擔とす

第九條

本貨物は第二條第二號の側線又は専用線に於て其の積卸を爲さしむるものとす但し第二條第二號但書の場合は時間を定めて成へく旅客乗降場は隔離したる箇所に於て其の積卸を爲さしむることを得

第十條

本貨物の積卸の除容器破損等のため貨車停車場構内又は他の貨物を汚損しれるときは貨主をして清掃を爲さしむるは勿論之に因て生ずる一切の損害に對し其の責に任せしむるものとす

第十一條

本貨物を積載したる貨車は其の取卸後荷受人をして清水及石灰水を以て汚點臭氣を留めざる様完全に清掃せしむるものとす本貨物の取卸は前項の清掃終了の時を以て之を完了したるものと看做す

第十二條

本手續に規定せざる事項は一般規定に依る

二十四 震災日誌

大正十二年

九月一日

土曜日

天候雨

午前十一時前霽

一、此日朝來降雨ありしが午前十一時一寸前霽れ輕快なる日光が洗ひ流されたる千戸の軒を照す此の日恰も月初めの休息日なるを以て町内一入店頭を飾り立て近郷近在よりの人出を待つ風情なり附近の老幼は此の一日を浦和に愉快に送るべく雨の霽れを待つて集まるもの町内に殺到す天は次第に雲を低けて灰を撒くが如く曇り乾坤暗憺として沈まり一種の不快の感に打たるゝこと數刻突如として鳴動上空に震撼すると同時に地震ふこと數回第一震の激動と共に廳舎の壁に龜裂を生じ屋根瓦にりて庭に墜ちて破壊するの音と室内の書籍轉倒する音と相和して物凄し倉庫は壁落ち瓦飛んで光景慘憺たり

浦和町内の被害は全潰二七戸半潰一七戸死者三名負傷者一〇名を出せり町内の老若男女悉く難を戸外に避く震動は殆んど連續し心膽を寒むやらしむ不安なるも避難所を物色すべくもなく悉く路上に夜を徹す

廳員は先づ裏庭に避れ幹部を集めて徐々に部署を定めて應急の處置をなさしむ

一、長島郡書記をして震災被害状況査察の爲六辻村、蕨村、戸田村、横曾根村、川口町、青木村、芝村、谷田村へ出向せしむ

一、震災状況報告の爲大砂土村より特使を差遣せらる竹内神根小學校長來郡震災被害状況具さに報告

せらる次て美谷本村長三室小學校長片柳小學校長、參應報告せらる

一、此日關口郡書記本郷聯隊區司令部へ出向玄關に入らんとする瞬間一大鳴動帝都の上空を震撼すると同時に恐るべき地震の襲來となり壯嚴華麗を極めたる花の都は僅々一二分時の後に破壊せられ阿鼻叫喚の修羅場を現出し其光景凄慘を極め烟塵濛々として視界を遮さり老若男女東西に馳せ違ひ南北に逃げ迷ふさま實に名狀し能はざる云々午後三時過歸廳復命せらる

一、午後四時本郡農會備付の太天幕を前庭に張り門戸に高張提灯を掲げて震災事務に従事せり

一、本日の當直郡書記西堂信一

郡書記 吉田小五部 大熊定吉

宿直産業技手 島田保男 馬場茂

小使 平井準 大山清一

一、救護所設置

戸田村戸田橋際及び浦和町玉藏院に設置す

一、號外を以て震災概況并に土木に關する被害狀況知事に報告せり

一、午後四時過東京方面の太空に入道雲の如く而かも濃厚にしこ所々に黃色を呈し次第に擴大し東よ

り南に動く之れ即ち東京市の震災後火災を伴ひたるものにして夜に入煙焰漲り時々爆發するの音と人聲微かに水聲の如くに聞へ凄慘たり

一、午後八時五分浦和中學校火災なりと傳ふ間もなく又誤報なる旨の通知に接す

一、午後八時三十分本縣社會課大崎屬秋元屬及武州銀行柴田支配人來訪八時四十分谷田村小學校長來

訪報告旁々見舞せらる

一、午後九時十三分南埼玉郡役所より特使を以て見沼代用水路元吹閉鎖方依頼ありたるも右は本朝七時三十分閉鎖方打電の旨回答せり

一、震災事務に従事したる職氏名左の如し

郡	主	郡長	小川與之助
	主幹	北足立郡書記	柳玉置
	同	澁谷周藏	
	同	武正巳之助	
	同	代勘吉	
	同	佐藤新太夫	

北足立郡		雇	石	井	周	壽
臨時同		星	野	北	豐	城
同		田	北	豐	城	助
同		字	野	秋	助	
同		同	同	同	同	
北足立郡農會職員		技師	青鹿	四	郎	
技師		青鹿	四	郎		
同		中	西	已	之	
同		加	藤	司	守	
同		田	中	龍	雄	
書記		小	林	六	郎	
見沼組合職員		齋藤芳之助	白川作造	小沼忠愛		

永田惠作
小鮒尚昌
河合廣
池田高次郎

計 五十一人
九月二日 日曜日 天候晴天

一、臨時震災救濟事務處理方法設定す

二、震災被害狀況調査并に救護事務の爲左の町村へ吏員出張せしむ

草加町、谷塚村、浦和村	北足立郡書記	吉田小五郎
笹目村、美谷本村	同	佐藤新太夫
川口町、南平柳村	同	長島利作
神根村、戸塚村	同	森田正平
土合村、大久保村	同	關口丑太郎

大門村、野田村	同	西	堂	信	一
戸田村、横曾根村	同	澁	谷	周	藏
六辻村、蕨町、芝村	同	西	畑	二	郎
青木村、鳩ヶ谷町、新郷村	同	鈴	木	泰	次郎
安行村、新田村	同	河	野		旭
春岡村、原市町	同	磯	部	知	孝
上尾町、桶川町、鴻巣町	同	大	熊	定	吉
大宮町、日進村、三橋村	北足立郡産業技手	金	子		聰
草加町	同	須	藤	襲	治
蕨町、戸田村	同	島	田	保	男
一、川口町、蕨町へ焚出救助食品送付に關し長島郡書記金子産業技手をして取扱はしむ 右配給米精米の爲郡農會備付の石油發動機を浦和相川精米所運搬使用し撤宵精米に従事せしむ					
一、本日の當直					
郡書記	吉田憲勝	矢作晴雄			

雇	石井周壽				
一、宿直					
郡書記	坂本寅男	産業技手	高山安術		
一、救護所を左記拾ヶ所に設置す					
横曾根村大字横曾根					
谷塚村大字瀬ヶ崎					
片山村並木庄右衛門方					
草加町小學校及一丁目青物市場					
大宮町停車場前及同町小學校					
大宮町東光寺及大宮座					
大宮町鐵道省大宮工場附屬工技館					
一、不逞鮮人放火に關し庶發第八號を以て町村長に通牒し警戒せしむ					
一、震災見舞の爲來訪者左の通り					
埼玉織物同業組合副組合長	中村芳太郎				

- 大里郡長 秋葉保雄 本縣屬小川、田中、青木、池田、同書記 瀧澤五郎 池上縣屬
埼玉織物同業組合組長 高山俊吾
本縣聯隊區司令部附陸軍歩兵曹長 加藤喜一
浦和町 木村周助 浦和警察署長
安行村 鬼熊久左衛門
東京市主事(浦和町居住) 守屋正二
北足立郡聯合分會長 平野少佐
馬場浦和小學校長
木村本縣師範學校長
元北足立郡長 市川春太郎
北足立郡山崎郡書記
一、恩田書記大宮町見沼代用水路堤防欠潰の件について陳情
一、北埼玉郡北河原村長、長谷川監視人と共に來廳被害狀況陳情
一、片柳村大野俊次郎見沼用水復舊工事の件に關し陳情

一、浦和警察署より午後一時半風の模様により尙強震ある見込なり右監視廳より通報ありとの通話を
接受す

一、午後二時廿分本縣産業技師林義雄來郡甘薯并に馬鈴薯斡旋方交渉因に白米供給し得る在來見込敷
量明三日午前中に回答方照會に接し直ちに技術者左記町村へ派遣調査交渉せしむ

町村名	供給見込數量	出張員氏名
大石村	甘薯 一〇俵	技手 中西巳之助
大谷村	同 一〇俵	
木崎村	同 一〇俵	技手 馬場茂
片柳村	同 一〇俵	
三室村	同 一五俵	
與野町	同 二〇俵	技手 島田保男
日進村	同 一〇俵	
宮原村	同 一〇俵	技手 田幡義三秋
三橋村	同 一五俵	

右の通り復命九月四日午後五時迄に門口町渡船場渡の筈

一、主幹柳玉置産業技師何木重治と共に大宮町に出張郡長小川與之助北足立郡農會技手加藤守司を随ひ六辻村、蕨町、戸田村、横曾根村、川口町に出張状況を査察せらる

郡書記代勘吉、望月政一、見沼用水組合員を引連れ河川堤防視察の爲出張

一、午後九時大武郡書記實父不快の爲歸宅

一、午後九時十分田幡技手歸廳復命前表の通り尙在來日進村、三橋村、各五十俵宮原村二十俵の供給力ありと

一、午後九時五十分馬場技手をして在來報告并に甘薯搬入場所打合の爲縣農務課林技師へ差遣す

一、本日發布せられたる勅令左の如し

勅令第三九六號 非常徵發令

九月三日

月曜日

天候晴天

午後一時五十分風と共に驟雨

一、午前零時五十分草加町へ救護の爲出張中の須澤産業技手より電話報告左の通り澁谷郡書記接受す

一、米は供給容易なるを以て送致の要なしと

一、午前六時日進村青年團支部より西内支部代表松本篁廠丈同村在郷軍人分會第八班代表谷島新太郎

の兩名炊出持參來衙す

尙相談役 松本信 松本孝作

顧問 谷島福太郎 付添へ

食料七百五十人分之を川口町に五百五十人分蕨町へ二百人分配付寄贈の手續を爲せり

一、午前八時 木崎村吉野龜治村長の紹介にて來廳

道 妙 寺 約三十石 石金四拾圓

同 未製品 約三十石 石金五拾八圓九拾錢

糯 米 約二十石 百斤金拾壹圓

右の外玄米を有し居る由申出に付縣農務課長(辻本理事官)へ紹介せり

一、午前八時廿分縣農務課内田産業技手來郡照會要領左の如し

一、玄米貳千五百俵九月三日中若し能はざれば四日正午迄に庭拂供給し得る様配計せられ度

一、價額は災害前の價格の一割五分増しのこと

右要求に應せざる場合は徵發令により徵發し價格は前三ヶ年平均相場に據ること

右購入は成るべく小生産者を避け地主階納より徵發すること

- 一、右に對し志木町西川武十郎小室村田中育之各千俵與野町長より五百俵交渉供給方取計へたり
一、午前十時四十五分秩父宮殿下御還り浦和驛へ御下車被遊自働車へ召され東都へ向はしめ給ふ
縣より堀内知事友部警察部長郡より澁谷郡書記浦和町在郷軍人分會長平野少佐浦和警察署松岡署
長御奉迎申せり

- 一、午後一時北足立郡農會技師青鹿四郎出張先より情報

與野町より 井原彌四郎 五十俵 松本安太郎 三十俵 柏平兵衛 三十俵 計二百十俵の外助
役活動し八九十俵手配するの見込小室村在來乏しき由に付歸途大砂土村原市村へ立寄り手配に努
むべしと

右報告に接し金子産業技手をして木崎村松本武治へ出向せしめ交渉せしむ

- 一、物資徵發令の件縣より通牒越に付各町村長へ移牒

- 一、昨日戸田村、横曾根村、救護事務の爲派遣したる島田技手吉田郡書記(憲)一時交代歸廳
草加町へ出張中の須澤産業技手相前後して歸廳す

- 一、田幡郡技手歸廳

日進村、宮原村、三橋村共に豫定の通り供給せらる

- 一、何木産業技師志木町より歸廳

西川武十郎より五百俵供給せしめ尙不足の爲小針村へ出張せしむ志木町西武より運搬中の米は受
渡に郡より立會し能はざるを以て縣へ交渉し秋山産業技師受領する筈

- 一、午後三時四十分香坂内務部長巡視執務狀況査察し大熊郡書記案内し浦和町救護品を視察し歸縣

- 一、玄米供給の爲左記町村へ吏員を急行せしめ督勵せしむ

小谷村、吹上村	北足立郡農會技手	加藤守司
箕田村、田間宮村	北足立郡産業技手	須藤嬰治
鴻巣町、常光村	同	高山安衛
上手村、小針村	同	島田保男
平方村、與野町	北足立郡農會技師	青鹿四郎
日進村、宮原村、三橋村	同 技手	田幡義秋
大谷村	同	中西巳之助

- 一、午後十時三十分蕨町金子助役より電話報告左の通り

- 一、群馬縣消防隊其の他約五百名の應援を受く

- 一、午後十二時十五分木崎村并に刑務所方面に警鐘亂打あり小川郡長、柳主幹、長島郡書記登廳
- 二、金子産業技手相川精米所に徹宵精米に従事し督勵川口町、蕨町、自働車にて送致に盡さしむ
- 三、與野町星野鎮吾より義損當壹百圓を送付し來る
- 一、本日膝折村役場内に救護所設置

縣直轄の救濟救護所は浦和町大宮町の二ヶ所とす

- 一、囚はる、鮮人百十餘名、人心恟々
- 東京罹災避難者徒歩にて仲仙道及汽車によりて來るもの算なし又東京へ見舞として行くもの物資運搬する人、車織るが如し

- 一、本日關東戒嚴司令官告諭を發せらる

九月四日 火曜日 天候晴天

- 一、午前二時浦和警察署より電話
鴻巣町より罹災民救助米三十俵要求に應ずる旨報告ありと
- 一、午前四時十分食料運搬の爲參謀本部より自働車五臺にて本衙に來訪縣廳と電話照會の結果縣廳に向はしむ

- 一、拂曉浦和町長登廳當町救護所滿員にて最早收容力乏し加ふるに敷物なく今後收容者を斷るの外なし就ては敷物として苜蓿約二百枚購入收容力を増大し救護の目的を達したしと申出に付縣へ電話交渉の結果縣より費用下げ渡すことにし要求に應せり

右は柳主幹より松本縣屬へ交渉確答を得

- 一、小川郡長阪本郡書記を隨へ蕨町、戸田村に罹災地慰勞の爲出向
- 一、戸田村、蕨町救護の任を帶ひ伊原産業主事補午前九時九十分出發
- 阪東郡書記草加方面へ出向當方より何分の命令ある迄任に在るべし
- 一、内務部長より電話照會要領左の如し

東京市に於ける應急バラック建造の爲臨時災害救濟局管理の下に勞役に屬すべき大工本郡割十九人として照會越に付中丸村山本丑太郎へ右之趣申傳たるに明五日午前八時迄に確答相成筈午後十一時西堂郡書記歸廳復命

- 一、當日澁谷郡書記救濟事務の爲川口町へ派遣
- 一、朝鮮人彷徨警戒に關し町村町へ通牒
- 一、震災救護事務従事員たる證明書廳員一同に交付

- 一、震災救護に要する物品及従事員鐵道無賃の件町村長に通牒
二、罹災救助事務指導の爲左記吏員町村に派遣す

川口町 森田郡書記 矢作郡書記

南平柳村、横曾根村 西堂郡書記

神根村、青木村 長島郡書記

大門村、野田村 吉田小五郎郡書記

草加町救護所 阪東郡書記

- 一、蕨町青年團應援の爲根岸郡視學派遣

- 一、午後五時三十分片柳村より米受渡の爲袴塚農事試驗場技師と共に郡農會中西技手自働車にて出向五十俵の内夜間の爲十俵積載歸町時に午後十一時

- 一、本日内閣告諭第一號を以て内帑の資を賜はりたるに對し御沙汰貫徹に關する件公布せらる

九月五日 水曜日 天候晴天 午後四時十分夕立
四時四十五分霽る

- 一、昨四日山本丑太郎へ大工募集方依頼に對し十二名引率來郡に付直ちに長澤郡書記に引率せしめ本縣商工課長へ引渡せり

- 一、救助用物資玄米甘薯の受渡の件に付縣農務課長辻本理事官に澁谷郡書記を差遣し交渉せしむ其の結果左の通り協定の趣復命す

浦和、上尾、吹上の三驛迄生産町村より撤入のこと但し運賃は縣に於て支拂ふこと

各停車場に於て縣に引渡すこと

右の次第に付午前十一時各技術者を町村に派遣す

終つて縣へ其の搬入時刻に出荷明細表を添ひ報告せしむ

右報告は午前十一時五十分澁谷郡書記をして電話にて水谷縣屬へ通せしめ正午廿分青鹿技師に書類を持參せしむ

- 一、不逞鮮人警戒に關し松岡浦和警察署長在郷軍人浦和分會長平野少佐來郡々長と協議する所ありたり

- 一、膝折村長六ヶ村を代表し不逞鮮人警戒に關し軍隊の出動請願書持參後縣廳へ願出持參せり

- 一、鮮人に關し町村長へ通牒し一面廳員一同に對し鮮人警戒に關する心得を郡長より訓示せらる

- 一、救助米受渡の爲縣より秋山技師、矢島技手、内田技手出向郡より吹上に中西技手上尾に田幡技手浦和驛に島田技手を派遣し受渡を了せしむ

- 一、蕨町青年團法華經田支部より川口町へ馬鈴薯二俵(三十貫匁)寄贈あり
- 一、縣會議員選舉期日延期に關し縣より通牒に付町村長へ即日移牒せしむ
- 一、本日内閣告諭第二號を以て鮮人に對する件
關東戒嚴司令官命令第一號第二號第三號を發せらる

九月六日 木曜日 天候快晴 午前三時二十分同四十分の二回地震

- 一、救助米受渡の爲郡技手田幡義秋を上尾町、常光村へ郡農會畜産技手加藤守司を上尾町へ出張せしむ

救助米受渡狀況視察の爲吹上、上尾、浦和驛へ郡産業技師何木重治を簡遣す

- 一、午前九時三十分本縣内務部長名を以て本郡長宛左の通牒あり

千葉、埼玉の當縣に戒嚴令を擴張せらる

即日各町村長に對し周知方通牒せしむ

- 一、午前十時谷田村軍人分會高橋安藏救助其の他の應援方申出に付浦和町役場へ紹介し直ちに浦和停車場擔當方を依頼せしめたり

- 一、午前十時廿分片山收入役田中秀治參應飛行機より落下したる石文を持參す石文左の通り

九月四日 關東戒嚴司令部

不逞鮮人が襲來するの噂は事實無根である流言に迷はさるゝ勿れ諸君の地方には近く軍隊を派遣し救援に任する筈軍隊の到着迄相助け自重して郷土を護られよ

- 一、午前十時五十六分電話にて本内務部長より郡長官通牒

東京市に於ける應急バラック建造の爲向けらるべき大工職の件に關し御返電の次第ありたる十二名の者本月七日正午十二時必携用具携帯の上當廳商工課へ貴郡吏員同伴出頭せしめられ度依命通牒

- 一、午前十一時木崎村長紹介により町田喜十郎

道妙寺 見本三種持參供給力左の如し

一、丸 石庭拂 六二、五〇 約五十俵

一、中 同 五八、八〇 同十五幹

一、小 同 五五、五〇 同十五俵

右東京市へ供給せしめんとし縣農務課へ北足立郡農會技師青鹿四郎を同行せしめ紹介せしむ

- 一、午後四時戒嚴司令部の鮮人に對する注意書と縣の注意とを一枚に印刷に付し配布せらる

注意

一、朝鮮人に對し其性質の善惡に拘らず無法の待遇をなすことは絶対に慎め等しく我同胞なることを忘れるな

二、總て鮮人が悪い企をして居る様に思ふのは大なるまちがひであるこんな噂にあやまられて之に暴行を加へたりして自ら罪人となり一、二の惡者の謀に乗せらるゝ様な馬鹿な目に遇ふな

關東戒嚴司令部

右は飛行機本郡役所の天空にて落下せるもの

一、午後六時五十分浦和町助役石内保太郎參廳

避難者證明交付に人手足らず應援方申請越に付即時北足立郡農會技師青鹿四郎并に郡產業技手馬場茂を差遣援助せしむ

二、谷田村大字大谷場に救護所設置の報告に接す

一、午後七時縣內務部より電話通牒左の如し、京京市内の秩序漸次回復の緒に就きたりと

一、川口町に派遣したる本郡產業技手金子聰より電話報告左の如し

川口町救護所に充當したる小學校は修理の爲本日限り閉鎖し町内東京工場に開設せんとす右に對

する正式の手續を追て爲すべきも不取敢電話報告すべしと

一、罹災救助事務指導の爲左の吏員を左記町村に派遣

蕨町に關口郡書記 吉田(憲)郡書記

六辻村に河野旭郡書記 中村郡書記

横曾根村并に新郷村に 森田郡書記

一、左記救護所に吏員を派遣す

川口町救護所へ 金子產業技手

蕨町 同 坂本郡書記

草加町 同 磯部郡書記

大宮町 同 柳主幹、伊原產業主事補

一、不逞鮮人警戒に關する書類持參午後六時左記吏員を町村に急行せしむ

磯部郡書記 志木町、膝折村、大和田町、田間木村、片山村、宇子村、新倉町

長澤郡書記 草加町、六辻村、蕨町、青木村、鳩ヶ谷町、新郷村、谷塚村

矢作郡書記 川口町、横曾根、南平柳村

小鮒水利組合書記

與野町、木崎村

西堂郡書記

大宮町

一、午後八時三十分風紀衛兵司令巡察の爲本衙來訪

一、本日北足立郡告諭第一號を以て安寧秩序維持に關する件公布せらる

一、本日關東戒嚴司令官告諭せられ同日又重ねて注意を促さる

九月七日

金曜日

天候快晴

一、罹災救助事務指導の爲左記へ吏員派遣す

鈴木郡書記

美谷本村

關口郡書記

戸田村

森田郡書記

川口町

望月郡書記

戸塚村

吉田、河野郡書記

六辻村

尙左記救護所へ吏員派遣す

吉田(憲)郡書記

蕨町

中村郡書記

川口町

伊原産業主事補

大宮町

長澤郡書記

草加町(前日に引續)

一、中丸村山本丑太郎幹旋の大工職十一名午前十時本衙に參着に付郡農會技師青鹿四郎に引率せしめ

本縣商工課へ引渡せり

而して山本丑太郎に對し事務囑託證明書交付す

一、本郡與野町青物出荷組合員參廳

東京市に於て蔬菜廉賣を開始し度旨申出に付本郡農會并に本縣農會と打合の必要を認め本郡産業技師何木重治をして本縣農會へ組合員と共に出向せしめ約一時間過本縣農務課より電話にて左の如く通話あり

東京市に於ける蔬菜配給の件に付農商務省并に東京市係員本縣來話中に付係員出縣せしめられ度旨申越されたるを以て其關係者一同と縣農會に會せしめ需給方法に關し親しく協議せしむ

協 定 要 領

一、毎日一千貫匁午前午後の二回に受渡の事

一、種類は有ゆる蔬菜但し贅澤なる高等蔬菜を省く事

一、價額は縣郡農會及び生産者東京市の係員立會協定し代金は傳票により仕切る事

一、運搬は東京市に於て自働車貳台にて引取り運搬の事

但し積載は出荷組合に於て勞力を提供する事

右取計に對し本郡産業技手島田保男を三室村、尾間木村、産業技手馬場茂を木崎村、片柳村へ本郡農會技手加藤守司を谷田村、郡農會技師青鹿四郎を大久保村、三橋村へ派遣し出荷供給の手配をなさしむ明八日午前與野町出荷組合より五百貫匁午後三室村木崎村の木村より五百貫匁出荷せしむる筈

一、大里郡青年團寄居分團の一行四十六名震災劇甚地の復舊作業應援の爲來郡浦和小學校宿泊せしむ

一、本日左の通り勅令を發せらる

一、勅令第四〇三號

安寧秩序紊亂防止並に治安維持に關する件公布せらる

一、勅令第四〇四號

支拂延期令

一、勅令第四〇五號

暴利取締令

官報號外雜報散見

○上京は見合せよ

罹災者は成へく地方へ(塚本内務次官談)

地方在住者か東京の親戚友人の身の上を案じて上京して來るのは情に於て無理はないか食物や泊り場所のない東京の混亂を増すばかりで勞して效のない事と思ふ殊に歸省中の學生は當分地方に滞在する方が宜しい又罹災者で地方に知合のある方々は成るべく早く東京を立退かれるが宜しいと思ふ

○地方へ行くには

此際地方に行くには鐵道當局の努力で東北本線、信越線、常盤線は上野、日暮里間の外全部開通して居る關西方面は信越線篠井から中央線を経又は直江津から北陸線を経て行くことが出来る
尙ほ罹災者は無賃で輸送する

○地方への電報

一般罹災者の災害に關する私報は東京驛前中央電信局で無料で受付る

但し字數は三十字限り用紙は何でもよろしい

○食糧配給組織

食糧配給の司令部と其の受持區域

- 一、龜戶驛 本所、深川、南葛飾
- 一、田端驛 下谷、小石川、本郷、南足立、北豊島
- 一、新宿驛 牛込、四谷、豊多摩
- 一、芝浦(埋立一號地) 麴町、赤坂、麻布、芝、京橋、荏原
- 一、兩國驛 淺草、神田、日本橋

大阪神戸から積出す米

- アンデス丸で 七、七〇〇石 四日大阪出
- 鳥羽丸で 二四、〇〇〇石 五日同
- 千香丸で 八、〇〇〇石 同
- 神隆丸で 一〇、〇〇〇石 六日同
- 北京丸で 一八、〇〇〇石 同

- 長沙丸で 一四、〇〇〇石 七日同
- 銀山丸で 五、六〇〇石 同
- ハバナ丸で 三九、〇〇〇石 八日同
- 明洋丸で 四二、〇〇〇石 五日神戸出
- 熊野丸で 二、五〇〇石 五日神戸出
- 大榮丸で 一九、二四〇石 六日同
- 大連丸で 一四、四〇〇石 同
- 神瑞丸で 二二、〇〇〇石 同
- マラツカ丸で 三六、〇〇〇石 七日同
- 興彌丸で 四八、〇〇〇石 同
- カロリン丸で 三〇、〇〇〇石 同
- 計 三四〇、二四〇石

九月八日 土曜日 天候晴天

一、午前三時浦和町駐屯士以下二名巡察同五時再び巡察本衙を訪ふ

一、震災事務に關し左記吏員を町村に派遣す

一、指扇村、植水村、馬宮村	郡書記	鈴木泰治郎
一、志木町、膝折村、田間木村	同	長澤藤五郎
一、尾間木村、木崎村、谷田村	同	中村茂
一、谷田村、尾間木村	同	西畑二郎
一、上尾町、春岡村	同	阪本寅男
一、川口町	同	森田正平
一、横曾根村	同	佐藤新太夫
一、芝村	同	大熊定吉
一、蕨町	同	關口丑太郎
一、草加町	同	武正己之助
一、新郷村	同	望月正一
一、新田村	同	西堂信一
一、六辻村、安行村	同	河野旭

一、本縣より左記要領電話通牒により即日一致郡民へ周知徹底方町村長へ通牒を發す

要領

公用又は特別の理由あるものゝ外は東京市に進入すること不可なりと

一、大石村在郷軍人分會員井上岩治郎來郡

甘藷十四貫匁貳拾匁東京市へ寄贈方申出に付本郡産業技手馬場茂を付添本縣農務課に紹介せしに右は直接東京市へ申出でられ度との回答に接し幸ひ給供蔬菜受領の爲東京市吏員圓木庄太郎に依頼し明日其の回答を齎す筈

一、本日蔬菜受領の爲左記の者來郡に付與野町出荷組合より供給せしむ

農商務省囑託	高山徹
東京市商工課員	圓木庄太郎
同技手	寺口保

一、中九村産業組合より配合肥料七百六十九畝所要の趣同村書記大島茂十來郡申出に付與野町武陽組合へ移牒せしむ

一、午後六時廿分川口町助役清水民之助參廳

救助米不足の旨申出に付縣米穀検査所長へ交渉蕨町に於ける縣直接契約の中より百十三俵分譲方電話交渉後更に本郡農會技手田幡義秋をして出縣せしむ内務部長の命により三十俵川口町へ分割せらる爲に田幡技手を蕨町派遣し其の手配をなさしむ

一、午後八時旅團司令部員將校以下三名巡察として來訪

一、午後十一時五十五分警鐘あり谷田村消防長宅物置より出火せりと

一、本日縣告諭並に内務省令左の通り發せらる

一、縣告諭

第一號 安寧秩序維持に關する件

第二號 流言蜚語に關する件

一、内務省令第三十九號

埼玉縣會議員選舉人名簿調製

期間制定

○災害を免れた市民諸君へ

大震後六日に及んで尙雨露を凌ぐ場所を得ないので罹災者の慘狀は痛心に堪へない幸に焼失倒壊を

免れた市民諸君は住居に餘裕ある限り一時不幸なる人々の爲に便利を計りたい尙若し宏大な邸宅を閉じ同情を吝む者が多い場合は或は法規の力を借りて非常徴發をするの外ないことになるかも知れない(塚本内務次官談)

○戒嚴司令官の告諭

東京府、神奈川縣の外に千葉縣、埼玉縣にも戒嚴を令せられたが此の擴張は新に恐るべき事柄が起つた爲めではなく罹災者が次第に地方に入り込むにしたがつて種々の虚報や流言が行はれて人心を不安にすることのない様に取締るのと必要の場合には軍隊を以て治安を維持し救護にも従事するに便するためである

○離宮御料地一部開放

政府で罹災民救護のため假小屋を建てる場合は思召の次第もあるから左の御料地を一時使用せしむる見込

芝 離 宮 約 二、〇〇〇坪

高 輪 御 所 約 一〇、〇〇〇坪

新 宿 御 苑 約 二、〇〇〇坪

猿江御料地	約二〇、〇〇〇坪
上野公園	若干坪
白金御料地	六、五〇〇坪
高田御料地	約五、〇〇〇坪

(宮内省發表)

○東京市で米を賣り出す

六日から東京市内十個所の公設市場で玄米と白米を賣出す外主なる白米店でも賣出す筈である値段は東京市で一定する玄米一升は四十錢で圓に二升五合である

○運轉する電車

一、運轉開始 上野から神明町

二、左の各線は順次開通の豫定

四谷鹽町から天現寺橋、泉岳寺前經由品川に行く線

青山南町六丁目から櫻田門前、大塚から傳通院經由春日町の間、淀橋新宿から四谷見付經由飯田橋まで

○静岡への船便

九日早朝から(芝浦棧橋)静岡縣清水港へ向け發航する軍艦に便乗者を收容する見込

○本所の慘狀

五日午後まで檢視を了つた本所被服廠の屍體は三二、五六四人である

○本日の天氣豫報

八日曇り勝ち天氣次第に悪くなるが暴風雨となるおそれはない

九月九日	日曜日	天候晴天	午後九時驟雨
			十一時暴風雨

一、緊急勅令周知徹底に關し左記の件町村長に通牒す

勅令第四〇三號

安寧秩序紊亂防止并に治安維持に關する件

勅令第四〇四號

支拂延期令

勅令第四〇五號

生活必需品に關する暴利取締の件

一、縣告諭第一號第二號の趣旨徹底方に關し郡訓令を發す
一、震災事務に關し左記吏員を町村に派遣す

一、大久保村、土合村	郡書記	鈴木泰治郎
一、新倉村、美谷本村	同	長澤藤五郎
一、南平柳村	同	西畑二郎
一、青木村	同	吉田小五郎
一、神根村	同	矢作晴雄
一、横曾根村	同	佐藤新太夫
一、芝村	同	大熊定吉
一、戸田村	同	關口丑太郎
一、草加町	同	武正己之助
一、谷塚村	同	望月正一
一、新田村	同	西堂信一
一、神根村	同	長島利作

一、戸塚村、安行村

同 河 野 旭

一、午前零時五十分將校巡察來衙

一、午後十一時北川軍曹巡察來衙

一、震災に關し左記事項町村長へ通牒す

一、内閣告諭 第一號 第二號

一、關東戒嚴司令部よりの戒嚴地域擴張に關する件

一、關東戒嚴司令部の告諭

一、入京者制限に關する件

一、川口町救助米引渡の爲蕨町技手田幡義秋を派遣す

一、午前十時四十分出縣中の小川本郡長より電話命令により郡農會技手中西己之助を出縣せしめ穀物
検査所長より命令書を受領し鳩ヶ谷町へ派遣す

郡長は本日縣の自働車にて川口町、鳩ヶ谷町なし得れば草加町にて救護情況視察の爲出向の筈
一、食品救助に關し隣保相助共存同榮の件特使にて各町長へ通牒す

一、川口町へ供給すべき米蕨町及び戸田村に持合せの者無之旨加藤検査員より申出で更に芝村大字小

谷場天野光太郎幸ひ四十俵所持し居る趣申來りたるを以て技手田幡義秋を芝村へ出向手配せしめんとし郡農會技手加藤守司をして右の趣田幡技手へ傳達の爲蕨町へ追踵せしむ

一、郡農會技手加藤守司蕨より歸廳後直ちに蔬菜出荷中止の爲大谷村大石村へ急行せしむ

其際同村在郷軍人分會長へ豫て申出の甘諸東京市へ寄贈の件書類提出方を促さしめ且つ荷は直接東京市へ送致すべき旨申渡さしむ

一、午後九時十分蕨町青年會法經田支部より馬鈴薯三十貫匁罹災地へ寄贈方申出に付混雜中に付書類にて提出相成度旨支部長沖田金藏に回答せしむ

一、午後十時郡農會技手中西已之助川口町へ供給すべき玄米百六十俵を加藤検査員と共に手配にして歸廳不足六俵外三升五合は明日川口町書記並に加藤検査員と同行補充せしむる筈

一、本日郡訓令第三號を以て罹災民の救護民心の安定及善後の措置に關し訓令せらる

一、文部省告諭臨第一號

罹災地學生、生徒、兒童修學に關する件につき告諭を發せらる

○傳染病 襲來に備へよ

斯様な災害の後には傳染病の大流行の來ることは前例によつて明かなる事實である然し傳染病の流

行は天災ではないお互の努力と克己によつて出來るだけ其の災害を避けることが出來るのである今回の大災害の後にもお互に努めなければ其の例に漏れず「チブス」赤痢等傳染病の激烈なる流行の來ることを豫期せねばならぬ然し徒らに恐れるには當らぬ當局が今回の災害に當つて直に傷病者の救療に努めて居るが同時に傳染病を豫防する安全な飲食物品の供給一般清潔の保持蠅の驅除傳染病患者の發見隔離等種々な方面から最善の努力を爲して居る

然し殊に此の場合一般公衆の之に對する協力と各個人の自衛的注意とを得るにあらざれば其の効果を十分に擧ぐることは決して出來ぬ何卒協力一致して次に來る傳染病の慘禍をお互に免れる様努めて下さい

差當り注意すること

- 一、水道水の外生水は絶対に飲まぬ様注意すること
- 二、不良なる食物は食ぬ様注意すること
- 三、附近はなるべく清潔にすること
- 四、熱病患者には特に注意し速に醫療を求むること

(横山衛生局長談)

○汽車と汽船の便

列車運轉狀況

東海道線

品川大船間及御殿場以西運轉

(東京品川間、横須賀線、熱海線、横濱櫻木町間及横濱線運轉せず)

線路復舊豫定

大船藤澤間

十一日 藤澤辻堂間 十二日

茅ヶ崎平塚間

(馬入川渡船連絡を介する筈なるも開通期未定)

平塚大磯間

九日 大磯國府津間 十日

國府津山北間

二十日 山北谷峨間 二十日

(徒歩連絡を介して)

谷峨駿河間

十三日

東北線

日暮里以北運轉日暮里及田端より發車大宮にて乗換(上野日暮里間は運轉せず)

信越線

右に同じ

常磐線

日暮里又は三河島北千住より運轉

中央線

新宿與瀨間及上野原以西運轉

東京、新宿間運轉せず(與瀨上野原間徒歩連絡十五丁)

山手線

品川、田端間汽車運轉(池袋、赤羽間運轉せず)

總武線

(兩國橋龜戸間、大貫江見間、蘇我大網間運轉せず)

右區間以外運轉

當分の内奇數日景福丸偶數日高麗丸を芝浦出帆清水港に運航し江尻驛にて東海道線と連絡す

芝浦發午後五時

清水港着午前五時(翌朝)

乗船は午前十時より午後三時迄

乗船券は田町驛長交付す

乗船は罹災者に限る(無賃)

本連絡線にて荷役全部荷主持にて新聞及郵便物の取扱を爲す

乗船者には食事を供給せざるを以て各自携帯を要す

定員 景福丸 二千五百人

高麗丸 千五百人

(東京鐵道局情報)

○市内電車運轉狀況(九月八日調査)

一、運轉開始せるもの

品川、鹽町間 小車三十五臺 青山六丁目、六本木間 小車八臺

駒込、神明上野間 ボギー車十一臺 大塚、春日町間 小車十五臺

目黒、魚藍坂間 小車十臺 六本木、櫻田門間

○伊豆大島探險隊歸る

大島は安全である風説に見るような陥没、破裂、噴火の事實はない被害も亦極めて輕微であつて一般の豫想に反している

大島以外の伊豆諸島に關しては通信が途絶して確報はないが其の被害の程度情況は大島と大差がないようである

○日本赤十字社救護所の位置(九月六日正午現在)

第一救護所 東京府廳前 第二同宮城外苑馬場先門 第三同上野美術學校 第四同深川岩崎邸内 第五同上野學士院 第六同淺草新谷町 第七同芝公園後藤銅像前 第八同日暮里停車場 第九同本郷帝國大學校内 第十同瀧野川尋常小學校 第十一同京橋區築地本願寺 第十二同巢鴨警察署内 第十三

同日暮里小學校内 第十四同板橋町

○直轄學校休業

東京及横濱所在の文部省直轄學校は當分の内休業することゝした

○試験延期

第三十八回教員檢定試験法制及經濟科本試験齒科醫師並に藥劑師試験は追て何分の告示をする迄延期することゝなつた

○米搗用動力

東京電燈會社より左の通申出ありたり

米搗用動力の需要緊急なる事實に鑑み麴町、青山、高輪其の他十四ヶ所の變電所に於て米搗用動力を提供し得る設備あるに依り便宜變電所主任に申込供給を受けられ度し

○郵便取扱局増加

一、郵便取扱局増加 九月八日から淺草、麴町、九段の各郵便局は假事務所で焼残つた一二等局同様の郵便受付を開始した

一、郵便物取扱範圍の擴張 九月九日より東京市内及近郊で郵便取扱をする各局相互間に發着する書

狀葉書の取扱を開始する筈

電報で発信を受付けない區域

東京市及近郊、神奈川、千葉、埼玉縣とす

○天 氣 豫 報

九月九日 午後六時

今日も明日も天氣良き方曇つたり晴れたり (中央氣象臺發表)

九月十日 月曜日 天候曇天 霧 後雨

一、午前六時三十分郡產業技手馬場茂を本縣廳に出向せしめ昨日交渉の自働車壹臺を受領し與野町より蔬菜塔載二回運搬せしむ

一、郡書記大武邦治忌引中の處本日除服出仕川口町に派遣し工場被害狀況を調査せしむ

一、本縣屬水谷庄五郎より電話

本縣知事より警視總監に送付すべき甘藷紅赤種三俵斡旋方依頼越自働車を向けらる序を以て與野町より東京市へ供給すべき蔬菜塔載本郡產業技手島田保男並に本縣農會技手藤崎軍治塔乗出東京市役へ自働車配給の件交渉せしむ

一、川口町助役清水民之介へ電話通牒

蕨町青年會より寄贈申出の馬鈴薯二俵其町に於て受領せらるゝ希望あれば直接蕨町三十八番の電話を呼出し池上平治へ郡よりの通牒なりと問合せられたし

一、明日運搬すべき自働車配當等につき農商務省囑託高山徹東京市役所技手寺口保郡農會技師青鹿四郎郡產業技手島田保男本郡主任技師何木重治と協議せしむ

新倉村生産の牛蒡は東京市より自働車を二回往復豫定にて運搬のこと而して此方面へは郡農會技師青鹿四郎に受持たしむ本縣より借入の自働車は中仙道筋の出荷運搬せしむること

一、義捐金募集に關する事務は自今社會課に於て取扱ふ旨本縣より電話通牒あり

一、震災救助に要する概算請求書を知事に提出す

一、本郡廳員に對し小夜食の焚出は本日より取止め

一、震災事務に關し左記吏員町村へ出張せしむ

一、美谷本村	郡書記	武 正 己 之 助
一、川口町、南平柳村	同	森 田 正 平
一、芝 村	同	大 熊 定 吉

一、鳩ヶ谷町、神根村

郡書記

長

島

利

作

○諸材料續々来る

一、燭燭七十九萬本供給

燭燭三十萬本を塔載したる軍鑑鶴見芝浦に入港直に陸揚し之れに埼玉縣より送付の二萬本計三十二萬本を直に配給手配したるの外軍艦室戸、扶桑、金剛の三隻に塔載したる燭燭四十七萬本は本月十日迄に全部芝浦に入港の筈なり

二、小屋掛用材料多數發送

栃木縣より九月七日發送の竹材一五、〇〇〇束、板類六〇、〇〇〇束、小丸太六、〇〇〇石、小角三〇、〇〇〇石、ぬき類一五、〇〇〇束、樹皮四三、〇〇〇束を筆頭に群馬より小屋掛用材料九〇噸、栃木より針金四五三貫、亞鉛引鐵板二七〇枚續々發送通知ありたり

三、製鐵所より小屋掛用材料多數發送

製鐵所より鐵板亞鉛板六七三噸、黑板四二四噸、釘一〇〇樽、黑板、亞鉛引、平彼板一、一〇〇軒を夫々發送したる旨通知あり之等は凡て本月十四日中に到着の見込なり

四、薪炭多數發送の通知あり

栃木縣より木炭八、七三二俵は九月五日同二十二車及同一一、二〇四俵は九月七日發送し薪一、八六〇束の發送あり尙本日より毎日木炭一〇、〇〇〇俵薪炭五、〇〇〇束發送し得る旨通知ありたり
五、其他マツチ、晒木綿、釜、鍋、繩、むしろ等罹災者用給與品續々發送の通知ありたり
六、米國基督教青年會より近く外務省を通して毛布及亞鉛板の寄贈ある筈

○交通通信の狀況

道路

市内に於ける道路は燒失家屋倒壊家屋堆積の爲完全に交通し得るもの尠く殊に日本橋、京橋、本所及淺草方面に於ける橋梁の大部分は燒失したるを以て罹災民の交通は勿論是等罹災民に對する救助物件の搬出に著しく支障を來すに至れり因て先づ交通上主要なる幹線道路に對しては障礙物の除却を爲し架橋の設備を爲したり其の概況左の如し

- 一、霞ヶ關より芝浦埋立地配給所に至る道路通行差支なし
- 二、芝浦埋立地より芝浦三丁目に至る國道宇田川町邊は稍々交通困難なるも通行差支なし
- 三、新橋より銀座通日本橋を経て須田町に至る道路通行差支なし
- 四、須田町より上野に達する道路工事の爲交通稍々困難なるも通行差支なし

- 五、上野より車坂を経て浅草吾妻橋に達する道路通行差支なし
- 六、吾妻橋昨七日より人の通行し得べき程度に架橋の設備を施したるを以て人の通行は差支なし
- 七、吾妻橋より藏前通りを経て兩國橋に至る道路通行差支なし
- 八、兩國橋より江東橋に至る道路江東橋は目下架橋中なるも一般交通差支なし
- 九、兩國橋より柳原通りを経て須田町に至る道路通行差支なし
- 一〇、須田町より湯島を経て本郷肴町駒込橋に至る道路通行差支なし
- 一一、本郷肴町より白山水道橋を経て神田雉子橋に至る道路一般通行差支なし
- 一二、小川町より日比谷に至る道路神田橋は人の通行に支障なき程度に修理し他は一般通行に差支なし

一三、新大橋兩國橋一般通行差支なし

○無 賃 船 便

左記交通船は何れも無賃で一般乗船の便宜を圖つてゐる九月七日以後毎日

清水港行	午前八時	午後一時
横濱行	午前八時	午後一時

横 須 賀 行

午前八時 午後一時

以上何れも定期船にして芝浦埋立地海軍棧橋出帆取扱は芝浦海軍棧橋司令部とす

大阪行 アラスカ丸 八日午前九時芝浦埋立地出帆

右は臨時船にして取扱は大阪商船會社出張所とす

○中學校以上の學校は當分休み

東京市内及市附近の中學専門學校の現在の校舎は避難者の收容場に充てらるゝ筈にて其の結果中等以上の諸學校は校舎の焼失せざる向も當分授業を開始することなかるべし

○電 車 の 焼 失

市電、電車の焼失したるもの八百餘輛あるも運轉可能なるもの九百五十輛あるから路線の復舊と共に漸次電車の運轉に支障がない

○赤 痢 出 づ

市民は各自注意すべし

麴町區富士見町小學校内の避難者中九月四日發病九月六日正午赤痢と決定せるものあり直に駒込病院に收容大消毒を爲すと共に同室避難者に健康診斷を施行せるに異狀なし

○東京市の糞尿處置

東京市内に於て火災を免れたる地域の糞尿處置に關し關係當局者協議の結果不取敢市に於て糞尿處置係人夫百二十名を各區に派出し汲取を爲さしめ一部は本郷區元町溜場に集め一部は隣接郡農村に輸送する筈にて關係他郡町村當局及青年會等に依頼し處置の交渉も既に成り又水上運送に付ては水路を遮斷され目下の處困難なるも故障排除次第此方面よりも運搬を開始する見込なり

○東京の死亡數(九月八日調)

西神田一一四、外神田五、久松二四、堀留二五三、新場橋六三、月島六、愛宕八七、三田八八、高輪三、六本木四、表町四〇、青山四、四谷三、神樂坂八〇、早稻田六、富坂二二、大塚一二、本富士八駒込五、上野三五、坂本四五、谷中五、七軒町七、相生四一、九九〇、向島六〇、扇橋四二七、洲崎五〇〇、品川二一、大森一一、大崎八、淀橋一七、世田谷三、澁谷一二、中野一、巢鴨一、板橋九、王子二〇八、南千住一四四、日暮里一二、千住七四、寺島二六、八王寺七、府中一、町田三、

計 四四、九一九人

九月十一日 火曜日 天候 晴 天

一、入京者制限に關し本日本縣より通牒直に町村長へ移牒す

一、米の配給に關し本縣農務課長辻本正一來衙

一、震災事務につき美谷本村に郡書記武正己之助を六辻村へ郡書記長澤藤五郎を派遣執務せしむ

一、北足立郡青年團は六辻村、蕨町、芝村、川口町、戸田村、草加町、新田村に對し倒潰家屋整理の爲左の通り勢力を提供せり

九月九日十日十一日の三日間 延人員一千百二十三人

一、大宮町に於ける縣の救護所に出張中の産業主事補伊原正雄本日午後七時三十分歸廳す

一、昨日救助米取纏の爲鳩ヶ谷町へ郡農會技手中西己之助を派遣せしめたるに九月十日八十俵十一口八十六俵取纏むる豫定なるも安行方面纏らざるを以て本日更に出張手配せしむ

午前十時清水川口町助役來廳

豫て申請の救助米は百九十六俵なりしも右は計算違なるを以て更に一俵と二斗八升六合の端米を供給せられ度旨申出に付端米を切り上げ都合二俵となし餘剩米一斗一升四合は次回の供給分に計算せられ度旨清水助役へ申し含め二俵を補充し合計一百九十八俵の高に川口町に引渡を了すべき旨技手田幡義秋をして急行せしめ手配中にある中西技手に傳達せしむ

一、縣より借入の自働車小破修理の爲時を費し午前九時五十分與野町へ向け何木技師島田技手及川縣

農會技手塔乘出向

- 一、本日東京市へ移送の蔬菜を積み自働車に何木技師便乗せしめ東京市助役に會見縣より借り入れ蔬菜運搬したるガソリン代三回分一臺一回三十圓宛支拂方交渉せしむ
- 二、本日東京市役所より二噸半積自働車到着仲仙道筋の蔬菜全部塔載運搬せしむ
- 一、本日郡長大武郡書記を隨へ大宮町巡視の爲浦和停車場に到りたるも列車は避難者満員の爲割乘し能はず引返さる
- 一、明後十三日桶川町に開催すべき町村長會を招集したるも交通の便なきを以て縣の自働者貸與方を縣へ交渉す

○朽木縣知事謹話

日光御用邸は土塀の一部崩壊したる外損害なく兩陛下御機嫌益々麗しく渡せられ長くも關東地方の震災につき殊の外御軫念あらせられ震災に關する情報の上聞に達する毎に種々御下問あらせられ罹災民の救済災害の善後策等に付き日夜御懸念遊ばさるるやに拜聞す寔に恐懼に堪へざる次第なり

○中央及地方職業紹介事務局協定事項

- 一、罹災銀行商店會社工場等に於ける従業員の失職者は罹災地域外に支店工場等を有する場合は殘る

べく之に轉勤せしめ此際解雇を見合せしむること

- 二、各地方職業紹介事務局は此際管内に於ける職業紹介所に指揮獎勵を加へ力を求人の開拓に致し失職者の紹介に努力すること
- 三、職業紹介所にして災害に罹りたるものは應急施設として適當なる場所に假事務所を設け速かに紹介事務所を開始せしむること
- 四、前項の外必要に應じ臨時職業紹介所を増設せしめ失職者に對する職業紹介は勿論宿泊食事等の保護施設を講じ遺憾なきを期せしむること
- 五、中央及東京、大阪兩地方職業紹介事務局は全國各方面に涉り求人調査勞働移動を行ひ勞務需給調節の實績を擧ぐるに務むること
- 六、前各項の實施に關しては臨時震災救護事務局及各地方廳の援助を求むること

○郵

便

九日から神田郵便局假事務所に於て罹災者發有封書狀（書留等を除く）葉書の引受配達を開始したり（假事務所神田一橋商科大學内）

- 一、東京市内及附近地の局に於て郵便事務を開始したるものをして其の取扱局相互間の罹災通信を引

受けしめ且つ之が配達を爲さしむることとし九日より實施す取扱局左の如し

東京中央、早稻田、牛込、小石川、本郷、駒込、四谷、青山、麻布、白金、三田、淀橋、澁谷、巢鴨、品川、大森、淺草、九段、麴町、千住、龜戸、世田ヶ谷、中野、落合、練馬、板橋、小松川

○取扱郵便局の擴張

九月九日より京橋、芝の兩區も假局舎にて燒殘れる一、二等局同様郵便の受付を開始せり

○電話

左記地域への通知は千住迄行く必要ありたるも九月十日よりは九の内東京中央郵便局にて直接通話し得る事となれり

宇都宮、福島、仙臺、水戸、西那須野、日光、鹿沼、真岡、小山、朽木、笠間、太田、湊、石岡、土浦、米澤、山形、若松、郡山、青森、盛岡、石巻、鹽釜

一、市外電話の通話料金

三條(一圓) 柏崎(八十五錢) 小千谷(九十五錢) 高田(越後七十五錢)

○日本赤十字社の活動

日本赤十字社は臨時震災救護部を設置し東京、神奈川、當支部其の他の來援で罹災者の救護をする經費は五百萬圓九日の臨時常議員會で非常支出を可決した

○罹災民輸送軍艦便

罹災民輸送の爲め左の通り清水港に軍艦廻航す各艦の收容人員約二千名

九月十一日 軍艦 陸奥 午後六時品川出港
九月十三日 軍艦 扶桑 同 右

便船者は正午迄に芝浦海軍棧橋に集合のこと

十三日以後は從來通とし毎日一千名以上は軍艦便にて輸送困難なり便乗者は海軍省又は芝浦海軍棧橋事務所にて發行せる便乗券所有者に限ること

○河川で食糧運搬をやる

糧食の運搬は極力敏捷を期し更に河川の交通を整理し芝浦より日本橋川を溯り一石橋を経て鍛冶橋に至る交通水路により糧食の運搬を企劃し昨十日より運搬を開始する事となれり

○警視廳の消毒班組織

警視廳にては今後惡疫の流行を豫防せん爲醫師警察官及助手より成る消毒班二十個班を組織し飲料

水たる井戸、下水、溝渠、其の他家屋及附近の不潔なる場所に對し根本的消毒を行ふことゝなれり昨十日より實行に着手せり

○東京衛生試験所の巡視班

悪疫流行の虞あるを以て内務省東京衛生試験場員を以て巡視班を組織し飲食物及飲料水の検査を行ひ且之に關する一致の注意を喚起する目的の下に先づ接續町村に對し昨十日より出動することゝなれり

○銀行の預金支拂開始

一、震災地外より陸海兩路を経て到着する糧食は關東戒嚴司令部に屬する配給部に於て之を卸下又は揚陸し之を東京府東京市等各名宛の者に配當す

但し當該名宛人の承諾ある場合に限り其の糧食を一時他に融通配當することを得此場合に於ては其の後に到着すべき被配當者の糧食を以て之を填補す

二、右に依り卸下又は揚陸したる糧食等は其の受領者の希望する場所迄前項配給部に於て運搬す

三、前二項の爲に要する人馬材料等は戒嚴司令部の要求に依り地方廳に於て之を差出し陸軍は之を統制して卸下揚陸運搬等に任す

四、以上各項に依り所望の地點に運搬せられたる糧食等は該地に於て市府吏員に配給部より交付し市府吏員は適當の方法を以て之を各人に分配す

○神奈川縣下震災概數

一、横濱市 死者二三、七六七、警官死者二八、傷者四〇、八〇八、倒潰及焼失戸數六八、三九八

一、横須賀市 死者四五〇、傷者八〇〇、倒潰及焼失戸數一一、六五〇

一、郡部合計 死者三、八八一、傷者二三、〇八三、倒潰及焼失戸數四六、三二五

九月十二日 水曜日 天候晴天 震動二回

一、本縣告諭の趣旨徹底の爲浦和町外四十六ヶ町村長小學校長、青年團長、在郷軍人分會長を本縣女子師範學校内に招集尙在郷軍人分會北足立郡平野聯合分會長の立會を求め告諭の要旨徹底に努む大宮警察署詰警部補村野存一署長代理として同署管轄の消防組頭十七名同伴右會議に列席す右は大宮町混雜中に付便宜郡長より傳達ありたき旨申出で郡より出席者左の通り

郡長、柳主幹、澁谷、佐藤、磯部郡書記並に根岸郡視學、石井、田代雇

本日不參町村 川口町 美谷本村なりとす

一、駐屯軍隊に對しては軍需品の供給其の他平時演習軍隊の宿泊に準し諸事配意ありたき旨地方課小

川屬より電話に接し即時關係町村長宛通牒す

一、本日大詔煥發せらる

勅令第四〇九號

一、縣會議員選舉延期の件

勅令第四一〇號

一、納税免除並に輕減に關する件

勅令第四一一號

一、建築材料器具機械輸入税低減又は免除の件

勅令第四一二號

一、震災地の行政廳の權限に屬する處分に關する件

勅令第四一三號

一、震災地警備の爲臨時職員増設の件

一、北足立郡長訓示

震災應急善後策に關する件

○政府所有米に就て

農商務省食糧局

我國に於ける米の生産消費狀態は最近十ヶ年の平均年産額五千六百萬石に對し消費年額平均六千萬石で差引四百萬石の生産不足を告げて居るこの不足を補ふためには最近三ヶ年の平均年額三百三十七萬石の朝鮮米及臺灣米を移入して居るが尙ほ足らざるは外國米の移入によりて補ふ外はない即ち最近十ヶ年の外米移入平均年額は二百十五萬石の多きに達して居る然るに國民は外米を喜ばざる傾向があり且つ一方には内地米に過剰あるも海外に需要なき孤立的の特有食糧であるから内地米の凶作は忽ち米價の暴騰を來たし豊作は忽ちその暴落を招き豊凶共に國民の生活に對する大脅威となつて居る爰に鑑みて大正十年米穀法は公布された豊作には政府にてこれを買入れ貯藏し凶作にこれを賣出し米の量とその價とを調節するのが法の主旨であるその爲には政府は必要に應じ米穀を買入れ或は賣渡すことを得るのみならず勅令を以て或期間米穀の輸入税を増減若は免除し又は輸出入を制限することでもさる

目下政府が米穀法に據り所有する米穀は内米六十三萬七百六十二石餘外米十五萬六千五百六十三石合計七十八萬七千三百二十五石餘(八月十五日現在)で東京、横濱、大阪、神戸、下關、門司に貯藏し

である

○濫に焼跡に行く勿れ

焼跡を見物に行く人が漸次増加して之が爲めに道路電車は非常に混雑し急に施行すべきこと迄が非常な支障を受ける有様である此の非常の秋に際して焼跡見物などのんきなことは市民として互に相戒めねばならぬ又濫りに焼跡に立入つて他人の金品を發掘するものとの誤解を招かぬ様な注意が必要である（後藤警保局長談）

○諸物資續々到着

一、蕙は各縣の努力に依り豫定以上の蒐集を見輸送豫定總量五十八萬餘枚に達し已に大部分は輸送を終り其の一部は配給中に在り此の外關東廳よりは「アンペラ」七萬枚を救助用として大連より發送し關西方面出張員よりは十二萬枚東北方面出張員よりは九萬枚調達發送の入電あり

二、繩も亦豫想以上に迅速なる蒐集を見總數約一萬一千貫輸送の見込にして之亦大部分發送を終り一部は已に品川沖及田端驛に到着せり

此外前記出張員にて調達輸送中なるもの約五萬七千貫千葉縣より發送の貨車二車あり又佐賀縣よりは七日下の關出帆喜多丸にて蕙及繩合せて二十七噸を東京府の爲め十二噸を神奈川縣の爲輸送り

中に在り

三、朽木縣より發送の木炭は日々田端驛に到着せし外青森縣よりは一、四〇〇俵發送の通知あり北海道は五日小樽出帆の關東丸にて二六九〇俵積出の報あり尙千葉縣より發送の薪一萬貫は十一日より芝浦に到着陸上げに着手し朽木縣よりは薪五萬五千束の内一二、二五〇束發送群馬縣よりは薪二萬束用意出來九日五、四六二束發送の旨夫々電報ありたり

○市内交通狀況

兩國橋より千葉に至る道路に就き曩に報導する所ありしか其の後法恩寺橋墜落したるを以て兩國橋より眞直に江東橋（自動車を通す）を渡り錦糸堀に出て左折して柳島町及辨天橋を経由し交通するを便利とす

吾妻橋より柳島橋に至る間は業平橋墜落の爲不通なりしも十日夕方より開通せり
龜戸配給所より國技館、龜戸驛及深川區清水公園（元岩崎邸）の罹災者避難所に至る通路は何れも自動車運轉に支障なき程度に回復せり

十日迄に開通したる橋梁左の如し

深川區、大富橋、富島橋、末廣橋、龜井橋、繁榮橋、海邊橋、黒龜橋、北の橋、澤海橋、野

橋、福島橋、平野橋、本所區、江東橋、枕橋、三の橋、本所深間川、彌勒寺橋、伊豫橋、日本橋區深川區間、永代橋、淺草本所間、厩橋、日本橋區、汐入橋、鎧橋、京橋區日本橋區間、湊橋、神田區麴町區間、神田橋、一つ橋、俎橋、新三崎橋、神田區小石川區間、小石川橋、御茶水橋、京橋區、築地橋、芝區、竹芝橋、浦島橋

○郊外電車の狀況

京濱電車 十二日より全通の見込(途中徒歩連絡の箇所あり) 目黒蒲田電鐵 十一日より全通(但し午後五時半まで運轉) 玉川電車 恵比壽、三軒茶屋間運轉、京王電車 六日より全通、西武電氣軌道 全通、王子電車 全通、京成電車 全通

○市電の近く開通すべき豫定線

春日町、神明町間、飛鳥山、駒込橋間、肴町、須田町間、飯田橋、萬世橋間

○行動郵便隊の巡回

東京中央郵便局に於ては自動車に依り行動郵便隊を組織し左記各方面に派遣し郵便切手賣捌郵便物の引受其他通信業務に關する案内を爲さしめたり

第一班 櫻田門、九段、四谷、山王下、虎の門、芝公園、芝離宮

第二班 昌平橋、本郷三丁目、帝大附近、上野、淺草、

第三班 濱離宮、築地本願寺、深川、回向院

別働隊 二重橋附近、日比谷

○各區別焼失家屋戸數及其人口

區別	焼失戸數	罹災人口
麴町	二、七九二	三、五六〇人
神田	四五、九五二	一六二、九八九
日本橋	二六、〇七七	一五二、三二六
京橋	五〇、七四九	一五八、四八〇
芝	一六、二七八	七二、四二九
赤坂	三、八五一	一六、七八七
四谷	一、六〇四	六、四九四
小石川	一、三六五	四、四三二
本郷	八、七九〇	三〇、〇三五

下	各	四八、〇七〇	一七一、九八六
淺	草	八一、八七二	二八四、二九六
本	所	七四、五八八	二七七、四五九
深	川	四九、〇四七	一九七、〇七八
合	計	四一一、〇三五	一、五四七、三五一
割	合	〇六四	〇六四

九月十三日 木曜日 天候 曇 驟雨 地震あり

一、衆議院議員志賀和多利齋藤祐美と共に震災見舞として來訪
熊谷小學校長高塚茂次郎亦來訪

一、縣告諭徹底の爲桶川町小學校内に町村長青年團長在郷軍人分會長等廿ヶ町村より參集郡より郡長柳主幹、澁谷、佐藤、磯部郡書記石井三住平野少佐出向午前十一時より開會午后二時十分閉會す本日午前六時五十分浦和驛より荷物車に割乗郡長柳主幹汽車便乗覺束なきを慮り人力車にて大宮驛に到り割乗の筈

大宮驛にて列車編成の爲約二時間待ち合せ八時五十分の列車にて桶川に向ふ車中臭氣甚しく車體

は内外泥にまみれ當時避難輸送中の凄慘の狀を偲ばしむ歸途大宮驛にて又約二時間待ち合せ漸く午後六時四十五分の發車にて歸應す

○地方より上京は見合せよ

今回罹災民に對し避難地先への汽車無賃乗車を斷行したるは罹災民に取りて無上の便益なるが地方よりは上京する者多數の爲罹災民の歸郷に大なる障害を與へつゝあり即ち地方より多數の見物人殺到上京し見物終るや無賃の恩恵に浴し而も彼等は單獨草鞋グートル脚絆がけの輕裝にて避難民を押退け先を爭ひ乗車する爲め實際の避難民は婦女老幼多くして避難の目的を達することを得ざる狀態に在り避難民の困苦察するに餘あり食糧配給其の他救護は當局に於て充分講究しつゝありて最早地方より上京するが如き必要は毛頭之なく徒らに罹災民を苦しむるに過ぎず地方の人々は思ひを茲に致し官公用務を帶ふるものの外必ず上京を見合せられんことを望む（後藤警保局長談）

○地震は減じつつあり

餘震は既に去十日二十四回に減じ尙次第に減少しつつあり今回の地震は相模洋南西部に起りたる陷落とその反動として湘南地方三浦半島房總半島方面に於ける土地の隆起に因るものなり右陷落は伊豆大島附近に於て約三四尋にして隆起は大磯附近に於て約三尋位なり地震に因る被害の激甚なるは厚

木、平塚、藤澤、鎌倉、館山附近にして小田原及三浦半島附近も激しかりしが如くなれども未だ踏査せず

横濱よりも東京に接近するに従て被害少し

各地に於ける初震の初動は何れも外方に向ひ陷落或は斷層地震なるを示せり

今回の地震はその性質元録十六年十一月二十三日の地震に似たる點多し當時房總地方土地隆起せること今回と同様なり但震域は今回の地震と少しく性質を異にす（元録十六年前記地震によつて寶永と改元せられたり）

本邦の地震と臺灣の地震とは關係密接にして多少豫知的材料とするに足るが如くなれども今直ちに豫報的の言を爲すは無謀ならむ今回の地震は太平洋一帯の活動の一なること明かなり

大正九年六月五日	花蓮港地震
大正十年十二月八日	江戸川流域地震
大正十一年四月二十六日	木更津地震
大正十一年九月二日	臺灣大南澳地震
大正十一年十一月十一日	南米チリ地震

大正十一年十二月八日	島原千々岩灘地震
大正十二年二月二日	カムチャツカ地震
大正十二年六月二日	鹿島洋地震
大正十二年六月十二日十四日	鹿兒島種子ヶ島地震
九月十一日正午迄の餘震數實に一千二百二十五回にして毎日左の如し	

二日正午マデ	三五六	三日正午マデ	二八九
四日正午マデ	一七三	五日正午マデ	一四八
六日正午マデ	七八	七日正午マデ	四五
八日正午マデ	四三	九日正午マデ	四二
十日正午マデ	三二	十一日正午マデ	一九

尙水戸に於ては九日までに有感覺地震十四回ありたり（九月十一日中央氣象臺發表）

○避難者移動狀況

降雨の際は旧比谷公園附近に於ける避難者は雨水の爲寢具を浸され困難せる者尠からざりしが其の他の方面に於ては甚しき慘狀を認めず

各所に於ける避難者は一般に漸次減少の傾向にあるも移動甚だしからず但日比谷公園には避難者收容の爲め市及警視廳に於てバラック式建築に着手したる爲漸次増加を見つゝあり帝國大學、第一高等學校等に於ても二千入位を増加せり太平署管内に於ても約五百人を増加せり其の他は何れも郷里に向ひ或は焼跡に歸り來る等遂次減少しつゝあり

尙難避者の焼跡に歸來し假小屋を造る者に對して家主差配人等の之を嫌ふ者ありそは家屋を建てたる場合新に他の者と賃貸借契約を爲し權利金を得んとするにあるものゝ如し一方罹災者は是等惡家主等に對抗せむとする狀況あり

○警視廳の營業開始德憑

秩序の恢復に伴ひ速かに一般營業取引の恢復を圖り物質の需給を圓滿にするは此際最も肝要のことなるを以て警視廳は各警察署に對し食料品等の生活必需品を販賣製造せる店舗工場等をして速かに營業の開始を督勵し營業の取締に關しては保安衛生上格別の支障なき限り事情を斟酌して機宜の取扱をなすべき旨通達する所ありたり

○明治神宮外苑のバラック完成

明治神宮外苑に一萬人を收容し得る收容所の設備十日完成したから屋外避難者は同所へ移轉せよ

○市内傳染病患者

市内の避難者にも定住民にも赤痢發生の徴があるから各自注意が肝要である九月十日迄の患者數芝五、神田五、淺草三、合計十三であるが尙王子町龜戸町附近にも數名發生した

○屍體遺骨の保管

今回の慘死者にして引取人不明の屍體は本市役所に於て被服廠跡外數個所にて火葬中なるが焼却遺骨は二十日間焼却現場に止め若し引取人有る場合は之を引渡し引受人なきものは府下北多摩郡多摩村墓地へ一定の區域を定め公葬する大體の見込にして罹災者の爲青山谷中兩墓地管理事務所に於て遺骨の保管に應ずることとせり（九月十一日東京市發表）

○渡 船 開 始

橋梁燒失多き爲交通杜絶の狀態なりしも臨時修理を急ぎつゝあると共に渡船交通開始の場所左の如し

一、月島渡 一、勝鬨渡 一、相生橋渡 一、稻荷渡 一、櫻川口

○鐵道省の救護班

鐵道省に於て應急處置の爲め救護班を設置したる場所左の如し

東京驛	品川驛	澁谷驛	新宿驛	池袋驛	田端驛	北千住驛
三河島驛	龜戸驛	大井驛	大宮驛	田町驛	芝浦岸壁	横濱驛
大船驛	御殿場驛	熱海線	横須賀線	高麗丸	景福丸	

九月十四日 金曜日 天候雨天 上下震

一、浦和町關根綱雄外十八名より金貳百圓義損金申込あり

一、午後三時五十分上下震あり四時五分豪雨あり約十分にして霽る

○市民各自の自重を望む

市内の人心は目下一般に平靜に歸した様で誠に結構であるが然し尙些細なる刺戟にも昂奮したり又は疑心暗鬼を生じて騒ぐ様な事がないでもないのは遺憾である此の際跡方もない流言蜚語に惑はされ徒らに狼狽する様なことがあつては却て其の爲に思はざる事件を引起す様なことがないとも限らぬから市民諸君は充分心を落付けて決して流言浮説に惑はさるゝことなき様せられたい軍隊と警察が充分な實力を以て治安維持の任に當つて居り其の他救護施設も著々進捗しつゝあること故其等の點に付ては毫も心配することは要らぬから各自沈著に自重せられんことを切に希望する次第である唯此際市民諸君は些細の過失等から火災等の起らぬ様特に火氣の取扱火の元の用心をせられたいと思ふ（後藤

（保局長の談）

○傳染病研究所の活動

傳染病研究所は九月二日朝より傷病者の收容に著手し十三日午前迄に收容したる患者二二六人（内退院七三人死亡二二人）にして現在患者一三一人中赤痢患者二七人なり別に毎日平均約五十人の患者を診療しつゝあり十三日第一日第一中學校より患者三十人の送致を受くる筈にして内一人「腸チブス」患者あり「腸チブス」血清の製造に付ては用意全く成り日々相當數量を製造しつゝあるを以て恐らくは後日不足の憂なかるべし研究所員は技師以下一同二日以來全く不眠不休の努力を續け居れり

○電信取扱状況

一、九月十二日より無料取扱を廢止し中央電信局（東京驛前）の外左の市内二等局にて一般電報の取扱を開始せり

本郷、小石川、牛込、四谷、青山、麻布、三田、白金、品川、龜戸

一、私報の料金は切手又は現金にて現金持合せなき人は先拂（サキ）にて差出す事を得

一、九月十二日より外國私報受付の取扱を開始せり

一、京濱及接近罹災地に於ける官報と新聞報と外國私報は東京中央電信局に於てのみ之が受付を爲す

但し生系取引に關するものに限り一日十通(一通に付三十語以内)を限り横濱局に於ても受付く
一、中央電信局に於ては官報、新聞報、外國電報の受付市内各局よりの便送電報の受付及機上傳送の總てを取扱ふ

一、中央郵便局に於ては從來東京驛前中央電信局に於て受付たる一般私報の受付を取扱ふ

○郵便

一、九月十四日より左記三局に郵便事務取扱を開始することに手配せり

下谷局(下谷區の端元發明品博覽會内)

赤坂局(赤坂區新町四丁目赤坂教會内)

深川局(深川區門前山本町山口銀行支店跡)

○水道

九月十二日現在に於ける東京市内水道工事の狀況左の通り

赤坂、麻布、牛込、小石川方面は鐵管の漏水修理出來し山の手方面の高地の水の出でざる個所も幾分か給水し得ることとなれり

芝、京橋、日本橋、神田區域は今明日中に於ては一先づ下谷、淺草(本郷一部)本所、深川方面は引續き漏水の閉鎖及其準備中

神田和泉町、佐久間町、殘燒區域に對しては十日より給水をなしつゝあるも未だ充分なるを得ず

本郷給水所正門前の阻水弁に故障ある爲十二日修繕に取掛り若し出來し得は神田昌平橋迄は本管に送水し得る見込み本所、深川、厩橋の鐵管鉛熔解の爲送水し得ず

臨時給水狀 態前日と變化なく自動車、水舟船舶を以て大川筋より月島、築地方面に給水中

○東京市内バラック建築豫定地

東京府の分芝離宮三千坪芝公園三千坪青山外苑同内苑五千坪づゝ四ヶ所東京市の分上野公園、淺草公園、猿江御料地三千坪植物園二千坪、綠町公園深川公園三千坪、洲崎埋立地八千坪警視廳の分上野公園五千坪一、三三〇戸(浴場あり)靖國神社前千七百五十坪四九〇戸日比谷公園二千六百坪七〇〇戸(浴場あり)

三菱の分淺草公園三千坪四谷區役所の分新宿御苑内坪數未定日本橋區圓光寺の分小傳馬町二二、二〇坪麴町三菱地所部の分東京驛前一、〇〇〇坪麴町ビルデングの分八重洲町郵船ビルデング空地三、〇〇〇坪、麻布區三井家の分今井町三井邸内四〇〇坪深川區戸田組の分越中島商船學校横手一〇、〇〇〇坪

○文部省關係診療班所在地

救護班名	開設場所	開設月日	撤廢月日
文部省第一	東京高等師範學校附屬中學校	九月七日	
同 第二	神田錦町商科大學前	九月九日	
新潟醫大	日暮里驛上本行寺	九月五日	九月十四日の豫定
大阪醫大	日比谷音樂堂	九月六日	九月十三日
金澤醫大	向島牛島小學校	九月六日	九月十四日の豫定
東北醫大	上野自治會館	九月四日	九月九日
京都醫大	上野精養軒	九月六日	九月十日
北海道醫大	青山車庫	九月六日	九月十六日
千葉醫大	龜戸小學校	九月三日	
愛知醫大	傳染病研究所	九月五日	向ふ一ヶ年間の豫定
東京醫大	東京大學病院	九月一日	
同	右分院	九月一日	

○飲み水の注意

一、惡疫豫防の爲飲み水は是非煮沸しなさい

二、井戸水は「クロール」で消毒をなさい

三、「クロール」は神田區和泉町内務省東京衛生試験所で井戸の直徑と水の深さに應じ必要量を無料で分與します

一、配給御申出は成るべく町の組合、青年團、在郷軍人會分會其の他團體に御纏めを願ひます

○迷兒迷人を尋ぬる人へ

災害發生以來十二日正午迄警視廳及管内警署（三多摩を除く）に於て保護したる迷兒迷人總數一、〇六二人にして漸次其の數を増しつゝあり迷兒迷人を尋ぬる人は最寄警察署に就き問合せらるべし

（警 視 廳）

○名古屋市の避難者

罹災者にして名古屋市へ歸來し又は同市を通過する者毎日約一萬人に上り其の内傷病者相當あり縣衛生課員一同診療に従事しつゝあり

九月十五日 土曜日 天候驟雨 午前十一時三十分地震と共に降雨

一、震災小屋掛材料救助の件見込の通り取計ふべき旨指令到達せり

一、東京市に供給したる蔬菜代金受領の爲澁谷郡書記島田技手を差遣し一千五百四十四圓八十錢外雜費貳十圓貳十錢受領し夫々生産者に分配せしむ

東京市内の被害の慘害筆舌の盡す所にあらず上野の山より市内を一望するに恰も煉瓦工場を觀るの感あり今尙焼け残りたる木材の煙を所々に散見す何時取片付く見込を立てられぬ有様なり當日は富山縣、青森縣地方より在郷軍人青年團體々應援の爲入京

市内焼跡約二割五分小屋掛を見るに至れり午後六時歸廳の澁谷郡書記より復命ありたり

一、本日左の勅令を發せらる

一、勅令第四一四號

東京府、神奈川縣市街地建築物法適用の件を令せらる

一、勅令第四一五號

震災地の行政廳及權利利益に關する件を令せらる

○本建築に著手する勿れ 假建築には法を適用せず

震災及火災に罹りたる地區に於ては速かにブラック其の他假設的の建築物を急造する必要あるは言ふまでもなき事なるを以て此の急に應ずる爲今回勅令及省令が制定せられ火災に罹り焼失したる地區に假設建築物を建築する場合及焼失區域以下の震災地に於て罹災者救護の爲にする應急的小屋掛、食糧品、衛生材料、建築材料等を一時貯藏する倉庫の類を建築する場合には大體市街地建築物法に依ら

ずして自由に建築することを許すことゝなれり唯之に對して必要なる取締をなすことは勿論なりとす一爾帝都の復興に就ては著々として調査を進めつゝあるが引續き相當の機關に依り各方面に至る都市計畫の樹立さるる運に至るべきを以て焼失區域に於てはそれまで本建築に著手することは帝都復興の都市計畫の實行を圓滿ならしむる爲此際之を差控へられんことを切に希望する所なり横濱市に付ても亦同様なり（塚本内務次官の談）

○官公私立學校の被害

一、震災によりて全焼したるもの

東京商科大學

東京女子高等師範學校

東京高等工業學校

東京外國語學校

横濱高等工業學校

東京高等學校

明治大學

中央大學

日本大學

東京慈惠會醫科大學

專修大學

明治藥學專門學校

東京齒科醫學專門學校

日本齒科

醫學專門學校

東京女子醫學專門學校

東京女子專門學校

明華女子醫科醫學專門學校

女子英學塾

一、大半を焼失せるもの

東京帝國大學

一、被害を受けたるもの

東京高等師範學校

第一高等學校

高等蠶絲專門學校

東京高等

工藝學校

東京美術學校

東京音樂學校

東京盲學校

東京聾啞學校

慶應義塾大學

明治學院 國學院大學

一、被害なきもの 日蓮宗大學 天臺宗大學

○自動車修繕工場概況

震災の爲市内交通の主要機關たる路面電車は運轉を停止するの已むを得ざるに至りたるを以て勢ひ自動車の利用頻繁を極め從て其の修繕多きを加ふるに拘はらず是を修繕すべき自動車工場の多くは焼失して折角の自動車も其の效用を發揮するに由なき状態に在り今當部の調査する所に依れば修繕の需に應ずべき工場及其の修繕能力左の如し

一、芝區南濱町一七日米自動車株式會社	能力	十	臺
一、芝區本芝三丁目一八大塚自動車工場	同	三	臺
一、牛込區市谷田町一丁目加藤商會	同	貳	臺
一、市外目黒帝國興業株式會社工場	同	貳	臺
送電せば修繕能力を有する工場左の如し			
一、麴町區大手町白揚社	能力	十五	臺
一、芝區虎門外瓦斯電氣工業株式會社	同	十五	臺

一、麴町區内幸町一丁目第一自動車相互株式會社 同 三 臺

尚麴町區内幸町梁瀬自動車會は近く營業を開始すべき趣なるを以て相當修繕の成績を擧ぐるに至るべし

○傳染病發生

九月十二日迄に於ける東京市及隣接郡部の傳染病患者數左の如し

	市内譯		市内譯	
	市	郡部	市	郡部
赤痢	一五〇	一三四	腸チブス	六〇
内疑似二八	一六			四四
バラチブス	三	一	猖紅熱	四
チフテリヤ	二	一	流行性腦脊髄膜炎	五

○避難者の輸送豫定(軍艦便)

艦名	發日	時	發港名	寄港地	著港地	便乗者
天龍丸	九月十五日	午前十時	横濱	清水	吳	横濱避難者
海山風	九月十五日	午前九時	横須賀		清水	避難者

磐手	九月十五日午後	品川	右同	右同
韓崎	九月十五日午後四時	横濱	右同	右同
八雲	九月十六日午後	品川	右同	右同
春日	九月十六日正午 午後五時	横濱 横須賀	函館	大湊 横濱避難者

○樺太鐵道の無賃輸送

今回の震災罹災民中樺太に至る者にして官憲の證明あるもの樺太廳官内鐵道に無賃乗車を爲さしむるの外救済用品其の他の輸送に關しても鐵道省と同一の取扱を爲すこととなれり

○母を失ひたる嬰兒の爲 牛乳又は煉乳に依る育兒法

牛乳又は煉乳で乳兒を育てるときは次の方法を取りなさい

一、牛乳の場合(一度沸かして用ゐること)

年 齡	釋き方	一回量	一日授乳回数	年 齡	釋き方	一回量	一日授乳回数
生後七拾日迄	湯二 牛乳一	五 勺	六乃至七回	生後四ヶ月迄	湯一 牛乳一	六 勺	六 回
生後七ヶ月迄	湯一 牛乳二	七 勺	六 回	其の 後	牛乳一 牛乳二	七 勺	六 回

二、ミルクの場合(一度沸かして用ゐること)

生後七十日迄	湯 ミルク一茶匙(輕く)	五 勺	六乃至七回
生後四ヶ月迄	湯 ミルク一茶匙(山盛り)	六 勺	六 回
生後七ヶ月迄	湯 ミルク一茶匙平	七 勺	六 回
其の 後	湯 ミルク二茶匙	七 勺	六 回

諸 注 意

イ、母乳は母親が心配したり生活状態が變つたりしますと一時止まることがありますが乳首を吸はせて居れば氣が落付き適當な食物を攝るにつれ再び出て來ますから此の場合は牛乳をやるにとを見合せなさい

ロ、母乳が出ないと謂つて直に牛乳をやることにしますと母乳は全く出なくなり乳兒は生命を奪はれる恐ろしい消化不良症に罹る虞れがあります

ハ、牛乳を飲まして下痢を起したら牛乳の量を半分又は三分の一に減じなさい

ニ、澤山母乳の出る方は可成多くの乳兒に分けてやつて下さい病院の乳母等は一人で三人位の乳兒を

育て、居ります(衛生醫療部)

九月十六日 日曜日 天候晴天

一、知事官房の電話 震災に従事したる人員數明十七日午前十時限り知事官房に報告せられ度

一、縣會議員の任期並に選舉人名簿調製期日等につき確定次第通知の旨町村長へ通牒す

一、本日左の通り告諭並に告示せらる 一、内閣告諭號外類風一轉に關する件

一、内閣告示 羅災同胞救護に關する件

九月十七日 月曜日 天候晴天 夕刻降雨

一、芝村小泉助役以下六名の區長織屋陳情の爲來應震災被害者の全、半潰者は縣稅の免除其の他全部長期延納許可方請願書提出に付縣へ進達す

一、自給配料製造の件米乾燥に關する件、各町村長通牒せり

一、震災事務所に充てたる庭前の天幕本日午後四時三十分撤去了つて降雨あり

○關東戒嚴司令部の採りたる處置の概要

今次の震災に際し陸軍は不取敢東京衛戍司令官の指揮の下に在京近衛第一師團の諸部隊をして直に震災地の警備に當らしめ兼て陸軍所有の糧秣諸材料を提供して應急救濟の處置を講じたるが災害甚だ

廣大にして到底微弱なる兵力を以てして其の目的を達し能はざる爲九月三日東京府、神奈川縣下に關東戒嚴令を布告せられ福田陸軍大將該戒嚴司令官に勅命せられたり而して陸軍大臣は兵力の不足を補ふ爲め命を奉し第二第十三第十四師團より歩兵各二聯隊概して名古屋以來の師團より工兵隊の出動を命じ此等の部隊は直に出發東京及其附近に到着するに従ひ戒嚴司令官指揮の下に入れり越て九月五日更に戒嚴地域を千葉、埼玉の兩縣に擴張せられると共に戒嚴司令官隷下部隊も亦著しく増加せられ九月八日迄に戒嚴地域内に到着して司令官の隷下に入りし總兵力は約歩兵二十一個聯隊騎兵六個聯隊、工兵十八個大隊、鐵道、電信各二聯隊、航空機、衛生機關及救護班等にして其の總員約三萬五千に達せり司令官は之等各部隊を千葉方面、埼玉方面、東京北部、同南部、神奈川方面、小田原方面、藤澤方面の各警備部隊に區分し所要の兵力を配置して警察官、憲兵と協力一致して専ら警備に任ずると共に一面鐵道、電信及工兵諸隊は鐵道、電線、道路、橋梁等の修理整頓に全力を傾注し糧秣は配給所員の奮勵に由り市府吏員の分配を容易ならしむる如く搬送を實行し衛生救護機關亦其の全力を擧げて傷病者の手當に任す等何れも不眠不休羅災民の救護救恤に努力しつつあり此間海軍地方官公吏警察官等が陸軍諸部隊と密接に連繫して彼此相扶け警備に救護に隔意なく協心戮力の實を示されしことは特に感謝に堪へざる處なり之れが爲當初の流言蜚語も民心の安定と共に速に消失し且糧秣配給の潤澤

交通整理の進捗と相待て旬日を出でずして一般平穩に歸來しつつあるは誠に慶喜する所なり唯兵力に比し震災區域膨大なるを以て一見人をして事實以上に警備の充分ならざるやの感を抱かしむるは遺憾とせる所なるも今や配兵も略希望に達し民心の歸嚮亦前記の如くなるを以て九月十一日以來補給救護及技術的作業等は擧げて之を陸軍次官を長とする陸軍震災救護委員の管掌に委し戒嚴司令官は隷下部隊を以て主として警備を擔當することに改められ著々其の成果を擧げつつあり（九月十四日關東戒嚴司令部發表）

○戒嚴地域今後の警備方針に就て

別項の如く戒嚴司令官は現在の配備を漸次緊縮する方針を定められたか之は決して現在各地に配備せる軍隊を今直に撤去するの意ではない即ち現在では災害直後の状況に應じて過度に兵力を分散して配置して居り此儘に推移して戒嚴令撤去の際に至り急遽一齋に兵備を撤するは却つて紛亂の再發を來す虞があるので地方復興の狀態に順應し地方警察其の他の諸機關と緊密なる連繫の下に逐次配備を緊縮し兵力に依る個々物件直接の戒嚴を減じ小地區毎に兵力を集結し主として巡察に依り警備を持続し戒嚴令撤去の期を待たんとするものである従つて將來各警備軍隊の一部に於ては或は移動交代を行ひ或は從來請求に依りて配置せる個人所有の物件建物等の戒嚴兵を撤去することあるべきも全然警備

を撤去するのではなく戒嚴の方法を持久に適する如く改めたに過ぎないのであるから吳々れも誤解なきを望む（關東戒嚴司令部員談）

○東京市内罹災者の一般狀況

罹災者は漸次著の傾向を來せるが十三日夜來の豪雨の爲屋外避難者は屋内に避難せんとして芝、青山、大塚方面の住宅の被害甚き地域に移動せる者尠からずバラック落成に伴ひ之れ轉居せる罹災者次第に増加し來れるも豪雨に依り惱まされたる者多し罹災民に對する食糧の配給は一般に潤澤なり罹災民は目下漸く生命保持に汲々たるの域を脱し夫々自活の道を講し將來の計を配慮する者あるに到れるも中には全財産を烏有に歸し何等定れる收入なき者にして前途を非觀せる者もあり一般人心は益々安定に向ひつゝあり殊に神田淺草等に點在せる焼殘り家屋に直に電燈の點せられたること等に依り罹災民は恢復の期近きを思ひ喜びつゝあり

○惡疫豫防と警視廳診療班の増設

震災後未だ各方面の衛生施設充分整はず惡疫流行の虞あるを以て警視廳に於ては之が豫防の爲診療班百班を組織し徹底的活動を爲すことに決して既に二十班を配置せしが其の後に於ける増設場所左の如なるを以て傳染病の疑ある者は最寄診療班に就き診療を受けらるべく醫師に於ても之と連絡を

通し傳染病豫防上遺憾なきを期せらしむことを望む

麻布島居坂署管内

一の橋活動寫真館内

小石川富坂署管内

植物園内

下谷上野署管内

峰賢寺内

下谷上野署管内

美術院内

下谷谷中署管内

隨輪寺内

赤坂青山署管内

青山師範學校内

淺草象潟署管内

觀音堂内

牛込神樂坂署管内

市ヶ谷小學校内

巢鴨署管内

武藏野俱樂部内

千住署管内

千住尋常高等小學校内

牛込神樂署管内

牛込會館内

牛込早稻田署管内

富元町自證院内

四谷署管内

鮫ヶ橋小學校内

麻布六本木署管内

六本木活動寫真館内

下谷上野署管内

鮫ヶ橋小學校内

淺草象潟署管内 御徒町一ノ六九春日八八方

巢鴨署管内

堀の内金杉亭内巢鴨署内

南千住署管内

三河島第二小學校内

千住署管内

千住演藝館内

○大阪、神戸、京都名古屋各市職業紹介所の避難者紹介

中央職業紹介事務局に於ては去る十日地方職業紹介事務局長會議を開き大震災火災後に於ける勞務需給調節に關し協議する所あり此際全國各紹介所を督勵し大に活動することとなりたるが大阪、神戸、

京都、名古屋各市職業紹介所には避難者の求職者多數にして大阪地方職業紹介事務局は各紹介所と協力し之が紹介に努めつゝあり然るに幸ひに同情者多く處理成績良好なる旨大阪地方職業紹介事務局より中央職業紹介事務局に電報ありたり

○警視廳人事相談事務開始

十四日より消防本部焼跡に天幕張事務所を設け東京市中央職業紹介所と聯絡をとり勞働者の求人受附を爲す

九月十八日

火曜日

天候晴天

午前九時四十分

地震

一、日進村齋藤村長同村大字大成天野不生醸出の義損金一百圓持參せり

與野町田島書記與野町藤近彦治郎外數名分義損金九百十五圓持參せり

一、震災火災後に於ける勞務需給調節に關し縣よりの通牒により各町村長へ通牒す

一、中丸村より出京中なる大工職十一名歸郡午前六時三十分參廳に付出發の際預け置きたる自轉車十一轉引渡さしむ

一、蔬菜生産者出荷組合長其の他五名招集東京市に送回販賣をなし需用者の便に供せんと協議せしむ
一、縣告示第三百十八號 本年八月埼玉縣告示第二百六十七號 任期選舉期日を取消さる

○罹災社會事業團體へ御下賜金に就て

今回の震災は振古未曾有の大慘害にして被害劇甚を極めたるを以て一般の救済に付ては國を擧げて同情し其應急處置に關して調査し施設しつゝあるが社會事業團體にして倒潰燒失等の厄に遭ひたるもの東京府下に於て百有餘神奈川縣下に於て十有餘に及へるも世人の之に對する注意及同情は比較的周からざるの狀況にして數十年來經營し來たりたる事業は爲めに大頓挫し或は廢滅に歸せんとする危機に瀕し大に憂慮しつゝありし秋に當り畏くも帝室に於かせられては特別の思召を以て三十四團體に對し應急の資として御下賜金ありたるは洵に恐懼感激の至りに堪へざる次第なり

從來社會事業經營の衝に當りたる者は此の災厄に際會しても一層の勇氣を振起し聖恩に奉答し一般社會福祉に貢獻する様一大決心あらんことを望むと同時に全國の有志は之を應援し罹災地社會事業の復興活動に援助を與へられむことを望む (池田社會局長官談)

○鐵道情報

一、十七日より品川茅ヶ崎間運轉の列車を東京迄延長運轉す 一、廿一日より罹災者と雖も市區町村長の證明書を持參せざる者は貸金支拂を要す 一、廿一日頃より東北、信越、常磐線の列車の一部を上野迄延長運轉する豫定 一、中央線は十九日頃より吉祥寺牛込間に電車を運轉し尙廿一日頃

より飯田町迄延長の豫定 一、來る廿一日より芝浦清水港間連絡船に一般旅客の取扱をなす

運賃 三等二圓五十錢 二等五圓二十錢 一等八圓(通行税共但し食費を含ます)

○地方鐵道

一、東武鐵道全通(北千住、西新井間徒歩連絡) 二、武藏野鐵道全通 三、目黒蒲田電鐵全通
四、池上電鐵全通 五、多摩鐵道全通 六、西武鐵道全通 七、青梅鐵道全通 八、秩父鐵道全通
九、龍ヶ崎鐵道全通 一〇、駿豆鐵道全通

○軌道

一、東京市 十七日より特別乗車料金を徴收し十運轉系統三十八哩の運轉をなす 二、京成電氣全通 三、王子電氣 全通 四、西武鐵道 川越線(川越、大宮間運轉の處十六日荒川増水のため二、三日不通) 五、京王電氣 葵橋以西運轉 六、玉川電氣 惠比壽三軒茶屋間運轉 七、京濱電氣 品川、新子安間(六郷橋徒歩連絡)穴守支線は大島居迄運轉す

○船舶連絡

京濱神戸間連絡豫定左の如し

品川 沖發 前十一時 上海丸 十八日 長崎丸 二十日

横濱	後一時	上海丸	十八日	二十日
神戶	後二時		二十九日	二十一日
横濱	正午		二十日	二十二日
品川	前九時		二十一日	二十三日
沖著	正午		二十一日	二十三日
備考	後二時		二十一日	二十三日
每航一、八〇〇人輸送				

○井戸水の簡易な消毒法

一、薬のこしらへ方

漂白粉十匁を「ビール」瓶に入れ水を加へて能く振りまぜて堅く栓をして置く

こと(一度「ガーゼ」の如きもので濾せば尚ほよろしい)

二、分量

井戸水が五石位なれば漂白粉一匁(前記の方法「ビール」瓶に拵らへたるものならば十分の一)を入れ釣瓶を動かしてまぜること

三、効果と害

薬品を入れて三十分経てば「チフス」菌、赤痢菌、「コレラ」菌等すべて殺菌されますから飲んでも差支ありません

四、回数

一日二回(午前九時、午後九時)入れれば確實です

○乳幼児の爲めに婦人團體の活動を望む

事務局に於ては病傷者及母乳なり又は營養の不足に苦む可憐なる乳兒幼兒の爲に牛乳及煉乳の給與を圖り牛乳は市内の搾乳營業者より日に十三石を購入して東京市社會局警視廳及營養研究所をして其の配給に當らしめしか營養研究所は上野公園、丸ノ内、深川岩崎邸等に於て配給し市及警視廳に於ても夫々必要なる個所に於て配給しつつあるが尙牛乳の不足を補ふ爲めに北海道産及各府縣の煉乳約二十五萬封度の供給を受け上記の個所及神奈川縣廳に給與しつつあり然し乍ら尙此等可憐なる乳兒幼兒の保護の方面に付ては力足らざる事多きを以て此の際各婦人團體等の乳兒幼兒の健康と福利との爲に斷起應援されむことを望む(衛生醫療部)

○大阪への避難民

大阪への避難民は九月三日以來十四日迄二萬七千七百九十三人内汽車二三、八九六人海上三、八九七人にして一日平均二、三一六人なり内收容所收容人員七、三七二人收容所にて一二泊後親戚故郷等に去りたるもの四、五六六人なり(十六日大阪府知事報告)

○幼兒と其の母を引取る

鳥取縣鳥取育兒院、島根縣松江育兒院に於ては今回の震災に因り生せる孤兒、之と同程度の不幸な

る小兒、幼兒を抱へて行方に困る母親を六十人丈收容する計畫にて鳥取市因伯時報記者福田秀太郎に
委嘱し上京せしめたり希望者は左記へ申込むべしと 本郷區追分町三〇 今岡信一郎方福田秀太郎

○清水への最終船便

品川から清水への避難民輸送は十九日の磐手、八雲が最終である

九月十九日 水曜日 天候晴天

一、震災義損金募集の爲澁谷郡書記志木町西川武十郎簡遣し金三千圓寄附申込を得たり三上健太郎は
不日離出額申出の筈

一、志木町より川口町へ供給すべき玄米出水の爲馬力運送不可なるのみならず運賃の關係上陸送を休
め船便にて明廿日積込み廿一日出發川口町へ陸揚の事に澁谷郡書記に命じ手配せしむ

一、丸屋根葺殘人幹旋の件神根小學校長よりの願により大里郡役所へ依頼二十日一人之れに應すべき
回答あり

一、東京市の糞尿に關し肥桶供給力調査の件本縣農會より依頼越さる

一、食糧品を除く外諸材料品寄贈に關し縣より通牒により町村へ移牒す

一、九月執行の縣會議員總選舉は延期となりたるを以て九月一日北足立郡告示第十二號本郡選舉區の

選舉會期日は九月十九日郡告示第十三號を以て取消す

一、鴻巣町救護所諸經費一千〇九十三圓〇八錢を同町有志寄附負擔せり

一、本日左の通り勅令を發せらる又郡は左の告示をなす

一、勅令第四一八號 帝都復興審議會官制を發せらる

一、郡告示第十三號 縣會議員總選舉區選舉會期日取消の件

○義損金處分方法決定す

震災に關する一般の義損金は義損者の意思に稽ふるも罹災者の窮狀に察するも差當り其の幾分を食
糧衣服の現品給與に充て次て治療所浴場等の應急施設に充つるを以て最も適當と認め左記の通り義損
金處分方法閣議を経て一應決定せり義損金は差當り左記費用に支出すること

一、食糧費五百五十萬圓の豫定とす但し必要の場合は更に増額するを妨げざること 二、被服費五

百萬圓の豫定但必要な場合は更に増額するを妨げざること 三、左記應急施設費豫定支出額は更に

案を具し經伺するものとす

(一) 罹災地に於ける簡易浴場の經營又は補助

(二) 同簡易治療所の經營又は補助

用品必要品の簡易市場建設

(四) 孤子迷子及扶養者なき老廢者の假收容所の經營

(三) 同日
(五) 死亡

者遺族に對する葬祭料の給與及追悼會施行
して一圓乃至五圓を交付すること

(六) 細民住宅の建設

(七) 罹災民旅費の補助と

○罹災民に日常必需諸雜品の給與

今回の大震災に當り各地より寄贈に係る諸物品は到著と同時に罹災民に夫々給與の手配をなしつゝ、ありたるか救護事務局に於ては更に日常必需諸雜品を購入し罹災民に配給するの必要を認め九月六日以來各地方に注文したる蠟燭、筵、繩、木炭、薪、マツチ、タオル、麻絲、合羽、下駄、草履、鍋、釜、庖丁、金鍬、毛布、晒木綿等多數到著しつゝ、ありたるに付罹災中之を緊要とする者に對し罹災地府縣知事を通し配給することゝしたり

○郵

便

一、東京市内傳送便取集便及配達回数左の如し
市内傳送便を二便増設して三便とし燒殘局間に外廊線便を開設す
取集便を復舊すること左の通り

練馬、池上一回大森、世田谷、王子、板橋、隅田、千住、落合、澁谷分室中の小松川二回、其の
他三回

配達回数を特定すること左の通り

池上、練馬、一回 其の他二回

二、切手別納の制度を擴張「同一内容のもの百通以上」の規定を「種別料金同一なるもの五十通以上」と改め尙一二等局に差立つるものに對し切手に代現金收納の途を開く

三、東京市内に在る新聞社、通信社は東京遞信局長の承認を得れば其の發行する新聞又は通信を一口一回百通（一通二十文以内）を限度とし中央郵便局に差出し地方へ發送し得ることゝす

四、横須賀郵便局の取扱開始十七日より郵便物配達事務を開始し東京方面より横須賀行郵便物の遞送も開始せり

○電

信

一、十八日より電報受付を開始する局在の通り

神田、下谷、淺草、深川、京橋、芝、麴町、九段、本所、中野、王子、川崎、赤坂

二、横濱より軍用線を利用し電報を發受し得る地域左の通り

戸塚、鎌倉、横須賀、藤澤、二宮、小田原、川崎、

三、十七日より中電、麻布、青山、四谷、牛込、早稻田、本郷、駒込、小石川、三田、白金、品川、

淀橋、巢鴨、澁谷、大森、龜戸、世田谷、千住、横濱、電報配達事務復舊但横濱は窓口交付とす

○電 話

一、市外通話制限撤廢十七日より市外通話制限中「救護に關するものに限る」の制度を撤廢し一般通話の用に供す

○省線電車運轉開始

一、省線電車は品川から新宿を經由して鷺谷にて行ける新宿驛發時刻表は次の通りである

始發上り	午前六時二十七分	品川行	同 下り	同 五時五十四分	鷺谷行
終發上り	午後八時三十九分	品川行	同 下り	同 八時半	鷺谷行
終發下り	午後八時四十二分	池袋行			

右時間内は十二分毎に運轉す

○恩給を有する方へ

恩給扶助料等の繰上支給を受けむとする者は恩給又は扶助料證書と印鑑を携帯して九月二十日より毎日(日曜祭日を除く)午前十一時より午后二時迄の間に丸の内桔梗門内の内閣恩給局に出頭ありたし恩給證書扶助料證書等焼失亡失したる者には特別謄本の下付すべきに付内閣恩給局に出頭ありたし

し(内閣恩給局)

○三浦半島附近土地隆起の状態

三浦半島三崎附近油壺灣内に設備しある陸地測量部試験潮儀(潮汐の満干を自記する器械)の示す結果に依れば震災後平均潮位(干満潮の平均位置)は震災前よりも一米突四四四(四尺七寸六分)低下せり換言すれば此地方は一米突四四四丈隆起せるものと認めらる

○省線無賃輸送の制限

鐵道省線の汽車汽船は從來罹災者の無賃輸送を爲し來れるも來る二十一日より罹災者と雖市區町村長の證明書を持參せざる者は賃銀の支拂を要することゝなれり

○外國より義損金

外務省の手を経て九月十七日迄に受付たる外國よりの義損金(物資を除く)左の如し

- 一、北米合衆國及其屬領 在留日本人 金八拾八萬六千六百圓 外國人 金貳百四萬圓
- 二、英國及其屬領 在留日本人 金五萬貳百參拾圓 外國人 金百拾六萬四百八拾圓
- 三、中華民國(但關東州を除く) 在留日本人 金九萬壹千七百貳拾五圓 支那人 金四拾壹萬參千九百參拾參圓七拾六錢

四、其の他の外國 在留日本人 金壹萬貳千八百五拾圓 外國人 金貳拾八萬九千百五拾圓

計 金四百九拾四萬四千四百貳拾八圓七拾六錢也

九月二十日 木曜日 天候晴天 驟雨

一、井原與野町長參廳 震災義損金追加金八十五圓持參 前回分と合し一千二百圓與野町内より釀出せらる

一、大里郡役所より瓦屋根葺職人熊谷町梅月堂佐藤荒次郎明廿一日神根村小學校へ出向の旨電話にて通報に接す

一、本縣社會課より電話照會に接す 震災義損金申込受理せられたる金額氏名電話にて即報せられ度云々

一、知事官房より午後六時四十分電話通牒 今回の震災につき天皇皇后兩陛下より待從を明廿一日午前八時前後に御差遣相成筈通報に接す

一、罹災失職者採用方幹旋に關し本縣より通牒により各町村長に移牒す

一、震災救護費の前渡義本縣知事へ請求す

一、震災事務に關し左記町村へ吏員を派遣す

一、六辻村、美谷本村	郡書記 長澤藤五郎	一、戸田村、蕨町	郡書記 關口丑太郎
一、神根村、鳩ヶ谷町	同 長島利作	一、尾間木村、南手柳村	同 鈴木泰治郎
一、安行村、戸塚村	同 河野旭	一、新田村	同 西堂信一
一、川口町	同 森田正平	一、横曾根村	同 佐藤新太夫
一、草加町	同 武正己之助	一、芝村、青木村	同 吉田小五郎
一、春岡村	同 磯部知孝		

一、明二十一日午前岩佐侍從本縣へ御差遣本郡川口町震災狀況御視察相成筈縣よりの電話通牒により午後七時三十分郡長、主幹、武正、森田、鈴木、佐藤郡書記證廳種々協議手配をなす

川口町助役清水民之介來廳に付諸事打合を了せり

○東宮慶事御延期

攝政殿下には本月十六日宮内大臣を赤坂離宮に召され今回稀有の大震大火に付予は親しく帝都並に近縣の災害實況を見聞し傷心益々深し就ては今秋舉行すべかりし予の結婚式は此の際之を行ふに忍びず宜しく延期すべき旨の御詞あり宮内大臣は感激恐懼して此御趣旨を奉體し直に日光御用邸に參候して思召を奉伺の上御結婚式は御延期に決し明春一月下旬より二月上旬の間に於て御舉行あらせらるゝ

ことに御内定ありたり（宮内省發表）

○高松宮麻布御用地再開放

曩に高松宮家にては罹災避難者收容の爲同宮家麻布御用地内に於て約五千坪臨時震災救護事務局へ使用せしめたるが今回又更に同宮殿下の思召を以て日本赤十字社に對し診療用大天幕設置の爲め同御用地内に於て約五六千坪使用せしめらるゝことゝなれり（十八日宮内省發表）

○陸軍衛生部隊の活動

一、陸軍は災害時より廣く東京、神奈川、千葉の各府縣各災害地方の傷病者の救護に當れり
陸軍醫學校及士官學校には第一衛戍病院職員を以て組織せるものを直轄部隊となし近衛師團は四個の救護班を編制し隅田、寺島、淺草、兩國地方に配置し他に市谷第四中學校及第七中學校に臨時陸軍病院を開設せり第一師團は八個の救護班を組織し深川、日比谷、砂町、越中島糧秣本廠、兩國、月島、丸之内に配置し尙ほ横須賀、國府臺、習志野の各衛戍病院を開放して一致傷病者を收容せり第二師團衛生隊は中根岸方面に、第三師團は二個の救護班を以て亀戸方面及市谷臨時陸軍病院に配屬せり第四師團は横濱程ヶ谷に第五師團は第七中學校内臨時病院に勤務す第六師團は藤澤へ鎌倉方面に第七師團は藤濟方面に第八師團は大島町地方に第九師團は砂町に第十師團

は神奈川青木町に第十一師團は習志野廠舎に第十二師團は國府臺及北條館山方面に第十三師團は南千住、田端、飛鳥山方面に第十四師團は吾嬬町及芝増上寺に第十五師團は横濱小田原方面に第十六師團は横濱本牧方面に第十七師團は黒田村及吾嬬町に第十八師團は東工院及佃島方面に在りて夫れ救護に従事し其の救護員數は二千四百九十八名なり目下其の狀況に依りて多少の移動を行ひ十六日現在にて既記五個衛戍病院二個臨時陸軍病院、四衛生隊二十五救護班に於て十六日迄の救護せる傷病數約六萬六千人收容患者二千四百七十人にして日日の外來は五千餘名に上れり

二、傳染病患者續發の虞れあるを以て九月十三日より三回に涉りて左記方面に自動車をもて延回水質検査班を派して井戸水六十九個所に付其の適否を定め不適なるものには淨水法を行ひ全く飲用不適のものは其の使用を嚴禁せり

第一回 吾嬬町、寺島、隅田方面十五個井戸 第二回 兩國、龜戸、深川、根岸、三十個井戸

第三回 王子、隅田、板橋、池袋、豊島、赤羽二十四個井戸

三、細菌検査成績

軍醫學校に於ては検査せる四十八件中赤痢八、腸チブス二、腸性を示せるが其中腸チブス及赤痢患者各一名を除くの外は悉く本所、深川方面に於て收容せる患者なり

四、陸軍は東京帝國大學醫學部救護班及赤十字社病院を初め諸救護班に多量の藥品及材料の補給を爲せり

○避難民の状況と人心との歸嚮

一、前報の如く秩序の恢復と民心の安定とは避難者をして其の舊住地の焼跡に復歸し假小屋を建設して居住するものを増加せしめたり今全市に亙りて是を考察するに火災被害の甚しかりし地にして商業地たりし地は殊に其の増加の趨勢大なり従つて高輪、象潟、表町、西神田、築地、新揚橋、富坂、早稻田、巢鴨各署管内に於ては從來收容所其の他に避難中の者は漸次減少せり然れ共府市設のバラックの建設さるゝに至り或は之に入り又は他の環境のより良き避難所に入るものありて却て避難者の増加したる方面(富坂署管内植物園、谷中署管内寛永寺、青山明治神宮内バラック)もなきにあらず然れ共其の數は到底焼跡に復歸するもの、幾分の一にも足らざるなり

尙地方へ移轉する者も未だ衰へず十八日中における鐵道による東京出入旅客概數左の如くにして差引退京者二七、六七〇人なり 出 七三、二〇〇人 入 四五、五三〇人

一、一般に秩序の恢復に伴ふ焼跡の假住宅の完備は殊に人心安定の程度を増し一方比較的災害を蒙らざりし山の手方面其の他に於ては各商店平日の如く開業し四谷牛込の本通りは従前の如く繁盛な

り江東方面に於ても焼跡地に飲食店を開業する者多く安定の度を増しつゝあり銀行は續る開業すれども貯金引出案外尠なく人心安定の傾向あるを識るに足る(警視廳發表)

○宗教團の收容狀況

文部省宗教局の調査に依れば震災以來罹災者收容に關し宗教家の盡力せしもの左の如し

寺院及教會の内災害を免れたるものは即時境内及建物を開放して罹災民を收容し自ら食糧を給し若くは區と協力して配給に努めたり寺院教會數及收容人員左の如し

寺院 二七三 神道教會 一一 基督教會 一 收容人員 一八、三一九人

救世軍及基督教青年會も亦罹災者救護に努め就中青年會に於ては市當局と連絡して孤兒迷兒の捜査及收容に盡瘁しつゝあり

○尋ね人の爲めに

財團法人東京市政調査會の救護部は都下學生の義侠的援助の下に主として露宿避難者及公共建物に收容せられたる避難者の實地調査を行ひ其の氏名カードを調製して日比谷公園運動場内正門附近の同會救護部てんと内にて一般の縦覧に供しつゝあり氏名の大部分を印刷に付したるものは相當部數を各府縣廳に送付可成各郡役所に頒布することの手續を採れり

○臨時清水港行軍艦便

艦名 扶桑 品川發二十二日午前五時、清水著同日夕刻 乘艦 二十一日正午迄芝浦棧橋に集合乗艦のこと 乗艦券 二十日午前九時より海軍省及芝浦棧橋海軍司令部にて配付 食事は各自携行、荷物は手荷物に限る

九月廿一日 金曜日 天候晴天 驟雨

一、志木町より水運により發送したる玄米二百俵受渡の爲郡農會書記小井六郎を川口町に出向せしむ
一、侍從武官川口町震災狀況視察の爲郡長小川與之助郡書記森田正平を隨へ川口町へ出向 一、東京市視察藤岡眞一郎避難兒童就學狀況調査の爲參郡 一、鳩ヶ谷町石田信之助、有住榮之助、小西龜吉、忍商業銀行支店、浦和商业銀行支店等より其の町救護所諸經費全部寄附せらる

一、本日左の通り縣告諭並に内務省令を發せらる

一、埼玉縣告諭第三號 大詔煥發に對し告諭を發せらる

一、内務省令第三十四號 警察賞與に關する件を令せらる

○鐵道貨物の輸送開始

鐵道省に於ては今二十一日より左記に依り震災地行日常必要品の取扱を開始することゝなれり

一、取扱品種は救恤品及救恤品以外の食料品（飲料を含む） 飼料家畜衣類寢具及附屬品（タオル手拭類を含む）並に其の材料諸建材料、燃料、運搬具、小間物、荒物類、紙類、疊、建具及其の材料、炊事用具、食器類、諸工具、履物、雨具類、にして貸切扱等一車を使用して運送するものに限る

二、著驛は汐留駿河間及支線各驛（濱川崎、高島、小机、中山、長津田、横濱港、横須賀及熱海線各驛を除く）秋葉原、田端、王子、三河島、隅田川、北千住、山手線各驛、飯田町與瀬間各驛、錦糸町、龜戸、木更津、上總湊間各驛とす

三、運賃は救恤品は無賃其の他は五割減とす

四、運輸設備不完のため當分其の取扱方に關し左の制限を附す

（イ） 荷受人が到着の日の翌日中に引渡の請求に應ぜざるときは荷送人の費用を以て之を發驛に返還することあり此の場合運賃は往復共通普通運賃となる （ロ） 返還以來の處分請求に應ぜず
（ハ） 貨物引換證を發行せず （ニ） 代金引換の取扱を爲さず （ホ） 取卸及到着通知は著驛に於て口頭又は掲示を以て之を爲す （ヘ） 貨車留置料貨物保管料、貨物留置料は普通料金の三倍とす （ト） 引渡したる貨物の引取を爲さるときは荷主の費用を以て作業の妨となら

ざる個所に之を移動することあり此の場合移動に基く貨物の損害に付鐵道其の責に任せず

(チ) 貨物の引渡は行政廳公共團體及從來判取簿に依り引渡を承認したるものに對しては判取簿其の他に對しては貨物通知書甲片又は資力信用充分なる者を保證人とする保證狀に依る (リ) 其の他は一致規定に依る

○各地震災被害狀況

神奈川縣 神奈川縣警察部調査同縣下に於ける震災被害は死者二九、四一八人、負傷者六六、三八九人、行衛不明者三、五五九人、全燒家屋六四、七五三戸、半燒七五戸、全潰(燒失を含ます)六六、三六六戸、半潰家屋(燒失を含ます)四三、一〇八戸、流失五戸なり

埼玉縣 今回の震災に因る被害は死者二一七人、傷者五一七人、全潰家屋八、〇七三、半潰家屋五、六四六なり(埼玉縣知事報告)

山梨縣 今回の大地震に因り震害を受けたる縣下一市九郡中一市六郡百十一個町村に亘り死者二〇、傷者七三、住家全潰六四三、半潰一、九九八、計二、六四一、倉庫、物置其他非住家の全潰九五七半潰三、三二二、計四、二六九、堤防水路の缺潰の爲河流の記濫に因る浸水住家四二七、非住家六一四なり(山梨縣知事報告)

千葉縣 今回の大地震に因る被害の狀況は死者一、二六六人、傷者二、八六九人、全潰家屋三〇、七二五棟、半潰家屋一四、〇四五棟、燒失四四〇棟、流失一一一棟なり(千葉縣知事報告)

茨城縣 震災に因る家屋の全潰五一七、半潰六二八、全燒半燒流失なし(茨城縣知事報告)

○重湯牛乳等の供給

榮養研究所は陸軍關係方面より非常用器具類の貸與を受け傷病者及乳幼兒に重湯、牛乳等の供給を圖りつゝあるは既報の如くなるが其の後供給所を増設し現在左の五個所に於て附近に對し極力配給に努めつゝあり

所在地

配給區域

第一班 上野

上野公園一帶池の端全部鷺谷谷中方面並に附近一帶

第二班 日比谷

宮城前、東京驛構内外三菱ヶ原、市役所ガード附近日比谷公園九段方面

第三班 深川

糧秣廠倉庫、猿江小學校、向島三隅附近、雲光院、宮内省用材置場、無料宿泊所跡、清住公園、岩崎邸、東大工町、猿江町、東京瓦斯株式會社大島工場

第四班

(小石川駕籠
町府立五中)

府立第五中學校傷病者收容所及附近

第五班

芝公園

増上寺境内、公園松原、大門附近一帯、水泳場、山内丸山、芝浦附近一帯、近傍小集團

○今後の義損は可成現金を望む

今回の震災に對しては全國各府縣殖民地は勿論海外在留邦人諸外國の同情翕然として起り義損金品の寄贈頗る多く事務局に於ては感謝して己まざる所なるが物資は徵發品買上品と共に寄贈品にて最早や急場を凌ぐに足るべき狀況に在るを以て今後の義損は可成現金を以てせらる好都合とす事務局は既に此の方針を以て各縣府縣等に此の旨電報を發したるも諸團體等に於ても義損の取扱を爲す場合は此の趣旨に依られんことを切望す(事務局義損部)

○鐵道情報

本日より芝浦清水港間運輸の省連絡船にて左記各項に依り一般旅客及手荷物の取扱を爲す

一、船車連絡の取扱を爲さす 一、運賃三等二圓五十錢 二等五圓二十錢 一等八圓以上は通行税包含するも食費を含まず(船内には簡易なる食事の準備あり)

一、二等寢臺料 一個に付金一圓 一、定員 景福丸 三等六九〇名 二等二一〇名 一等四五名

高麗丸 同四四〇名 同一九二名 同四三名

一、乗船券は前日午後四時より翌日分を田町驛に於て發賣

一、牛込飯田町間池袋赤羽間の電車錦糸町亀戸間及八王子原町田間の汽車運轉開始す

○警視廳更に診察班を増設す

署	名	配置場所	日本堤署	地方橋場有馬邸内	日本堤署	日本堤署附近
巢鴨署	巢鴨署附近	四谷署	四谷署内	高輪署	高輪署内	

九月廿二日 土曜日 天候夜來降雨

一、志木町の秋元町長より電話報告

本町三上健太郎震災義損金募集に關し過る十九日澁谷郡書記來町同家訪問の處金貳百圓寄附致度旨申出に付報告あり

一、本日郡市長會議本縣に開催 一、大里郡役所新井書記より電話通牒 瓦職員本日雨天の爲め明日に貴郡出向を繰延べられ度旨申出に對し 此際天候を顧慮せず是非本日來郡方配計相成度旨澁谷郡書記をして大里郡主幹へ依頼せしむ

一、志木駐在所電話にて志木町回漕居より昨廿一日川口町へ送付したる玄米二百俵に對する運賃一俵

十七錢五の計金三十四圓十錢の請求書を徴し提出方同町収入役へ傳言方依頼せしむ澁谷郡書記
接受

一、九月廿四日午前十時本縣農會へ勸業主任者參集方通牒尙當日は物資の種類毎供給力調査書提出方
照會越さる

一、大里郡へ先刻電話にて本日中に瓦葺職工派遣相成度旨主幹へ依頼し置きたるも午後一時に及ぶも
何等回答なきにより更へ電話照會するに明後廿四日早朝出發可爲致旨回答に接す

二、午後二時本縣農務課縣屬水谷庄五郎より電話

明十四日農商務省囑託高山徹外一名來縣北足立郡下震災町村狀況查察の爲出向に付案内せられ度
旨申來たりたるにより本郡産業技手金子聰をして同行せしむることに手配せしむ

午後五時右農商務省囑託高山徹來郡明日に於ける查察要項に就き郡書記澁谷周藏に打合せしむ
一、本日左の通勅令を發せらる

一、勅令第四二〇號 臨時物資供給令を發せらる 勅令第四百二十一號 臨時物資供給特別會計令
を令せらる 勅令第四百二十二號 震災救護の爲恩賜金及寄附金取扱の件

○罹災兒童の教育施設

今次の大災害に際し長くも大詔を發せられ朝野官民舉げて之が善後の策に日も尙足らざるの情況な
り今や人心生活の安定稍々其の緒に至りたるを以て罹災兒童の教育に關し應急の處置を講ぜざ
るべからず罹災地を通じ焼失倒壊せる小學校の數極めて多く難を避けて居住を移せるもの亦甚し此際
避難民の居住する地方をして二部教授者は教授時數の短縮等を行ひ避難兒童を就學せしむるは勿論
或は校舎の一部を貸與し或は一部兒童數教育事務の委託に應ぜしむる等速に機宜の方法を執らしめ國民
教育上遺憾なき様充分督勵すべき旨文部省より罹災地府縣知事に通牒せり

○亞鉛板洋釘等の配給狀況

一、亞鉛引波板、平板、黒銅板等は製鐵所々屬船廣南丸に塔載十三日芝浦著此數量一千百六疋餘にし
て目下日本橋濱町公園に揚陸しトラック收容小屋用に供する外殘存部約三萬枚は東京市をして一
般罹災者に拂下せしむ亦十九日芝浦著豫定のアルタイ丸千洋丸には約三十萬枚の亞鉛板六萬貫の
洋釘を積載せり尙福岡縣より三百樽の洋釘は遼東丸に積載不日入港の豫定なり愛知縣より辨天丸
にて洋釘三百樽亞鉛板五千枚を積載昨夕入港せり

○千葉方面の清況

一、交通 (1) 房總鐵道は千葉湊町間は既に開通せしも其の以南は十月下旬頃迄に完成すべし但し

船形北方の墜道は破壊甚しき爲め數ヶ月を要するならむ (2) 沿岸の船舶に依る定期航路は平常の如く復舊せり (3) 房州南岸は野島岬燈臺及布良附近若干破壊せるも損失大ならざるが如し (4) 電話は大部分開通せるが如し

二、習志野收容の邦人避難民の數は九百十五名にして收容所生活の永引くに從ひ所員の手を煩はすこととなり各々自治的に行動するに至り兒童の如きは附近の小學校に通學する如く配慮せられたり又同所の支那人は幸福なる保護を與へられつゝあり其の數三千余人にして一日一人分米麥四合、甘藷百六十匁、副食物十五錢又勞役に服しあるものは一日一人分精米八合甘藷百六十匁副食物二十錢の支給を受けつゝあり

習志野廠舎に在て作業に任じられたる第十一師團救護班は開設以來本邦避難民及支那人の救療を行ひ九月二十日迄に其實數千余名を算し目下收療中の者七百五十六名あり

○通信 狀況 況

電話 市内交換 青山、牛込、小石川、高輪の四局本月二十九日より復舊開通の豫定にして在來の所屬加入者にして燒失せざりし者及公益關係其他經濟上重要關係ある加入者を收容の筈電信 (九月二十一日午前九時現在) 罹災地内に宛つる外國新聞電報は總て適當の方法に依り送來

すること、なりたり罹災地内に宛つる外國の私報亦同じ

○通信交通狀況 京濱神戸間連絡船定期表

	長崎丸	上海丸	長崎丸	上海丸
品川沖發	前十一時	二十四日	二十六日	二十八日
横濱發	後一時	二十四日	二十六日	二十八日
神戶發	同四時	二十四日	二十六日	二十八日
横濱發	同二時	二十五日	二十七日	二十九日
品川沖發	正午	二十六日	二十八日	三十日
横濱發	前九時	二十七日	二十九日	三十一日
品川沖發	正午	二十七日	二十九日	三十一日
品川沖發	後二時	二十七日	二十九日	三十一日

○退京者調査表(九月十六日調)

名退	京者入	京者入	京者入
新 宿	二五三、五一八	一九〇、四六四	飯田町
日暮里	六三四、六〇三	二七二、二八五	赤羽
			王子
			五九〇、三二九
			三三一、七五九

南千住	二二、一〇九	九〇、一三五	北千住	六六、一六〇	六七、九一八
三河島	一三、一一〇	一〇、八〇七	池袋	八五、二四一	三二、八三〇
板橋	三四、六三八	一八、一八一	龜戸	三五、七五三	一三六、九〇〇
寺島	二四九、六三二	二〇四、六九九	品川	六四五、四〇〇	三四〇、八八五
京成淺草	二四、九八〇		東京灣汽船	一、九四〇	一、七〇二
芝浦	二四、九八〇		總計	二、九七〇、〇〇一	一、九〇三、〇五五
日本郵船			差引	一、〇六七、九三八人	
大阪商船					

○船主の美譽

震災救護に就いて輸送機關の不足に窮し徴發たの強制たのと大騒ぎして居る今日神戸の鈴木商店では逸早く其の所有船華山丸(四、五〇〇噸)幸喜丸(八、五〇〇噸)遠江丸(五、〇〇〇噸)孟買丸(六、八七五噸)の四隻計二萬五千噸の船舶に其の荷役に要するランチ艇、人夫迄添へて全然無償で提供し是等の船は何れも食糧木材其他の救護用品を満載して芝浦横濱等に入港して居るが近く其荷役を終れば更に其の全部を舉げて當分の間避難民無償輸送用に提供し度き旨救護事務局に申出たたと尙此の外十五銀行の八木孝之丞氏からも其の所有船三福丸(二、〇〇〇噸)を避難民輸送用に無償提供の旨之れ亦事

務局に申出たり

○海軍便

一、海軍省内に設けたる聯合艦隊司令部事務所は二十一日限り撤去す 一、清水港陸上に設けたる練習艦隊司令部事務所は二十日限り撤去す 一、震災救護の爲當方面に派遣せられある聯合艦隊所屬以外の艦船は二十二日以後に於て便宜所屬長官の麾下に復歸せしめらる其途次吳、佐世保方面に歸投の艦船は品川、横濱、横須賀より清水迄一般避難民の輸送並に吳佐世保迄部内者及其家族を便乗せしむる豫定(千歳は横濱より發の豫定出港期日未定)(臨時震災救護事務局情報部發表)

九月廿三日 日曜日 天候晴天 夜來秋冷 朝五十六度

一、農商務省囑託高山徹本郡農村震災被害狀況査察の爲來郡に付産業技手金子聰を同行案内せしむ本縣より肥料検査員北小路重明同行せり

一、大里郡熊谷町本町二番地 瓦業 加藤井五郎

右本朝八時參應に付同四十分本郡産業技師何木重治を同行せしめ神根村小學校へ出向せしむ

一、東京市へ供給すべき人糞尿汲桶調達の爲本縣より長島、増澤兩技手來郡に付本郡農會より技手田幡義秋を同行せしめ草加町、神根村出張調査交渉せしむ

九月廿四日

秋季皇靈祭

月曜日

天候暴風雨

冷涼

一、震災復舊建築木材本縣山井會に於て斡旋の筈申越に付被害町村長宛其の希望の有無種類數量特便にて照會せしむ

九月廿五日

火曜日

天候快晴

一、浦和町唐橋信言來郡震災義損金貳拾五圓寄附申出に付受領せしむ

向ふ村長柳下伊平太亦百七拾四圓石戸村長より三百圓震災義損金持參す

一、震災義損金募集の爲澁谷郡書記をして田間宮村福島議嘉を訪問せしむ不日村役場を経て釀出する筈

本日左の通り發令せらる

一、遞信省令第六十八號

震災地郵便切手葉端引換の件

一、本日付左記の通發令せらる

任長崎縣知事	埼玉縣知事	從四位勳三等	堀内秀太郎
任埼玉縣知事	柘殖事務局長	正五位勳四等	元田敏夫
任福島縣知事	埼玉縣內務部長	從五位勳六等	香坂昌康

九月廿六日

水曜日

天候晴天

高温八十度夕刻地震二回弱強

一、震災義損金左の通り釀出

一金百八拾六圓三拾錢

七里村長持參

一金百五拾五圓三拾錢

小計村長持參

一金貳百三拾圓

大和田町長持參

一、震災後に於ける當面の事務打合の爲來廿九日町村長招集狀本日發送す

一、浦和町石内助役參應義損金募集の件に付打合澁谷郡書記と共に當町武州銀行訪問せしめ町内の各銀行と協議の上釀出方依頼せしむ

一、本日左の通り發表せらる

一、鐵道省告示第百八十八號

貨事貸切扱記送の件

一、大藏省令第十八號

震災救護義損金出納事務規程

九月廿七日

木曜日

天候曇天

朝地震

一、震災義損金寄附申出左の通り

一金二百五十七圓	川田谷村柳川伊三郎外五百四十一名	一金二百〇八圓十五錢	小室村關根
半増外二百五十三名	一金二百五十七圓	加納村甘樂清次郎外五十五名	一金二百十三圓
田間宮村河野泰助外九十八名	一金百圓	同村福島議嘉	一金百圓
		大宮町杉並信次郎	
一金百八十三圓五十錢	常光村河野和吉外百九十九名	一金二百二十三圓二十一錢	馬室村藤

井裏外八十七名 一金二百〇五圓五十錢 片山村吉澤勘六外百十二名 一金百〇一圓七十錢
大門村會田庄助外百十六名 一金百五十圓 上尾町救濟會

一、本日左の通り勅令せらる

一、勅令第四百廿五號 帝都復興院官制

九月廿八日 金曜日 天候雨天

一、震災義損金六百五拾八圓六拾錢鴻巣町長持參 一、關東戒嚴司令官山梨半藏來縣

九月廿九日 土曜日 天候晴天

一、町村長會議招集

指 示 事 項

- 一、町村其他公共團體の財政緊縮に關する件 一、縣會議員選舉に關する件 一、類風一新に關する件 一、義損金の應募に關する件 一、災害後に於ける傳染病豫防に關する件 一、震災後に於ける米穀の處置に關する件 一、蠶系業善後策に關する件 一、建築用材給に關する件 一、金融に關する件 一、銀行に關する件 一、被害産業復興に關する件 一、生活必需品需給に關する件 一、商取引に關する件 一、産業組合の活動に關する件 一、建築組合の處置

獎勵に關する件 一、暴利取締令趣旨徹底に關する件 一、計量取締徹底に關する件 一、自給肥料製造履行に關する件

注 意 事 項

一、町村豫算追加更正に關する件 一、義務教育費金庫交付金便途に關する件 一、物資調査に關する件 以上

一、本縣地方課青木屬より電話 明三十日午前九時三十分出發の豫定にて社會局臨時救濟事務局員二名本縣より一名川口町其の他二三ヶ町村に於ける震災被害狀況視察の爲出向の筈に付豫め川口町へ通じ置かれ度旨通話により川口町長へ通牒す

一、震災義損金左記町村より申込する

一金四百三十八圓十錢 膝折村 一金十六圓 安行村 一金百八十二圓四十錢 小谷村
一金十四圓 戸塚村 一金百二十圓 大谷村 一金二百八十二圓十五錢 志木町 一金三百二十八圓六十錢 三室村 一金百九十二圓廿五錢 指扇村 一金三十三圓九十三錢 田村
小學校 一金二百〇一圓 吹上村 一金二圓 與野町 一金六百五拾八圓六十錢 鴻巣町
一金二百〇七圓 上平村

一、大詔煥發に對する北足立郡長の訓示

九月三十日 日曜日 天候曇天 細雨あり

一、震災被害狀況視察の爲大崎本縣屬案内にて來郡浦和町、蕨町、川口町、鳩ヶ谷町、草加町を経て越ヶ谷町に向ふ本郡より郡書記吉田小五郎を案内として同伴せしむ出向の係官左の通り

震災事務局書記官 安 武 直 夫 社會局屬 脇 坂 健 次

一、郡書記長島利作をして義損金募集の爲大石村へ出張せしむ

一、勅令第四百三十三號 震災地被害者規定を發布せらる

十月一日 月曜日 天候曇天

一、歩兵第六旅團副官陸軍歩兵少佐吉村友尙戒嚴司令官よりの謝詞傳達の爲來郡

一、産業單俵検査延期陳情並に肥料供給に關する陳情書副申の上本縣へ進達す

一、東京市へ供給の米代請求の爲本縣農務課へ澁谷郡書記を遣はし其の際單俵検査延期並に肥料供給に關し町村現時の實情を縷説せしむ

一、震災義損金申込左の通り

一金三百圓 與野町井原猶四郎 一金二圓 同町長坂修三 一金百二十圓 大谷村有志

一金二百八十二圓廿五錢 志木町有志 一金百九十二圓廿五錢 指扇村有志 一金四百三十

八圓十錢 膝折村有志 一金二百〇一圓 吹上村有志 一金六百五十八圓六十錢 鴻巣町有

志 一金十四圓 戸塚村有志 一金百八十二圓四十錢 小谷村有志 一金十六圓 安行村

有志 一金二百〇七圓 上平村有志 一金三百二十八圓六十錢 三室村有志 一金三十三

圓九十三錢 指扇村小學校職員生徒

一、與野町井原貞亮 右與野町罹災者へ玄米十俵更に與野停車場に於て避難者へ白米八斗寄附せり

十月二日 火曜日 天候曇天 地震あり

一、震災の農工等に及ぼしたる影響調査の爲財團法人協調會農學士半澤耕貫來郡

一、歩兵第七聯隊長陸軍歩兵大佐仙波安藝震災勤務閉鎖引拂に付告別の爲來郡

埼玉縣物同業組合 埼玉縣織物同業組合 組 長 高 山 俊 吾

右機業復興救済に關し打合の爲來郡

一、午後五時より應接室に於て商工業復興救済上に關し協議を遂げ七時退廳出席者左の通り

小川郡長 柳主幹 武正 吉田 鈴木 長島 代 森田 關口 佐藤 大武郡書記伊原産業主事

補 澁谷郡書記は本日畜牛結核検査立會の爲大宮町へ出張の爲不參 尙本日震災に關する記

録作成することに郡長より口達せらる

十月三日 水曜日 天候曇天 地震あり

一、震災義損金申込 一金二百一十一圓三十錢 箕田村有志 一金三百圓 片柳村有志

一、午後零時十五分本縣内務部長より郡長宛電話建築用材供給の件に付主任者即時出縣せしめられたき旨申越に付大武郡書記を出縣せしむ

一、財團法人勞資協調會農學士半澤耕實 低利資金融通に關し震害町村の狀況査察の爲昨日來郡し處本日産業技手金子聰同行六辻村の狀況を査察す

主に肥料資金建築資金に對し産業組合の運用狀況調査明日蕨町川口町に於ける狀況調査の筈

十月四日 木曜日 天候快晴

一、震災義損金申込 一金三百圓 片柳村有志 一金二百一十一圓 箕田村有志

一、震災事務視察の爲柳主幹川口町へ出張

十月五日 金曜日 天候曇天 午後十時地震強

一、町村青年團長會同左の事項に關し協議す

一、頽風一新に關する件 一、震災を記念すべき事業に關する件

一、震災義損金木崎村震災救護會より五百圓寄附申込あり

一、北足立郡農會長飯島雄之助同副會長藤井襄並に同郡農會評議員鈴木梅太郎參應肥料配給問題に關し郡長主幹 澁谷郡書記 三木産業技師 農商務省囑託飯岡技師と打合購入の手配をなす

十月六日 土曜日 天候雨天

一、建築用材購入希望六辻村、鳩ヶ谷町、谷田村より申出に付本縣山井會へ回送す

一、麥納麥供給契約數石増加の件につき過る四日本郡農會より本郡書記兼郡農會幹事澁谷周藏麒麟麥酒會社を東京丸ノ内岩崎家別邸内に訪へ從來本郡に於て五千百餘石契約中なるも此後一千石増石供給契約申入れに對し本日同會社より藤原技師來郡右一千石増加契約を承諾せり

麒麟麥酒會社に對し震災見舞として麥酒麥供給生産者一同一俵に付金五錢宛來十五日迄取纏め送金方を約し十六日藤井副會長は町村代表者として大和田町日進村川田谷村農會長と同道金五百圓贈呈せしむることに協議一決す

一、大豆粕共同購入の件に付本縣農會の執りたる經過狀況に就縣農會技手藤崎軍治より郡書記兩幹事澁谷周藏より郡、郡農會の執りたる經過につき詳説し更に高井本縣農會幹事より松本製粉所に於て取引品中より一萬四千五百枚分讓方手配幹旋の狀況を説き目下派遣中の池上技師當任次第通報す

べき言

一、震災地復舊材料亞鉛板斡旋方内務部長依頼狀發送す

十月七日 日曜日 天候雨天

一、震災被害地町村長招集 低利資金貸下の件

本日参集の町村長左の通り

笹岡村長 美谷本村助役 戸田村助役 川口町山本助役 横曾根村助役 青木村助役 馬宮村長
芝村助役 谷田村收入役 大久保村長 新田村長 大宮町有賀助役 鳩ヶ谷町吉田書記 神根村
長 六辻村助役 南手柳村福田助役 新郷村長 尾間木村長 缺席者蕨町長 植水村長
参列者 埼玉織物同業組合埼玉縣織物同業組合聯合會組長 高山俊吾 外組合關係區長七名
郡より列席したる者 小川郡長 柳主幹 澁谷 長島 大武 河野 佐藤新太夫郡書記 根岸郡
視學伊原産業主事補
協議事項内容 織物業災害復舊に要する低利資金供給の件に關し協議す組合に於て供給を仰か
んとする當業者を調査し關係町村長に申報し町村長は村會に諮り更に郡に申出づること右協議を
了ひ織物組合關係者退廳

午後 尾間木村 南平柳村 六辻村 神根村 新田村 芝村 青木村 横曾根村 川口町 戸田
村 美谷本村長と更に左記事項に付協議す

一、震災校舍復舊低利資金供給に關する件

十月八日 月曜日 天候曇天 夕刻より天候陰惡夜に入り風強雨繁し

一、震災義捐金申込左の通り 一金百四十圓五錢 大石村有志 一金二百〇八圓四十錢 桶川町有志

一、高山織物同業組合並に中村副組長参廳

低利資金借入の件昨日協議の際蕨町植水村より出席無しに付本日招喚午後四時に當町村長に諒解
せしむ

一、東京市に供給せしめたる玄米、甘藷、並に白米代金三七、三九五圓七六〇厘右郡長の假領收書提
出財務主任出縣現金受領武州銀行に預入せしむ

一、亞鉛板共同購入斡旋方縣へ申請の處麻生商工課長郡直接購入すべしとの檢移により午後四時四十
分郡長出縣亞鉛板購入並に肥料買入の件につき香坂内務部長へ陳情す然るに肥料は行違ひありた
るが如し亞鉛板は二三日中上京内務省へ交渉すべしと内務部長は承諾せらる

一、内務省令第三十九號 埼玉縣會議員選舉人名簿調製期間制定せらる

十月九日 火曜日 天候曇天

一、震災義損金申込 一金二百七十四圓六十錢 内間木村有志 一金三百〇三圓五十錢 大砂大村有志

一、浦和商工會長松澤兵藏參應 亞鉛板一萬枚購入斡旋方申請

一、武州銀行柴田支配人來郡 震災義損金釀出の件に付來應

十月十日 水曜日 天候曇天 午後三時風雨強夜に入りて尙晴れず

一、震災復舊材料亞鉛板供給力調査の爲郡書記澁谷周藏を出京せしめ高田商會並に日佛商會を調査せしむ高田商會の賣價左の如し

三尺巾六尺もの浪子亞鉛板廿八番一枚 一圓九十五錢 同上平板一枚 二圓三十二錢

日佛商會は三十番の三尺巾六尺浪子板一枚浦和着一圓三十錢なるも目下持合の品なり今後の契約に於ては一枚當十錢の値上を要すべしと

一、浦和憲兵分遣所長 高田憲兵隊本部陸軍憲兵軍曹森田八三郎來郡挨拶本日より軍令に基き浦和町高砂丁二・九二九番地板橋憲兵分隊浦和分遣所を設置せらる

一、震災應急施設費並に歲入欠陥に關する財政調に關し草加町長外十六ヶ町村長の協議會を開く

一、震災義損金申込 一金貳十圓 市川壽太郎 一金四百八十七圓 大宮町三業同業組合藝者組

合 一金貳十圓 白倉通倫 一金二千九百六十四圓七十錢 大宮町有志 一金百十五圓

春岡村有志 一金二圓 大門村宇田川又之亟 一金百圓 馬宮村有志 一金二百圓 日進

村救護團 一金三百十二圓二錢 石戸村有志

十月十一日 木曜日 天候晴天 夜に入風雨強

一、震災義損金申込 一金十四圓五十錢 常光村在郷軍人分會 一金三百九十五圓九十一錢 三

橋村有志同青年團軍人分會

十月十二日 金曜日 天候雨天 降霞

一、震災義損金申込 一金百四十五圓 浦和岸町有志 一金百七十圓五十錢 常盤町有志 一

金一千〇二十二圓 高砂丁有志 一金百〇三圓 仲町有志 一金二百圓 中丸村有志

一、肥料共同購入斡旋の爲何木技師を本縣農會池上技師と上京せしむ 一、亞鉛板調査せしむたる高田商會並に日佛商會の狀況を明記し希望照會を新郷村前九丁村へ特便を以て發送す 一上京中の何木技師午後三時四十分歸廳直ちに購入希望數量取纏の爲大久保村前十九ヶ町村へ特使照會をなさしむ

十月十三日 土曜日 天候晴 一、本日震災に關する記事なし

十月十四日 日曜日 天候晴後雨

一、亞鉛板購入の爲郡書記澁谷周藏を東京宿下砂村に派遣し交渉せしめたるも孰れも東京市に供給の爲他に供給するの生産能力なしと歸廳復命

一、大震災善後會長徳川家達外十五名震災狀況視察の爲來郡川口町を視察せらる 小川郡長は西堂郡書記を隨へ出迎へらる 一行中貴衆院兩議長其の他本縣知事社會課長同行

十月十五日 月曜日 天候曇天 朝細雨

一、震災義損全申込 一金百圓 植水村有志 一金五十圓 志木町有志 一金三十圓 志木町妙法臺 一金三十五圓五十錢 小計村在郷軍人分會青年團 一金百五十圓五十錢 宮原村有志 一金百二十圓 平方村有志

一、内地米買上の件につき郡書記澁谷周藏を出縣せしめ協議せしめ希望の有無特便を以て町村へ照會せしむ

十月十八日 軍令第六號 一、陸軍報裝規則中除外令

十月十九日 遞信省令第七十八號 一、郵便規則適用特例 遞信省令第七十九號 一、郵便切

手發行遞信省令第八十號 一、震災地電話加入其の他の件 遞信省告示第千五百二十三號

一、遞信省告示第千四百廿七號抄錄

十月二十日 大藏省令第二十四號 一、會計規則特例の件

十月廿二日 閣令第八號 一、恩給、退隱料及遺族扶助料の件

十月廿四日 勅令第四五三號 一、震災後の監獄警備に關する件

十月廿六日 勅令第四五九號 一、供託物の還付又は取戻請求に關する件

十月廿九日 秘令第一〇四號 一、地方財政整理緊縮に關する件

十一月十日 一、北足立郡内訓第一號

十二月廿日 北足立郡告示第廿二號 一、北足立郡選舉會期日の件

二十五 震災美談及逸話

は し 書

世は寸善尺魔とやらで兎角善行美談の世に表はるゝの勢きは太遺憾なり近時人情紙の如く薄く左なきだに危険の光景心目に映する時他を顧ることゝ云ふことは甚だ安くして實は甚だ難し然るに

大正十二年九月の震災當時郡内に表はしたる善行美談を聞き太く人意を強ふするに足るものあり
左に之を紹介せんとす

一、命の親

北足立郡上尾町三四〇番地 産婆 岸 モ ト 五十七才

大正十二年九月五日午後四時避難者を満載したる列車は上尾停車場に徐々に到着す大久保驛長以下
驛員は町内有志と協力して避難者救護に力を致し食料品の救助飲料水の幹旋努む努む急なり

避難者中年若き顔色蒼白となり苦悶する様只事ならず連れと覺しき一人の男種々に介抱慰むれども
詮術なく只目を曇らして狼狽するのみ同車するもの之を顧みるも只一人もなし偶同町産婆岸モト早
く之れが目止まり兩人を下車せしめて我家に伴ひ診斷するに妊婦は早き臨月汽車に揺られて幾分産氣
を早めて分娩の兆候を示す手早に床褥に入れて手當を施して痛はりしが間もなく聲を揚げ安々と男の
子生る名を光雄を命名す而して母子共に健かなり

何様九月一日以來困苦缺乏と戦ひ漸く五日目此温き人の手に救はれて嬉しやと一時に心緩し兩人共
に産後正體もなく夢に夢を見る心地して寢入りたるぞことはりなり當家の姪に當る須賀芳子廿七歳も

等しく産婆を開業し先年來同居せり此婦人は志操建實にして渾て男子優りの女丈夫にて特に同情の念
深く伯母の此の舉を非常に憐ひ自ら引受けて産婆に盡し瘁き手が届き他人に接するの風情とも思はれ
ぬ若夫婦は其の信切なる取扱ひに感じ難有涙に暮れ産婦の日立を待ちわびけり光蔭矢の如く爰に約三
旬を過ぎんとす今一流言蜚語もなく漸く世間沈まり秩序も回復し交通亦稍安全なるに至り日を選み暇
を告げ郷里に歸らんとす一日恩人たる友人に向ひ九月五日以來今日まで長々御世語になり子供も無事
に生れ二人の旅が三人で歸る嬉しさ之れ咸御雨所し温き同情の賜にて私共死しても此恩は忘れませぬ
こは甚せ失禮かは存じまんかほんの志少に持合せて居りますが御禮の記しまでにとて懷中より金四拾
圓を取り出し受納せられんと差し出したるを岸モトは形を正しく云ふ様其の志を受けんとして盡し
たる世話ならねば其の御心配御無用なりと斷然固辭して目も觸れぬ若夫婦は涙に其恩に感じ涙を流し
命の親ですと幾度か繰り返し名残を惜みて九月廿七日に辭して郷里に皎りたりと聞くもの涙を流し其
の舉に深く稱揚せりとなん

避難者 原籍德島縣板野郡榮村西中富 岡田 高雄 二十六歳

妻 シヅ 十九歳

右被害當時東京市淺草區森下町三十六番地に砂子業營み居りと

二、避難者無料移送

北足立郡蕨町大字蕨三七一番地 貨物自動車運輸業 横川 信次郎 三十五歳

右は大正十二年九月二日東京より避難者老幼織るが如き仲仙道を通り歩行困難なる様見るに忍びず奮然自己所有の自動車をして同日より四日迄三日間寢食を安んぜず戸田橋より浦和町又は大宮町にて無料運搬を爲し避難者の救護に努む運搬回数四十回輸送人員一千人に達す

右善行に對し大正十二年十月十九日付本縣知事より金拾圓を賞與せらる

北足立郡浦和町高砂自動車株式會社 社長 横山 茂 連

右大正十二年九月二日に東京より避難するもの多數なるを以て浦和町高砂自動車株式會社に諮り貨物自動車にて避難者運搬方を協議したるに同社に於て即時貳臺の貨物自動車を提供し部内戸田村月田橋より浦和停車場及同町救護所に至る間運搬回数十六回人員三百二十余名を無料運搬救助し翌三日自動車徴發せられ前日に引續き救助に従事し能はず

其行動に對し大正十二年十月十九日本縣知事より金拾圓を賞與せらる

三、少女の愛

北足立郡浦和町九〇番地定光妹 廣瀬美代子 二十一歳

同郡同町一八七〇番地彌太郎二女 宮崎松枝子 二十歳

同郡同町一六八九番地銀之助五女 笠井美知子 二十歳

右は大正十二年九月一日に於ける大震災に際し北足立郡浦和町は京濱方面の罹災者の避難の要衝に當り救護所を浦和町王藏院境内に九月二日開設するを聞くや罹災者救助に従事し盡力したき旨申出以來九日に至る八日間殆んど寢食を忘れ不眠不休避難者に對し最も信切丁寧に接し慰安せしめ獨り救護事務に止らず其他各處の方面に至る迄能く盡舉したるの功勞他の模範とするに足る故を以て大正十二年十月十九日本縣知事より金參圓宛賞與せらる

四、青年團員の活動

北足立郡蕨町青年團員

北足立郡蕨町大字蕨 四、七八六 高橋 寛 一 二十二歳

同 四、七〇二 青木 金 一 二十一歳

同 四、八〇二 飯野 孝 次 二十一歳

同

四、七一一 伊藤直次郎 二十歳

同

四、七一二 阿部儀一郎 二十二歳

蕨町青年團は震災以來夫々の部署に就き救護し功勞尠からず前記五名は蕨停車場の警備並に救護に従事中九月六日午后一時頃蕨驛に着したる上り列車中に昏倒状態に陥りたる患者あるを認め直ちに團員五名は協力して靜かに車外に運び移して清涼劑を與へ又は氷等を用ひ介抱する切なく漸くにして彼の旅人は蘇生す彼に本籍兵庫縣赤穂郡赤穂町一四五番地大工職久住重藏三十四歳にして東京市本郷區綠町居住にありて職業を營み居りしに大正十二年八月廿六日本籍地へ歸省中九月一日の大震災災の報に接し其の留守宅の安否を氣遣ひ九月三日上京の途に就きたるに數日間車中に揺られて被勞したるに空腹なる上混雜する人波とにより發病昏醉し人事不省に陥りたるが如し

右團員の行爲に對し大正十二年九月本縣知事より各金貳圓宛の賞與せらる

五、身を以て鮮人を救ふ

北足立郡蕨町大字蕨五五番地 與七長男 富澤貞輔 十九歳

大正十二年九月一日大震災起るや京濱地方より避難者其他の流言蜚語連り各所に傳はり果ては地方

に配在の鮮人をも段截せよとの説傳はり人心恟々自警團を組織し自ら警戒に努むの情勢を致せり然るに荒川新堤改修工事に従事する鮮人金公達廿九歳外五名は大正十二年八月十五日より郡内戸田村大字下戸田に借家寄寓日に餘念なく工事に従事中此風説を聞き恐怖すること一方ならぬ私かに此處を遁れんとしたるも既に到る所自警團によりて警戒せられ蟻の這出づる隙とてもなく詮術なく同借家内に蟄伏し危難を避けんと覺悟したるも蓄財なきのみか糧を需むる能はず一日と恐怖と飢餓とに襲はれ進退谷まりたる折りも折り前記富澤貞輔之を聞知し黙過するに忍びず自己警戒出動の序夜陰私かに彼等の身邊を擁護慰撫して救済すること九月四日より七日まで懸命の努力を致して其の危難を救護して人に語らず然るに左鮮人金公達は其の月の十九日朽木縣より解放せられ再び工場に歸り此事實を述べ感謝し居りたるにより富澤貞輔の功績を認むるに得たり

右の行爲に對し大正十二年十一月一日付を以て本縣知事より金四圓を賞與せらる

附九月七日後朽木縣輸送せられ無事を得たり

北足立郡蕨町大字蕨四七八番地 戸主 石灰商

蕨消防組第四部長 高橋富次郎 四十八歳

浦和警察署在勤巡查部長 山口義行

鮮人盧元守廿七歳外四名は大正十二年八月十三日より北足立郡蕨町大宇蕨四四五番地に居住し人參及飴の行商中九月一日の震災に際し鮮人不逞事件突發に東京よりの避難者は鮮人殺戮を流布し爲に人心惑亂其の極に達し鮮人の姿を見るや無法にも之を殺害するの行動頻に又東京方面よりは鮮人を追跡し來たり殺害する等の氣勢を舉げ爲に蕨町民一般亦前記鮮人に對し危害を加へんと議りたるを高橋山口の兩人は生命を賭して鮮人殺戮の風説によりて危害を加ふるは不法甚だしきものなりと力說厚諭し萬難を排して倦まず彼等保護の役を完ふせんと努む八、九日に至り益々情況險惡危害切迫し辛ふして擁して本署に連れ來り保護を加へて難なきを得たり

其行動勇敢なるに對し大正十二年十月十九日付本縣知事より高橋富次郎山口義行は金拾八圓を賞與せらる

北足立郡美谷本村長 萩原 米三郎

同 消防組頭 土屋 多兵衛

同郡同村駐在巡査 小室 茂雄

大正十二年九月一日震災起るや帝都に於ける鮮人は不逞漢なり地方配在するもの亦其の一味なり疾く殺害せよと風説連りて各所に傳はれり然るに荒川堤外地河川工事事務所川端善次郎は鮮人文承官外

十四名を使役し工事に從事中地風説働はるや美谷本村を初め四隣町村に於ても同様の流言蜚語連りに傳はり左なきだに人心荒し居る矢先人心太興奮して一入殺氣立ち果ては隣村内間木村民よりも該鮮人を追放するか又は直ちに殺戮すべしと美谷本村長同村消防組頭及同村駐在巡査に肉迫しあはや暴行に出でんとするや右三名は身命を抛ち泰然として火を吐くが如き熱辯を奮つて力説し其の暴を防止し完全保護の目的を達し一名の負傷者を出さざる行爲に對し大正十二年十月二十日本縣知事より萩原村長及土屋消防組頭に各金拾圓小室駐在巡査に金八圓を賞與せらる

六、骨肉も温き同情 濱口 林之助氏

濱口林之助氏は三重縣外氣郡大濱村出身本年二十一歳の青年である數年前東京市本所區石原町四七莫大小商土井辰五郎氏に雇はれて居たが間もなく脚氣に冒され歩行さへ困難になつたので主人夫妻は日夜骨肉も及ばない親切を盡した

品性着實にして温良なる氏は深く之に感激し爾來一層忠實に主家事務に精勵して來たが不幸にして九月一日の大慘害に際し主家は殆んど全滅の災禍を蒙つた時に氏は主人の一子生後五ヶ月の好造を抱き猛火の市内を走つて主人を尋ねること満二晝夜遂に見當らないばかりか剩へ脚氣が再發して歩行

れへ不自由になつた具に辛苦をなめて九月四日夕刻辛じて浦和町救護所に來て所員に嬰兒を托して醫
療を受けたが病は更に心臟を冒して輕くなかつたそこで氏は嬰兒を救護所に托し病をおかして翌日出
發して郷里に歸り直ちに好造の母方の祖父福井縣今立郡神明村田所坂上米松氏に宛て備に夫を報告
した

好造は當時腸胃を害して居たばかりでなく連日の恐怖のためか手の着け様もない程泣いて居たのか
役員其他救護所に執務中の各種團體篤志家殊に高田産婆學校生徒諸氏の溫き同情の手によりて介抱せ
られ更に浦和町仲鹿倉マン氏に引取られ衣服哺乳萬端の同情を受け既に丈夫になつていつたか林之
助氏よりの報により前記坂上米松氏の妻好造の祖母の來浦によりて暖い手に抱かれて福井縣なる母の
生家に歸つた濱口氏が病を冒して主人の愛兒の保護を全うした行動は以て美談となすに足ると思ふ

七、手製の下駄十足

今回の大震災は京濱地方より大宮町に避難移住する者頗る多く小學校に入學したものの二百二十名是
等の兒童及其の一家のものを慰問扶助する目的で學校では在來の兒童及保護者から義捐金品の募集を
した義心同情に富んだ數々の寄贈者の中世にも稀なる特行家があつた

一日突然學校に尋常二年生河合初美の祖母として尋ねて來た一婦人があつた風呂敷包を解いて澤山
の小供下駄を出して偕て語り出た一節はこうであつた

彼の子息は河合好司といつて毎日隅田川工場木工部に通つて居る技工であるが大震災の際工場の
破壊焼失した中から危い命を助かつて大宮へ免れて來たそこで偶々學校の企てを聞くと他人の事とは
思へなかつた手細工で下駄を造つて贈らうと決心した夫から在り合せの材木を集めて細工にかゝたが
晝は汽車通勤の身として夜も歸宅が遅くなる夜業では中々捗取らないので氏は日曜休日毎に朝から細工
にかゝつた妻女は小切で夜毎に鼻緒拵へにいそしんだ幾日かの後に十足の可愛子供下駄が緒まですか
つて出來上つたのであるとして此一足毎に一圓づゝ添へてやつたらと思つて平素儉して貯へた十圓を
併せて寄附したと云ふのであつた

成る程用材もよち／＼細工も骨を折つた割に精巧ではない然し其の製作者の精神美しい更に十圓の
金に至つては全く氏が汗の結晶であつて決して長者の千金に劣るものではない其の後幾日かの後更に
好司の父親が見て手製の針箱が出來たから寄贈し度いと拾個揃へて持參した一つ一つ細工の細かなか
けが這つて居て夫れには小缺白黒の糸を卷いた糸巻針差角製の篋眞鍮製の指貫等渾てが調べられて
あつた之も氏一家の人々の暖くやさしい心の細ると籠つて居た小箱であつた氏は越後糸魚川藩士の二

男其の血管には武士の血が流れて居る氏は今勤儉力行子女の教育に意を注いで居る

八、主家の幼兒を救ふ

西野彌太郎氏は可なく本所緑町のメリヤス商で店員を合せると三十一人と云ふ大家族であつた
店員で高社擔山と云ふ十八九の青年があつた高社君は子供にやさしい主人思への男だつたので震災
當時主人の長女ヤス子(六)を抱いて出たがやがて妻君に抱いて居た二女のなつ子(一)をも背負つてや
つたそうしてまご／＼して居る間に主人も妻女も店員も其の儘散り／＼になつてしまつたやす子の手
を引きなつ子を背負つて主人夫婦を探しながら高社君が大宮に辿り着いたのは夫れから三日目の九月
四日であつた

やす子はもう一寸も歩けない程に疲れて居るので停車場の一隅に待たせ泣き叫ぶなつ子を抱いて
やつと大宮小學校内の救護所に來た集まつて居た女教師が母に別れて三日やせ細つたなつ子の口に乳
房をあてるとむさぼり付て吸つて居た頃ですや／＼と眠つてしまつた

夫を見た高社君はせき止めて居た涙に咽て泣き伏した救護所の人々も皆泣にくれてしまつた偶然此
の學校の大江先生が暑中休みに産があつて不幸にも其の子を失つたことを思へ出し交渉に行つた喜ん

で預つて上げ様との返事で居並ぶ人々は吾事の如く喜んだ高社君の喜びは言ふまでもない 有難う

ムりますやす子さん丈は私の家まで連れて行きますそして主人に萬一の事があれば妹だと思つて育て
ます かう云つて彼救護所を出て行つた それから十四日主人西野氏は高社からの書面により大

江先生を尋ねて來た 御陰で以て一家世一人皆無事でしたなつ子丈はともと思へました高社と先
生とはなつ子の命の親です と泣いて感謝して居たと云ふことだ聞けば高社は郷里へ歸へつて病氣
になつて居ると云ふ無理もないことだ大宮學校の職員は皆氏の一日も速く健康快復を祈つて居る
美しき心の持主人以上の人高社擔山君神様も彼の生命を奪ひ去りはすまい

九、沈着なりし大久保村自警團

今大久保村は荒川改修工事中で數多の人夫中に金月星以下十一名の鮮人が同村に住んでゐる丁度九
月一日の大震災次いて起つた大火災不逞鮮人不逞の行動の噂は一般の民心を動搖させる當時同村でも在
郷軍人分會員青年團員消防手等相提携して自警團を組織し警戒したが三日には鮮人に對する惡感の度
は益々濃厚となつた此の時同村自警團は極力彼等に庇護を加へ乃ち其の諒解を得て同日夜刻同村第二
小學校に移して之が警戒に任じ一方團員松本康雄氏を浦和警察所に派して之れが保護方に就きて交渉

せしめ遂に同日午后九時與野驛に護送し同地に出張せる中村巡查部長の手に移すことを得た
護送の途中極度に興奮せる他村の自警團員殺氣旺盛せる民衆は之れを見て本村の處置を手緩しと嘲
り奪取して之を害せんとするものさへあつた此間護送の任に當たものゝ苦心は一通でたかつた
或は辯疎に力め或は身を以て之れを庇ひ遂に彼彼十一名を無事當局の手に移した

一〇、罹災兒童へ

川口町の一婦人が九月廿日川口小學校に出頭佐久間校長に面會し次の申入をなした

「今度の大地震災で罹災した方の子供さんが當校に居られるといふ事を聞きましたので本當にお氣毒
に思ひまして當校へ御危介になつてゐる三人の子供が平素貯金しました金と私の小使錢とで廿五圓御
座いますからさういふお子さん方の何かの足しにして頂きたう御座いますから」云つて婦人は尙「公
にする程の事でもございせんからどうぞ内々に」とくれぐれもの頼みに校長も強いて姓名は聞かず
只「太后」と云ふ姓のみやつとの事で本人から聞いて此の金を預つた

翌日表紙の色彩も美しい雜記帳二冊鉛筆二本半紙二帖太筆一本宛が罹災兒童の各の手に渡つた子供
の面にはいづれもいひ知れぬ喜びの色が見えた

一一、親を探す北足立郡川口尋常高等小學校教員 角田 鷹 治

灰燼の殘骸は人毎に恐怖と不安とを與へ燒死者の屍から發する怪しき惡臭は都會の地面を縱横に匍
ひ尙混亂狀態であつた九月六日正午と覺しき頃であつた「川口尋常高等小學校教員角田鷹治」焼野にな
つた廢都街を彼方此方と何をか索めんとする視線を放つて居る男の左胸部には斯く書かれた白布を縫
ひつけられて居た

九月三日の夕羅災避難民宿泊を斡旋し同校職員總勢を擧げて救済に従事して居た時町役場より送ら
れた兒童、女兒四名男兒一名の孤子があつた彼等は既に泣き飽かして涙を有つて居なかつた臉は赤く
腫には絶望から來る不安と寂しさに小女らしき輝き失つて居た其れは二組の姉妹と一人の少男であ
つた飯島清子、同澄江と呼び、田島つぎ、同えいと云ふ少年は立花正夫と云つた角田君は五人の子等
の恐しき物語と親兄弟を見失つた哀話に痛く同情し又或は生別であり死別かも知れなかつた慰めの言
葉を繰り返しつゝ校舎の一週に席を付けて日々の食事を與へ童話等を話した夜は幾度か見廻つては寢
姿を直してやつた而して兩三日は過ぎた

九月六日與へられた一日の休暇を利用し數日の徹夜の疲勞を癒やしもせず未明より入京した同君は里島飯島姉妹の親を探すべく上記の如く住所を誌したカードを手にして灰燼の街を歩いて居た胸の白布の主つ角田君であつた日暮里驛下車した同君は金杉町より三の輪に抜け龍泉寺前の電車通りを淺草公園に向つたが向へは目的の地は反對の方角であつた「北の方ですよ」行く人は君に是れだけしか答へて呉なかつた「北へ」吉原の燒野の黒こげの屍の山を眺め山谷の通りで北へ進み「さんや」停留場迄來た焼けたぶき板に誰かゞ消息を知らせて田中町三と書いてあつた奇遇を祈ながら聲を張り振上げて叫んだ一婦人憔悴した姿を堀立小屋より出し「里島と云ふのは宅ですか貴方？」里島さんですか有難ふ宜かつた」君は感激に躍り乍ら性急に子供等は無事埼玉縣川口小學校に救養されてることを告げた「本當ですか」と喫驚して「小供は生きて居て呉れたつて」と小屋を回顧して叫ぶ家中が雪崩の様に出了た總ては君に三拜九拜して泣いたとの事、其れから飯島家も無事見出すことを得て其等の父母を伴ひて歸縣し五人を父母の許に（少年は住所を知らないか近所であつた）歸すことが出來た

彼女等は其の後父の郷里に歸つて都の復興を待ちつゝ當地の小學校に居るとの知らせか同君宛にあつた五人の子等の暗がるべき將來を再び明いものにした同君の清い熱情が此の美舉をなしたのである少年少女の未だ若き教導者として現在の同君の行動は震災中に於ける美談であつた

一二、助け合ふ五人の兄妹

埼玉縣北足立郡大石村大字小衆六十二番地河原塚彦右衛門君は農をやつてゐるか兄弟皆孝悌の志深く仲兄健次郎君の如き毎年父母を慰めるために共に旅行をするのださうである震災當時四弟一妹は東京にゐて何れも震災の大災に遇つたか特に當日は母上京中の事とて彦右衛門の心配は一通でなかつた即日上京して母を尋ね同時に弟や妹の家族二十餘人を連れて歸つた中でも弟軍次郎君の如きに水に浸つて猛火を避け僅に身を以て免れたので態々衣類を送つて歸村させたのであつた其の後弟健次郎君は營業の關係上急に家を建ての必要があつたので彦右衛門君は農繁の時期にも係らず東奔西走して九月廿九日バラックを東京市下谷區竹町一番地に新築してすぐ開業させた殘る三弟も歸京を急ぐので十一月十日更らに淺草區鳥越町に一家を新築して三弟の家族を移轉させた其の間彦右衛門は勿論一家みな罹災者を勞はりよく親切をつくした罹災の弟妹も亦歸郷するや否や都會生活になれた身でありながら麥蒔に稻刈に營々として家事を手傳ふといふ事である

一三、同胞相愛の人情美

今度の震災で東都から故郷或は縁者の許へ避難した者は實に多かつた然し中には全く寄方ない哀れな者も少なくない本群馬宮村大字飯田新田清水敬太郎君は小作農で長男修一君は本所區中の郷業平町に住み帽子製造工場に通勤して家族五人暮してあつたすは地震といふ間もなく近隣の工場から火が出て住家を見る間に火となり隣の鹿倉兼吉君の家族四人と共に身を以て一時千葉縣鴻の臺の兵營に逃れた居ること數日九月五日修一家族は郷里の馬宮村に一先づ歸る事にしたが鹿倉家族の哀れな境遇を聞いて深く同情し當分寄食させ何くれと深切に話をし後には附近に空家のあつたのを幸ひ借り受けて其處に住まはせ食料品から衣服金銭に至る迄給與したその間四十餘日「渡る世間に鬼はない」といふが親身も及ばない程の心盡しであつた十月十七日別るゝ時鹿倉家族四人の心の内はどうであつたらう

一四、主人のために

北足立郡大久保村に金子三吉君といふ人がゐる九月一日某保險會社に所要あつて上京した丁度午前十一時頃淺草公園に差かゝるとあの大震に遭遇した激動一瞬全市は動亂の巷と化した君も妻子ある身であるまた所要も濟まぬのであるが溫厚にして忠實な君は先年厄介になつた主人の家の事が氣にかゝり直くに三谷町五九小澤忠次郎方へ走つた其の時既に大震は火災を起し猛火は將に襲來せんとするの

である漸くにして小澤氏を訪ひ長女とき子を背負ひ一同聖天町に避難した然るによせくる猛火は益々烈しく再び此處をたち人波に押さるゝ儘漸く上野公園に着いた其時既に一同を見失つてしまつたそこで三吉氏はとき子をしかと負直し一面紅蓮の海と化さんとする悽蒼たる光景を見つゝ中仙道を下り翌日午前七時歸宅した彼は昨朝より此時迄一杯の食も一滴の水も取らなかつた彼の心は唯とき子を救はんとするのにあつたのであるこれが眞の人生愛だと思ふ其の修君は二十日餘りも自宅で彼女を養ひ漸く主人の所在が判明してとき子を送つたといふことである主人夫妻の喜びはどんなであつたであらう

一五、草加町の美談

數萬の資産家さへお互に自分達の被害を口實に知らぬ顔する世の中に長男は目下習志野騎兵隊に入營し幼少なる二男以下と二三人の雇を使役して勤儉力行しつゝある草加町大字吉笹原餅製造業池田國藏氏は震災後數日に互り毎日雇人等を指揮して白米七俵を焚出して握飯を通行の罹災者に配つた東京を離れて三里途中はさながら戦場の如き雑踏中を食はず飲まず疲れた足を引すりながら避難して來る罹災者の如事に多くが助かつたであらうか

一六、命の親を助けて下さい

九月三日の夜は明けて東京の空の真赤な色も次第に薄らいだ頃である。昨夕から戸田橋畔にあつて東京方面から来る避難者の救護に疲れた青年團員は朝飯もまだ食はず二日二晩不眠不休の活動のためか團員中の金子眞平君は腦貧血を起したらしく突然路傍に倒れた他の團員が駆けつけて抱き起すやら醫者を呼びに走るやら大騒ぎになつたしかし齒を喰ひしぱり蒼白となつて悶えてゐる姿を見てたゞ氣が焦せるばかりこの時附近にゴロ／＼休んで居た避難者も我を忘れて「どうしました」「どうしました」と言ひながら廻りに集つて不安と同情の念に顔を曇らせて居たかその中に年の頃三十五六と四十位の二人の婦人は駆けよるより早く「あゝこの方はさつき私等を助けて下さつたお方命の親を死なしては」と地面に膝つき雨眼からボロ／＼と涙を流し手を合せて何か判らないが泣きながら經文を唱へ出したこれを見てゐる人は皆泣いた中にはこの場に居たゞまれぬ人も見えたあゝこの劇的光景人間の至純なる感情の發露暫くの後醫師が駆けつけた時をして「何大丈夫」と言はれた時この二婦人の喜びはどんなであつたらう又あとで此の事を聞いた金子君の胸中はどうであつたらう

一七、一家舉げて救護に盡す

「お父さん斯る時には惜むものではありませんね」とは横曾根信用組合長遠山雄太郎氏が震災當時川口署に留置した鮮人慰寄附金募集の際衆人満座裡にて父上に對し力強く發せる語である居合せた數氏は感動して忽ち應募した

達山氏は地方の名門で父子共に同情慈善に富み大震災に直面するや隣保の貧者に對し直に施米した京濱地方の罹災避難者郡をなし縣道を通過するや雄太郎氏は村青年團長金子藤吉氏同副團長遠山暉雄氏並に團員拾數氏と共に九月三日早朝から一週間救護所を字樋口の三叉路に設け麥湯牛乳握飯の接待傘、足袋、蠟燭の惠與道路の指示宿舍の案内病者の手當老幼疲憊者の輸送等同志舉げて寢食を忘れて盡した次いで有志並に處女會の應援となり人情の極算を盡した救護人員約一百五十人特に雄太郎氏は此間極窮と認めらるゝ者を物蔭に呼び懇に實狀を糺し金圓を惠與せること百數十人數拾圓に達したと云ふ

救護所の諸氏は不逞鮮人警戒に深く留意し殊に氏は反對者の脅威に臆せず其徹底に努力した家庭と協調し同志と結合し美しい努力と正を發揮した

一八、避難者を輸送した二青年

九月一日の震災につく大火災に其の日の夕方には我村を貫く奥羽街道は避難者が陸續として越ヶ谷粕壁方面を指して通り始めたさうして之が十日も續いた中でも三日の午後は涙なしでは見られなかつた雨さへ降り注ぎ道路は泥濘甚しく疲れ果てた人々はよろ／＼とよろけ足を引する様に疲れてゐる我子を背負ふことも出来ず子の足に任せて木蔭で雨を除けながら休んでは歩き出すといふ有様だつた本村青年團員小野寺正孝並木光治の兩君は奥羽街道の湯呑所並休憩所で働いてゐたこ等を見るに忍びず肅々として降る雨を冒して自轉車にリヤカーをつけ府下潮江村に至り憐れな家族達を乗せては草加町へ運び正午から夜に及んだ

救護に夜警に極度迄疲れてゐる青年團員としての兩君の働きは今尙當地の話題となつてゐる

一九、尊き情

丁度九月二日の事であつた上尾小學校の一先生は日曜を幸に遭難の親戚を救ふべく日暮里に赴いた話は其の歸途の晩の事である先生が大宮のホームに下りるとそこに二人連れの學生らしい男が襦袢猿

股でブル／＼と顫へてゐる

慈悲深い先生にはそれを見過す事が出来なかつた町の通りへ出て早速二枚の着物を求めて與へ一日から今まで何も食べなかつた二人に其の場の凌ぎにもと夕飯を食べさせた飢と寒さから救はれた二人は厚く禮を述べて先生の住所氏名を尋ねたか先生は黙して答へぬのみが心ばかりの旅費銀を與へ親切のありたけを盡して停車場まで送つたのであつた

二〇、智と勇

橋本政之助君は埼玉縣北足立郡膝折村大字岡に生る浦和中學校を中途退學し現役志願兵として騎兵第十四聯隊に入營し除隊の後間もなく警視廳巡查を拜命し今部長の職にある當時橋本部長は新大橋に在つて救助に努めてゐたが橋は數萬の避難者と其の荷物を以て埋められ殆んど身動きも出来ない状態であつた火は遂に同日夜半橋の東西から迫つて家財道具に燃え移り避難者の生命は橋と共に頗る危険に瀕した之を見た部長突嗟の處置として荷物を河中に投棄するやう聲の限り命じたか之に應ずるものがないそこで自ら投棄し始めたが私服の故を以て普通の人と誤られて防害を受けたが屈せず遂に他の正服巡查七名の援助を求めて延焼の憂ある物品を強ひて殆んど全部隅田川に投棄させた氏の智と勇と

は一萬餘人の人命を救ひ橋の焼失を防いだのである

二一、見知らぬ人への情

北足立郡上尾町大字宿山田豊吉氏は獨身八百屋業を営んでゐるが今回の大震災には上尾町青年團員中卒先して救護に當り家業を顧みず上尾驛で罹災避難者に飲料水食品等の給與に盡力すること二週間早朝より夜半に至る迄一日も怠らなかつた就中九月五日午後六時半東京市神田區淡路町一ノ一小岩井某家族九名と共に仲仙道を徒歩で避難して來たか上尾驛で同家族が乗車も出來ず二人の子供は疲れてゐても野宿はいやだから線路傳へにて歸らうと泣いてゐるその様を見た氏は九名を自宅に宿泊させやうとしたが家は六疊一間でとてもみんな泊れないので隣家秋山時計店に事情を話して五名を分けて宿泊させ翌朝荷馬車を頼んで一行を郷里東吉見村まで送り届けた小岩某氏は同情ある行爲に感じ謝禮として金五圓を贈らうとしたが氏は固辭して受けず遂に青年團の救護費に寄附することとなつたといふ

二二、忠實な關根岩作君

岩作君は北足立郡植水村大字佐知川の人昨年五月東京市本所區原庭町柳澤セルロイド櫛仕上げ所に

小僧となつてゐたが九月一日の大震災の起るや折節主人が不在で婦人と子供ばかりだつたので岩作氏は婦人と共に懸命に働き衣類其他の貨財を搬出したが猛火はだん／＼近づいて既に危険になつたので婦人は岩作氏に乳呑兒を背負はせ手金庫を携へて一先づ上野の山内に避難させ私の行くまで待つやうに云付けた岩作君は雜踏いはん方なき避難者の中を押分け／＼ひた走りに走つて吾妻橋を渡つた渡るや否や橋は見る／＼焼けおちたやつと上野に着いて二晩露宿して婦人の來るのを待つたが婦人の姿はとう／＼見えなかつた止むなく翌三日王子町瀧の川小學校に避難し救助を受けた此の間乳呑兒には若い婦人を尋ねては乳を貰つて與へ自分は救助の握飯を受けて僅に命を繋いでゐたが再度の搜索に依り主家の人々は手を盡して搜索し一度は既に焼死を遂げたものと悲嘆にくれてゐたが再度の搜索に依り災後六日にして再會するを得共に嬉し涙にむせび直に同行郷里に歸り乳兒は恙なく金庫と共に主人に戻したといふ氏は本年十七歳である

二三、自己をすてゝ

六辻村青年團顧問で前團長であつた高麗芳太郎氏は常に柔道を習ひ整骨の技を辨へて居たので罹災者を救ふは此時であると自分の家の壊れたのは意にしないで九月一日午後未だ餘震の頻々として來り

人心動搖せる中に副團長星野金子兩氏と謀り青年團救護所を高麗氏方に置くと同時に村内數ヶ所に揭示して負傷者の來診に便ならしめ一方に於ては自ら卒先して繃帶及び救急用藥品を携帶して村内を迭行し負傷者に應急手當を施した斯くして迭回数此の事廣く近隣の知る所なり手當を乞ふもの多く大震以來十月に至るまで三十有餘日手當を受けたるもの實に二百二十七名の多きに達した

二四、小林師の意氣

北足立郡南平柳村大字領家光音寺住職 小林 乘 雪

大正十二年九月一日帝都竝に横濱地方の大震災災は人類史上未曾有の大慘事にして紅炎天に沖して鎮火せざること三晝夜此世ながらの焦熱地獄は目前に展開せられたり斯る間に九死の一生を得て地方に難を避けて落ち行く人の群は本村荒川堤上に押寄せ來り異口同音に不逞鮮人に依る市内放火の狀を宣傳したり爲に附近村民は何れも戰々恟々たり自警團亦此等の流言蜚語に迷はされ何れも極度の亢奮に陥り爲に震災以前より本村内堤防小屋に住せる鮮人勞働者十五名又反感を以て迎へらるるに至れり折しも九月二日名古屋方面より鮮人六名突然來り投せりとの報同氏の耳に入るや氏は寺より程遠からぬ小屋に至り豫て見知れる年長鮮人に面會して其の風説の眞否を糺せしに彼は確かに六名來れり現に

就褥中なりとて蚊帳を除きて之を示し且つ不逞ならざる旨を告げたりされど夜陰の事とて事情判明せざるにより氏は明日再び來るべきを約し併せて時節柄充分の注意監督すべき旨を含めて其の儘歸宅したり時に午後九時頃なりき然るに何時しか此風説四方に傳はり歸宅後約一時間にして堤上喧噪を極めたり此處に於て同氏は堤上に急行すれば己に自警團員百有餘名小屋を圍み氣早き者は内に入りて彼等の脱き置きたる足袋靴等の濡れしを見て正しく不逞鮮人なり六名引き出せと怒號し今にも暴行を加へんとせり危急を觀取せる氏は郡集に向ひ大聲叱呼「鮮人に危害を加ふる勿れ本村の恥辱たることを爲す勿れ」と極力制したり此聲を聞き亢奮せる郡集も多くは氏の命に服したり去れど其の後の形勢を慮り一應警察署に保護を乞ふに如かずとし鮮人の婦女子を殘して留守の任に當らしめ屈強なる若者十六名に同行を求めたり附添ふ自警團員約七十名自ら先頭に立ちて警護を爲して川口警察分署に到れり轉て署長に面會して事の顛末を報告し且今後鮮人を署内に保護せらるゝが然らずば余は村民の諒解を得責任を以て保護の任に當らんと申述べしも署長も一應調査の上ならでは返答致し難しとの事に其儘家に歸れり時に翌日午前四時なりき三日鮮人留守宅を訪ね護送の模様を話せしに彼等一同大に喜びたり時に十三歳なる鮮人の一兒は能く日本語を解し氏に向つて「叔父さん鮮人が宮城に火を付けたと云へますが本當ですか、本當なら大層悪い事をしたのです」と氏は之に答へて「鮮人と云ふても皆悪いの

ではない善い人も澤山ある御前は將來益々勉強して良い朝鮮人となれ」と氏は此時鮮人の兒童にして斯くも皇恩の厚きを思ふ切なる情に今更乍暗涙に咽びたりと云ふ

斯くて留守せん婦女子五名も間もなく警官の手にて護送せられ一同自動車の人となりて遠く北に向つて運ばれたりと

數日の後知人某同氏の宅に來りて曰く「近時氏の評判は大變悪い中には鮮人を保護したるは不都合なればあの小林を葬れと云つて居ります今後郡集中にありては決して多數の心に逆ふ言動は止めたら如何ですか」と、氏は笑つて「善いも悪いも後になれば判るから」とて殊更に答へざりき

今や自警團にて兎角世の話題に上れる時本村自警團が別に過なかりしは一に同氏が不眠不休一身を犠牲にして鮮人を保護したる功與つて大なりと云ふを得べく今日郷黨に於て其行動を稱賛して己まざるもの洵に偶然に非ざるなり

二五、人の情

北足立郡與野町大字與野 井 原 眞 亮

同氏は九月三日京濱震災罹災者與野停車場を汽車又は徒歩にて線路傳ひに避難する光景を目撃し同

情の念禁じ能はず直ちに人を我家に走らせ白米を取り寄せ驛前の一民家を借り受け人夫を雇ふて炊き出しをなし群集せる罹災者を慰問すること二日間其の人員二百餘名に及べり翌四日より木崎村と聯合救護會成たるを以て個人の救護は中止せり一方青年團役員に依頼して避難民數を調査せしに本町内に七百餘人あり此儘捨て置けずとなし十七日白米十五俵を青年團に托して分與救濟の方法を講したり更に九月二十八日白米數斗を出して最も生活困難なる罹災者を賑恤せる等其の行爲洵に奇特なり

二六、青年團長の算舉

桶川町青年團長臼田九八氏は質實温厚思想温健町青年の信望篤く今回の震災には避難者の救護自警團の善導震災地に勢力援助義損金募集等殆んど寢食を忘れて盡力した左に其の一二を記さう

一、自警團の善導

九月二日の夜避難者の雪崩れ桶川町仲仙道に滿ちて混亂名狀すべからざる中に鮮人の護送に連れて流言蜚語が亂發され不安の上に不安を來した其の時何處からともなく鮮人の男三名が町内に現れたので警鐘を亂打し町内殺氣を帯び群集は既に暴行に及ぼうとした時臼田氏は剛膽にも群集中に飛び入り沈着な態度で懇々輕舉育動を戒め三鮮人を迭査部長派出所に護送し警官と共に

力して此を保護し慰安宿泊せしむること三日一大不祥事件を未然に防止し三人の貴い命を救つた

二、避難者の救護

白田氏は一家七名父母既に老いて働くものとは氏一人である然るに九月二日より十日迄全く家業を捨て、同氏主唱の下に町内数ヶ所に救護所を設け率先して自ら救護に當り避難者中飢へたるものに食を與へ疲れたるものに宿を與ふる等救護至らざるなく特に氏が平素團員一致の信頼厚く團員皆之れに習つて活動したので感奮せる町内有志の寄附は續々同救護所に集まり現金貳百四拾五圓其の他食料品數を知らざる迄に集り救護の實を擧げた

二七、惻隱の心

細沼藤作君は大和田小學校のある大字の區長を勤めてゐるあの大地震災のあつた月始め六日の夕方雨降りの中を大宮町へ買物に出かけた
明進堂といふ文房具屋の店頭で休んでゐると一家族と思はれる七八人連れの避難民の一行が雨の中をづぶ濡れに濡れながら店先を通り過ぎた

見れば四十五六歳の主人の背には四つ五つの女の子主人の妻とも見ゆる女の背には乳呑子が負はれてゐる其の後から七八つと十二三位の女の子二人十三歳と十四五歳位の男の子二人なほ其の後から古稀の坂を超えた年寄夫婦が瘦せ衰へた老軀を竹の杖に支へながらよ／＼と歩いて行く「少々お待ち下さい」見るに見かねて同君は一行を店頭呼び入れて同店の主人に傘八本下駄八足を買い求めさせめい／＼にそれを與へ其の上若干の金錢を贈つた

お蔭様で

と合掌し別れを告げて川越新道を北に歩み行く一行の見歸る眼同君の見送る眼共に涙に曇つてゐた

二八、白子青年團第一支部の活動

白子青年團第一支部は團員三十一名を有してゐるが今回の大震災に際しては一大活動を開始し九月二日から自警團を組織して部内の警戒に努め又續々避難して來る罹災民の救護に盡力し日頃團員の協同勢力で蓄積した金四拾餘圓で白米三俵余を購入して罹災民六十三名に分與し又九月五日には團員總出で部内の倒潰家屋一棟及び半潰家屋二棟を修理し同十日及び十一日には團員全部本郡芝村に出動して震後の復興に勉めた

二九、保護斡旋者(京城に於ける中島司氏編纂震災美談中より轉記)

九月三日の夜東京方面から避難して來た朝鮮人百八十九名が仲仙道を村から村へと傳遞護送されて大宮町を通過の際食物も撮ることが出來ずに痛々しく疲れ悩んで居るのに同情して町の製糸家今井五六氏は一行が休憩して居る間に炊き出しをして各人に一食分の握飯と副食物麥湯などを與へて懇切に勞はつた尙同氏は大宮警察署に收容保護中の鮮人朴祐乘外十九名に對し同月八日より二十日に至る間數回に亘りて紙齒磨其の他副食物を寄贈した氏は平素内鮮融和といふ事について深い考へを有して居る人である

今井氏の外に大宮署收容中の前記二十名の鮮人に對して同町の製糸家小口横太氏は十二日間毎日薩摩芋三、四貫匁を蒸かして之に漬物などを添へて贈り又度々日用品も揃へて分與した同じく町内の製糸家中清三郎氏も彼等の炊事用として薪炭其他の品を寄贈して勞はつてやつた

九月三日の午前八時頃埼玉縣北足立郡神根村根岸の春日神社境内に一群の朝鮮人が何れも元氣なく疲れた身體を草むらに埋めて休んで居た夫は東京府下南千住に住んで居た相愛會幹事金元達君を首め十名の人々であつた彼等は地震と火事と民衆の脅威より遁れて岩槻街道を當途もなく北へ北へと走つ

て來て餘りの疲勞に堪へかねて足を留めたのであつた神根村の村長小澤定藏在郷軍人分會長島海健次郎消防組第一部長森惣一郎區長西野儀三郎衛生組長飯塚清太郎の五氏が聞き知つて現場に到り取調べたところ別段怪しい處もなく全くの避難者たることを認めたが集ひ來た民衆が何でも不逞鮮人だから處分するとして喧騒を極めるので前記五氏は必死の努力で民衆を制止し食事を與へて休養させて居た然るに今度は他村の民衆が此處へ押し寄せて來るとの注進があつて形勢危険と思はれたので午後二時頃軍人分會長の島海氏は自ら一同を護衛して同郡芝村方面に避難させることにして一里ばかりの道を連れて行くと芝村では民衆が鮮人を此村へ入れてはいけなさと騒ぎ出し結局十名を警察署に送致したそれでも一同はあてもなく中山道筋を彷徨うて危ない目に遭ふよりは早く警察に送られた方がまだしも仕合であつた

浦和町の森永忠雄氏は浦和警察署に收容保護中の鮮人五十名に對し慰安のため九月十日に菓子一包宛同十二日に衣服十三點同十六日に甘藷一俵を寄贈した

同町の伊藤二郎關根綱雄の兩氏は九月十四日前記の鮮人に對し金拾圓を惠み彼等の希望によりて卷煙草を買ひ與へた

前記森永伊藤兩氏並に富藤廉清。小川義之。若山久一。鈴木國香。衣笠裕。松澤兵藏。川上榮三。

佐藤葛五郎。久木田重夫。尾崎芳次郎。石井勝一。水野辰夫。渡邊リエ。戸所亀作の諸氏は浦和署の鮮人五十名は對し菓子。仁丹。手拭。其の他の品を寄贈した

一、震災當時北足立郡美谷本村大字美女木川端善次郎方に文承官初め十五名の朝鮮人が土工に雇はれて居た川端氏が請負つて居た荒川堤外地河川工事が震災のため一時工事を中止することになったので使用鮮人等は空しく大工小舎にごろごろして居るより外はなかつた時に不逞鮮人云々の噂が起り近郷近在の混雜名狀すべからず民衆は村長萩原米三郎消防組頭土屋多兵衛並に小室駐在迭査に迫りて川端方の鮮人を處分してと強要し其の暴狀手のつけ様もない程だつたが前記三氏は克く歩調を共にして十五名を保護し一名の怪我人も出さずに浦和警察署へ送り届けた

一、蕨町に盧元守といふ朝鮮人が外に四名の鮮人を連れて大正十二年八月中旬頃から一家を持ち人參と飴の行商をして居た偶々地震と同時に鮮人騒ぎが起り蕨町民が此の五名の鮮人に危害を加へむとするのを土地の石炭商で消防部長の高橋富次郎氏が萬難を排して救助した

一、川口町の田島房邦と云ふ人は九月四日鮮人保護中の川口警察署を群衆が襲撃した際其の防禦に多大の功勞あつたのみならず同署に收容された四十九名の鮮人並に一名の支那人に對し慰安のため同月二十二日金拾圓を寄贈したので署では其の特志を受けて一同の嗜好品を求めて與へた

一、横曾根村の遠山雄太氏は世話好きな人で震災當時村内を通過する東京方面からの避難民に對し飲食物や衣類などを困つた人達にどしどし呉れてやつた爲め二百圓からの散財をした鮮人事件の時には村民の誤解を防ぐために演揭示等をなして盡力し川口署に收容中の鮮人慰安の爲村内の有志十數名を勧誘して金拾八圓を集めて寄附した

一、震災當時東京方面から中山道を通り行く一般避難者の悲惨な有様は今更説かずもかなわけて憐れ氣の毒なのは朝鮮人であつた鴻巣町では鮮人の事で大騒ぎをしたのであるが其の際同町の河野常五郎といふ人は朝鮮人を無差別に憎むは假令人心昂奮の際といふ云へ後に輕舉の誹りを免かれないのみが却て刑に觸れる結果を來すであらうと心配して鮮人護送の際桶川方面まで出動し鮮人保護の必要を力説して民衆の輕舉を戒しめて廻り自身幾多の批難攻撃を浴びながら治安の維持に努力する所多大であつた同町の新井吉雄といふ人も鮮人保護に身を忘れて盡力した一人である

一、中丸村北本宿消防組第三部長片山榮吉氏も當時殺殺立つた民心を鎮め鮮人護送の安全を計つた功勞者である

三〇、師範學校職員生徒の大活動

大正十二年九月一日の震災に際り當時浦和町内にある各學校の職員生徒孰れも出場し東京方面より避難し來りたる罹災者並に安否を氣遣ひ尋ねんとして上京する行人に對し溫き同情と熱誠とを以て幹旋盡力せられたるも就中師範學校の職員生徒諸君の幹旋盡力は痒きに手が届き避難者中感謝の涙に咽ぶもの尠からぬ有様であつた九月二日學校の落壁屋根瓦杯取片附を濟し午后より全校の生徒を三組に編成し夫々職員指揮の下に浦和驛、調宮、六辻村焼米坂の三ヶ所に別れて救護に従事す

停車場には四斗樽十けと柄杓五十本とを準備し荷車にて水を運び鈴成の儘列車に運搬せられた避難者に飲料水を配り渴を濕し六辻の焼米坂にある一組は東京より避難して來る多くの内には饑渴と疲勞の爲重き荷物を背負ひ又は車に荷を積んで挽き坂に來りて上るの力もなく其の惨めさに無類の同情を寄せ飲食物の配給荷物の運搬、或は車の押上などに九月二日より同九日に亘り朝七時より夜は十時まで救護にむ努殊に五日夕刻約三十分雷雨に全身濡るゝも身を顧みず避難者の救護に力め敢て疲勞の色をも表はさず

九月三日救護中本縣社會課よりの依頼により白米四石を炊き之れを握りて經木皮に包みて縣に引渡せり縣は直ちに之を自動車に積し東京市に運び寄贈せらる蓋し之れが他縣より東京市に食糧を贈りたる先驅なりしと

九月四日前日同様浦和驛、調宮、六辻村の焼米坂及び浦和町の玉藏院に至りて救護に盡す

當日又縣より白米十五俵を送られ之れを炊き握飯を拵ひ停車場、玉藏院、調宮に於て東京より來る避難者に分配す當日は特に避難者多く一人一ヶの小さき握飯を給する仕未にて其の忙はしき其の混雜さ加減は到底筆紙に盡し難し九月五日前日同様職員生徒救護に盡す此の日六辻村よりの依頼により松本教諭は生徒五十五名を引率し六辻村に至り倒壊家屋の片附整理に出役す一面又縣より送られたる白米十二俵を炊き握飯を拵ひたるも經木皮、梅干品切にて味噌を塗りたる裸の儘籠或は箱に詰めて配給す

九月六日前日同様引續き救護に努む本日縣より白米十俵馬鈴薯三十俵を送られ之れを炊焚して停車場、調宮、玉藏院等に運び東京よりの避難者に分配す

當日大里郡寄居花園の青年團員は毎戸より寄附せしめたる白米並に梅干荷車二臺に積載し遙々と運搬し來り救済に用ひられたしと師範學校に提供せりと

九月七日前日同様引續救護に努め白米十俵、馬鈴薯二十俵甘藷二十俵を炊焚し各救護所に運搬分配せり

其行動勇敢にして而かも燃ゆるが如き至誠により寢食を安んぜず救護に努めたる行爲に對し特に堀

内本縣知事より感謝の辭を述べらる

三一、鴻巣町消防組

大正十二年九月一日震災に引續き鮮人は爆彈を投せり或は掠奪を行へり等の流言盛にして中にも中仙道は京濱地方よりの避災民の爲に此風説最も甚しく鮮人憎惡の念は其の極度に達し遂に一種の恐怖心に襲はるゝと共に一方強烈なる復讐的迫害行爲に出て兼まじき氣勢を示したりしが右消防組員は最初より沈著にして役員指導の許に秩序ある行動を持し鮮人に對する感情の融和に努め數回の鮮人護送を完ふし家事を顧みず連日夜警に當る治安維持に力めたる功績大にして就中當時多くの誹を排して四日朝鮮百三十餘名を町内に休憩せしめ厚き手當を加へ各町内總代と圖り總代は組下九十二戸より握飯二三個家を出さしめて朝食を使はしめ煙草を給與する等夫々救助の手當を加へて出發せしめたるが如き彼の混亂状態に際して容易に發見し能はざる美舉にして此の沈着なる行動に依て町内は俄に平靜に歸し治安舊に復し町民は安んじて其の職に従ふに至るは全く鴻巣消防組員の行動機置に適せる結果にして治安維持上其の功大なりと云ふべし

三二、同胞相愛

北足立郡鴻巣町在郷軍人分會 同青年團 同鴻友會

九月一日震災後鮮人に對する流言盛んにして就中中仙道は罹災民の避難する頗る多きが爲激しく鮮人憎惡の氣分を唆られ迫害行爲もなし兼まじき一般の形勢なりしか右三團體は各同町消防組員と協力し鮮人に對する一般の感情を融和し一方罹災者救助としては九月二日より十一日迄殆んど不眠不休にて之に従ひ救護人員約二萬人傷病者手當の爲醫師に斡旋したる者百名焚出米二十俵無料宿泊一千名を越え至誠を盡して同胞相愛の美をなし常に警察と連絡を保ち治安維持に努めたる結果當時非常に荒ひたる人心を和け鮮人の護送にも多大の盡力をなしたり

三三、鮮人保護に努む

北足立郡桶川町長 栗原新太郎 同尋常高等小學校長 小林常重
同在郷軍人分會長 和久津敬之助 同 消防組頭 川端喜三

九月一日震災による罹災民は山崩を打つて中仙道を避難し何れも九死一生の物語りと同時に東京火

災は鮮人の放火にあるが如く尙又鮮人は飲料水に毒を投せる等の虚説を流布したる爲地方民心の不安極度に達し恐怖の餘り鮮人と見れば直ちに迫害を加ふるの氣配ありし折柄九月三日午後三時頃大宮署より四名の鮮人を護送し來りし爲民心非常に激昂せるより一時桶川派出所に收容したるが此事を聞きたる地方民は瞬間にして派出所前に數百の群衆押掛け形勢頗る不穩となりし爲鳥塚迭査部長は極力鎮撫に努めたるも熱狂せる集團は容易に耳を傾けず喧々囂々として止まざりしか町長、校長、消防組頭は交々立つて熱辨を振ひ良鮮人の保護と輕舉を戒め分會長は警察官を援助して直接保護の任に當りたるは何れも勇敢にして沈着なる行動の然らしめたる處にして就中小學校長は小學兒童を通じて各家庭に鮮人に對する誤解を解かしむる等誠實の溢るゝ許りにして治安維持上の効甚大にして尙桶川迭査部長派出所に鮮人保護中三名に對し各四食を給し川端消防組頭は梨を與へて慰撫する等の美舉あり

三四、義 俠

北足立郡鳩ヶ谷町大字鳩ヶ谷一五三番地

煙草元賣捌所 石田彦一郎 明治二十二年二月八日生

大正十二年九月一日の震災火災より引續き避難民は當地に入り込み來り非常に困難し饑渴に苦しむ

者多數なるを目撃し何とか救済の方法を講せむとし九月六日鳩ヶ谷警察分署に出頭し町内の罹災民は勿論一般避難民及鮮人に對し救助せられたき旨を以て白米二十俵時價三百六十圓を提供したり同分署に於て即時避難民の調査を爲し百六十戸に亘り及鮮人六名に對し救助を爲したり之が爲同地の救済上機宜の措置を取り得たるは洵に氏の義俠的同情に由るものと云ふべし

三五、鮮人保護に奔走

北足立郡鴻巣町大字鴻巣二、三八五番地ノ一

河野常五郎 明治二十八年七月十八日生

這般震災後避難民の救護を叫び殊に當時一般に鮮人憎惡の念滿ちたる間に處して多數の非難攻撃を斥け鮮人救助の爲奔走し九月三日夜は桶川町に出張し鮮人護送に先ちて無辜の鮮人は之を保護すべしと力説し續て各町に同意味の宣傳を行ひたり彼の非常時に方て暴舉に雷同せず地方の治安維持の爲盡力したる功績顯著なりと云ふべし

三六、消防組部長の美舉

北足立郡中丸村大字北本宿三五八

片山 榮吉 明治二十九年十月二十二日生

右者中丸村消防組第三部長の職に在り震災後鮮人に對し極度に荒へる地方の人心を静め以て一方鮮人護送に盡力する所ありたり又村長と協議し其の部に救護所を設立し避難者救護の任に當り多大の救護を完ふし尙又九月十七日本宿信號所に於て鐵道事故を生したる際直には消防部員を召集し率先馳せ付けて死傷者の救助に力め且つ列車運轉を迅速ならしむるに大なる努力を爲したり

三七、救護所開役まで弱力奮闘

北足立郡鴻巣町大字鴻巣二、八二番地ノ一

新井 吉雄 明治二十一年一月十五日生

九月一日の震災に際し京濱地方よりの避難民續々中仙道を通して慰狀見るに忍びざるものありしか未だ町内に救護の設備無かりしを以て直ちに自己の持家を開放して家族及婢僕を督勵し先づ麥湯及梅干を備へ罹災者を救助し在郷軍人、青年團等の活動開始に至る迄獨力を以て繼續したるものなり同氏は資性温厚而も公共觀念に強く此美舉あるもの蓋し偶然にあらず

三八、満腔の同情

北足立郡蕨町大字塚越 高橋 新之助

九月一日の震災に於て氏の住宅一棟全潰するの厄に逢ふて他を顧みること能はざるも蕨町青年會塚越支部長たるの故を以て大に自己の責任を重んじ自家を顧みず災害を被る同宇内の會員を訪ひ勸誘出勤せしめ半潰となりたる第三蕨小學校の取片付に従事せしむ時恰も北足立郡青年團員大砂土村、宮原村、大和田町より來援を得爲日に忙殺の度を加ふる時氏は自家の慘事を忘れたるが如く括据精勵事に當り若町會議員學務委員を訪ひ極力奔走盡力し殊に出動者に給する食事に就ては私かに金品を提供する等母校に對し満腔の同情を以て盡力し洵に人の襟を正さしむるものあり氏は平素公共心に富み衆人の利益を計り殊に母校には圖書其の他の物品を寄贈する等其の徳救舉に遑あらずと

三九、意氣相校合 罹災避難者救護所に於ける人情美の發露

大正十二年九月一日大震災の爲疲れ果てたる帝都及横濱方面の人々は鐵道故障の結果川口町より道を横曾根村に取り蕨町又は戸田村方面に向ふ二日朝より漸次其數を増し同夕刻よりは山崩の如く押

し寄せたり之を見たる横曾根村青年團長金子藤吉副團長遠山暉男は樋口組團員並に有志者横曾根村信用組合長遠山雄太郎氏と相談の暇もなり忽ち意氣投合し三日早朝より字桶口、川口、蕨間、川口白子間三叉路に救護所を設けて麥湯握飯の給與、交通整理、道路の指示、宿舍案内等を開始するや同村牛乳搾取販賣業者鈴木慶之助氏は連日牛乳を同所に寄贈し計四斗五升に及べり右牛乳は老幼者又は病者に與へたり雨天には傘を晴天には蝙蝠傘を足袋を要するものには足袋を夜は蠟燭を與ふる等不眠不休之が應援に暇なり三日より九日に及べり特に其の間深夜米國人六名に飯食等を與へ宿舍を需めて安眠せしめ乃至老幼病者にして疲憊歩む能はざるものは自働車に托し又は荷車或は自轉車「リアカノ」を以て輸ひ病者は醫師を聘して診療を乞ひ産婦は産婆を聘して取扱はしむる等人情美を極度に發揮して餘蘊なかりしなり此際遠山雄太郎氏は日に早朝より深夜に至る迄同所に出動して計査に實行に應援團長格を以て牛耳を取り粗衣を着し裾を紮げて奔走至らざるなし殊に疲憊困窮の狀態するに餘りある者を見ては物蔭に呼びて金錢の要ありや否やを問ふて其の實情を糺し汽車賃小使錢等を施與すること六拾餘圓百數十人に達したりと云ふ斯る眞情發露の行動は避難者をして隨喜の涙に暮れしめたるのみならず附近のものをして感動せしめ荷車、自轉車、の無賃使用菓子類果實類等の寄附を申出づるもの陸續老幼病者疲憊者輸送の便、惠與物資の豊富を來し平素遠慮勝なりし同村處女會員も相呼應して三日より七

日に至る五日間延人數三十四人早朝より出動して之を應援するに至れり此舉に際し樋口組青年團員の出動は三日より九日に至る七日間延人數四十九人應援者處女會員を除き十六人に及べり爲に避難者は大に力を得感謝の涙に咽むもの尠からず

四〇、南平柳村青年團前村支部の活動

九月一日の大震災の後間もなく流言蜚語頻々として村内の人心驚怖に驅られて騒ぎ出したる當支部は午后五時頃軍人分會の班長と協議し親交會（大字前村有志の一團體）員一同と共に非常召集を行ひ隨泉寺境内に集りて直ちに應急施設を議し一同を二隊に分ち一隊は避難民の救護の爲荒川堤上に向ひ腰掛等蓆を運び樽を三ヶ所に備へて水を給し炊出しに着手せり他の一隊は村内の警戒に任し要所に詰め堤上には東京方面より續々避難者押寄せ來り漸次數を増す折しも一臺の荷車に少しばかりの荷物を載せ其の上に六歳位の女子を乗せ親子五人避難し來り此處にて車の梶棒を卸して水を飲んで渴を醫し腰を卸して疲れを慰めんとする瞬間腸痛を感じ次第に苦しむ四人の家族驚き悲しみ其の樣實に見る目も氣の毒なる風情なり團員は直ちに介抱して救護所に連れ込み服藥の手當を加へて勞はり爲に漸く落ち付きたるを以て親子五人は幾度か繰返して感謝し立去れり

第二日も早朝より避難者群をなして通り汗と埃とにまびれ其の様何にも形容し能はざる一種悲哀の感に打たる一日以來絶食漸く此處まで足を運びたる哀れなる人の數知らず是等の人々には握飯を與へて救助に務む

第三日の午後十一時頃鮮人二名千住方面より入込みたりとの急報に接す團員及應援の村民は不逞鮮人來ると俄かに殺氣立つを團長首め團員幹部二三名は勉めて之れを抑留め團員中より池田一衛、分會より宮田直行の兩名を簡遣搜索せしむ果して大工の家に潜めるを見て訊問す宮田氏は嘗て咸鏡北道穩城守備隊に在りしを以て鮮語に通し居るを幸ひ約五六分間問答し其の怪しきものにあらざるを知り彼等の身上を顧慮し川口分署に連れ行き保護を依頼せりと第四日の午前三時頃亦鮮人來襲の流言ありて一同驚き或者は正覺寺に至りて警鐘を亂打し爲に村内又俄かに殺氣立ちて形勢頗る險惡なり此處に於て右兩人は各詰所に馳せ付け調査するも其の形跡なければ直ちに正覺寺に到りて警鐘を中止せしめたり斯くて五月六日も騒々敷内にも村内は幸無事なるを以て一先解散せり

元郷、川口間の荒川改修工事漸く成りたるも道路並に橋上の地均し不完全の爲交通甚だ困難なるを感じ夜中高張提灯を押し立て老幼男女の通路の便に供せり

四一、浦和消防聯合會の活動

右は震災の當初より人心の安定並に警火事務貢獻せるは勿論浦和警察署管内就中被害激甚なる芝村六辻村、美谷本村に對し消防組員を派遣して左の如く倒潰家屋の取片付其の他の勞務に服し多大の應援を爲したり此等の團體的行動として良く秩序を保ち以て一般の援護を完うしたるものとして賞するに足るものと認む

一、九月十五日十六日の兩日與野町消防組員二百名六辻村へ 一、九月十八日十九日の兩日谷田村消防組員一百五十名芝村へ 一、同本崎村消防組員二百二十名を芝村へ 一、九月廿三日膝折村片山村消防組員一百十三名を美谷本村へ

四二、乳兒と金庫を渡すまで

北足立郡植水村大字佐知川一〇七番地

關 根 岩 作 當年十六歲

本人は大正十二年五月東京市本所區原庭町柳澤セルロイド櫛仕上所に弟稚小僧となり居りしが去る

九月一日の大震災火災の起るや當時主人は他行留守中にて婦人と小供のみなりしかば同人は婦人と共に懸命に働き衣類其の他財を搬出したり然るに火の手は愈々近寄り既に危険に迫りたれば婦人は同人をして當年三月未誕生の乳兒を負はしめ手提金庫を携帯せしめ先づ上野の山内に避難し以て自己の到るを待つべき旨を命じたり岩作は主婦の命を承けて直に雑沓云はん方なき避難者の中を押し分け走りに走つて吾妻橋を渡るや橋は見る見る焼け落ちたり斯て辛くして上野に至り婦人を來るを待ち受けたれども何時かな婦人の影をも見えす其の夜は遂に乳兒を負ひしまゝ此處に露宿し翌二日も終日待ても更に婦人らしき姿も見えず此夜も此處に明すに至れり當時同人は唯單衣襦袢一枚を着するのみなりしかば避難者中の或る人見兼ねて單衣一枚を與へたり翌三日朝或人の言に従ひ王子町に行き瀧の川小學校に避難したり金庫は町役場に托し附近の「バリカン」商店の救護を受く此の人仲々の慈愛深き人にて食事を給し衣類の洗濯迄も爲し呉れて座敷に臥せしめ乳兒を脊より下して世話せられたり同人は避難後三日目にして初めて横臥するを得たり此間乳兒の身の上には細心の注意を拂ひ乳ある尋人を尋ねては乳を乞ひ自分は救助の握飯一個を受けて僅かに命を繋ぎたり斯くて此處に世話を受けること四日間なりとす然るに同人の現狀は主人側及同人の生家の合は知るに由なり種々手を盡して搜索したれども更に見當らず既に同人と幼兒とは焼死を遂けたるものならんと考へ悲痛に沈みしか尙今一度と思ひて

搜索を重ねたるに漸くにして災後六日午後三時頃同所に於て發見するを得たり蓋再會に當り共に嬉し涙に呉れしと云ふも理りなり斯くて同人は郷里に同行せられ乳兒亦恙なく手提金庫も共に主人の手に戻れりと云ふ

同人の忠誠賞すべきものにあらずや

四三、吹上村の混雜

北足立郡吹上村大字吹上二、六九一番地

吹上村助役金子治助 明治十年五月一日生

同郡同村同字二、二三四番地

同村消防組頭森田金之助 明治十二年四月一日生

同郡同村同字二、五一五番地

同村消防組第一部長峰岸林之助 明治二十年一日一日生

鴻巣警察署在勤

巡查部長 齋藤健吉 明治九年六月十二日生

巡査	小野三郎	明治二十二年七月廿九日生
同	栗原義治	明治二十九年十一月十五日生
同	中原金一郎	明治十九年十一月一日生
同	原儀一	明治三十年一月十六日生
同	柳橋茂一郎	明治三十一年一月廿七日生
同	岡部延作	明治二十二年六月十七日生
同	飯塚留吉	明治二十二年七月六日生

大正十二年九月四日午前十一時頃吹上停車場より鮮人百三十名を乗車避難せしむべく同驛に向ひたる際下り列車にて下車せる多数の避難民は騒然として鮮人に迫害の態度に出て一時殆ど混亂の状態に陥りたるが齋藤巡查部長、栗原、中原、原、柳橋、岡部巡查は身を以て鮮人を保護し中原巡查は爲に頭部を殴打せられたるも撓むことなく原巡查は鮮語を解するを以て始終慰安を與ふる等努力する所り同日午后二時熊谷署に引繼をなすに及び前項の混亂による負傷し歩行に堪へざる二名の鮮人を村役場に引渡をなさんとするや金子助役は萬難を排して之を引受け一旦病舎に收容なしたるが周圍の氣分愈々惡化の度を高め翌五日村役場を襲はんとするの聞へありしかば病舎に滞留せしむるの危険を知り鴻

巢分署に引取るべき計畫を樹て居る中又大宮署より支那人四名を送り來り既に鴻巢驛を發したるも熊谷町の形勢頗る危険なるより一大英斷を以て吹上驛に下車せしめたるが恰も小谷村にて村社三島神社に鮮人二名隠れ居るとの虚報に惑はされたる折柄なれば同村民は支那人を鮮人なりと誤信し吹上巡查部長派出所に押し掛けたるも齋藤部長は毅然として之を斥け直ちに署に護送の手續を需めたり乍然如何せん本庄方面の慘事に恐怖せる爲自動車を雇ひ入ること能はず躊躇數刻漸くにして之が準備を爲したるより一策を案じ鮮人憎惡の主力が派出所に向へる瞬間に密に保護鮮人二名を自動車に移し突嗟の奇知により一人に乙種外套を冠らせ途中自警團の捜査を免れ無事着署するを得たり尙本件に關連して吹上村醫師廣田善明は此の混亂の間負傷せる鮮人二名を加療したることあり之等諸氏の努力に依り百三十餘名は熊谷所轄内に入り殘留二名は鴻巢分署に保護中全治して栃木縣金丸ヶ原に護送するを得たり

四四、飯塚刑事の頓智

北足立郡鴻巢警察分署在勤

刑事巡查 飯塚 留吉 明治十年七月六日生

大正十二年九月四日未明より仲仙道を護送せる多數の鮮人は各種團體の諒解に依り鴻巣方面は事なく通過せしむるを得たり然るに同日夕刻より熊谷署所轄に於て多數殺害せられたりとの報頻々傳はるに及び隣接せる當所轄内は俄かに殺氣立ち前日朝食まで與へて百餘名を通過せしめたるをさも不甲斐なきが如く罵るに及びたる折も折歸京の途中列車延着の爲當町に下車し料理店に於て夜の明くるを待ち居る三名の者は鮮人と見誤られ數百の群衆は同家を包圍し事態重大に陥りたり

急報により午前四時氏は署員を從へ現場に至り其の誤りなるを説きたるも熱狂せる群衆は容易に納得せず形勢愈々不穩を加へたるより一先警察署に於て保護を加へんとしたるも思へば署には昨夜秘密に收容せる多數の鮮人あり若し群衆警察に入り鮮人を見なば如何なる結果を生すべきか殆んど方策に盡きたる處飯塚刑事は此の間激昂せる群衆の間に身を投し事此所に至るを知るや馳せて歸署收容しありたる鮮人支那人九名を保護し發見を防ぐの措置をなしたり翌朝各團體長を招き互に誤解なからしめ無事東上せしむるを得たるか此の間飯塚刑事は群衆の裡に身を投し右三名を救ひ得たるのみならず先を越して應急の措置をなし支那人鮮人九名の保護を全ふし得たるは常に沈着にして周到なる注意の致す所非常時に於ける警察活動の範をなすものなり

四五、涙が流れて來ます

北足立郡川口町尋常六年生押田歌子さんは其土地が震災地であつたので學校としては別に義損等に就ては勧誘しなかつたに拘らず校長の校庭訓話平素受持訓導から東京方面の慘狀の話を聞き之に感激して自發的に日頃貯蓄した金で當用紙二百枚を買ひ求め其れに次の文書を添へて國民新聞社を通じて罹災兒童に贈つた此事は友人も學校も知らなかつたが十月十四日の國民新聞の地方版に「涙が流れて來ます」と云ふ見出で掲載されて始めて彼女が美舉が知れたのであつた「定めし皆さんが御困りの事と思ひます私は幸に焼けませんで學校に行くことが出來ましたけれども皆さんの事を聞くと自然に涙が流れて來ます私は御小遣を使はず此の當用紙を差上げますからとうぞ私の心をうけて下さい

十月十三日

川口小學校六年生 押田 歌子

國民新聞社御中

四六、同情の結晶

北足立郡上尾町大字上尾宿二、二七一

山田 豊吉 當二十六年

氏は明治三十一年十一月廿五日北足立郡上尾町に生る資性温厚熱心にして同情心深く趣味（尺八插花）高尚なり現今獨立して獨身八百屋業を営む大正十二年九月一日の大震災に際し上尾町青年團員中卒先して救護に當り家業を顧みず連日上尾驛に於て罹災避難民に對し飲料水、食品等の給與に盡力すること二週間早朝より夜半に至る迄一日も怠らず就中九月五日午後六時半東京市神田區淡路町一ノ一小岩井某家族九名と共に仲仙道を徒歩避難し來り上尾驛より乗車せんとせしも客列車は屋根迄も満員にして到底乗車すること能はず一行疲勞に疲勞を加へ剩へ二人の子供は野宿することゝ厭ひ線路傳ひにて歸らんと泣き叫び其の困憊の狀察するに餘りあり此の狀を目撃せる氏は惻隱の情に堪へず九名を自宅に宿泊せしめんと連立ちて歸宅せるも家は六疊一間にして全員を收容すること能はずより隣家秋山時計店に事情を語り五名を分ちて宿泊せしめ翌朝荷馬車を頼みて一行を郷里東吉見村に送り届け小岩井某は同氏の同情ある行爲に感じ謝禮として金五圓を贈らんとせしも氏は固く辭して受けず遂に青年團の救護費に寄附することゝなしたり

右同氏の行爲は其境遇と現今一般に輕薄となりつゝある世態人情とに鑑み特に賞揚に値するものと認めらる

四七、犠牲的精神の發露

北足立郡青木村大字青木三、四六一

山野 喜兵衛 明治十六年七月一日生

右は大正十二年九月一日所用の爲村内大字上青木千八百六十番地に先通行の際大震災地となり同番地山野藤吉郎居宅倒潰し其の軒下に子供四五人打倒れ居るを認め自己の危險を顧みず直に馳け付け之を救出せんとする際庇の瓦墜落し來りて自己も亦危地に陥りたるも辛ふして四名を救助したり又同大字内増田喜左衛門三男（當年五歲）庇の下敷となり居ると認めたるにより墜落せる庇を破壊して救出し壓死を免れしめたるは全く犠牲的精神發の露せるものと認めらる

四八、我を殺せ

北足立郡鳩ヶ谷町大字鳩ヶ谷一、五六八番地

高野 與惣藏 明治七年十月二十日生

大正十二年九月四日午後五時北足立郡鳩ヶ谷町大字鳩ヶ谷下區地内を通行するに際し時恰も震災後

の混雜其の極に達し東京方面より多數入込に來れる避難民は盛に朝鮮人の非行を痛罵し地方民は感情著しく興奮して鮮人と見れば直ちに殺傷せんととの狀況を呈せり此時に際し人鮮勞働者たる朴以鉉（原籍慶尙北道清道郡華陽面松北洞二四六戸）當四十一年及金海明（原籍同道角南面九谷洞）當四十四年の二人同所を通行したるを以て鳩ヶ谷町大字鳩ヶ谷字下區及大字三ツ和の自警團及避難民其の他彌次馬連は此に鮮人を取圍み殺傷せんとし朴以鉉は右頭部に長さ一寸深さ骨膜に達する裂傷外身體各部に打撲傷を受け又金海明は出刃庖丁様のものにて長さ二寸深さ骨膜に達する脊部の負傷其の他打撲傷を受け大字鳩ヶ谷綿商古挽幸次郎方軒下に逃げ込みたり群集は之を追跡し既に殺害せんとする殺那前記高野與惣藏は其の中に飛込み鮮人なりとて皆惡人に非ず警察署に引渡すべきか至當なり尙殺さんとするれば我を殺せと大聲叱咤して漸く群集を靜まるを待て兩人を引連れ鳩ヶ谷警察分署に到りて保護を願出でたるものにして治療の結果二十日間にして治療を了したるが斯る事變に際し私事を犠牲に供し自重能く目的を完ふしたるは洵に賞揚に値するものとす

四九、猛火に飛込んで友を救ふ

原籍群馬縣碓井郡杉鼻町本町二九四番地 當時北足立郡草加町大字谷古字五四番地

煉瓦職工 中澤新次郎 明治十八年三月生

同東京市淺草區神谷町二〇番地 同北足立郡草加町大字谷古字五五番地

煉瓦職工 長倉敏一 明治三十七年一月生

右二名は大正十二年九月一日の震災に際し北足立郡草加町大字谷古字地内に建設しある大阪窯業株式會社東京工場全潰し且平素使用居りたる窯爐より發火するに至れり當時前記二名は同所より約五十間を離れたる社宅間に在りし五棟六十戸に分れたる社宅は全く倒潰したる爲何れも屋外に逃げ出て中澤長倉等も屋外に避難したるに時既に同工場は黒煙を揚げつゝありしかば何れも自家の危険を忘れて直ちに工場にと走り付きたるに恰も工場の東北側に當り人の苦悶する聲を聞き之れ必ず何人が壓身せられ居るものと語り中澤は直ちに火中に飛び込み探し見るに一人の男梁に壓せられ居るを認むるも一人の力を以ては到底救助の術なきを覺り再び出て他に救を求めんとしたるに幸ひ長倉の來れるに會し茲に兩人協力して水を浴び猛火を物ともせず辛ふして梁を取り除き遭難者を救ひ出し見るに同じく職工たる北足立郡新田村大字篠原三四番地島海楨太郎當五十六歳にして背部は勿論手足全部に亘り火傷を受け生命如何を氣遣はれたる程なりしが治療の結果快愈することを得たり以上の如くなるを以て兩名の獻身的救助無かりせば焼死に至れること明瞭なるものなり之が爲中澤は手足に輕傷を受けたるも

何等屈する處なく同僚の治癒せるを喜びたり以上兩人の行動は一般の範とするに足るものとす

五〇、勇敢の一群 北足立郡芝村

小泉 金三	小泉 清作	駒 吉右衛門	武笠留五郎
石川 正也	高橋 金藏	春山 仁左衛門	春山 照雄
本多 辨一郎	江口 一郎	本多 榮吉	本多 市五郎
小宮 とめ			

大正十二年九月一日の震災に際りては本村は川口町に次ぐ激甚地にして倒潰家屋三百貳十四棟の多き達し半潰亦一百二十五棟を數ふ此時に方り危険を冒して潰家に突入し人命救助に努め本多與三郎以下九名を救へ出せり其の勇敢なる右十三名の行爲は實に他の模範なりと云ふべし

五一、國手の美舉

北足立郡草加町 醫師 生島 倭三郎

九月一日の震災により翌二日東京方面より徒歩にて陸羽街道を北進する避難民は引きも切らず草加

町に於ては同夜より小學校雨天體操場に避難民を收容し食品の給與をなしたるが中に負傷せるもの多く洵に慘狀を極む此事を耳にしたる氏は直ちに駆け付き傷病者に懇切なる手當を施し毎夜收容せる避難民に對し私財を損て、専心治療に竭したりと寔に奇特の人と云ふべし

五二、奇特の義俠

北足立郡川口町三、二九八 濱田 庄吉

大正十二年九月一日震災の爲京濱地方より本町に押し寄せ來たる避難民は其數實何十萬なるを知らず其の間に於て自己所有の劇場を開放して避難所に充て罹災民を收容し私財を損て食料の給與寢具の供給をなし連日連夜東奔西走の活動をなして救護に努むるの義俠に對し涙を流して感謝せりと

因に救護したる人員實に貳千餘人に及びたりと洵に奇特の行爲なり人は皆斯あらず欲しきものなり

五三、浦和高等女學校職員生徒の同情

大正十二年九月一日の震災直後京濱地方より避難する者に對し浦和町調宮境内に救護所を設け滿腔の同情を以て官民一致殊に各學校舉げて救護に努む浦和高等女學校職員並に寄宿生亦調宮救護所

に於て接待班として大に活動し特に生徒運動用下靴及古足袋一千足を同所に於て避難者の老幼に給與し更に衣類一千二百點學用品四百點日用品二百點を罹災者へ贈り又金壹百圓を職員生徒より醸出し其筋へ寄贈せりと

尙九月四日より十二日まで大宮小學校及大宮驛に於て西角井教諭指揮の下に大宮町在住の生徒は避難者救護班として懸命の努力を致し救護に従事し爲に大宮驛長より謝狀を贈りたりと

五四、日進村青年、處女の同情

大正十二年九月一日の震災に際りては川口町並に蕨町の害激甚にして殊に川口町は赤羽川口間の鐵被破損の爲舟橋によりて避難するもの多く其の混雜名狀すべからざるを聞きたる日進村青年團西内野支部は遙かに握飯八百人分を拵ひ五百五十人分を川口町へ二百五十人分を蕨町へ贈り續て同村青年團は川口町へ勞力二十九人を提供し軍人分會よりは義損金拾五圓處女會より慰問袋二十個を寄贈せりと本村としては本内罹災者中生計困難なるもの及京濱よりの避難者救護の爲村會議員區長を以て救護團を組織し事務所を役場内に設け救護に盡力す

尚本村大字大成日明軒主天野不生氏金壹百圓を同村大字下加若林幸之助氏は金拾五圓を特に義捐金

募集開始前郡に寄贈を申出あり此の外村内より金貳百圓を寄贈せらる

五五、浦和中學校職員生徒の活動

大正十二年九月一日の震災後京濱地方より来る避難民救護に就ては浦和町所在の各種學校の職員生徒夫々救護に努む本校亦職員生徒を二隊に區分し一隊は浦和驛へ一隊を六辻村焼米坂に派して九月三日より避難者救護に従事し慰撫に努む其の他北部各驛に於て救護に力めたる狀況左の如し

浦和中學校職員生徒避難者救護の爲出動

[illegible]

嘆くらく形の上に負ひしものは脚部の微傷に過ぎなかつた爾來病勢頓に嵩し遂に退職の止むなきに至つたことである。

五七、流石平素の訓練

振古未曾有の大震災突發するや川口町の被害は最も激甚を極め死傷尠からず震災と共に火災の伴ふことを顧慮し同町消防組並に在郷軍人分會は過かに組員並に會員を招集し萬一に備へ夫に部署を爲して迭察を行ふて出火を未然に防がんと努む一面又倒潰家屋に駆け付きて下敷となりたる者川島岩吉外五名を救へ出し又一部は町役場に至り町内罹災者に對する焚出救助に應援し救助を徹底を期すると共に縣より東京市民に贈る焚出握飯を東京市本所區所在岩崎邸に運搬する等其の行動敏にして平素の訓練を思はしむ赤羽、川口間は鐵橋破損の爲め東京方面より避難する罹災民は山崩の如く船橋を渡りて押し寄せ來り其の混亂名狀すべからず更に部署を定めて交通整理に努め途の各所に給水の設備をなし避難者は一先劇場並に小學校に收容し救護に最善の努力を致せり

九月三日に至り避難民は更に其の數を増して殺到す時に流言蜚語連りに各所に起り爲に俄かに町民不安の念にかられ人心兢々たる折柄不逞鮮人入り込み來れりとの噂一層高まりたるを以て警察署と協

力して人心の安定に力むると共に萬一を警戒し午後二時在町の鮮人百六十名を蕨町に護送するに當り警官と與に之を護衛せり九月四日前日に引續き救護警戒の任に當る午后十時極度に興奮せる群衆は些細の事より警察署を襲撃せんと應に一大不祥事を惹起せんとするに際り各役員の斡旋盡力により事なきを得たるは欣幸なり九月五日より引續三十日迄日々部員交代して救護並に警戒に従事し震災に由り動搖せる人心の緩和し且つ警備上間然する所なき機敏の活動に對し其の功績に酬ゆる爲川口町會の決議により感謝狀に金五百圓を添へて贈りたりと云ふ

五八、風説だ鎮つまし

大正十二年九月一日の大震災に方り流言蜚語實に千里を走り人心の動搖其の極に達し戰々兢々として風聲鶴唳に驚く折りも折り帝都に暴威を逞ふしたる鮮人の一團我が埼玉縣に侵入し川越市を燒き更に比企郡伊草村を襲へ進んで小見野村を蹂躪し財寶を掠め婦女子を凌辱し今や荒川を渡りて本郡に殺到せんとし又變装せる鮮人の一群は鴻巣町に潜して毒を井中に投じ神出鬼沒更に附近の村落に伸はさんとする風説は更に風説を孕んで物慄し

各種團體員の動員を行ひ祖先傳來の刀鎗其の他凶器を携へ各々部署を定めて炊き出しを爲して警戒

に努む婦女子は貴金の家財を梱包して萬一の場合に於ける準備を整へ或は山林、桑園に避難する者ありて恰も交戦地帯に在るが如し震災直後約一週間に亘り警鐘亂打の聲必す何れにか起り爲に一般罹災民は不眠不休生業を擲ち意外の恐怖と困苦とに戦ひ其の狀筆紙に盡し能はざるものあり此の時に於て馬室村長藤井襄氏は辯は風説ならむ好し鮮人來ればとて高が一二名何の怖るゝ所あらんやと泰然自若として村民を制し克く平時の狀態を維持したりと當時の原鴻巢警察分署長は其の沈着なる態度を賞揚せりとなん

五九、北足立郡内在郷軍人分會の活動狀況

大正十二年九月一日震災起るや在郷軍人會北足立郡聯合會長退役陸軍歩兵少佐平野勝明氏は時を移さず令して會員を招集し事務所を浦和町玉藏院境内に設け郡並に町と協議し避難民救護に従事し兼て市街警備に任す又一面浦和停車場には群集殺到し混雜名狀すべからざるより松岡署長と協議し制服着用會員若干を應援せしめ動搖の鎮撫に努む

事務所に於ては本縣社會課より白米を受領し炊出をなし避難者に分配救護し副食物は町内より貰ひ集め之れを給す

事務所開設以來會長以下各會員は不眠不休會長の意圖に従ひ避難者收容所閉鎖に至る迄數日間無類の同情を以て奮勵努力し克く救護の目的を達せしたる行動勇敢にして洵に他の範となすに足る

平野少佐は老軀を提げ東西に奔走し克く諸般の事に盡力し其の功勞を表彰せらる

褒 狀

帝國在郷軍人會本郷支部下浦和町分會

關東地方大震災に當り青年團と共に各員協力一致救護事業に努力し其の功績顯著なり仍て褒狀を授與して其の美舉を表彰す

大正十二年 月 日 帝國在郷軍人會長 川 村 景 明

感 謝 狀

大正十二年九月大震災に際し貴下は能く堅忍持重以て地方靜謐を維持するに與りて力あり次で警備隊の浦和町に駐屯するや熱誠幹旋に努め軍隊の行動に多大の便益を與へられたり茲に感謝の意を表す

(九谷燒茶器壹組相添)

大正十二年十月一日 中山道方面警備隊司令官 林 智 得

帝國在郷軍人北足立郡聯合分會長陸軍歩兵少佐平野勝明殿

褒 狀

帝國在郷軍人會北足立郡聯合分會長退役陸軍歩兵少佐平野勝明
大正十二年九月關東地方大震災に當り私事を顧みず公共の爲卒先救恤救護警備等に盡瘁し其の功績顯著なり仍て茲に褒狀並に記念品を授與し其の善行を表彰す

謝 狀

一金貳 拾 圓也

今次大震災に當り本會救護事業の爲頭の團員を寄贈せらる誠に感荷に堪へざる所なり茲に其の厚意を深謝す

帝國在郷軍人會長元帥陸軍大將正二位勳一等功一級子爵川村景明

鴻 巢 町 分 會

罹災者救護所を急設し九月二日より十一日に亘る十日間に概略左の事業を行ひたり

- 一、夜警、交通整理
- 二、二百四十名避難鮮人を懇切に護送す
- 三、徒歩又は汽車避難者に湯茶食料品及救護給與
- 四、無料宿泊所設備
- 五、困窮避難者へ旅費貸與
- 六、假縋帶所を開設し傷病者の手當幹旋
- 七、町内有志の寄贈に依る衣類及救助米の輸送
- 八、罹災避難者現況調

蕨 町 分 會

震災と同時に各班長を召集し分會員の總出動を命じ警察署、町役場、消防、青年團、處女會と呼應協力して盜難火災の豫防を宣傳し又東京方面よりの避難者の救援をなす鮮人暴動云々と報導に對しては分會各自輕舉を戒め慎重なる態度を以て警戒に従事す分會の採りたる行動の概略左の如し

- 一、本町通過避難者に食料及飲用水の給與
- 二、避難者並に救護の爲上京するものに宿泊所を設置
- 三、護送鮮人並に本町在住鮮人の保護
- 四、警備隊の宿舍食料馬糧の供給幹旋
- 五、被服其他を募集一千五百餘點寄贈を得たり
- 六、分會員負傷者並に家屋倒潰者に見舞品の贈呈
- 七、夜警

片 山 村 分 會

不逞民云々の報により九月二日青年團消防組と協力本部を役場に支部を二ヶ所に設置し隣接町村會と連絡を保ち警戒に火災豫防に人心の安定に全力を注ぎ八日警戒を解く

馬 室 村 分 會

十一日の役員會協議の結果分會總會を取止め其の費用を以て避難者七十六名に乾糧餉三百束を贈る

大 砂 土 村 分 會

青年團及一設村民協力村内の整理警戒をなす

谷 田 村 分 會

一日より四日迄夜警會員は村内樞要起點數ヶ所に在り絶す巡廻警戒をなす六日より三日間浦和町救護に應援十六日より二日間芝村に勞力を提供應援をなす

大 石 村 分 會

一、青年團消防組と連繫治安の維持に勉む 二、戒嚴司令部よりの告諭並に命令縣郡よりの訓示等の普及徹底に勉む 三、分會員の醜聞に依り甘藷二十俵を東京市罹災者に送る 四、義損金の募集に努力す

木 崎 村 分 會

一、分會を入ヶ班に分ち青年團消防組と協力盜難火難の警戒をなす 二、中山道上に分會出張所を設け交通整理浴湯の設備をなす 三、九月三日より十日迄與野驛に分會員を出し給水并に病人の救護をなす 四、埼玉縣赤十字支部の依頼に應じ十數名の分會員を出し東京池の端及瀧ノ川方面の病者救助の手助けをなす(九日より廿三日迄)

大 門 村 分 會

一、不取敢罹災者の救助に努め民心の動搖を鎮靜する爲村内の警戒を嚴にす 二、避難通行者に對

して親切と同情を以て之が慰安に努め空腹者には食事を供す 三、村内倒潰校舍其の他家屋の取片附に助力す

川 田 谷 村 分 會

一、九月二日より本分會二十名本村入口に出張東京方面よりの罹災者に對し行先調査の上近隣のものは各戸へ案内す 二、三日より十日迄消防組と共に夜警に従事す 三、分會員三十名出動本村内倒潰家屋の取片附をなす

平 方 村 分 會

一、分會は青年團消防組と協力警戒并に各種の通報をなす 二、小學校々舎の半潰せるを修理す 三、二日分會長副分會長理事三名にて東京訪問罹災員の狀況視察と食糧の給與をなす

上 平 村 分 會

一、二日不逞鮮人地方潜入の報あり分會員總出動警戒の任に當り人心の安定を圖る 二、本村は被害僅少且つ沿道を去る僻村なるを以て一般罹災避難の救護をなさず

六 辻 村 分 會

一、東京方面より避難者當村を通過するを以て青年團と協力交通の整理と麥湯の接待をなす 二、

鮮人暴動の風評により當時毎夜夜警を行ふ 三、本村被害激甚を極め倒潰家屋多く此等の取片附に就て隣村分會の應援を得て之に従事す

七 里 村 分 會

九月三日より五日迄三日間消防組青年團と協力夜警に従事す

志 木 町 分 會

一、警備に就て、分會は一日夜直ちに警備の任につき其の後消防組青年團と協力自警團を組織し官憲の指示に基づきて町内の警戒をなす 二、罹災民の救助、罹災者に對しては停車場及各警備區域に於て適宜食事を給し醫師の診断を要すべきものに對しては即時診断を受けしめ夜間當町へ來着せるものには宿泊の便宜を與ふ

鴻巣町分會理事 青 木 昇

今次帝都震災の報傳はるや急遽諸團體を糾合して救護に警戒に己が本業を捨て、殆んど不眠不休の活動をなし他團體及町民に大なる感化を與へ協同一致の實を擧げ尙分會の信用を向上せしめたる其の行爲は實に在郷軍人の規範とするに足る

木崎村分會理事

震災に方り氏は分會理事兼本村役場兵事主任たる職責上分會長を輔けて東奔西走或は郡役所へ或は各班事務所を見廻りて圓滑なる連絡と一致協同の實を擧げ一句の間歸家することなく安眠することなく事務所内に着衣の儘假眠に甘んじ勉勵以て本分會の事業に活潑と光輝を致せり其の行爲模範とするに足る

木崎村分會正會員後備役歩兵上等兵 田 中 長 藏

震災に方り氏は分會長として最も繁忙なる中仙道并與野驛二ヶ所の罹災避難民救援に従事し一句の間殆んど熟睡するの暇なく班内分會員を督勵し克く兩所の救護事業に適宜の處置を購じ又氏の家は與野驛前にあるの故を以て之を分會員の控所に提供し己が商業を顧みず出勤者に飲食の便を與へたる等此の獻身的努力は全く氏の美しき人格の表現にして在郷軍人の規範たるべきものなり

二十六、震火災に對する避難の心得

(震火災豫防調査會編纂轉記)

一、避難の方法

震火災に際して避難の方法宜しきを得ると否とは罹災の程度に至大の關係を有するものであるから

震災に對する避難の心得

之を研究することは極めて重要な事たるは多言するまでもない

避難の方法には震災に對する場合と火災に對する場合との二つがある何れも平素豫定せる方法順序を基礎とし之に其の災時の状況を加味して臨機應變の處置を執ることが必要である

一、屋内から逃出る時の心得

屋内から屋外へ逃出る時最先に執るべき處置は震動を感ずると同時に戸障子襖等を急速に開放して直に屋外に逃出ることの出来る様にする事である若し之を怠れば家屋傾斜の爲め全く開閉の自由を妨げられ屋外へ逃出るに困難することがある

震災には屋外へ逃出ることが原則あつた屋内に其の儘留まることは變則である併し震災は火災と違つて屋外に逃出る時は種々の危険が伴ものであるから十分考慮せねばならぬのである然らば如何なる場合には屋外へ逃出して可なるべきか普通は左の場合に限られてを但し自家に火災の起つた時は如何なる障害があつても屋外へ逃出ねばならぬことは多言するまでもない

(イ) 屋根其の他の高處から瓦看板庇壁等の墜落する虞のない時 (ロ) 附近に於ける建物の

倒壊する虞のない時 (ハ) 庭園又は空地等避難する場所にある時 (ニ) 直に道路又は他

の安全な場所へ避難し得る時

右の場合は大體に於て屋外へ逃出るがよい而して震動を感ずると同時に逃出ることが出来なかつた場合には其の一震動が終るのを待つて敏速に逃出るやらにせねばならぬ

又屋外へ逃出るときは座蒲團若しくは毛布の類を頭部に被り若しも是等の品がなかつたならば本箱の蓋でも書籍でも帽子でもよいから手當り次第に何かを持ち出し夫を頭部にかさして高處からの墜落物を防ぐ様にするのを忘れてはならぬ

右は平屋建の家屋又は階上のある家屋であつても階下に居つた場合等比較的屋外へ出ることを便宜な場合を述べたのであつて階上に居た時に屋外へ逃出する場合に就ての心得は別に之を説くことにする

二、屋内に其の儘留まる時の心得

震動の長短、強弱及び自家竝に隣家の建物の状態等の關係で屋外へ逃出ることの不可能な場合もないではない此の場合には勢ひ屋内に留まるより外に途はない即ち左記の場合には屋内に留まるべきである然れども機會があるならば屋外へ逃出ることを忘れてはならぬ

(イ) 屋根其の他の高處から瓦、看板、庇壁等の墜落する虞のある時 (ロ) 附近の建物の倒

壊する虞のある時 (ハ) 庭園又は空地等避難する場所のない時 (ニ) 直に道路又は他に

安全な場所へ避難し難き時

震災に對する避難の心得

己むなく屋内に其儘留まる場合には震動の強弱の方向等を考へ比較的安全な箇所を求めて座席を定め其處に横臥して居るがよい此の場合に於ける安全な個所とは四回に柱の多い狭い室で且つ平屋建になつて居る處を云ふのである尙幸に火鉢、食卓、机、箆筒、長持、米櫃、トランク、金庫又は蒲團等があらば其の附近に身を潜めるか又は夫等の物品を二ノ字形三ノ字形又はコノ字形ロノ字形等に配置し其の間に潜む様にすれば萬一家屋が倒壊しても大體に於て一身の安全を保つことが出来る

三、階上に居つた時の心得

震災の時階上に居つた場合には左記の心得を守つて臨機の行動を執るがよい

- (一) 階上に居つた場合には震動の繼續中は階下を経て屋外へ逃出することは頗る危険である故に其の儘階上屋内に留まるか或は又屋根へ逃出るがよい但し煉瓦造鐵筋コンクリート造の建物は上部は崩壊しても下部は崩壊せぬものであるから階下へ下るのが安全である
- (二) 一旦階上から屋根へ逃出たならば震動のため墜落せぬ様に屋根棟其の他安全の個所へしかと身を寄せて居らねばならぬ
- (三) 階上から直に地上へ飛下る様な事は斷じて避けねばならぬ幸に地上へ飛下りても負傷したり生命を失ふ様な危険があるからである

(四)

繩梯子又は細引等があつたならば直に夫れを柱其の他に結び付けて地上に下りる様にすることがよい若し是等のものがなかつたならば兵子帶其の他適當のものを繼ぎ合はして繩梯子若しくは細引に代用するがよい

細引又は帶等にて階上から地上へ下るときに注意せねばならぬことは手に手拭、手巾、又は着物の袖、洋服の上着等を巻き附けることである然らざれば摩擦の爲に手に負傷することがある

之を要するに木造家屋では階上に居つた場合には安全に屋外又は屋根へ逃出ることが出来れば格別であるが然らざれば寧ろ屋内に留まる方が安全である例令家屋が倒壊しても其の倒壊は階下だけに留まり階上は其の儘倒壊を免れて何等の危険もなく容易に屋外へ逃出ることが出来る場合も全くないのでない今回關東大震災の際にも此の實例は甚だ多かつたのである

四、夜間に於ける場合の心得

今回の關東大震災は晝間であり濃尾大震災も亦拂曉であつた爲夜間に比して大に好都合であつた併し今後の地震は晝夜其の何れに起るとも圖られぬ去れば夜間に地震が起つた場合の事も一通り心得

て置かねばならぬ

夜間に起る震災に對する心得は左記の二三である但し同じ夜間でも就寢時刻前であれば屋外の闇黒な爲に多少の不便がある外さして晝間と大差がないから此の場合に於ける心得は省いてたゞ就寢時刻後に於ける場合の心得のみを説くことに止め様

- (一) 震動を知ると同時に先づ屋外へ逃出づるのみに都合が宜い方向の戸、襖、障子等を開放することに注意せねばならぬ
- (二) 先づ幼児や老人を抱き起し共に俱に屋外へ逃出る様にせねばならぬ幼児などは揺り起しても容易に寢覺ぬものであるから寢た儘抱いて逃出るがよい寢覺めるのを待つが如き緩慢なことは危険である
- (三) 就寢の時には必ず脱ぎたる衣服を正しく疊んで枕元に置き屋外へ逃出ると同時に持出す様にせねばならぬ
- (四) 懷中電燈は必ず常に用意して置いて是亦枕元に置きいざ地震と云ふ時直に室内を照らして家族の避難に便せねばならぬ就寢中突然地震などの起つた時には狼狽の結果所謂戸惑して方向を誤る様な事があるからである

- (五) 冬季等にあつては先づ炬燵、行火等火氣あるものを屋外に持出すか又は其の火を消すかせねばならぬ就寢中電氣燈をつけ又はランプ、行燈を用ひて光明を採つて居た時は其の火を消すべきことは言ふ迄もない

- (六) 時宜によつては屋外へ逃出た場合に防寒、防雨雪等の工夫をせねばならぬことがある之には震動の切れ間を見て防寒用具其の他笠、傘等を持出すがよい若し其の餘裕がなかつたらば樹下に避けるか雨戸を外つて防雨雪用にするかなど臨機の處置を執らねばならぬ

五、庭園へ避難した時の心得

屋外へ逃出して庭園に避難したときには自家又は隣家の倒壊することがあつても危険でない位置に座席を定めねばならぬ又高塀、石垣、石燈籠、門等の如き建物に近い所は危険であるから避けねばならぬ尙成るべく竹藪か樹木のある處を選んで位置することが必要である

二、他所へ避難する時の心得

幸ひに屋外へ逃出しても火災の爲或は家屋倒壊等の爲自宅の庭園又は其の附近で休養することの出来ぬ場合には何れかへ安全の場所を求めて避難せねばならぬ次に此の場合に於ける心得を述べ様

(一) 避難の時機

震火災に際しては避難の時機を決定することが極めて大切である假令事急ならず悠々として避難し得る餘裕があつても餘り落付き過ぎて時機を失ふときは圖らぬ危険を招くことがある「マサカ」「マサカ」と思つて居る内に危険が迫つて來て所謂「後悔先に立たず」の悔に陥つた例は極めて多い故に避難の時機は寧ろ早きに過たるも晩きに失せぬ様にすることが肝要である特に幼児、老人、婦女さては病人、負傷者などがあるときには一刻も早く避難するか或は又是等の者丈を先づ避難させて自分等丈最後にて蹈み留まるが等臨機の行動を執るがよい尙避難に際して特に留意すべき一事がある夫は家財に執着して避難の時機を失つた様にすることである僅かの家財否假令多大の家財にしても貴重なる生命には決して替へられぬ筈である去れば家財に執着して遂に其の生命を失ふ様な愚に陥つてはならぬ今回の關東大震火災の際にも濃尾大震災の時にも僅かの家財に戀々として生命を失つた實例は可なり多かつたのである深く戒めねばならぬ

避難の際當一の注意すべき事がある即ち他から尋ねて來た人々に對して避難先の解かる様にして置ことが夫である家族の或者が外出の留守中罹災した時などには其の外出者が歸宅する場合もあるし又親族知人等が見舞の爲め訪問する場合もある而して此場合に其の避難先が不明であつたな

らば非常に迷惑を掛けることになる去れば避難する場合には適當の方法によつて其の避難先を明示する様にするのを忘れてはならぬ

(二) 避難時の携帯品

避難するときには先づ重要書類や金銭等は必ず之を携帯する様にせねばならぬ是等は何れも胸巻に入れしかと肌附けて携帯するがよい若し腰に附けたり手に持つたりすれば大抵途中で落したり人に取られたりする虞がある尙出來るならば金銭は主人と主婦及び其の他主なる者の夫々に分配して携帯させる様にすれば萬一其の人が途中で離散することがあつても當座の支拂に困る様な事がなくて便利である

次に又是非携帯せねばならぬ物は握飯と梅干と飲料水とである尙都合が付たならば米、味噌又は鹽及び生の野菜類若しくは果物等である言ふまでもなく是等は飢渴を訴へる場合に備ふる爲であるが又一面には疾走したり火事場即ち高熱の場所を通過したりすると身體の水分が缺乏して心臓麻痺を起すことがあるから之に備ふる爲にも必要なのである

大根は果物と同じ様に生で食することが出來而かも多量の水分を含んで居るから他の野菜類に比し最も重寶な野菜である蕪も亦之に次く効果がある故に同じ野菜類を携帯するならば此の種を選

ぶのが有効である果物も出来るならば水分の多い柑類等がよい

以上の握飯や飲料水又米や野菜は成るべく多くの人々に分配して其の重量は容積とを少くする様に包装して手に持つか又は背負ふ様にするがよい若し重量が多く容積が大に過ぎたならば途中で或は落し或は放棄せねばならぬこともある尙各人に分配して携帯させるのは其の人々が途中で離散した場合の用心にもなつて好都合である

尙茲に序を以て述べて置かねばならぬ一事がある夫は久しく飢餓に苦しんだ場合に食料を得たとき的心得である即ち叙上の如く飲食物を都合よく準備し携帯しても一定の時日を経過すれば飢餓に迫らぬこともないではないし又若し不幸にして叙上の如く携帯することが出来なかつたならば當然飢餓に迫ることがある斯くて一晝夜も二晝夜も一杯の水一碗の飯さへも口にすることの出來なかつた場合幸に飲食物を得ることがあつても先づ粥の一碗に満足して暴飲飽食せぬ様に留意せねばならぬ然らざれば忽ち胃腸を害し疾病に罹り其の極生命を失ふ様にならぬとも限らぬ去れば長く飢餓に苦しんだ時には吳々も飲食物を慎み少量より普通に又軟かき粥の様な物より普通の飯に及ぼす等の注意を怠らぬ様にすることが肝要である

(二) 避難の時の服装

震火災のため屋外へ逃出したときには着のみ着のまゝ時宜に依つては寢巻の儘又は裸の儘な事もあるから避難の時に十分に服装を整へる餘裕のないのは當然である然れども幸に家屋は倒壊を免れ又火災にも遭はなかつた場合には夫々の準備も全く不可能ではない依つて一通之を説いて置こう

(い) 成るべく輕装するがよい疾走せねばならぬこともあり又遠方へ逃げねばならぬこともあるからである

(ろ) 火事場を通過せねばならぬ様な場合には絹物や毛織物は火が付き易いから成るべく本綿物を着るとよい若し出来るならば刺子羽織に刺子頭巾が宜い而して火中を通過せねばならぬ場合には言ふまでもなく頭から足の先まで帽子、衣服其の他水で十分濡すことを忘れてはならぬ

(は) 頭部には帽子を被るか又は手拭を頬被りをし火事場を通過せねばならぬ場合には座蒲團を水に浸し之を水で濡らした手拭でしつかと頭に括りつけ言ふ迄もなく衣服も水で濡すが宜い旋風の爲め空中に捲き上げられた墜落物や火の粉等を防がねばならぬ場合にはバケツか鐵鍋か飯櫃等を頭部を蔽ふ様にすることも必要である

(に) 履物は刺子、足袋、護謄足袋か靴或は草鞋又は草履がよい但し草履ならば紐を以てしかと足に括りつけることが肝要である混雑の際又は遠方へ行く時には往々途中で脱け落けることがあるからである

下駄や雪駄を穿つたり又は跣などは危険であるから避けねばならぬ

四、避難の方向

避難の方向を定めるには自宅所在地の關係家族の多少並に其の老幼等の關係及び通過路の關係等を考慮し尙且つ當時の災況をも斟酌せねばならぬことは云ふまでもない左に之に關する心得を説かう

(い) 火事場を横に避けつゝ風上の方角を選ぶべきこと (ろ) 通過する道路は次の條件を具ふるものを選ぶべきこと

- 1、成るべく道幅の廣いこと
- 2、成るべく混雑せぬこと
- 3、附近に高い建物等のないこと
- 4、破壊又は焼失し易き橋梁のないこと
- 5、渡船場其の他徒涉せねばならぬ河川沼池等のないこと

(は) 成るべく近距離の處を選ぶべきこと

五、避難の順序次第

避難に際して最も先にすべきものは家族である馬や、牛や犬や猫さては飼鳥などは假令生物であつても人間に先だつべきものでない又家族中でも血氣の盛な者は後に老人や子供や婦女さては病人負傷者等は先に避難せしめねばならぬ病院、宿屋等に於ては家族に先だちて先づ其の患者宿泊人等を避難せしめねばならぬことは言ふ迄もない

老人幼者若しくは病人負傷者には夫々附添人を付けることが必要である若し又歩行に堪へぬ者があつたならば車か戸板かに乗せ或は又背負ふ等臨機の處置を執るべきことは勿論である

六、避難の途中

幸ひに餘裕があつて徐かに避難することが出来る場合は途中何等の故障もなく安々と目的地に安着することが出来るけれども萬一時機を失したならば道路が非常に雜鬧して容易に進行することの出来ない場合もあつて連立つた家族は離散して行術不明になつたり老人や子供は群衆に踏殺されたりする事などもあり時宜に依つては猛火に包圍せられて進むにも退くにも方法がつかなくなり遂には焼死せ

ねばならぬ様な悲惨な目に遭はぬとも限らぬ現に今回の關東大震災の際には東京市に於ても横濱市に於ても此の實例は極めて多かつたのである深く慎まねばならぬ事である次に尙二三の注意すべきことを述べよう

(い) 家族一同は互に連立つて離散せぬ様に留意し尙且つ老壯、強弱、男女等お互に助け合ふことの出来る様組合つて避難する様にせねばならぬ尙出来るならば各自の身體中見易き所に適當の目印を附けて置けば好都合である此の場合紐などを用ひてお互に繋ぎ合はす様なことは絶對に避けねばならず是は交通を妨害となり避難の妨げとなるからである
避難の途中萬一離散したならば豫め定めて於て避難所へ來會する様に約束して其の會合を期せねばならぬ併し夫も叶はなかつたならばお互に行衛を明かにする他の方法手段を執るべきである

(ろ) 携帯品は成るべく少いのがよいさうして幼兒は成るべく背負ふがよい然らざれば途中に放棄せねばならぬ困難に陥り幼兒などは蹈し殺される様な事はないとも限らぬ

(は) 幼兒や老人には成るべく其の住所氏名及び戸主の氏名を記した襷の様な布片を纏はしめるか又は迷子札の様なものを附けさせて置くがよい

行衛不明になつた時又は死亡した時などには其の身元を知ることが得て雙方の便利である
(に) 金銭は成るべく各自別々に分配して携帯するがよい飲料水、食品なども同様である若し一人丈が纏めて携帯して居たならば萬一散した時に困難することがある

(ほ) 猛火、煤煙、又は熱風に襲はれた時は一時河邊其の他低地に避け火焔や煤煙に對しては地面に近く接して匍匐する様にすれば多少苦痛を避けることが出来る

(へ) 容積の大きな荷物重量の多い物品や又は荷車などは決して携帯してはならぬ到底満足に携帯し得られるものでない又之が爲に圖らざる困難に陥ることもある

(と) 途中火事場を通過せねばならぬ場合には衣服を水に浸して着、帽子又は手拭等を濡して頭に被る様にするがよいさうして又手拭或は手巾に水を含め口にくはへて行けば息切れを防ぐことが出来る。

七、猛火に對する心得

大震災には必ず大火災の伴ふものであることは前屢々述べた通りで今回の關東大震災火災は其の活きた實例であつて震災の爲に避難し更に又火災の爲に避難せねばならぬ様な事があつたのである否寧

る震災の爲の避難よりは火災の爲の避難が多かつたのである而も其の火災の多くは尋常一様の火ではなくて怒れる猛火の凄まじい勢の大火災であつたので避難も中々容易の事ではなかつた之が爲猛火に包まれて進退これ谷まつて焼死するに至つた者が十數萬の多きに上つた

夫如斯大震災には必ず大火災が伴ふものであるから村落等の如き民家の疎な處以外即ち市街地などにあつては大震災の際には猛火の爲めに包圍攻撃を受ける様な事も有勝であると思はねばならぬ随つて斯る場合に處する道も一通り心得を置くべき必要がある

猛火に包圍された時は如何にして其の難を免るべきか斷然猛火の中を突破して活路を求むべきが或は又河川、沼池、井溝等に身を投じて火勢の減退を待つか執るべき途は只だ此の二つより外にない次に此の二つの方法に對する心得を述べよう

一、猛火の中を突破する時の心得

猛火の中を突破する事は萬策盡て如何ともすることの出來ぬ場合に限ることは言ふまでもない随つて他に方法の執るべきものがあつたならば斷じて此の窮策に出てゝはならぬ

偕て猛火の中を突破し様とするには相當の覺悟と相當の準備と相當の心得とがなくてはならぬ猛火の中を突破することは萬死に一生を期する所以であるから非常に危険な事は勿論である去れば

再び生還を期せられぬものとしての覺悟を要する

又多人數同時に連立つて決行するには極めて困難である故に多くも二人位づゝ相扶けづゝ決行するのが必要である老人幼者の如きは言ふまでもなく背負つて突破するより外に方法はないのである

頭部は水に浸した手拭或は前垂等を用ひて蔽ひ全身も亦水に浸した衣服で包み足には草鞋か靴を穿ち顔面其の他露出せる個所には泥土を塗る等の用意を忘れてはならぬ

斯くて火勢の最も弱く通過距離の最も短くして尙且つ最も安全なる通過路を選ばねばならぬ

一旦決心したならば猛然として疾走し奮然として脱出すべきである決して途中で躊躇する様な事があつてはならぬ

二、河川、沼池、井溝等に身を投じて火勢を避ける時の心得

河川、沼池、井溝等に身を投じて火勢の減退を待つことは前記の如き猛火の中を突破する場合に比し安全ではあるが是亦危険が少くないから十分の警戒と注意とを要する沼池、河川、井溝等に身を投じた場合は第一火の粉を防ぐ爲頭部を水に浸したる帽子、手拭若しくはバケツ、飯櫃等を被り又水中に投じたときは木片其の他水に浮ぶ物を手にして沈没を防ぎ若し寒冷を感ずるときは務めて身體の各部を運動又は摩擦して凍傷凍死を豫防せねばならぬ淺瀬のある場合には其處を選んで居り又其の淺瀬を

傳つて川上又は川下等安全の場所へ避難するがよい

水深くして水泳を要するときには急速に衣服其の他水泳の妨げとなるべきものを脱ぎ捨てることを忘れてならぬ

成るべく橋下若しくは淺瀬を求めて避難し船筏等あらば之に乗じて避難するがよい

井へ潜むときは水底に落込まぬ様に水に浮ぶ物を携へることを忘れてはならぬ幸ひに長い木又は柱等があつたならば夫を用ひて中途に居を占める様にするがよい言ふまでもなく火の粉其の他を避くるため頭部を適當に蔽ふべきである

溝へ潜む場合には身を横たへねばならぬから火の粉其の他を避くるため體上に戸板其の他適當のものを載せるか又は溝中の泥土を取つて頭部其の他に塗布するがよい

八、旋風に對する心得

大火災の際には往々其の中央部に旋風即ちつむじ風の起ることがある而して旋風の威力の強大なことは一寸想像の出來ぬ程である松や櫻の太木を根こぎにして高く上空に捲き上げ荷馬車なども馬諸共に十數間の高さに捲き上げ人間の如きは十數町の遠方へ吹き飛ばしとたん板の如きは木の葉を散らす

様に吹き飛ばしたことは今回の關東大震災の際實見した所ある

旋風の威力は斯の如く強大であるから若しも之に遭遇したならば如何にして其の難を免るべきかは非常に困難な問題である併し幸に避難すべき餘裕があつたならば旋風域外へ逃出するか或は堅固なる橋梁の下か建物の下又は樹木の根元へ避くるかの外に安全な途はない若しも不幸にして叙上の如く安全場所へ避難するの餘裕がなく露出した平地に居らねばならぬ場合は伏臥して萬一の僥倖を期するより外に方法がない而して此の場合には成るべく地面に身體を伏せて何かにつかとかまつて空中に捲き上げられぬ様すれば安全である但し平地伏臥するときには旋風の爲め捲き上げられた種々の墜落物のために死傷を招くこともあつて一得一失を免れられぬ

幸ひにして旋風に捲き上げられずに済んだならば樹木や橋梁又は建物の下に居る場合の外は墜落物のために害を被ることがあるから頭部其の他を適當な物で蔽ふ様にせねばならぬ

二十七 震災ニ關スル法令其他訓告示

郡告示第十二號本年八月三日埼玉縣告示第二百六十七號ニ依リ執行ノ縣會議員總選舉北足立郡選舉區ノ選舉會ハ本年九月二十三日午前八時ヨリ本郡役所内ニ於テ之ヲ開ク

大正十二年九月一日

埼玉縣北足立郡長 小 川 與 之 助

勅令第三九六號 非常徵發令大正十二年九月二日公布

第一條 大正十二年九月一日ノ地震ニ基ク被害者ノ救済ニ必要ナル食糧、建築材料、衛生材料、運搬具其ノ他ノ物件又ハ勞務ハ内務大臣ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ非常徵發ヲ命スルコトヲ得

第二條 非常徵發ハ地方長官ノ徵發書ヲ以テ之ヲ行フ

第三條 非常徵發ヲ命セラレタルモノ徵發ノ命令ヲ拒ミ又ハ徵發物件ヲ藏匿シタルトキハ直ニ之ヲ徵用スルコトヲ得

第四條 徵發物件又ハ勞務ニ對スル賠償ハ其ノ地市場ニ於ケル前三年間ノ平均價格ニ依リ之ヲ定ム其ノ平均價格ニ依リ難キモノハ評價委員ノ評定スル所ニ依ル

第五條 非常徵發ノ命令ヲ拒ミ又ハ徵發物件ヲ藏匿シタルモノハ三年以下ノ禁錮三千圓未満ノ罰金ニ處ス徵發シ得ヘキ物品ニ關シ當該官吏員ニ對シ申告ヲ拒ミ又ハ虛偽ノ申告ヲ爲シタルモノ亦同シ

第六條 徵發物件ノ種類賠償手續評價委員ノ組織其ノ他本令ノ施行ニ必要ナル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

關東戒嚴司令官命令

第一號 本年勅令第四〇一號施行ニ關シ警視總監關係地方長官及警察官並郵便局長及電信局長ハ勅令第四〇一號施行地域内ニ於テ本司令官管掌ノ下ニ左ノ諸勤務ヲ施行スヘシ但シ之カ施行ハ罹災者ノ救護ヲ容易ニシテ不逞ノ舉ニ對シ之ヲ保護スル目的トスルヲ以テ克ク時勢ノ緩急ニ應ジ寬嚴宜シキニ適スルヲ要ス

一、警視總監及關係地方長官並ニ警察官ハ時勢ニ妨害アリト認ムル集會若ハ新聞雜誌廣告ヲ停止スルコト

二、警視總監及關係地方長官並ニ警察官ハ兵器彈藥等其ノ他危險ニ互ル諸物品ハ時宜ニ依リ之ヲ檢査シ押收スルコト

三、警視總監及關係地方長官並ニ警察官ハ時宜ニ依リ出入ノ船舶及諸物品ヲ檢査スルコト

四、警視總監及關係地方長官並ニ警察官ハ各要所ニ檢問所ヲ設ケ通行人ノ時勢ニ妨害アリト認ムル

モノ、出入ヲ禁止シ又ハ時機ニ依リ水陸ノ通路ヲ停止スルコト

五、警視總監及關係地方長官並ニ警察官ハ晝夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物、船舶中ニ立入檢察スルコト

六、警視總監及關係地方長官ハ本令施行地域内ニ寄宿スル者ニ對シ時機ニ依リ地境外ニ退去ヲ命スルコト

七、關係郵便局長及電信局長ハ時勢ニ妨害アリト認ムル郵便電信ハ開絨スルコト
大正十二年九月三日 關東戒嚴司令官 福田 雅太郎

第二號 軍隊ノ増加ニ伴ヒ警備完備スルニ至レリ依テ左ノ事ヲ命令ス

一、自警ノ爲メ團體若ハ個人毎ニ所要ノ警戒法ヲ執リアルモノハ豫メ最寄警備部隊憲兵又ハ警察官ニ届出テ其ノ指示ヲ受クヘシ

二、戒嚴地域内ニ於ケル通行人ニ對スル誰何、檢問ハ軍隊、憲兵及警察官ニ限り之ヲ行フモノトス
三、軍隊、憲兵又ハ警察官憲ヨリ許可アルニ非サレハ地方自警團及一般人民ハ武器又ハ兇器ノ携帯ヲ許サス

大正十二年九月四日

關東戒嚴司令官 福田 雅太郎

第二號 本年勅令第四〇二號ヲ以テ戒嚴施行地域ヲ千葉埼玉兩縣下ニ擴張セラレタルニ依リ關係地方長官及警察官並ニ郵便局長及電信局長ハ勅令第四〇二號施行地域内ニ於テ本司令官ノ管掌ノ下ニ左ノ諸勤務ヲ施行スヘシ但シ之カ施行ハ罹災者ノ救護並地方民心ノ安靜ヲ目的トスルヲ以テ能ク時勢ノ緩急ニ應シ寬嚴宜シキニ適スルヲ要ス

一、關係地方長官並警察官ハ時勢ニ妨害アリト認ムル集會若ハ新聞紙雜誌廣告ヲ停止スルコト
二、關係地方長官並ニ警察官ハ兵器彈藥等其他危險ニ互ル諸物品ハ時宜ニ依リ之ヲ検査シ押收スルコト

關係地方長官並ニ警察官ハ時宜ニ依リ出入ノ船舶及諸物品ヲ検査スルコト
三、關係地方長官並ニ警察官ハ各要所ニ檢問所ヲ設ケ通行人ノ時勢ニ妨害アリト認ムルモノ、出入ヲ禁止シ又ハ時機ニ依リ水陸ノ通路ヲ停止スルコト

四、關係地方長官並ニ警察官ハ晝夜ノ別ナク人民ノ家屋建造物船舶中ニ立入り檢察スルコト

五、關係地方長官並ニ警察官ハ本令施行地域内ニ寄宿スルモノニ對シ時機ニ依リ地境外ニ退去ヲ命

スルコト

六、關係郵便局長及電信局長ハ時勢ニ妨害アリト認ムル郵便、電信ハ開絨スルコト

大正十二年九月五日

關東戒嚴司令官 福田雅太郎

關東戒嚴司令官注意

一、朝鮮人ニ對シ其ノ性質ノ善惡ニ拘ハラス無法ノ待遇ヲナスコトハ絕對ニ慎メ等シク我同胞ナルコトヲ忘レルナ

二、總テノ鮮人カ惡イ企テヲシテ居ル様ニ思フノハ大間違デアルコシナ噂ニアヤマラレテ之ニ暴行ヲ加ヘタリシテ自ラ罪人トナリ一、二ノ惡者ノ謀ニ乗セラレル様ナ馬鹿ナ目ニ遇フナ

上京者ニ告ク

關東戒嚴司令部

一、今ヤ罹災者ニ對シテハ充分ノ手配ヲ爲シ得ルニ至レルモ一般上京者多クシテ救濟ノ實行ヲ困難ナラシム眞ニ救濟ノ意アルモノハ上京ヲ見合セヨ

一、罹災民ヲ救フ最善ノ方法ハ一般民ノ上京セサルニアリ

一、上京者多數デスト 1、自分達モ難義ヲシマス 2、罹災者ノ救濟ヲ手後レサセデ スカ

ヲオ互ニ上京ヲ見合セマセウ

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ治安維持ノ爲ニスル罰則ニ關スル件裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政 名

大正十二年九月七日

內閣總理大臣
各省大臣

勅令第四百三號

出版通信其他何等ノ方法ヲ以テスルヲ間ハス暴行騷擾其ノ他生命身體若クハ財産ニ危害ヲ及ホスヘキ犯罪ヲ煽動シ安寧秩序ヲ紊亂スルノ目的ヲ以テ治安ヲ害スル事項ヲ流布シ又ハ人心ヲ惑亂スルノ目的ヲ以テ流言浮説ヲ爲シタル者ハ十年以下ノ徵役若クハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年九月七日

關東戒嚴司令部

勅令第四〇四號 大正十二年九月七日公布

第一條 大正十二年九月一日以前ニ發生シ同日ヨリ同年四月三十日迄ノ間ニ於テ爲スヘキ私法上ノ金錢債務ニシテ債務者が東京府、神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣、千葉縣、及震災ノ影響ニ依リ經濟上ノ不安ヲ生スル虞アル勅令ヲ以テ指定スル地區ニ住所又ハ營業所ヲ有スルモノニ付テハ三十日間其ノ支拂ヲ延期ス但シ債務者カ其ノ地區外ニ他ノ營業所ヲ有スル場合ニ於テ該營業所ノ取引ニ關スル債務ニ付テハ此ノ限リニ在ラス

震災ノ影響ニ因リ必要アルトキハ勅令ノ定ムル處ニ依リ前項ノ規定ハ大正十二年十月一日以後ニ支拂ヲ爲スヘキ私法上ノ金錢債務ニ付之ヲ適用スルコトヲ得
前項ノ規定中三十日ノ期間ハ之ヲ延長スルコトヲ得

第二條 左ニ掲クル支拂ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セス

- 一、國府縣其ノ他公共團體債務ノ支拂
- 二、給料及勞銀ノ支拂
- 三、給料及勞銀ノ支拂ノ爲ニスル銀行豫金ノ支拂
- 四、前記以外銀行豫金ノ支拂ニシテ一日百圓以下ノモノ

第三條 手形其ノ他之ニ準スヘキ有價證券ニ關シ大正十二年九月一日ヨリ同年同月三十日迄ノ間ニ第

一條ニ規定スル地區ニ於テ權利保存ノ爲ニヨリテ其ノ効力ヲ有ス

第一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕茲ニ緊急必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ生活必需品ニ關スル暴利取締ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

攝 政 名

大正十二年九月七日

內閣總理大臣
各省大臣

勅令第四百五號

震災ニ際シ暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ生活必需品ノ買占若クハ賣措ヲ爲シ又ハ不當ノ價格ニテ其ノ販賣ヲ爲シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

震災ニ關スル法令其暇訓告示

前項ノ生活必需品ノ品目ハ命令ヲ以テ之ヲ指定ス

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

北足立郡訓令第三號 町 村 長

今般埼玉縣告諭第一號及第二號ヲ以テ震災ニ對スル罹災民ノ救護民心ノ安定及善後ノ措置ニ關シ告

諭ヲ發セラル

各位深ク此ノ趣旨ヲ體シ之カ徹底ヲ期セラルヘシ

大正十二年九月九日 埼玉縣北足立郡長 小 川 與 之 助

文部省告諭臨第一號

今次未曾有ノ震災ニ因リ學校ノ破壊燒失セシモノ甚タ多ク當分罹災地學生生徒兒童等ノ修學上困難ナル事情尠カラサルハ洵ニ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ予ハ關係諸員ヲ督勵シテ出來得ル限り之カ善後ノ方策ヲ講シツ、アリ諸子ハ自重自制其ノ健康ノ保全ニ留意シ平素ノ修養ヲ發揮シテ或ハ罹災者救護ニ關スル事業ニ奉仕シ或ハ人心安定ニ必要ナル施設ニ助力シ以テ非常變災時ニ處スルノ途ヲ誤ラサル様努

メラルヘシ震災地以外ノ學生生徒兒童等ニ在リテハ災害ニ罹レル薄倖ナル學生生徒ニ對シテハ勿論一般罹災者ニ對シ深厚ナル同情ヲ注キ奉公博愛ノ美德ヲ實踐シ以テ其ノ本分ヲ全ウセラレムコトヲ切望ス

大正十二年九月九日

文部大臣 岡 野 敬 次 郎

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ東京府神奈川縣等ニ於ケル現任府縣會議員ノ任期等ニ關スル件裁可シ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

攝 政 名

大正十二年九月十二日

各 大 臣

勅令第四百九號

東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣及靜岡縣ニ於ケル現任府縣會議員ハ其ノ任期満了スルモ後任議員選舉ノ期日ノ前日迄在任ス

前項ニ規定スル府縣ニ於テハ前項ニ規定スル選舉ノ期日ノ前日迄府縣會議ノ補闕選舉ハ之ヲ行ハス

震災ニ關スル法令其他訓告示

第一項後任議員選舉ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム第一項ニ規定スル府縣ニ於テハ大正十二年ニ調製スヘキ府縣會議員ノ選舉人名簿ニ關スル府縣制第九條乃至第十二條ニ規定スル期日及期限ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依ル

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ震災被害者ニ對スル租税ノ減税等ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政 名

大正十二年九月十二日

各省大臣

勅令第四百十號

第一條 政府ハ震災被害者ノ納付スヘキ大正十二年分ノ第三種所得税及營業税ニ付各納税者ノ被害ノ狀況ニ應シ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ免除又ハ輕減スルコトヲ得

第二條 政府ハ震災地ニ於テ大正十二年度ニ納付スヘキ左ノ租税ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ徵收

ヲ猶豫スルコトヲ得

一、地租 二、所得税 三、營業税 四、相續税

第三條 第一條ノ震災被害者及前條ノ震災地ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ生活必需品竝土木又ハ建築ノ用ニ供スル器具機械及材料ノ輸入税ノ低減又ハ免除ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政 名

大正十二年九月十二日

各省大臣

勅令第四百十一號

政府ハ震災ノ影響ニ因リ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ指定シ生活必需品竝土木又ハ建築ノ用ニ供スル器具機械及材料ノ輸入税ヲ低減又ハ免除スルコトヲ得

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

震災ニ關スル法令其他訓告示

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ震災地ノ行政廳ノ權限ニ屬スル處分ニ基ク權利利益ノ存續期間等ニ關スル件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政 名

大正十二年九月十二日

各省大臣

勅令第四百十二號

震災地ノ行政廳ノ權限ニ屬スル處分（大正十二年九月一日以前ニ爲シタルモノ）ニ基ク權利利益ノ存續期間ニシテ大正十二年九月一日ヨリ大正十三年三月三十一日迄ノ間ニ滿了スヘキモノハ之ヲ大正十三年三月三十一日ニ滿了スルモノト看做ス但シ本令ノ施行前又ハ施行後法令ニ依リ其ノ權利利益ノ消滅スヘキ旨ノ指令其ノ更新ヲ許ササル旨ノ指令其ノ他其ノ存續期間ノ滿了ニ關スル特別ノ指令アリタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ニ依リ延長セラレタル期間ハ行政處分ニ依リ之ヲ短縮スルコトヲ得

震災ノ爲大正十二年九月一日ヨリ同年十月三十日迄ノ間ニ行政廳ニ對シテ爲スヘキ出願、請求其ノ他ノ手續ヲ懈怠シタル場合ニ於テ大正十二年十月三十一日迄ニ其ノ手續アリタルトキハ當該行政廳ハ

其ノ懈怠ノ結果ヲ免レシムルコトヲ得

震災ノ影響ニ因リ必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期限ハ之ヲ延期スルコトヲ得
第一項ノ震災地ノ行政廳及權利利益並前四項ノ規定ノ施行ニ必要ナル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕震災地警備ノ事務ニ從事セシムル爲臨時職員設置ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政 名

大正十二年九月十二日

內閣總理大臣 伯爵 山本 權兵衛

內務大臣 子爵 後藤 新平

勅令第四百十三號震災地ノ警備ニ關スル事務ニ從事セシムル爲警視廳及神奈川縣ニ臨時左ノ職員ヲ置ク

警視廳 警視專任五人奏任 警部專任二十人判任

神奈川縣 警視專任二人奏任 警部專任八人判任

震災ニ關スル法令其他訓告示

警視廳ニ監察官三人神奈川縣ニ監察官一人ヲ置キ前項ノ警視ヲ以テ之ニ充ツ

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

訓示

刻下多事ノ際爰ニ各位ノ會同ヲ煩ハシタルハ主トシテ這次ノ震災ニ關スル本縣知事ノ告諭ヲ傳達シ併セテ之カ趣旨ノ普及徹底ヲ期センカ爲ナリ

却說這回ノ震災ハ曠古稀有ノ大慘事ニシテ東京神奈川ヲ始メ本縣ノ蒙リタル慘害夥シク殊ニ帝都并ニ横濱ハ之ニ火災ヲ伴ヒ三百年來ノ苦心ト努力トニヨリ建設シタル文明ノ誇リモ一場ノ夢ト化ス人畜ハ池魚ノ災禍ニ遇ヒ死傷顛々又算ナシ詎ソ痛惜ノ情ニ禁ヘン攝政宮殿下深ク御憂慮アラセラレ親シク優渥ナル御沙汰ヲ賜ヒ内帑ノ資ヲ賜ハル旨ヲ傳ヘラル國民水戚ニ就キ御軫念アラセラル深キ各位ト俱ニ恐懼感激ニ勝ヘサル所ナリ各國亦無類ノ同情ヲヨセ我同胞ヲ慰メムトスルノ舉アルヲ聞ク是亦各位ト共ニ深ク肝銘スル所ナリ本縣知事ハ九月八日ヲ以テ告諭ヲ發セラレ罹災者ノ救護被害ノ復舊并ニ此異常ノ事變ニ際スル縣民ノ嚮フ所ヲ示サレ相前後シ本官亦是等ニ關シ告諭シ或ハ指示通牒ニヨリ之カ實行ノ徹底ニ努メタルモ震動今尙休マス秋冷日ニ加ハリ罹災者ノ困苦慘狀名狀スル能ハサルモノアル

ヲ以テ縣郡共ニ最善ノ努力ヲ盡シテ救済ノ事ニ當リ各位亦全力ヲ舉ケテ諸般ノ事務ニ鞅掌セラレツハアリト雖此際更ニ一段ノ努力ニヨリ被害ノ復舊ヲ急キ同時ニ郡内有産階級者ノ同情ヲ集メ郷土ノ罹災者救護慰撫スルハ勿論一般罹災同胞ニ對シ憐シテ喜捨シ自治ノ特色ヲ發揮シ此機ヲ逸セス地主小作者間ニ融和親善ノ動機ヲ誘致シ勤勉力行不屈不撓ノ精神ヲ馴致シ人心荒ムコトナキ様百年ノ計ヲ樹テ地方振興ニ對シ全幅ノ努力ヲ致サレムコトヲ切望シテ止マサル所ナリ

尙本縣知事ノ告諭ハ別ニ之ヲ頒テ說示スル所アルヲ以テ協力一致之カ趣旨ノ貫徹普及ニ努メラレンコトヲ望ム

大正十二年九月十二日

北足立郡長 小川 與之助

朕東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル假設建築物ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政 名

大正十二年九月十五日

內閣總理大臣 伯爵 山本 權兵衛

內務大臣 子爵 後藤 新平

勅令第四百十四號

東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル大正十二年九月ノ震災ニ因リ火災ニ罹リタル地區ニ於テ大正十三年二月末日迄ニ建築ニ着手シ大正十七年八月末日迄ニ除却スル假設建築物ニ付テハ市街地建築物法第二條乃至第十一條及第十三條乃至第十五條ノ規定ヲ適用セス
東京府及神奈川縣ノ市街地建築物法適用區域内ニ於ケル前項ノ地區外ノ地區ニ於テ大正十三年二月末日迄ニ建築ニ着手シ大正十七年八月末日迄ニ除却スル建築物ニシテ救護其ノ他應急的施設ノ爲ニスルモノニ付亦前項ニ同シ

第一項ノ地區ノ範圍同項ノ假設建築物ノ構造並前項ノ建築物ノ種類及構造ハ內務大臣之ヲ定ム

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(參照) 大正八年四月法律第三十七號市街地建築物法抄錄

第廿五條 本法ノ全部又ハ一部ノ適用ヲ必要トセサル建物ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

朕大正十二年勅令第四百十二號ノ施行ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政 名

大正十二年九月十五日

內閣總理大臣 伯爵 山本 權兵衛

農商務大臣 男爵 田 健 治 郎

勅令第四百十五號

第一條 大正十二年勅令第四百十二號第五項ノ規定ニ依リ震災地ノ行政廳及權利利益左ノ如ク定ム

一、震災地ノ行政廳 農商務大臣 特許局長官 東京鑛務署長 東京府知事 神奈川縣知事

二、權利利益 試堀權 漁業權 特許權 商標權 工業所有權縣時法ニ依リ發生

シタル專用權 取引所營業 許可漁業 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ營業

度量衡器ノ檢定ノ效力 種牡牛檢査ノ效力 共同狩獵地ノ免許ノ效力

第二條 大正十二年勅令第四百十二號第一項ノ規定ニ依ル試堀權ノ存續期間延長ニ伴ヒ納付スヘキ試堀鑛區稅ハ大正十二年十二月中ニ之ヲ納付スヘシ

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

震災ニ關スル法令其他訓告示

内閣告示

我至仁至慈ナル天皇陛下ニハ今回震災ノ被害極メテ慘烈ナルヲ深ク軫念アラセラレ曩ニ内帑ノ資一千萬圓ヲ下シ賜ヒ今亦大詔ヲ煥發シテ惠撫慈養ノ道ヲ示シ給フ不肖就任後日尙淺ク此ノ風命ヲ拜シテ恐懼措ク所ヲ知ラス敢テ帝都復興ノ計ヲ立テ以テ上宸襟ヲ安シ奉リ下ハ數百萬罹災者ヲシテ生活ノ安定ヲ得シメムコトヲ期ス今回ノ震災ハ其ノ區域一府四縣ニ跨リ東京ヲ始メトシテ橫濱其ノ他湘南房總ノ地特ニ被害ノ劇シキモノアリ家屋ヲ燒盡シ父母骨肉ヲ喪ヒタル幾百萬ノ災民ハ殘壁燬瓦ノ間ニ竚ミテ食フニ糧ナリ着ルニ衣ナリ焦髮爛身命旦夕ニ迫ル者比々皆然リ在留外國官民ノ遭難者亦甚多シ是レ不肖ノ共ニ心痛己マサル所ナリ此時ニ際シ友邦ノ元首ヲ始メ各國官民ノ今次事變ニ對シ至大ナル救援ノ厚情ヲ表セラレタルハ不肖同胞ト共ニ感謝措ク能ハス但夫レ多數罹災民ハ概ネ能ク危急ヲ冒シ難苦ニ耐ヘ沈着ノ態度ヲ失ハサリシモ此ノ間多少ノ常軌ヲ逸シタル者アルヲ免カレス此ノ如キハ一時ノ誤解ニ外ナラサリシヲ以テ今ヤ全ク其ノ迹ヲ絶テリ固ヨリ今次ノ變災ニ方リ政府ハ夙ニ臨機ノ措置ヲ取リ戒嚴令ヲ布キ糧食ノ供給假令ノ急築ニ着手シ極力流言飛語ヲ禁遏シ非違ヲ警メ民間亦政府ト相呼應シテ賑恤救護ノ義舉ニ出ツル者多リ爲ニ焦眉ノ急ヲ拯フコトヲ得タリト雖一時ノ救恤ハ以テ災民持久ノ生活ヲ保障スルニ足ラス是ヲ以テ政府ハ銳意水陸交通ノ復活ヲ圖ハ財政ノ許ス限リニ於テ金融機關

ノ圓滑ヲ期シ衣食住ニ關スル必要品ヲ調達シテ遭難地方ニ提供シツ、アリ此場合ニ際シテハ官民俱ニ平時ノ條規ニ膠柱セス公道ニ基キ人情ニ酌シ便宜責任ヲ負ヒテ變通ノ道ニ開カムコトヲ切望ス憂フル所ハ此ノ稀有ノ天災ヲ奇貨トシ個人又ハ會社ノ生活必需品ヲ運用シ機ヲ見テ暴利ヲ征セムトスルニ在リ此ノ如キハ最モ戒飾セサルヘカラサル所ニシテ聖慮ヲ注カセ給フ所亦此ニ存ス各自能ク其ノ公德心ニ訴ヘテ私利ヲ後ニシ以テ多數同胞ト苦樂ヲ共ニスルノ覺悟アルヲ要ス例ヘハ保險事業ノ如キハ其ノ性質上社會公衆ノ安固ヲ目的トスルモノナルヲ以テ此ノ重大ナル事變ニ顧ミ幾十萬ノ信賴ニ負カサル様犧牲ノ精神ヲ發揮シテ慎重考慮ヲ盡シ當業者終局ノ利益ヲ期スヘク其ノ他米穀木材船舶等ノ當業者亦俱ニ營利ノ目的ヲ離レテ物資ノ配給ニ勉メ以テ同胞共榮ノ美ヲ濟サ、ルヘカラス政府ハ今ヤ極力物資ヲ豊富ニシテ之ヲ震災地ニ急送セシメ都鄙ノ別ナリ之カ公平ナル分配ニ勉メツ、アリ局ニ當ルノ所在官公吏ハ益々物資供給ノ敏活ヲ期シテ之カ普及ニ努力スヘク一般官公吏亦此ノ非常ノ場合ニ處シ心身ノ許ス限リ職務ニ執掌スヘシ殊ニ職ニ治安ノ任ニ在ル者ニ至リテハ懇切ニ民衆ヲ勞ハルト共ニ嚴密ニ非違ヲ戒メ以テ其ノ責務ヲ完フスヘシ願フニ東京ハ先帝登極ノ初特ニ車駕東行シテ親シク宮城ヲ定メサセ給ヒシ所爾來五十有六年ノ星霜ヲ閱シテ國都ノ規模既ニ備ハリ政治經濟ノ樞軸トナリ文教風化ノ湖叢トナリ中外ノ具ニ瞻望スル所ナリ之ヲ復興スルノ努力如何ハ世界列國ノ環視スル所我邦實力如

何ヲ知ルノ試金石亦此ニ在リ是ノ故ニ帝都ノ復興ハ單ナル一市府ノ問題ニ非スシテ實ニ帝國ノ隆運ヲ進暢スル國家重要ノ事業タリ隨テ其ノ方策ハ聖旨ヲ奉戴シ當ニ舊時ノ盛觀ヲ回復スルノミニ止マラス更ニ進シテ將來ノ發展ヲ豫想シ之カ計畫ヲ立テサルヘカラス之カ爲メ政府ハ先ツ帝都復興審議會ヲ特設シ朝野ノ衆智ヲ集メテ重要ノ案件ヲ審議シ別ニ適當ノ機關ヲ設ケ緩急序ヲ逐フテ着々其ノ成案ヲ實施セシメ以テ國都タルノ實ヲ完フセシムコトヲ期ス茲ニ恭シク大詔ヲ奉讀シテ仁慈ノ渥キニ感激シ恐懼己ム無之熟々考フルニ昌平日久シクシテ人心漸ク浮華ニ流レ放縱ニ走リ歷代ノ内閣累次ニ訓示策勵シナトモ積弊ノ馴致スル所容易ニ頽風ノ一轉ヲ見ス今ヤ非常ノ難局ニ際會シテ宸襟ヲ惱シ奉ルコト此ノ如シ是レ朝野一般竦然トシテ大ニ覺醒スヘキノ秋ナリ顧ミレハ罹災府縣數百萬ノ同胞ハ骨肉ニ別レ住家ニ離レ今尙短褐雨露ニ曝サレ一掬ノ玄米ニ縋命ヲ繫クノ情態ニ沈論セリ苟モ之ニ同情セハ人々相戒メテ華ヲ去リ實ニ就キ質素勤儉依テ得ル所ノ餘力ヲ以テ罹災同胞ノ救護ニ應シ同心協力進シテ帝都復興ノ難事業ニ至大ノ援助ヲ與ヘ興國ノ基ヲ固フシ以テ聖慮ニ副セ奉ルハ不肖ノ切望シテ己マサル所ナリ

大正十二年九月十六日

内閣總理大臣 伯爵 山 本 權 兵 衛

朕帝都復興審議會官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

攝 政 名

大正十二年九月十九日

内閣總理大臣 伯爵 山 本 權 兵 衛

勅令第四百十八號

帝都復興審議會官制

第一條 帝都復興審議會ハ内閣總理大臣ノ諮詢ニ應シ帝都其ノ他ノ震災地ノ復興ニ關スル重要ノ案件ヲ審議ス

第二條 帝都復興審議會ハ帝都其ノ他ノ震災地ノ復興ニ關スル重要案件ニ付内閣總理大臣ニ建議スルコトヲ得

第三條 帝都復興審議會ハ總裁一人委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 總裁ハ内閣總理大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 委員ハ國務大臣國務大臣タリシ者親任官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ之ヲ勅命ス

總裁ハ會務ヲ統理シ會議ノ議長ト爲ル總裁事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名スル委員其ノ

職務ヲ代理ス

- 第六條 帝都復興審議會ニ幹事長一人幹事若干人ヲ置ク
- 第七條 幹事長ハ委員ノ中ヨリ之ヲ勅命ス庶務ヲ掌理ス
- 第八條 幹事ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス幹事長ノ命ヲ承ケ庶務ヲ整理ス
- 第九條 委員ハ國務大臣ノ禮遇ヲ受ク

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

埼玉縣告示第三百十八號

本年九月勅令第四百九號現在府縣會議員ノ任期等ニ關スル件ニ依リ後任議員ノ選舉期日ハ内務大臣之ヲ定メラルヽヲ以テ本年八月埼玉縣告示第二百六十七號ハ之ヲ取消ス

大正十二年九月十八日 埼玉縣知事 堀 内 秀 太 郎

郡告示第十三號

本年九月執行ノ縣會議員總選舉ハ本年九月十八日埼玉縣告示第三百十八號ヲ以テ取消サレタルヲ以

テ本年九月一日北足立郡告示第十二號北足立郡選舉區ノ選舉會期日ハ之ヲ取消ス

大正十二年九月十九日 埼玉縣北足立郡長 小 川 與 之 助

内務省令第三十四號 警察賞與ニ關スル件左ノ通り之ヲ定ム

大正十二年九月二十一日 内務大臣 子爵 後 藤 新 平

大正十二年九月一日ノ震災ニ關シ東京府、神奈川縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣及靜岡縣ニ於テ警察上特ニ切勞アリタル者ニ對シ警察賞與規則ニ依リ廳府縣長官ノ授與スル金額ハ當分ノ内警察賞與規則施行細則第一條ノ規定ニ拘ラス左ノ區別ニ依ル

特別賞 金五百圓以下 普通賞 金百圓以下

特別賞ヲ授與スル場合ハ内務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ臨時物資供給ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

震災ニ關スル法令其他訓告示

御名 御璽

攝政 名

大正十二年九月二十二日

各省大臣

勅令第四百二十號 臨時物資供給令

第一條 政府ハ震災地ニ於ケル米穀以外ノ生活必需品并土木又ハ建築用ニ供スル器具機械及材料ノ供給ヲ圓滑ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ當該物資ノ買入、賣渡、交換、加工若クハ貯藏ヲ爲シ又ハ他人ニ委託シテ買入若ハ賣渡ヲ爲スコトヲ得
前項ノ物資ノ品目ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 政府ハ震災地ニ於ケル前條ノ物資ノ供給ヲ圓滑ナラシムル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ指定シ其ノ輸出ヲ制限又ハ禁止スルコトヲ得

第三條 政府ハ震災地ニ於ケル第一條ノ物資ノ供給ヲ圓滑ナラシムル爲必要アリト認ムルトキハ其ノ生産者取引業者倉庫業者其他占有者ニ對シ必要ナル事項ノ詔告ヲ命シ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ其ノ營業所倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ帳簿物件ヲ検査セシムルコトヲ得

第四條 前條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シ又ハ當該官吏ノ職務ノ執行ヲ妨ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金

ニ處ス

附則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認ム樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝國震法第八條第一項及第七十條第一項ハ依リ臨時物資供給特別會計令ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政 名

大正十二年九月二十二日

各省大臣

勅令第四百二十一號 臨時物資供給特別會計令

第一條 震災地ニ於ケル米穀以外ノ生活必需品并土木又ハ建築ノ用ニ供スル器具機械及材料ノ供給ヲ圓滑ナラシムル爲メニスル當該物資ノ買入賣渡歲出ハ之ヲ一般歲入歲出ト區分シ特別ノ會計ヲ立テシム

第二條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ會計ノ負擔ニ於ケル一億圓ヲ限リ借入ヲ爲スコトヲ得

震災ニ關スル法令其他訓告示

第三條 會本計ノ負擔ニ屬スル借入金ノ償還及利子支拂ニ必要ナル金額ハ國債整理基金特別會計ニ之ヲ繰入ルヘシ

第四條 本會計ハ借入金物資賣渡代金及附屬雜收入ヲ以テ歳入トシ物資ノ買入代金物資ノ買入賣渡交換加工貯藏及運搬ニ關スル諸費借入金ノ償還金及利子其ノ他諸費ハ以テ歳出トス

第五條 本會計ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 本會計ハ大正十四年三月三十一日迄ノ期間ヲ通シ一會計年度トシテ整理シ當該會計年度限リ之ヲ廢止ス

第七條 本會計廢止ノ際ニ於ケル收入支出其ノ他必要ナル事項ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕震災救護ノ爲ノ恩賜金及寄附金等ノ取扱ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

攝 政 名

大正十二年九月二十二日

內閣總理大臣 伯爵 山 本 權 兵 衛

大 藏 大 臣 井 上 準 之 助

勅令第四百二十二號

第一條 震災救護ノ爲ノ恩賜金及震災救護ノ目的ヲ以テスル寄附ニ係ル現金有價證券其ノ他ノ物件ハ本令ニ依リ臨時震災救護事務局ニ於テ之ヲ取扱フヘシ

第二條 有價證券及直接救護ノ用ニ適モサル物件ハ之ヲ換價スルコトヲ得

第三條 預入ニ係ル現金ニ對シテ大藏省預金部ハ通常預金利子ヲ附スヘシ

現金ニ關スル出納官吏ノ取扱手續ニ付テハ資金前渡官吏現金取扱ノ例ニ準スヘシ

附 則 本令ハ大正十二年九月二日ヨリ之ヲ適用ス

遞信省令第六十八號

大正十二年九月關東地方震災ノ爲所班毀損シ又ハ効用ヲ闕クヘキ虞アル未使用ノ郵便切手郵便葉書又ハ收入印紙ニシテ原形ヲ認メ得ヘキモノヲ所持スル者ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外大正十二年十月三十一日迄ニ東京遞信局又ハ同遞信局管内一、二等郵便局ニ郵便切手郵便葉書又ハ收入印紙ト引換方請求スルコトヲ得但シ郵便切手、郵便葉書又ハ收入印紙ノ相互引換ヲ請求スルコトヲ得ス

震災ニ關スル法令其他訓告示

前項引換ノ場合同價格ノ郵便切手郵便葉書在ラカルトキハ他ノ郵便切手同價格ノ收入印紙在ラサル
トキハ他ノ收入印紙ヲ以テ其價格ニ應シ引換ヲ爲スコトアルヘシ

大正十二年九月二十五日

逓信大臣 犬

養

毅

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鐵道省告示第百八十八號

震災地行政廳又ハ公共團體ニ附スル木材ニシテ積出港所在驛迄鐵道ニ依リ運送スルモノハ當分ノ内
行政廳又ハ公共團體ヲ荷送人及荷受人トシ貸切扱ニ依リ託送スル場合ニ限り普通運賃ノ五割ヲ低減ス
大正十一年九月二十六日 鐵道大臣 山 之 内 一 次

大藏省令第十八號

震災救護義損金出納事務規程左ノ通り定ム

大正十二年九月二十六日

大藏大臣 井 上 準 之 助

震災救護義損金出納事務規程

第一節 總 則

第一條 震災救護ノ目的ヲ以テ寄附ニ係ル現金有價證券及有價證券其ノ他ノ物件ノ換價代金并ニ利子

ハ本令ニ依リ之カ取扱ヲ爲スヘシ

前項ノ現金ハ之ヲ義損金ト稱ス

第二條 臨時震災救護事務局義損部專任委員ヲ主任出納官吏トシ北海道廳長官及府縣知事ニ分任出納

官吏トス

前項ニ掲クル者ノ外必要アルトキハ臨時震災救護事務局總裁ニ於テ分任出納官吏ヲ命スルコ
トヲ得

前二項ノ規定ニ依リ出納官吏タル者ハ當然義損金取扱主任官及有價證券取扱主任官タル職務
ヲ兼掌スルモノトス

第三條 震災救護ノ爲ノ恩賜金ハ本令ニ準シ取扱フヘシ

第二節 義損金ノ保管出納

第四條 主任出納官吏又ハ臨時震災救護事務局總裁ノ特ニ指定シタル分任出納官吏ニ非サレハ支拂ヲ
爲スコトヲ得ス

震災ニ關スル法令其他訓告示

第五條 出納官吏義損金ヲ領收シタルトキハ適宜ノ領收證書ヲ交付スヘシ

第六條 義損金取扱主任官ハ義損金ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第七條 義損金取扱主任官ハ其ノ任地所在ノ日本銀行（本店、支店又ハ代理店ヲ謂フ以下同シ）ヲ以テ其ノ預金取扱店ト爲スヘシ

第八條 義損金取扱主任官義損金ヲ預入レムトスルトキハ其ノ資格氏名及印鑑ヲ日本銀行ニ届出ツヘシ

第九條 義損金取扱主任官預金ノ拂込ヲ爲サムトスルトキハ預金部預金拂込書ヲ添ヘ現金ヲ日本銀行ニ拂込ミ預金部預金領收證書ノ交付ヲ受クヘシ

義損金取扱主任官ニシテ支拂ヲ當出納官吏ナル場合ニ於テハ日本銀行ヨリ小切手用紙及預金部預金帳ノ交付ヲ受クヘシ

第十條 分任出納官吏ハ主任出納官吏ニ對シ毎土曜日ニ義損金收支ノ現況ヲ報告スヘシ

第十一條 義損金取扱主任官預金ヲ隔地ノ出納官吏ニ送付スル必要アル場合ニ於テハ日本銀行ニ之カ送金ヲ請求シ送金濟通知書ノ交付ヲ受クヘシ

第十二條 義損金取扱主任官現金ノ支拂ヲ爲サムトスルトキハ出納官吏事務規程第三十一條及第三十

四條ノ規定ニ準シ預金額ヲ限度トシテ記名式持參人拂ノ小切手ヲ振出シ支拂ノ手續ヲ爲スヘシ

第十三條 本節ニ定ムルモノヲ除クノ外義損金ノ保管出納ハ出納官吏事務規程第一章、第三章、第六章及第七章ノ例ニ依ル

第三節 有價證券ノ受拂保管

第十四條 有價證券取扱主任官ハ有價證券ヲ其ノ任地所在ノ日本銀行ニ寄託スヘシ

第十五條 有價證券取扱主任官有價證券ヲ寄託セムトスルトキハ適宜ノ寄託書ヲ添ヘ日本銀行ニ送付シ受託證書ノ交付ヲ受クヘシ

第十六條 有價證券取扱主任官ハ毎土曜日ニ有價證券受拂ノ現況ヲ臨時震災救護事務局ニ報告スヘシ

第十七條 臨時震災救護事務局總裁有價證券ヲ換價セムトスルトキハ有價證券取扱主任官ニ命シ時價ヲ以テ日本銀行ヲシテ之ヲ賣拂ハシムヘシ

義損金取扱主任官日本銀行ヨリ有價證券賣拂代金ヲ預金額ニ振替整理濟ノ通知ヲ受ケタルトキハ關係帳簿ノ整理ヲ爲スヘシ

第十八條 第五條第七條及第八條ノ規定ハ有價證券ノ受拂ニ付之ヲ準用ス

第十九條 本節ニ定ムルモノヲ除クノ外有價證券ノ受拂保管ハ政府保管有價證券取扱規程ノ定ムル所

ニ依ル

附則 本令ハ大正十二年九月二日ヨリ之ヲ適用ス

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ帝都復興院官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政 名

大正十二年九月二十七日

內閣總理大臣 伯爵 山 本 權 兵 衛

內務大臣 伯爵 後 藤 新 平

農商務大臣 男爵 田 健 治 郎

勅令第四百二十五號 帝都復興院官制

第一條 帝都復興院ハ內閣總理大臣ノ管理ニ屬シ東京及橫濱ニ於ケル都市計畫都市計畫事業ノ執行及

市街地建築物法ノ施行其ノ他ノ復興ニ關スル事務ヲ掌ル

帝都復興院ハ前項ノ外臨時物資供給令ノ施行ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 帝都復興院ニ左ノ職員ヲ置ク

總裁 親任

副總裁 二人勅任

技監 一人勅任

理事 七人勅任

書記官 專任十五人奏任

事務官 專任三十人奏任

技師 專任百五人奏任 內十人ハ勅任ト爲スコトヲ得

屬 專任百五十人判任

技手 專任三百五十人判任

前項事務官ノ外內閣總理大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ內閣ニ於テ事務官ヲ命スルヲ得

第三條

帝都復興院ニ總裁官房及左ノ六局ヲ置ク

計畫局 土地整理局 建築局 土木局 物資供給局 經理局

震災ニ關スル法令其他訓告示

第四條 總裁官房ニ於テハ機密、人事、文書其ノ他各局ニ屬セサル事項ニ關スル事務ヲ掌ル

第五條 計畫局ニ於テハ都市計畫其ノ他復興計畫ニ關スル事務ヲ掌ル

第六條 土地整理局ニ於テハ土地ノ整理ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 建築局ニ於テハ市街地建築物法ノ施行其ノ他建築ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 土木局ニ於テハ都市計畫事業其ノ他ノ復興事業ノ執行ニ關スル事務ヲ掌ル

第九條 物資供給局ニ於テハ臨時物資供給令ノ施行其ノ他復興事業ニ要スル諸材料ノ調達ニ關スル事務ヲ掌ル

務ヲ掌ル

第十條 經理局ニ於テハ豫算決算其他諸會計ニ關スル事務ヲ掌ル

第十一條 第二條職員ノ他院務ニ參與セシムル爲參與及參事ヲ置ク參與及參事ハ内閣總理大臣ノ奏請

ニ依リ關係各廳高等官又ハ學校經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ス

參與ハ勅任官ノ待遇參事ハ奏任官ノ待遇トス

但本官ヲ有スル者ニ付テハ本官ノ受クル待遇ニ依ル

第十二條 總裁ハ所屬職員ヲ統督シ院務ヲ總理シ判任、以下ノ進退ヲ專行ス

第十三條 副總裁ハ總裁ヲ輔佐シ總裁事故アルトキハ内閣總理大臣ノ指名シタル副總裁其ノ職務ヲ代

理ス

第十四條 技監ハ技術ヲ統理ス

第十五條 局ニ局長ヲ置キ理事ヲ以テ之ニ充ツ

局長ハ上官ノ命ヲ受ケ局務ヲ處理ス

第十六條 理事ニシテ局長タラサルモノハ上官ノ命ヲ受ケ院務ヲ掌ル

第十七條 書記官及事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

第十八條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十九條 屬ハ上官ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第二十條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ従事ス

第二十一條 帝都復興院ニ評議會ヲ置ク

評議會ハ總裁ノ諮詢ニ應シ重要事項ヲ調査審議ス

第二十二條 評議會ハ會員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時評議員ヲ置クコトヲ得

第二十三條 會長、評議員及臨時評議員ハ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第二十四條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル

第二十五條 評議會ニ幹事ヲ置ク内閣總理大臣奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス

第二十六條 評議會ニ書記ヲ置ク内閣ニ於テ之ヲ命ス書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大詔煥發ニ對スル訓示

本年九月一日ノ激震ハ振古未曾有ノ變事ニシテ其ノ災映亦言語ニ絶セリ此秋ニ際リ我カ仁慈ナル天皇陛下ニハ大詔ヲ煥發シテ人心歸向ノ規準ヲ垂レ給ヒ更ニ内閣總理大臣ハ告諭シテ官民俱ニ非常ノ時ニ際コノ方途ヲ示サレ本縣知事亦本月二十一日ヲ以テ告諭ヲ發シ縣下民心ノ歸向ニ關シ懇諭セラレタリ本官亦此ノ意ヲ承ケ更ニ其ノ内容ニ就テ說示スル處アルヘキモ要ハ各自皆其ノ分ニ應シ能ク其ノ業ニ勵ミ節制アル行動ヲ執リ協心戮力以テ本縣ノ慘害ト帝國ノ大災映トヲ恢興スルノ覺悟ヲ持スルニア位ハ深ク此ノ意ヲ體シ慎重其ノ旨趣ヲ敷衍傳達シ以テ徹底ト實行トニ最善ノ力ヲ致サレムコトヲ

大正十二年九月二十九日

北足立郡長 小 川 與 之 助

朕大正十二 勅令第四百十號震災被害ニ對スル租税ノ減免ニ關スル件ノ施行ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

攝 政 名

大正十二年九月三十日

内閣總理大臣 伯爵 山 本 權 兵 衛
大 藏 大臣 井 上 準 之 助

勅令第四百三十三號

第一條 大正十二年勅令第四百十號第三條ノ規定ニ依リ震災地及震災被害者左ノ如ク定ム

- 一 震災地 東京府(西多摩郡及小笠原島ヲ除ク) 神奈川縣 埼玉縣(秩父郡、兒玉郡及大里郡ヲ除ク) 千葉縣、千葉市、千葉郡、市原郡、東葛飾郡、君津郡、安房郡 山梨縣 中巨摩郡花輪村、東八千代郡、富士見村、南巨摩郡飯澤村、南都留郡明見村、中野村、忍野村、靜岡郡 沼津市、田方郡、駿東郡、賀茂郡
- 二 震災被害者 大正十二年九月一日ノ震災(之ニ伴フ火災又ハ海嘯ヲ含ム以下同シ)ニ因リ損害ヲ受ケタル者

震災ニ關スル法令其他訓告示

第二條

震災被害者中政府ノ決定シタル所得金額一萬圓以下（同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル）ノ者ニシテ自己（同居ノ戸主又ハ家族ヲ含ム）ノ所有ニ係ル其ノ住宅又ハ家財ノ過半カ震災ニ因リ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルモノニ付テハ大正十二年分第三種ノ所得ニ對スル所得稅ヲ免除ス

第三條

震災被害者ニシテ前條ニ該當セサルモノノ大正十二年分第三種ノ所得ニ付テハ政府ノ決定シタル所得金額中ヨリ左ノ金額ヲ控除シ其ノ殘所得金額ニ付 所得稅法第二十三條ノ規定ヲ適用ス

一 所得稅法第十四條第一項第六號ノ所得ノ基因タル自己所有ノ家屋其ノ他ノ建築物、船舶機械、器具商品原料等カ震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ損害見積金額

二 自己（同居ノ戸主又ハ家族ヲ含ム）ノ所有ニ係ル其ノ住宅又ハ家財カ震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタルトキハ左ノ金額

甲 住宅又ハ家財ノ過半カ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキハ
所得金額中一萬圓以下ノ金額（同居戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下同シ）ノ全部

同 一萬圓ヲ超エ二萬圓以下ノ金額ノ八割
同 二萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ六割
同 五萬圓ヲ超エ十萬圓以下ノ金額ノ四割
同 十萬圓ヲ超エル金額ノ二割

乙 住宅又ハ家財ノ損害甲ノ程度ニ達セサルモ其ノ損害著シキトキ
所得金額中一萬圓以下ノ金額（同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下同シ）ノ五割

同 一萬圓ヲ超エ二萬圓以下ノ金額ノ三割
同 二萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ二割
同 五萬圓ヲ超エル金額ノ一割

丙 住宅又ハ家財ノ損害乙ノ程度ニ達セサルトキ
所得金額一萬圓以下ノ金額（同居ノ戸主又ハ家族ノ分トノ合算額ニ依ル以下同シ）ノ二割

同 一萬圓ヲ超エ五萬圓以下ノ金額ノ一割

三 第一號又ハ前號ノ規定ノ適用ヲ受クル者所得税法第十四條第一項第一號又ハ第六號ノ所得ニ付震災ノ影響ニ依リ收入ノ全部又ハ大部分ヲ得ルコヘ能ハサルニ至リタルトキハ當該所得ノ三分ノ一ニ相當スル金額

前項同居第二號ノ場合ニ於テ同居者一人毎ノ控除金額ハ各其ノ所得金額ニ案分シテ之ヲ計算ス震災被害者カ所得ノ基因タル自己ノ所有ノ家屋ニ住居スル場合ニ於テハ其ノ選擇ニ依リ第一項第一號又ハ第二號ノ規定ヲ適用ス

同一人ニシテ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トヲ有スル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ル控除ハ先ツ山林以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林ノ所得ニ及フ

第四條 所得税法第六十四條第一項ノ請求ヲ爲ス者ニ付テハ前條ノ規定ヲ適用セス

第五條 第三條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シ殘所得金額八百圓ニ滿タサルトキハ所得税ヲ免除ス所得税法第二十條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六條 震災ニ因リ所得税法第二十六條第一項ノ規定ニ依リ決定シタル大正十二年分第三種ノ所得金額ノ不明ト爲リタルモノニ付テハ政府ハ所得調査委員會ニ諮問シテ其ノ所得金額ヲ確定スヘシ

第七條 震災被害者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノ、大正十二年分營業稅第二期分ハ之ヲ免除ス

一 營業ノ用ニ供スル家屋其ノ他ノ築造物船舶機械、器具等ノ全部又ハ大部分カ震災ニ因リ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ

二 商品及原料品ノ全部又ハ大部分カ震災ニ因リ滅失シ又ハ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ

前項ノ規定ハ各營業場毎ニ之ハ適用ス但シ營業税法第十五條第二項ノ規定ニ依リ合算シテ營業稅ヲ課シタルモノニ付テハ各營業場ヲ通シテ之ヲ適用ス

第八條 前條ノ規定ニ依リ營業稅ノ免除ヲ受ケタル者ニ付テハ第一期分ニ相當スル稅額ヲ以テ營業ノ稅法第廿九條ノ其ノ年分營業稅額ト看做ス

第九條 震災被害者ノ大正十二年分營業稅ニ付營業税法第廿九條ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ營業ノ用ニ供スル自己所有ノ家屋其ノ他ノ築造物、船舶機械器具等カ震災ニ因リ滅失又ハ毀損シタル損害ノ見積額ヲ營業税法施行規則第五十五條ノ經費ト看做ス

第十條 震災ニ因リ營業税法第廿六條第一項ノ規定ニ依リ決定シタル大正十二年分營業稅課稅標準ノ不明ト爲リタルモノニ付テハ政府ハ營業稅調查委員會ニ諮問シテ其ノ課稅標準ヲ確定スヘシ

第十一條 第二條、第三條又ハ第七條ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業稅ノ免除第七條ノ規定ニ依リ所得稅又ハ營業稅ノ免除又ハ輕減ヲ受ケムトスル者ハ被害ノ狀況損害見積金額ヲ記載シタル申請書ヲ大正十三年一月三十一日迄ニ所轄稅務所ニ提出スヘシ

震災當時ニ於ケル納稅地カ震災地ニ在リタル納稅者ニシテ被害ノ事實顯著ナルモノ付テハ前項ノ申請ナキ場合ト雖政府ノ認ムル所ニ依リ所得稅又ハ營業稅ノ免除又ハ輕減ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ第三條ノ規定ニ依ル指除ヲ爲シタルトキハ其ノ殘所得金額ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ

第十三條 本令ニ依リ所得稅又ハ營業稅ノ免除又輕減ニ關スル處分ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第十四條 震災地ニ於テ納付スヘキ地租、所得稅(第二種所得ヲ除ク)營業稅及相續稅ニシテ納付未済ニ係ルモノ及大正十二年一月三十一日迄ニ納期限ノ到來スルモノニ付テハ其ノ徵收ヲ猶豫シ大正十二年十一月一日以後ニ以テ大藏大臣其ノ納期限ヲ定ム
震災地ニ於テ納付スヘキ地租、所得稅(第二種所得稅ヲ除ク)營業稅及相續稅ニシテ大正十二

年十一月一日以後ニ納期限ノ到來スルモノニ付テハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ其徵收ヲ猶豫ス

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

內務省令第三十九號

大正十二年勅令第四百〇九號ニ依リ埼玉縣會議員ノ選舉人名簿ニ關シ府縣制第九條乃至第十二條ニ規定スル期日及期限左ノ通り定ム

大正十二年十月八日 內務大臣 子爵 後 藤 新 平

第九條 第一項ノ選舉資格調査ノ期日ヲ十月十五日 選舉人名簿送付ノ期限ヲ十月三十一日トシ同 條 第二項ノ選舉人名簿調査期限ヲ十一月十四日トス

第十條 ノ選舉資格調査ノ期日ヲ十月十五日 選舉人名簿調製ノ期限ヲ十一月十四日トス

第十一條 ノ直接國稅届出ノ期ヲ十月二十日トス
第十二條 第一項ノ選舉人名簿縦覽期限ヲ十一月十九日ヨリ十五日間
異議ノ決定期限ヲ申立ヲ受ケタル日ヨリ十日以内トシ

同 條 第四項ノ選舉人名簿ノ確定期限ヲ大正十三年一月十四日確定名簿ノ据置期限ヲ其ノ年十二月十四日トシ

同 條 第九項ノ選舉資格調査ノ期日ヲ大正十二年十月十五日トス

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

朕陸軍軍人ノ正裝及禮裝ヲ爲スヘキ場合ニ關スル件ヲ制定シ之カ施行ヲ命ス

御 名 御 璽

攝 政 名

大正十二年十月十八日

陸軍大臣 男爵 田 中 義 一

軍令第六號

陸軍服裝規則ニ依リ正裝又ハ禮裝ヲ爲スヘキ場合ニ於テ今回ノ震災地ニアル者ニ限り當分ノ内特別ノ命令アル場合ヲ除クノ外通常禮裝ヲ用フ

省 令

遞信省令第七十八號

郵便規則、外國郵便規則、郵便私書函使用規則、約束郵便取扱承認規則、第三種郵便物認可規則及郵便切手類記號規則中震災地ニ適用スル特例ニ關スル件左ノ通り定ム

大正十二年十月十九日

遞信大臣 犬 養 毅

第一條 郵便規則第九條及外國郵便規則第九條ノ規定ニ依ル郵便ニ關スル料金還付請求期間ニシテ大正十二年九月一日ヨリ同年十一月三十日迄ニ滿了スルモノハ大正十二年十一月三十日ニ滿了スルモノト看做ス

第二條 郵便規則第十四條ノ三ノ規定ニ依リ承認セラレタル約束郵便ニシテ大正十二年九月一日ノ震災又ハ之ニ基ク火災ニ因リ二月ニ一回ノ差出ヲ爲スコト能ハサルモノハ同年十二月三十一日迄ニ差出ス場合ニ限り約束郵便物取扱承認規則第八條ノ規定ヲ適用セム

第三條 郵便規則第二十四條ノ一ノ規定ニ依リ約束郵便トシテ承認セラレタル印刷物ニシテ大正十二年九月一日ノ震災又ハ之ニ基ク火災ニ因リ同年九月中ニ刊行シ得サルモノハ同年十二月三十一日迄ニ刊行スル場合ニ限り毎月一回以上繼續刊行シタルモノト看做ス

第四條 大正十二年九月一日ノ震災又ハ之ニ基ク火災ニ因リ内容證明郵便物ノ認證謄本ヲ燒失セル郵便

便官署ハ其ノ燒失セル謄本ニ關シ郵便規則第四十三條ノ六及同規則第四十三條ノ七ノ規定ニ依ル請求ニ應セス

第五條

大正十二年九月一日ノ震災又ハ之ニ基ク火災ニ因リ罹災セル郵便官署ニ設置ノ郵便私書函使用用者ニシテ郵便官署ノ災害ニ因リ之ヲ使用スルヲ得サリシ期間ニ對スル郵便私書函使用料金ヲ其ノ使用回復ノ日ヨリ三十日內ニ請求スルトキハ使用停止期間ニ對スル日割額ヲ以テ之ヲ還付ス

第六條

第三種郵便物ノ認可ヲ受ケタル者ニシテ大正十二年九月一日ノ震災又ハ之ニ基ク火災ニ因リ最後發行ノ次ノ定日ヨリ起算シ三十日ヲ過キテ發行スルコト能ハサルモノニ對シテハ第三種郵便物認可規則第四條ノ一第二項ノ期間ヲ九十日ニ延長ス

第七條

郵便切手類記號規則第七條ノ期間ニシテ大正十二年九月一日ヨリ同年十二月三十一日迄ニ滿了スルモノハ大正十二年十二月三十一日ニ滿了スルモノト看做ス

第八條

大正十二年九月一日ノ震災又ハ之ニ基ク火災ニ因リ罹災セル郵便官署ニ於テ災害ニ依リ外國郵便規則第六十四條ノ締切豫告請求者ニ對シ其ノ豫告ヲ送付スルコト能ハサリシ期間ニ對スル豫告請求料金ハ豫告ヲ爲スコトヲ得ルニ至リタル日ヨリ三十日內ニ當該請求者ヨリ請求アル

ルトキハ豫告不能期間ニ對スル日割額ヲ以テ之レヲ還付ス

前項ノ還付料金ニ端數ヲ生シタル場合ニハ郵便規則第九條ノ二ノ規定ヲ準用ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ東京府神奈川縣、靜岡縣、埼玉縣及千葉縣內ニ之ヲ施行ス

逓信省令第七十九號 當分ノ内左ノ郵便切手ヲ發行ス

大正十二年十月十九日

逓信大臣 犬

養

毅

附則

本令ハ大正十二年十月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

形式及大サ

種類

刷色

紙質等

印刷面 豎廿二耗五
横十九耗



五	匣	淡黑色
一	錢五厘	青色
二	錢	橘栗色
三	錢	紅色
四	錢	綠色
五	錢	紫色
八	錢	赤色

抄紙ハ著色織緯及連點線渡込トス
當分ノ内切取目打及糊ヲ附セス

印刷面 堅廿二耗五
横十九耗



十 錢 褐 色
二十 錢 濃 青 色
八錢以下ノ切手ト同シ

逓信省令第八十號

當分ノ内震災地ニ於ケル電話加入名義及電話機設置場所變更ニ關スル件左ノ通り定ム

大正十二年十月十九日

逓信大臣 犬

養

毅

第一條 電話加入名義又ハ電話機設置場所ノ變更ニ關シテハ電話至急開通規則第十六條并ニ電話規則

第十二條及第二十二條ノ規定ヲ適用セス

第二條 電話加入名義ノ變更ハ所轄逓信局長ニ於テ公益上又ハ業務上支障アリト認ムルトキハ之ヲ承

認セス

第三條 電話機設置場所ノ變更ハ所轄逓信局長ニ於テ左記各號ノ一ニ該當スルモノト認メ且工事上及

業務上支障ナキ場合ニ限り請求ヲ受理ス

一、別ニ定ムル區域内ニ於ケルモノ 二、公益上必要ナルモノ 三、前號ニ準シ特ニ必

要ナルモノ

前項第三號ニ依ル電話機設置場所ノ變更ニ要スル物件及勞力ハ所轄逓信局長ノ指定スル所ニ
依リ之ヲ供給セシムルコトアルヘシ

第四條 本令ヲ適用スル電話加入者及第三條第一項第一號ノ區域ハ別ニ之ヲ告示ス

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

逓信省告示第千五百二十三號

大正十二年九月逓信省告示第千四百二十七號左記第三項中「午前八時ヨリ午後五時迄トス」ヲ「當
該局前ニ揭示ス」ニ改メ本日ヨリ之ヲ施行ス

大正十二年十月十九日

逓信大臣 犬

養

毅

〔參照〕 逓信省告示第千四百二十七號抄錄

大正十二年九月一日ノ震災ノ爲メ東京府、埼玉縣、神奈川縣、靜岡縣、千葉縣下ニ在ル郵便官署中
執務不能ノモノハ九月一日以降局務恢復ニ至ル迄臨時郵便事務ノ取扱ヲ停止シ又ハ其ノ取扱事務ノ制
限ヲ爲シタルニ付左記ノ通り心得ヘシ

震災ニ關スル法令其他訓告示

三郵便事務制限取扱局ノ郵便受付時間ハ午前八時ヨリ午後五時迄トス

逓信省令第八十一號 臨時郵便貯金及郵便爲替確認規則左ノ通り定ム

大正十二年十月二十日

逓信大臣 犬

養

毅

臨時郵便貯金及郵便爲替確認規則

第一條ヨリ第四十六條ニ至ル(省略)本規則ハ大正十二年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス(本規則各様式ハ本月二十三日掲載ノ豫定)

大藏省令第二十四號 大正十二年勅令第四百六號ニ依リ會計規則ニ對スル特例左ノ通り定ム

大正十二年十月二十日

大藏大臣 井 上 準 之 助

第一條 左ノ場合ニ於テハ當分ノ内指名競争ニ付シ又ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

一、震災救護ニ要スル物件ノ賣買貸借ヲ爲ストキ

二、震災地ニ於ケル工作物ノ修繕其ノ他應急工事ノ請負ヲ爲サシムルトキ

三、震災ニ基ク應急ノ必要ニ依リ物件ノ買入若ハ借入ヲ爲シ又ハ加工ヲ爲サシムルトキ

四、臨時物資供給令第一條ノ規定ニ依リ物資ノ買入若ハ賣渡ヲ爲シ加工ヲ爲サシメ之カ貯藏ノ爲倉庫ヲ借入レ又ハ他人ニ委託シテ之カ買入若ハ賣渡ヲ爲ストキ

五、震震地ニ於ケル供給ノ圓滑ヲ計ル目的ヲ以テ土木又ハ建築ノ用ニ供スル材料ノ加工又ハ貯藏ヲ爲ス者ニ對シ震災地ニ於テ三年内ノ期間ヲ以テ國有地ノ貸付ヲ爲ストキ

第二條 前條ノ規定ニ依リ又ハ震災地ニ於テ指名競争ニ付シ又ハ隨意契約書ノ作成ヲ省略シ當該官吏ノ指令ニ對シ相手方ノ提出スル請書ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得但シ不動産ノ賣買貸借ヲ爲ス場合ハ此ノ限リニ在ラス

前項ノ請書ニハ契約ノ目的履行期限保證金額、契約違反ノ場合ニ於ケル保證金ノ處分、危險ノ負擔其ノ他必要ナル事項ヲ詳細ニ記載スルコトヲ要ス

第三條 震災ニ基ク特別ノ事項ニ因リ必要アル場合ニ於テハ大正十三年三月三十一日限り會計規則第九十三條ノ規定ニ拘ラス工事又ハ製造ニ付其ノ既濟部分ノ金額迄ノ支拂ヲ爲スコトヲ得

附 則 本令ハ大正十二年勅令第四百〇六號施行ノ日ヨリ之ヲ適用ス

〔參照〕 大正十二年九月七日公布勅令第四百〇六號

震災ニ基ク特別ノ事項ニ因リ必要アル場合ニ於テハ大藏大臣ハ會計規則其ノ他ノ收入支出ニ關スル

震災ニ關スル法令其他訓告

命令ノ規定ニ對シ特例ヲ設クルコトヲ得

閣令第八號 大正十二年閣令第六號ハ大正十二年十月二十五日限り之ヲ廢止ス

大正十二年十月二十二日

內閣總理大臣 伯爵 山 本 權 兵 衛

〔參照〕 大正十二年九月十六日 閣令第六號ハ內閣恩給局長ノ管處ニ係ル恩給退隱料及遺族扶助料等ニ付本人ノ請求ニ依リ震災地受給者ニ對スル支給期日繰上及證書謄本亡失毀損シタルトキ特別謄本交付ニ關スル件ナリ

朕東京府、神奈川縣、埼玉縣所在ノ監獄ニ職員増置ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

攝 政 名

大正十二年十月二十四日

內閣總理大臣 伯爵 山 本 權 兵 衛
司 法 大 臣 平 沼 騏 一郎

勅令第四百五十三號

震災後ノ監獄ノ警備ノ爲必要アルトキハ震災應急費ノ範圍内ニ於テ東京府、神奈川縣及埼玉縣所在ノ監獄ヲ通シテ看守長十一人以内及看守百二十人以内ヲ増置スルコトヲ得

朕供託物ノ還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ關スル特例ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

攝 政 名

大正十二年十月二十六日

內閣總理大臣 伯爵 山 本 權 兵 衛
司 法 大 臣 平 沼 騏 一郎

勅令第四百五十九號

大正十二年九月一日ノ震災當時東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣又ハ靜岡縣ニ住所又ハ營業所ヲ有シタル者カ同日以前ノ供託ニ係ル金錢又ハ有價證券ノ還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ於テ其ノ請求ニ付司法大臣ノ定ムル書類ヲ提出スルコト能ハサルトキハ供託官吏ハ請求者ヲシテ大正十一年勅令第七十五條第一項ニ規定スル擔保物ノ提供ニ代ヘ保證人ヲ立テシムルコトヲ得

附 則 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

震災ニ關スル法令其暇訓告示

〔參照〕 大正十一年三月三十日公布 勅令第七十五號 供託物ノ還付又ハ取戻ヲ請求スル場合ニ關スル件 抄録

第一項 供託物ノ還付又ハ取戻ヲ請求スル者カ其ノ還付又ハ取戻ノ請求ニ付司法大臣ノ定ムル書類ヲ提出スルコト能ハサル場合ニ於テ供託官吏必要ト認ムルトキハ請求者ヲシテ其ノ還付又ハ取戻ニ因リテ生スルコトアルヘキ損害ノ擔保トシテ現金又ハ國債ヲ提供セシムルコトヲ得

郡告示第二十二號 本年十一月二十七日埼玉縣告示第三百九十六號ニ依リ執行ノ縣會議員總選舉北足立郡選舉區ノ選舉會ハ大正十三年一月二十六日午前八時ヨリ本郡役所内ニ之ヲ開ク

大正十二年十二月二十日 埼玉縣北足立郡長 小 川 與 之 助

詔書ニ對スル訓示

過般煥發セラレタル國民精神振作ニ關スル聖旨ノ徹底方ニツキ微意ノ存スル處ヲ披歷シ併セテ所懷ノ一端ヲ述ヘ以テ國民教學上ノ資ニ供セントス

謹テ按スルニ今回下賜セラレタル大詔ハ先帝陛下ノ宣示シ給ヒタル教育ニ關スル勅語及戊申詔書ニ

格遵シテ其ノ實効ヲ擧ケンコトヲ望マセ給ヒタルモノニシテ要ハ震後人心ヲ緊張一心スヘキノ時ニ於テ國民ノ胸底ニ潛ミ漸次隱微ナラントスル眞個ノ國民精神ヲシテ健益全ニ發揮セシメンコトヲ期セサセ給ヒタルモノト拜察セラル凡ソ健全ナル國民思想ハ國家存立ノ基調ニシテ國民發展ノ原動力ナラサレハ健全ナル國民思想ノ涵養ハ教育者タルモノ、夙夜之ヲ念トセサルヘカラサル所ナリトス近時社會ノ網紀漸ク張緩シ人心浮華輕佻ニ流レ學生生徒モ動モスレハ質實剛健ノ美風ヲ失ヒ奢侈遊惰ニ傾クノ弊アルコトハ一般識者ノ認ムル所ナリ又學術ノ進步ニ伴ヒテ泰西諸學說ノ流入スルモノ應接ニ遑ナク中ニハ我カ國體我カ國民性ト相容レサルモノアリテ爲ニ一般人心ヲシテ歸趣ニ迷ハシムルモノアルハ洵ニ寒心ニ堪ヘサル所ナリトス

今回優渥ナル詔書ヲ下シ給ヒテ道德ノ向上國民精神ノ振作更張ニ關シ其ノ嚮フ所ヲ示シ給ハル恐懼感激ノ極ナリトス教育者タルモノ須ラク我カ光輝アル歴史ノ成跡ヲ温ネ國民精神ノ由テ來ル所ヲ明ニシ確乎タル國民的信念ヲ涵養スルニ努メサル可ラニ固ヨリ思想ノ善導ハ之ヲ口ニスルコト容易ナリト雖之ヲ實現スルハ頗ル至難ノコトニ屬ス深ク社會ノ趨勢ヲ察シ思想變遷ノ由テ來ル所ヲ探究シ之ニ對應スルノ策ヲ講セサルヘカラス

近時物資文明ノ進步ニ比シ精神修ノ養却テ閑却セラル、モノアルハ又思想動搖ノ一因トシテ深ク省

察ヲ加フヘキ事項ニシテ宜シク智德併進ノ方途ヲ講セサルヘカラスサレハ兒童生徒ノ教養ニ關シテハ德性ノ涵養人格ノ養成ヲ重シ自發的學習ノ助長ニ努メ體育ヲ獎勵シテ剛健ノ氣風ヲ旺ナラシメンコトヲ要ス此ノ事タル常ニ教育者ノ口ニスル所ナリト雖然モ其効果ノ未タ十分ナラサルハ遺憾トスル所ナリ又徒ラニ外觀ニ流レテ内容ノ充實ヲ缺キ形式ニ偏重シテ却テ精神ヲ閑却スルノ嫌アルハ現今ノ學校教育ニ於ケル一般的通弊タルヲ感セスンハアラス各位ハ宜シク所屬職員ヲ統習シテ實踐躬行以テ聖旨ヲ奉行徹底ニ全力ヲ傾注セサルヘカラス

尙此機會ニ於テ特ニ本郡教育上ニ關シ一言スル所アラントス不肖本郡ニ着任以來日尙淺ク加フルニ着任勿々這般ノ大震災ニ遭遇シ之等事務ノ繁激ナルカ爲未タ郡内教育ノ狀況ヲ詳知スルコト能ハサルモ各位ノ精勵努力ニ依リ着々振興ノ域ニ向ヒツ、アルハ誠ニ欣幸トスル所ナリ然レトモ一面之ヲ統計上ノ數字ヨリ考察スル時ハ就學出席ヲ始メ高等小學校乃至中等學校入學志望者ノ方面ヨリ見タル向學思想ニ就テ或ハ二部教授實施町村ノ比較的多キ點ニ於テ又ハ實業補習學校圖書館等ノ普及程度ニ於テ又尙幾多振興ヲ要スヘキモノアルヲ感セスンハアラス若シ夫教育ノ實際ニ當リテハ各位ノ既ニ自覺セラル、所アルヘシト雖蓋シ亦改善ノ餘地少カラサルモノアラ

各位ハ躬ラ以テ聖訓ノ徹底ニ努ムルト共ニ此等施設ノ設備進展ニ向ツテ最善ノ努力ヲ致シ以テ本郡

教育ノ振興上更ニ一段ノ精勵ヲ加ヘラレンコトヲ望ム

大正十三年一月十九日

埼玉縣北足立郡長 小 川 與 之 助

埼玉縣北足立郡大正震災誌 完

大正十四年十二月二十日印
大正十四年十二月二十三日發

刷行

非賣品

編纂 埼玉縣北足立郡役所

印刷
發行人

東京市牛込區市ヶ谷田町一丁目十六番地

宮城伊兵衛

發行所

東京市牛込區市ヶ谷田町一丁目十六番地

昭文堂

電話牛込四六五番
振替東京三三四一〇番

發行所

總

支

堂

明
治
八
年

宮
縣
知
事
官

縣
社
王
縣
外
以
直
港
野
河

大
正
十
四
年
十
二
月
二
十
日

署
印

書庫
館內用

埼玉県立図書館



31049172